泊発電所 3 号炉審査資料					
資料番号 DB33-9 r.4.0					
提出年月日	令和4年8月5日				

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第33条 保安電源設備

令和4年8月 北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし

b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記3件

- ・吊り下げ設置型高圧遮断器を使用していない旨の記載の明確化のため、女川まとめ資料 2.1.1.1 (別添 2 含む) と同様の記述を 2.1.1.1.1 (補足 1 含む) に追記した。 【比較表 p33-72,76,320,321】
- ・泊発電所に接続する送電線等の経過地周辺における過去の気象データから平均風速 40m/s を超えた実績がないことを確認した旨の記載の明確化のため、女川まとめ資料別添 6 と同様の記述を 2.1.3 (補足 2) に追記した。【比較表 p33-152,373,374】
- ・開閉所設備等の耐震性評価に係る記載の明確化のため、女川まとめ資料(2.2.4.2.1(1)含む)と同様の記述を2.1.4.4.1に追記した。【比較表 p33-17,167,169,170】
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : 下記1件
 - ・送電鉄塔の設計に係る風圧荷重に係る記載の明確化のため、令和2年8月の電気設備の技術基準の解釈の改正に係る内容の記述を2.1.3 (補足2) に追記した。【比較表 p33-151】

2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 設備の相違

・保安電源設備の概要等について、「泊3号炉の保安電源設備の特徴」及び「系統概要図」に示す。 保安電源設備の構成・運用に差異があるが、泊3号炉と大飯3/4号炉の基準適合性の考え方に相違はない。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉

【泊3号炉の保安電源設備の特徴】

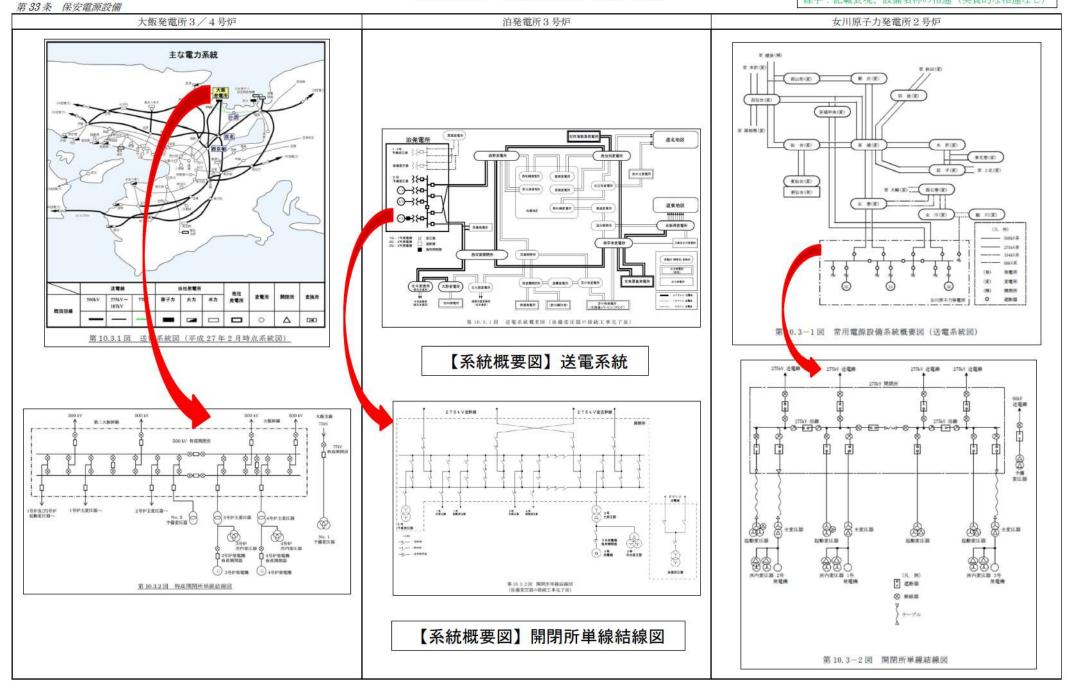
< 外部電源系及び非常用所内電源系>

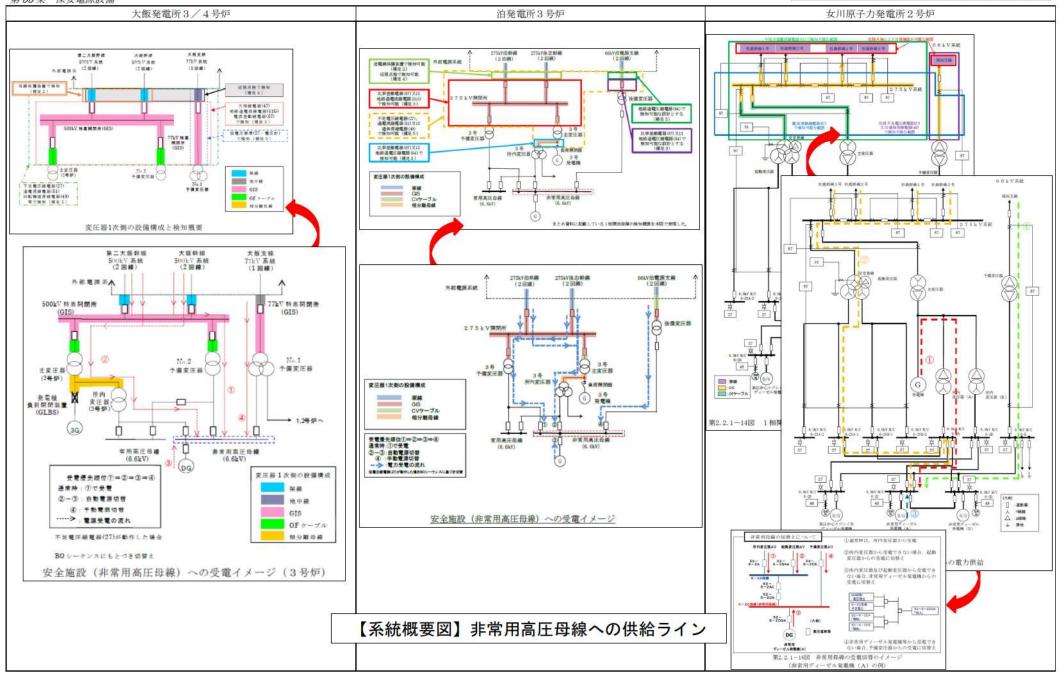
- 泊3号炉再稼働時の構成
 - ▶ 泊3号炉の外部電源系は、現状、送受電可能な275kV送電線(泊幹線及び後志幹線)2ルート4回線で電力系統に連系している。
 - ✓ 泊幹線(275kV 1ルート2回線)は西野変電所に連系し、後志幹線(275kV 1ルート2回線)は西双葉開閉所に連系している。
 - ✓ 275kV 送電系が連系する西野変電所及び西双葉開閉所の両方が停止とならない限り、275kV 送電系から電力の供給は維持される。
 - ▶ 275kV 送電系が連系する西野変電所及び西双葉開閉所の両方が停止となった場合には、非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線に電力が供給される。
 - ✓ 非常用高圧母線の受電優先順位:①予備変圧器(275kV系)⇒②所内変圧器(275kV系)⇒③ディーゼル発電機
- 泊3号炉再稼働後(66kV開閉所(後備用)及び後備変圧器設置後)の構成
 - > 泊3号炉再稼働後には、更なる信頼性向上対策として、現状の275kV 送電線に加えて、受電専用の66kV 送電線(泊電源支線)1ルート2回線を泊3号炉に接続する計画である。 (設置許可申請書には、66kV 送電系と連系することを踏まえた記載としている。なお、現状は仮設備(移動式の変電設備)にて 66kV 送電系と連系している。)
 - ✓ 66kV 送電線(泊電源支線)から,66kV 開閉所(後備用)及び後備変圧器を介して泊3号炉に接続する設計とする。
 - ✓ 泊電源支線(茅沼線及び泊支線を経由)(66kV 1ルート2回線)は国富変電所に連系する設計とする。
 - > 66kV 開閉所(後備用)及び後備変圧器を介した66kV 送電線(泊電源支線)接続後は、275kV 送電線2ルート4回線と66kV 送電線1ルート2回線の合計3ルート6回線で電力系統に連系する計画である。
 - > 275kV 送電系が全て停電して非常用ディーゼル発電機から非常用母線に電力を供給している場合にも、66kV 送電系が健全であれば 66kV 送電系から非常用高圧母線に電力を供給できる設計としている。
 - ✓ 非常用高圧母線の受電優先順位:①予備変圧器(275kV系)⇒②所内変圧器(275kV系)⇒③ディーゼル発電機⇒④後備変圧器(66kV系)
- 大飯3/4号炉の構成(参考)
 - ▶ 大飯3/4号炉に接続している外部電源系は、送受電可能な500kV送電線(大飯幹線及び第二大飯幹線)2ルート4回線と、受電専用の77kV送電線(大飯支線)1ルート1回線の合計3ルート5回線で電力系統 に連系している。
 - ✓ 大飯幹線(500kV 1ルート2回線)は西京都変電所に連系し、第二大飯幹線(500kV 1ルート2回線)は京北開閉所に連系している。 また、大飯支線(小浜線を経由)(77kV 1ルート1回線)は小浜変電所に連系している。
 - ▶ 500kV 送電系が連系する西京都変電所及び京北開閉所の両方が停止となった場合には、ディーゼル発電機から非常用高圧母線に電力が供給される。 ディーゼル発電機からの供給が停止となった場合には、77kV送電系から非常用高圧母線に電力が供給される。
 - ✓ 非常用高圧母線の受電優先順位:①No. 2予備変圧器(500kV系)⇒②所内変圧器(500kV系)⇒③ディーゼル発電機⇒④No. 1予備変圧器(77kV系)
- 女川2号炉の構成(参考)
 - > 女川2号炉に接続している外部電源系は、送受電可能な275kV送電線(牡鹿幹線及び松島幹線)2ルート4回線と、受電専用の66kV送電線(塚浜支線)1ルート1回線の合計3ルート5回線で電力系統に連系し ている。
 - ✓ 牡鹿幹線(275kV 1ルート2回線)は石巻変電所に連系し、松島幹線(275kV 1ルート2回線)は宮城中央変電所に連系している。 また、塚浜支線(鮎川線1号を一部含む。)(66kV 1ルート1回線)は女川変電所に連系している。
 - ▶ 275kV 送電系が連系する石巻変電所及び宮城中央変電所の両方が停止となった場合には、非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線に電力が供給される。 非常用ディーゼル発電機からの供給が停止となった場合には、66kV 送電系から非常用高圧母線に電力が供給される。
 - ✓ 非常用高圧母線の受電優先順位:①所内変圧器(発電機系、通常運転時のみ)⇒②起動変圧器(275kV系)⇒③ディーゼル発電機⇒④予備変圧器(66kV系)

< 1 相開放故障>

- 泊3号炉,大飯3/4号炉(参考),女川2号炉(参考)共通
 - 変圧器の1次側に破損が想定される架線の碍子はない。仮に導体の断線による1相開放が発生したとしても接地された管体、管路内に収納された構造であるため地絡が発生し検知可能である。
 - ▶ 1相開放故障が発生したバイロン2号機との類似箇所としては、送電線のGISへの引き込み部があるが、受電回線を複数確保することで電源の健全性を維持できる。 また、運転員が毎日実施する巡視点検にて架線部の故障を早期に検知できる。

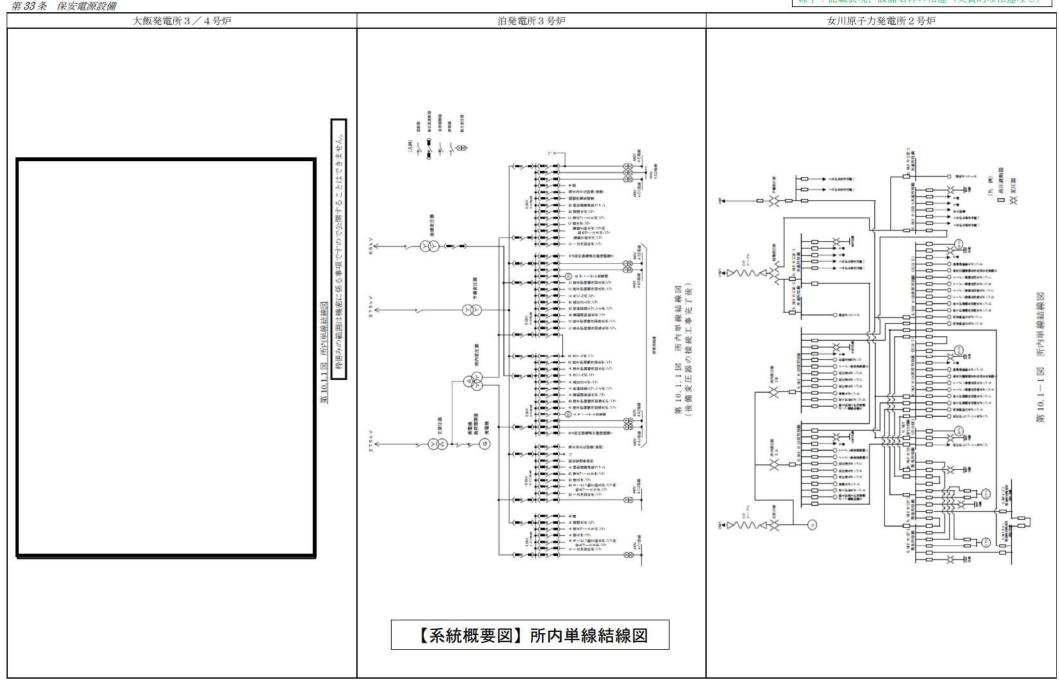
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)





青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑宇:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



第33条 保安電源設備

为 66 未 体 5 电		90 00	
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由

【比較表 (第33条 保安雷源設備) 差異理由一覧】

No.	7	赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)	3	青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)	1	録字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)
1	設備・運用の相違(1)	 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯:燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) →泊:ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵 	記載方針の相 違(1)	・治は既許可の記述に做った記載としている。	設備名称の相 違(1)	・大飯:燃料油貯蔵タンク→泊:ディーゼル発電機燃料油貯油槽
2	設備構成の相 違(2)	・電源設備の構成に差異があるが、既許可・既工認の内容・構成等を 踏まえた設備の構造・運用等を記載しているという点において同 等である。	記載方針の相 違(2)	 ・泊は繋がる設備が電力系統の場合は"連系",原子炉施設の場合は "接続"と用語を使い分けて記載しているが、実質的な相違はない。 	設備名称の相 違(2)	・大飯:N o . 2 予備変圧器→治:予備変圧器
3	設備構成の相違(3)	・外部電源系の構成等に差異があるが、互いに独立・分離した複数の 送電線を経由して原子炉施設に接続する送電線上流の電気所に連 系するという点において同等である。 ・大飯:500kV 送電線2ルート(大飯幹線、第二大飯幹線)4回線→ 泊:275kV 送電線2ルート(泊幹線、後志幹線)4回線 ・大飯500kV電気所:西京都変電所、京北開閉所→泊275kV電気所: 西野変電所、西双葉開閉所	記載方針の相 達(3)	・泊は送電線の上流側接続先の変電所及び開閉所を総称して"電気所"と記載しているが、大飯の"変電所"の記載と実質的な相違はない。	設備名称の相違(3)	・大飯: 蓄電池 (安全防護系用) →泊: 蓄電池 (非常用) ・大飯: 蓄電池 (一般用) →泊: 蓄電池 (常用) ・大飯: 直流き電盤→泊: 直流コントロールセンタ
4	設備設計等の 相達(4)	・泊はこれから設置する 66kV 開閉所 (後備用) の設計等を踏まえた 記載としている。 (これから設置するため "〜設計とする" として いる。) ・大飯: 77kV 送電線 1 ルート (大飯支線) 1 回線→泊: 66kV 送電線 1 ルート (泊電源支線) 2 回線 ・大飯 77kV 電気所: 小浜変電所 (小浜線を経由して連系) →泊 66kV 電気所: 国富変電所 (泊支線, 孝沼線を経由して連系)	記載方針の相 違(4)	・泊は送電鉄塔基礎の安定性評価にて参考とした「道路土工 切土工・ 斜面安定工指針」の内容を補足1に記載している。	設備名称の相 達(4)	・大飯:パワーセンタ→泊:パワーコントロールセンタ
5	設備設計等の 相違(5)	 泊はこれから設置する後備変圧器の設計等を踏まえた記載としている。(これから設置するため"〜設計とする"としている。) 大飯 77kV 変圧器: No. 1 予備変圧器→泊 66kV 変圧器:後備変圧器 	記載方針の相 違(5)	 泊は配置上のコンセプトを項目分けして記載しているが、大飯は 配置の考え方に含めて記載しており、実質的な相違はない。 	記載表現の相 違(5)	· 大飯: 個数→泊: 台数
6	設備・運用の相違(6)	 ・1相開放への対応に係る記載に差異があるが、1相開放の早期検知ができるようにするという点において同等である。 ・泊の275kV 送電線は複数回線との接続を確保することにより1相開放の影響を受けないようにしているが、1回線接続となる場合は早期検知ができるように引留部(架線部)の外観確認を行うこととしている。 	記載方針の相 違(6)	・大飯は 3/4 号炉同時申請による記載となっているが、泊は単独号 炉申請のため記載していない。	設備名称の相違(6)	・大飯:空冷式非常用発電装置→泊:代替非常用発電機
7	設備設計等の 相違(7)	 泊の 66kV 開閉所 (後備用) に接続する 66kV 送電線は架線部構造 のないケーブル引き込みによる設計とする。 				
8	設備設計等の 相違(8)	 ・津波への対策は異なるが、津波の影響を受けないエリア (津波の影響を受けない販地高さ又は防潮堤内) に設置するという点において同等である。 ・塩害への対策は異なるが、塩害を考慮して設備を設置するという点において同等である。 				
9	供給開始時間 の相違(9)	・代替交流電源から電力の供給が開始されるまでの時間に差異があるが、全交流動力電源喪失時に必要な容量の蓄電池を設けている点において同等である。				
10	設備構成の相 違(10)	 ・遮断器の種類に差異があるが、必要な遮断能力を有する遮断器を 使用するという点において同等である。 ・大飯:SF6 ガス遮断器→泊:真空遮断器 ・大飯:気中遮断器→泊:配線用遮断器 				
11	設備構成の相 違(11)	 ・開閉所一変圧器間のケーブルの有無に差異があるが、電力供給及び1相開放故障の検知ができる構成という点で同等である。 ・大飯:0Fケーブル→泊:CVケーブル 				
12	設備・対応手段 の相違(12)	 号炉間電力融通に使用する設備・対応手段に差異があるが、SA時に号炉間の電力融通を実施する点において同等である。 				

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

	7	42 S	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
第33条 保安電源設備	第33条 保安電源設備	第 33 条:保安電源設備	差異理由の説明は、本文差異箇所の初出に
<目 次>	〈目 次〉	〈目 次〉	記載している。(目次及び初出以降の記載
1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	は省略。差異理由の説明は「差異理由一覧」
1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	参照。)
1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	1.2 追加要求事項に対する適合性	
(1)位置、構造及び設備	(1) 位置、構造及び設備		
(2)安全設計方針	(2) 安全設計方針		
(3) 適合性説明	(3) 適合性説明		
1.3 気象等	1.3 気象等	1.3 気象等	
1.4 設備等(手順等含む)	1.4 設備等 (手順等含む)	1.4 設備等	
2. 保安電源設備(33 条関係)	2. 保安電源設備 (33 条関係)	2. 追加要求事項に対する適合方針	
		2.1 保安電源設備の概要	
		2.1.1 常用電源設備の概要	
a for the con-hors on the destrict	a make year to be to	2.1.2 非常用電源設備の概要	
2.1 保安電源の信頼性	2.1 保安電源の信頼性	2.2 保安電源の信頼性	
2.1.1 発電所構内における電気系統の信頼性	2.1.1 発電所構内における電気系統の信頼性	2.2.1 発電所構内における電気系統の信頼性	
2.1.1.1 機器の破損、故障その他の異常の検知と拡大防		2.2.1.1 安全施設に対する電力系統の異常検知とその拡	
上について	止について	大防止	
2.1.1.1.1 電気設備の保護	2.1.1.1.1 電気設備の保護	2.2.1.1.1 安全施設の保護装置について 2.2.1.1.1.1 送電線保護装置	
		2. 2. 1. 1. 1. 1	
		2.2.1.1.1.3 変圧器保護装置	
2.1.1.1.2 所内保護継電器	2.1.1.1.2 所内保護継電器	2.2.1.1.1.4 その他設備に対する保護装置	
2.1.1.2 変圧器 1 次側の 3 相のうち 1 相の開放が発生し	2.1.1.2 変圧器 1 次側の 3 相の うち 1 相の開放が発生し	2.2.1.1.2 1 相開放故障への対策について	
た場合	た場合	E. E. I. I. E. THIMINGHAM STATES	
	,	2.2.1.1.2.1 米国バイロン 2 号炉の事象の概要と問題点	
2.1.1.2.1 安全施設への電力供給について	2.1.1.2.1 安全施設への電力供給について	2.2.1.1.2.2 非常用高圧母線への電力供給について	
2.1.1.2.2 1 相開放故障の検知性について	2.1.1.2.2 1 相開放故障の検知性について	2.2.1.1.2.3 1相開放故障時における検知性	
2.1.1.2.3 各受電時系統毎の具体的な検知方法	2.1.1.2.3 具体的な検知方法		記載表現の相違
		2.2.1.1.2.4 1相開放故障時に非常用高圧母線へ電源供	
		給した場合の検知性	
		2.2.1.1.2.5 1 相開放故障時の対応操作について	
		2.2.1.1.3 電気設備の保護	
		2.2.1.2 電気系統の信頼性	
		2.2.1.2.1 系統分離を考慮した母線構成	
NOTES OF A COLUMN TO MERCHAN ARROWS ARROWS ARROWS ARROWS ARROWS	BI SI 17 18 S COURS CHARGES AND AND SI VI SENDER	2.2.1.2.2 電気系統を構成する個々の機器の信頼性	
2.1.1.3 電力の供給が停止しない構成	2.1.1.3 電力の供給が停止しない構成	2.2.1.2.3 非常用所内電源系からの受電時等の母線の切 替操作	
2.1.2 電線路の独立性	2.1.2 電線路の独立性	2.2.2 電線路の独立性	
2.1.2.1 大飯発電所3号炉及び4号炉への電線路の独立		2.2.2.1 外部電源受電回路について	記載表現の相違
性		2.2.2.2 複数の変電所又は開閉所との接続	
		2.2.2.2.1 変電所等と活断層等の位置	
		2.2.2.2.2 変電所又は開閉所の停止想定	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電	前 2 号炉 差異理由
2.1.2.1.1 西京都変電所全停電時の供給系統 2.1.2.1.1 西野変電所全停電時の供給系統 2.2.2.2.2.1 石巻変電所全係	停時の供給系統 設備構成の相違(3)
2. 1. 2. 1. 2 京北開閉所全停電時の供給系統 2. 1. 2. 1. 2 西双葉開閉所全停電時の供給系統 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2 宮城中央変電所	所全停時の供給系統 設備構成の相違(3)
2.1.2.1.3 小浜変電所全停電時の供給系統 2.2.2.2.3 女川変電所全体	停時の供給系統 設備構成の相違(3)
2.1.3 電線路の物理的分離 2.1.3 電線路の物理的分離 2.2.3 電線路の物理的分離	
2.1.3.1 送電線の物理的分離 2.1.3.1 送電線の物理的分離 2.2.3.1 送電鉄塔への架線	方法について
2.1.3.2 送電線の交差箇所・近接区間の概要について 2.1.3.2 送電線の交差箇所・近接区間の概要について	
2.1.3.2.1 送電線の交差箇所について 2.1.3.2.1 送電線の交差箇所について	
2.1.3.2.2 送電線の近接区間について 2.1.3.2.2 送電線の近接区間について	
2.1.3.2.3 500 k V 大飯幹線と500 k V 第二大飯幹	設備設計等の相違(4)
線4回線同時停止した場合	設備設計等の相違(5)
2.1.3.3 変電所等と活断層の位置 2.1.3.3 変電所等と活断層の位置	
2.1.3.3.1 西京都変電所について 2.1.3.3.1 西野変電所について	設備構成の相違(3)
2.1.3.3.2 京北開閉所について 2.1.3.3.2 西双葉開閉所について	設備構成の相違(3)
2.1.3.3.3 小浜変電所について 2.1.3.3.3 国富変電所について	設備構成の相違(3)
2.1.3.3.4 66kV 送電線の津波影響について	設備設計等の相違(4)
2.2.3.2 送電線の信頼性向	上対策
2.1.3.4 鉄塔基礎の安定性 2.1.3.4 鉄塔基礎の安定性 2.2.3.2.1 鉄塔基礎の安定性	性
2. 1. 3. 5 鉄塔基礎の安定性評価 2. 1. 3. 5 鉄塔基礎の安定性評価	
2.1.3.6 近接区間の共倒れリスクの評価 2.1.3.6 近接区間の共倒れリスクの評価 2.2.3.2.2 送電線の接近・交	を差・併架箇所の共倒れリスク
2.1.3.6.1 (参考) 泊支線からの分岐によるルート確保	設備設計等の相違(4)
(更なる信頼性向上対策1)	設備設計等の相違(5)
2.1.3.6.2 (参考) 275kV 送電線近接区間における鉄塔基	設備構成の相違(3)
礎強化(更なる信頼性向上対策2)	
2.1.3.7 送電線の信頼性向上対策 2.1.3.7 送電線の信頼性向上対策 2.2.3.2.3 送電線の風雪対象	策について
2.1.3.7.1 (参考) 送電線における信頼性向上の取組み 2.1.3.7.1 (参考) 送電線における信頼性向上の取組み	
2.1.3.7.2 (参考)送変電設備の碍子及び遮断器等の耐震 2.1.3.7.2 (参考)送変電設備の碍子及び遮断器等の耐震	
性性性	No.
2.1.4 複数号炉を設置する場合における電源の確保 2.1.4 複数号炉を設置する場合における電源の確保 2.2.4 複数号炉を設置する場合	合における電力供給確保
2.1.4.1 2回線喪失時の電力供給継続 2.1.4.1 2回線喪失時の電力供給継続 2.2.4.1 電線路が2回線喪失	失した場合の電力の供給
2.2.4.1.1 2回線喪失時の質	電力供給継続
2.1.4.2 変圧器多重故障時の電力供給継続 2.1.4.2 変圧器多重故障時の電力供給継続 2.2.4.1.2 変圧器多重故障時	時の電力供給
2.1.4.3 外部電源受電設備の設備容量について 2.1.4.3 外部電源受電設備の設備容量について 2.2.4.1.3 外部電源受電設備	備の設備容量について
2.1.4.4 特高開閉所 2.1.4.4 開閉所 2.2.4.2 受送電設備の信頼性	性 記載表現の相違
2.1.4.4.1 開閉所設備等の耐震性評価について 2.2.4.2.1 開閉所設備等の耐	耐震性評価について 最新知見の反映、記載方針の相違
2.1.4.4.2 275kV 開閉所の塩害対策について	設備設計等の相違(8),設備構成の相違(2)
2.2.4.2.2 送変電設備の碍-	子及び遮断器等の耐震性
2.1.4.4.3 開閉所の耐震安定性について 2.2.4.2.3 開閉所基礎の設置	置地盤の支持性能について
2.1.4.4.1 特高開閉所の耐震安定性について 2.1.4.4.4 洞道の基礎構造 2.2.4.2.4 ケーブル洞道・1	電線管路の設置地盤の支持性 記載表現の相違
2.1.4.4.2 洞道の基礎構造 能について	
2.2.4.2.5 基礎及びケーブ/	ル洞道の不等沈下による影響
について	
2.2.4.2.6 設置地盤の液状(化について
2.2.4.2.7 津波の影響, 塩ミ	害対策
2.2 外部電源喪失時における電源の確保 2.2 外部電源喪失時における発電所構内の電源の確保 2.3 外部電源喪失時における発電	電所構内の電源の確保 記載表現の相違
2.2.1 非常用電源設備等 2.3.1 非常用電源設備等 2.3.1 非常用電源設備及びその	の附属設備の信頼性
2.3.1,1 多重性又は多様性)	及び独立性

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.2.1.1 非常用電源設備の概要	2.2.1.1 非常用電源設備の概要		
2.2.1.1.1 ディーゼル発電機	2.2.1.1.1 ディーゼル発電機		
2.2.1.1.2 蓄電池	2.2.1.1.2 蓄電池		
2.2.1.1.3 非常用電源設備の配置	2.2.1.1.3 非常用電源設備の配置	2.3.1.1.1 非常用電源設備及びその附属設備の配置 2.3.1.1.2 非常用電源設備及びその附属設備の共通要因 に対する頑健性 2.3.1.2 容量について	
2010 二、北京交票機構的	2.2.1.2 ディーゼル発電機燃料	10000000000000000000000000000000000000	
2.2.1.2 ディーゼル発電機燃料	2.2.1.2 アイーセル発電機燃料	2.3.1.3 燃料貯藏設備	**************************************
 2.2.1.3 タンクローリー 2.2.1.3.1 重油タンクからの燃料輸送方法(タンクロー 			設備・運用の相違(1)
2.2.1.3.1 単面ダングからの燃料輸送方法 (ダングロー リー)			設備・運用の相違(1)
2.2.1.3.2 タンクローリー及び保管場所等に対する信頼 性			設備・運用の相違(1)
2.2.1.3.3 地震及び各自然現象に対する信頼性			設備・運用の相違(1)
2.2.1.3.4 保管場所及び輸送ルートの健全性維持			設備・運用の相違(1)
2, 2, 1, 3, 5 タンクローリーの機能維持(地震発生時)			設備・運用の相違(1)
2.2.1.3.6 自然現象等に係る検討			設備・運用の相違(1)
2,2.1.3.7 単一故障等に対する信頼性			設備・運用の相違(1)
2.2.1.3.8 作業時間を考慮した補給成立性			設備・運用の相違(1)
2.2.1.3.9 作業員の技術的能力(訓練計画・実績、手順 書、対応要員)			設備・運用の相違(1)
2.2.1.3.10 一般法規制と点検等による信頼性			設備・運用の相違(1)
2.2.1.4 重油タンク			設備・運用の相違(1)
2.2.2 隣接する発電用原子炉施設に属する非常用電源設備	2.2.2 隣接する発電用原子炉施設に属する非常用電源設備	2.3.2 隣接する発電用原子炉施設に属する非常用電源設備	3277 3 1032 437
等への依存	等への依存	等への依存	
2.2.2.1 他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備	2.2.2.1 他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備	4	
との取り合い	との取り合い		
2.2.2.2 ディーゼル発電機の共用について	2.2.2.2 ディーゼル発電機の共用について		
2. 2. 2. 2 / 1 C/P 元 电IXV / 六/II(C) V · C	2, 2, 2, 2 / 1 にか元电域の大川に ブ		
		3. 別添	
		別添1 鉄塔基礎の安定性について	
		別添2 吊り下げ設置型高圧遮断器について	
		別添3 変圧器1次側の1相開放故障について	
		別添 4 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作に	
		ついて	
		別添5 非常用電源設備の配置の基本方針	
		別添 6 女川原子力発電所に接続する送電線等の経過地にお	
Share Charles and recorded in the control of the co	20000 NO RECORDED - 10 200 NO CONTRACTOR - 10 0 0	ける風速について	
3. 技術的能力説明資料	3. 技術的能力説明資料	別添7 女川原子力発電所2号炉 運用,手順説明資料(保安	
(別添資料) 保安電源設備	(別添資料) 保安電源設備	電源設備)	
		参考 1 非常用電源設備の多重性及び独立性について (BW	
		R-5)	

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
<概 要>	<概 要>		
1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術	1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術 基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対 する泊発電所3号炉における適合性を示す。		記載表現の相違
2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に 適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用 等について説明する。			
3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。	3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力(手順等)を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	
1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	1.1 要求事項の整理	
保安電源設備について、設置許可基準規則第 33 条及びに技 術基準規則第 45 条において、追加要求事項を明確化する。 (表 1)		保安電源設備について,設置許可基準規則第33条及び技術基準規則第45条において,追加要求事項を明確化する(第1.1-1表)。	記載表現の相違

大飯発電	直所3/4号炉		泊発	電所3号炉		女川原子力発電所 2 号炉			差異理由
表 1 設置許可基準地則	\$ 33 条及 U 技術基準規則第 45 条 要求事項		表1 政策的可基本规则	第 23 条及び技術基準規則第 45 条 要求事項					
設置許可基準規則 第 30 条(保安電測設備)	技術基準規則 第 45 条(保安職所政備)	推考	設置許可基準規則 第33条 (保安電局設備)	技術基準規則 第 45 条 (保安電源設備)	個 內	第1.1-1表 政策許可基準規則 政策許可基準規則	第 23 条及び技術基準規則第 45 条 要求事項 技術基準規則		
発収用原子炉施設は、重要安全施設がその構造を維持するため に必要となる能力を当該重要安全施設に供給するため、能力系 例に連系したものでなければならない。	-	変更なし	総理用原子が施設は、重客安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。		変更なし	第33条(停皮電影影響) 発電用原子炉保設は、重要安全機設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電	第 45条(強安電解設権)	報考 変更なし	
② 発展期等子等機能には、非常期限が設備(学生機能に属する しかに限む。以下この事において同じ。) を設けなければならない。			2 発電用原子が施設には、非常用電視設備(安全施設 に属するものに限る。以下この来において同じ。)を設 けなければならない。	設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用限で知識の安全性を確保するために必要な変要の機能を維持するため、内機関格を 原動力とする発電設備支はこれと同等以上の機能を有する平常用電源設備を施設しなければならない。			無電用ボデや機能には、電産接近び当該金電用ボデや機能 おいて実際機能があり電視が成立が停止した等 的において発電用ボー管能が必要を放大機能であることを審 な協定の機能を持ちてあり、同時間と回復などである。 砂罐なびより上回等以上の機能を有する本質用電影が養み施 はなければなる。	変更なし	
-	2 設計基準計単端設の安全性を確保する上で特に必要な 設備には、無符項電源製置又はこれと同等以上の機能を有 する装置を施設しなければならない。	変更なし		2 設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要 な政権には、毎年電電解場膜又はこれと同等以上の機能 を有する装置を施設しなければならない。		2	1 設計基準対象施設の完全性を確保する上で特に必要な設備には、無序電電架装置又はこれと同等以上の機能を有する 装置を施設しなければならない。	変更なし	
② 保定電源設備(安全施設・電力を採売するための設備を1 分) 13、電解形、架電報車子が設施とおいて新計車用をものを1 規模なび非常工能の接続を分から変更の必要が出地が上 ることがないよう。機能の振荡。指揮その推の実電を採別すると ともに、そが能火を停止するものでなければなるが。	いう。)には、第一項の電報器、当該発電用原子が施設にお いて採時使用される発電液及び非常用電房設備から発電用	- 自加型北等省	3 年後開展記録「安全論学・周古を申請するための設 値をいう」と、機構の、発展はチリ環境によりで 等を用される発電機及174度円環境を終って変も製金 の電力が原域が安全することがより、機能である。 が最大のでありませます。 が終えて他の異常を機計するとともに、その拡大を防止 するものでなければならない。	盛をいう。」 Cはた、第一場の選挙派、当該要組用をデル 認定はおいて参加を利される機能のないます。 から、東田県子が構立の大変化を指揮した。それである 選挙への成力の関係が作ます。なっとかないよう。次に掲 プラ信頼を組まなければなかない。 一直エネルギーのアーフを指しよる電気の批准が 記をが成するために必要が開催 一直的に掲げるもののはな、機器の関係、必得する 地の異なを提出。。 及行その数とをおまするとの		う。)は、戦闘級、先輩用原子が検防において資助使用される発電機及び申取用整御股機から安全機及への電力の共給が 使用することがないよう、機器の機構、設備その他の無常を	住用馬車項制 重引を「保存支配機関」 直引を「保存支配機関」 点」とは、第一場の電車局、通算を開発するための投資とい 定型機関系との金融機関なが原料機関をよった電回機を 定場機関系との金融機関なが原料機関をよった電列を が構設の支援性を関係するために高が支援性、が成功の場合 が単位の支援性をしため、高が関係を表したがありため、 が続けている。	機名	記載方針の相違 ・技術基準規則(第45条第3項)の改正(H29.8.8)に伴い、技術基準規則の追加要求事項を追記している。
設置許可基準規則 第33条(任安潔源的領)	技術基準規則 第45条(保存實際設備)	强利	設置許可基準規則	要な措置		(gr)	ならない。 一 高エネルギーアーナ放復による電気型の損壊の拡大を		Service Service - A Service -
4 放計基準可象施設に接続する電機路のうち少なくとも一回 確は、それぞれがいに単立したものであって、当該設計基準対象 施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計	4 設計基準対象報点に報酬する第一項の電視器のうちを なくとも、制解は、それぞれないに他立したものであって、 当該設計基準計算施設において受電可能なものであって、	退加要求申項	第3条 (後交通際機) 4 設計基準対象施設に接続する複雑節のラシルなくと も三間線は、支も支払が、に独立したものであって、単 は設計基準対象値において受着可能なものであり、か	第45条(保安電所設備) 4 設計基準対象施設に接続する第一項の複単路のうち 少なくとも「回動師」、それぞれないと独立したものであ って、当該が計画・対象を設定とおいて受電す金ともので	個 考 追加要求事項	4 設計基準対象施別に協議する業業務のうちがなくともこ	防止するために必要な格置 有当に掲げるもののほか、機器の指摘、数様その他の具 選を輸出し、及びその軟大を致止するために必要な推復 由 金田 東京を輸出し、及びその軟大を致止するために必要な推復 由 由 本日 東京 東京	由包括大器相	
基準対象施設を電力系統に逐系するものでなければならない。	つ、それにより当該政計基準対象施設を契力系統に連系するように施設しなければならない。		つ、それにより当該役計基準対象施役を取力系統に適差 するものでわければならない。	あって、使用電圧が大方型ルトを載える特別点圧のものであり、かつ、それにより当該設計基準が乗業設を重け 系統に連挙するように施設しなければならない。		回避は、それぞれ互いに検立したものであって、当該政計基 維対象施数において受電可能なものであり、かつ、それによ	○とも二回線は、それぞれ互いに適立したものであって、自 設設計基等事業施設において支端可能をものであって、使用 窓圧がスポルトを載える勢製剤圧のものであり、かつ、そ れにより速設計基準対象施設を電力系統に連合するように	111,111,0111,011	
5 前項の環境終めらも少なくとも一回機は、設計基準対象施設 において他の回機と物理的に分離して受電できるものでなければならない。	対象施設において他の回程と物理的に分離して受電できる ように施設しなければならない。		5 前項の電線器のうち少なくとも一回線は、設計基準 対象施設において他の回線と物理的に分離して受理でき るものでなければならない。	5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、当該設計 基準対象施設において他の回線と物理的に分乗して受象 できるように実践しなければならない。	追加要求事項	5 前項の電視器のうち少なくとも一時搬は、設計基準対象施	施設しなければならない。 施設しなければならない。 の 前項の環境部のうちかなくとも一回線は、当前設計基準は 単端設において他の回線と物理的に分離して受電できるよう。	市企業水本項	
6 設計基準対象総款に接続する電源時は、同一の工場等の一以上の業業用度子が施設を電力系統に達託する場合には、1・プルの、回線が増大した場合においても電力系統からこれらの発電用度子を施設への電力の供給が同時に修ましないものでなければならない。	二以上の東電利用子が施設を進力系統に選系する場合に は、いずれの「回線が喪失した場合においても進力系統か	混加策市中 亚	6 設計基準対象施設に接続する業務時法、同一の工業等の二日上の発電用原子が施設を進力系統に進系する場合には、いずれの二額条が表失した場合においても載力系統からこれらの発電用原子が振致への進力の供給が同額を保険としないものでなければならない。	内の二以上の整備用原子伊施設を取力系統に連系する基		ければならない。 赤斑の 7年年刊初	正施設しなければならない。 社会工事報用	97	
7. 非常用電源資格及び大小削減資金は、季息性又は多様 力を確定し、及び施設性を確認し、その計算を機能する 機能又は原見が一般的を受ける。 を無な力度を必要を使用してはまます。 を対かり集存を機能を決定しませます。 で加定を企業を必要となりまます。 の場合と確認しまませます。	工・非常用電源機構及びその部構設機は、多楽性なは多様 性を機能し、及び地立性を構能し、その前後を構成する。 機能などは無した。その音が多なでは、上の音が表する。 機能などは無した。その音があると、上の音が表する。 を対から第なる機能はかなけば対は事業があられた。エフ でかまな機能ながはませない。これである。 との機能を確認することに、上など発展を作するとのでは、 との機能を確認することに、上など発展を作するとのでは、	の知恵水中項 (収度が可基準 規則 解釈	7. 非市用環境保障及びネッの財債的環は、多条件又は全 燃料を確定し、長び施立性を確定し、その主席を構成する 支機域では発見して申請が主要した場合であっても、 減速が可募金次業度支援を対しては対策事業事業の時において まず的支金機能を10分割に対する事業の時において まず的支金機能を10分割に対する手をの対する が打している。	る機械又は野具の単一故障が発生した場合であっても、 運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において	「設度許可基準 】 実明 解釈 】	区上の発電用原子が施設を関かる続け連系する場合には、1・ ずれの一回線が使生した場合においても関か高級からこれな の発電用原子を施設しい電力の快路が到時に停止しないもの でなければならない。 より、日本の開展の機能がある。 より、日本の開展の機能がある。 より、日本の発展のである。 より、日本の発展がある。 まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、ま	第 5本 (安全開発報) 6 設計基準事業規定に関する業務計、旧一の整備内の二 以上の整備用等に関する電力が設立基本と整合には、32 大力の二面線の変した。単金によって、電力を提出である。 の電面用デジ事故で、の電力が供給が同時に単止した。よう に関係しなりにはならない。 2 非常用産業の製造しての情報を開まる。 2 非常用産業の製造しての情報を指す。 2 非常用産業の製造しての情報を指す。 2 非常用産業の製造しての情報を指す。 2 非常用産業の製造しての情報を指す。 2 非常用産業の製造しての情報を指す。 2 非常用産業の製造しての情報を指す。 2 非常用産業の製造しての情報を対しました。	追加要水事項	
打ればならない。 設置許可基準規則 第 53 英 (保安部期目報)	ければならない。 技術基準規則	偏考	設置許可基準規則	技術基準規則	g 4	温具の単一故障が発生した機合であっても、運転時の異常な 通用変化性又は設計基準事故時において工学的安全無数及び	施外し、及び地区性を維援し、その系統を構成する機械又は 群長の第一部間と等もした場合であっても、運転的の展案な 連携変化件又は設計基準事務等におって工学的安全施設及び 設計基準事故に対比するための設備がその機能を確保するた		
第 33 条 (保安電源設備) 8 設計基準対象施設は、他の発電用係子が施設に属する非常用 電影設備及びその開展設備から受電する機会には、当該非常用 電影設備から供給される電力に過度に依存しないものでなけれ ばなるかと、	並用電源設備から受電する場合には、当該非常用電源設施	近加要水事項	第 33 条 (名安和海路衛) 旦 設計基準対象施設は、他の東北用原子が施設に属す の非常用電影路及びその附風影像からで乗する場合に が経済を用電影後機から推動される電力に過度に拡 存むないものでなければからない。	第46条(保安電源設備) 旦 設計基準対象施設は、他の象徴用限干が認定に属す 公共常用電源設備から受量する場合には、当該非常用電 設定機から供給される機力に選座に依存しないように施 扱いなければなっない。	追加要求事項	のに十分な容量を有するものでなければならない。 8 設計基準対象施設は、他の発電程原子が施設に属する形式 用電解設備及びその計画設備から受電する場合には、当該体	がに十分な産業を有するものでおければならない。 3 設計基準対象機能は、他の期間用型子や構設に属する非常 用度能調整から受散する場合には、当該要求用電粉管業から 拒続される電力に適性に依存しないように構設しなければな なかい。	前加賽水客項	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

第33条 保安電源設備

1.2 追加要求事項に対する適合性

- (1)位置、構造及び設備
- ロ. 発電用原子炉施設の一般構造
- (3) その他の主要な構造
- (i)本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に 加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。

大飯発電所3/4号炉

- a. 設計基準対象施設
- (ab) 保安電源設備

原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するため に必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電 力系統に連系した設計とする。

また、原子炉施設には、非常用電源設備(安全施設に係 るものに限る。)を設ける設計とする。

【説明資料(2.1.2.1)(2.2.1)】

保安電源設備(安全施設へ電力を供給するための設備を いう。)は、電線路、原子炉施設において常時使用される発 電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が 停止することがないよう、発電機、送電線、変圧器、母線 等に保護継電器を設置し、機器の損壊、故障その他の異常 を検知するとともに、異常を検知した場合は、ガス絶縁開 閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器が動 作することにより、その拡大を防止する設計とする。

【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】

特に重要安全施設においては、多重性を有し、系統分離 が可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置する ことで、非常用所内電源系からの受電時の母線切替操作が 容易な設計とする。

【説明資料(2.1.1.3)】

【説明資料(2.1.1.2)】

また、変圧器1次側において3相のうち1相の電路の開 放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合 においては、自動(地絡や過電流による保護継電器の動作 により) 若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用 母線の健全な電源からの受電へ切り替えることにより安 全施設への電力の供給の安定性を回復できる設計とする。

1.2 追加要求事項に対する適合性

- (1) 位置、構造及び設備
- ロ. 発電用原子炉施設の一般構造
- (3) その他の主要な構造
- (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に 加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。

泊発電所3号炉

- a. 設計基準対象施設
- (ab) 保安電源設備

原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するため に必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電 力系統に連系した設計とする。

また、原子炉施設には、非常用電源設備(安全施設に係 るものに限る。)を設ける設計とする。

【説明資料 (2.1,2.1) (2.2,1)】

保安電源設備(安全施設へ電力を供給するための設備を いう。) は、電線路、原子炉施設において常時使用される発 電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が 停止することがないよう、発電機、送電線、変圧器、母線 等に保護継電器を設置し、機器の損壊、故障その他の異常 を検知するとともに、異常を検知した場合は、ガス絶縁開 閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器が動 作することにより、その拡大を防止する設計とする。

【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】

特に重要安全施設においては、多重性を有し、系統分離 が可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置する ことで、非常用所内電源系からの受電時の母線切替操作が 容易な設計とする。

【説明資料(2.1.1.3)】

また、変圧器1次側において3相のうち1相の電路の開 放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合 においては、自動(地絡や過電流による保護継電器の動作 により) 若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用 母線の健全な電源からの受電へ切替えることにより安全 施設への電力の供給の安定性を回復できる設計とする。

【説明資料(2.1.1.2)】

1.2 追加要求事項に対する適合性

- (1)位置、構造及び設備
- ロ 発電用原子炉施設の一般構造
- (3)その他の主要な構造
- (i)本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に 加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。

女川原子力発電所 2号炉

- a. 設計基準対象施設
- (ab) 保安電源設備

発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持す るために必要となる電力を当該重要安全施設に供給する ため、電力系統に連系した設計とする。

また、発電用原子炉施設には、非常用電源設備(安全施 設に属するものに限る。以下、本項において同じ。)を設 ける設計とする。

> 【説明資料 (2.1.1: P33 条-48~52) (2.1.2:P33条-53~56)

保安電源設備(安全施設へ電力を供給するための設備を いう。)は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用 される発電機、外部電源系及び非常用所内電源系から安全 施設への電力の供給が停止することがないよう、発電機、 送電線,変圧器,母線等に保護継電器を設置し、機器の損 壊、故障その他の異常を検知するとともに、異常を検知し た場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉 装置等の遮断器が動作することにより、その拡大を防止す る設計とする。

【説明資料 (2, 2, 1, 1: P33 条-57~63, 81~82) 】

特に重要安全施設においては、多重性を有し、系統分離 が可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置する とともに、非常用所内電源系からの受電時の母線切替操作 が容易な設計とする。

【説明資料 (2, 2, 1, 2: P33 条-83~87) 】

また、変圧器1次側において3相のうちの1相の電路の 開放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場 合においては、自動(地絡や過電流による保護継電器の動 作) 若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線 の健全な電源からの受電へ切り替えることにより安全施 設への電力の供給の安定性を回復できる設計とする。

【説明資料 (2.2.1.1:P33 条-64~80) 】

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
争権設に接続する電線取のうち小かくともの	設計其准対免協設に接続する電線取のうち小かくとも	設計其準対象施設に接続する雷線略のうち少かくとも、	

設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも2 回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計 基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それ により当該設計基準対象施設を電力系統に連系するとと もに、電線路のうち少なくとも1回線は、設計基準対象施 設において他の回線と物理的に分離して受電できる設計 とする。

【説明資料(2.1.2)】

設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の発電所内 の2以上の原子炉施設を電力系統に連系する場合には、い ずれの 2 回線が喪失した場合においても電力系統からこ れらの原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設 計とする。

【説明資料(2.1.4.1)(2.1.4.2)】

非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性 を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械 又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の 異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安 全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機 能を確保するために十分な容量を有する設計とする。

【説明資料(2, 2, 1)(2, 1, 1)(2, 1, 4, 3)(2, 2, 1, 1, 1)】

ディーゼル発電機については、7日間の外部電源喪失を 仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できる よう、7日間分の容量以上の燃料を敷地内の燃料油貯蔵タ ンクと重油タンクに分けて貯蔵し、重油タンクから燃料油 貯蔵タンクに燃料を輸送する際はタンクローリーを使用 する設計とする。

【説明資料(2.2.1.2)(2.2.1.3.1)】

設計基準対象施設に接続する電線路のつち少なくとも 2回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設 計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、そ れにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系すると ともに、電線路のうち少なくとも1回線は、設計基準対象 施設において他の回線と物理的に分離して受電できる設 計とする。

【説明資料(2.1.2)】

設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の発電所内 の2以上の原子炉施設を電力系統に連系する場合には、い ずれの2回線が喪失した場合においても電力系統からこ れらの原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設 計とする。

【説明資料 (2.1.4.1)(2.1.4.2)】

非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性 を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械 又は器具の単一故障が発生した場合であっても、 運転時の 異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安 全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機 能を確保するために十分な容量を有する設計とする。

【説明資料 (2, 2, 1) (2, 1, 1) (2, 1, 4, 3) (2, 2, 1, 1, 1)】

ディーゼル発電機については、7日間の外部電源喪失を 仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できる よう、7日間分の容量以上の燃料を敷地内のディーゼル発 電機燃料油貯油槽に貯蔵する設計とする。

【説明資料(2,2,1,2)】

設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも 2回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設 計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、そ れにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系すると ともに、電線路のうち少なくとも1回線は、設計基準対象 施設において他の回線と物理的に分離して受電できる設 計とする。

> 【説明資料 (2.2.2: P33 条-88~94) (2.2.3.1:P33条-95~113) 】

設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の発電所内 の2以上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合 には、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統 からこれらの発電用原子炉施設への電力の供給が同時に 停止しない設計とする。

> 【説明資料 (2.2.3: P33 条-95~123) (2.2.4:P33条-124~157) 】

非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性 を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械 又は器具の単一故障が発生した場合であっても、 運転時の 異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安 全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機 能を確保するために十分な容量を有する設計とする。

> 【説明資料 (2.3.1.1: P33 条-158~163) (2.3.1.2:P33条-164~171) 】

7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過 渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用 ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 設備名称の相違(1) を含む。) 2台を7日間連続運転することにより必要とす る電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油タン クに貯蔵する設計とする。

【説明資料 (2.3.1.3: P33 条-172) 】

・大飯:燃料油貯蔵タンク→泊:ディーゼ ル発電機燃料油貯油槽

設備・運用の相違(1)

- ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な 燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異 があるが、基準で定める容量以上の燃料を 貯蔵するという点において同等である。
- ・大飯:燃料油貯蔵タンクと重油タンクに 貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸 送)→泊:ディーゼル発電機燃料油貯油槽 に貯蔵

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

第33条 保安電源設備	泊発電所3号炉 DB基準適合性 」		青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 景字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
タンクローリーについては、保管場所及び輸送ルートを 含み、地震、津波及び想定される自然現象、並びに原子炉 施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象 であって人為によるもの(故意によるものを除く。)を考 慮するとともに、タンクローリーの故障、重油タンク等の 単一故障を考慮しても、ディーゼル発電機の7日間以上の 連続運転に支障がない設計とし、常時4台以上(3号及び 4号炉共用)を配備する。 【説明資料(2.2.1.3.2)(2.2.1.3.3)(2.2.1.3.4)】			設備・運用の相違(1)
配備するタンクローリーについては、竜巻注意情報等が発表され、公的機関により竜巻発生確度等を確認した場合、発電所内に24時間待機している緊急安全対策要員によりトンネル内にタンクローリーを4台退避させることで、ディーゼル発電機の7日間以上の連続運転に支障がない設計とする。 タンクローリーの火災時には早期発見できるよう火災感知設備を設け、中央制御室にて常時監視できる設計とするとともに、消火設備として消火器を設置する設計とする。 タンクローリーによる輸送については、発生する外部電源喪失によるディーゼル発電機の運転が必要となった場合に、7日間以上の連続運転に支障がないよう、輸送に係			設備・運用の相逢(1)
る要員の確保を含む手順を定め、昼夜問わず、計画的かつ確実に実施するものとする。 【説明資料(2.2.1.3.6)(2.2.1.3.8)(2.2.1.3.9)】 設計基準対象施設は、他の原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に依存しない設計とする。 【説明資料(2.2.2)】	設計基準対象施設は、他の原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に依存しない設計とする。 【説明資料(2.2.2)】	設備及びその附属設備から受電する場合には,	当該非常用電源設

泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条	保安電源設備

. その他発電A. 3号炉(1)常用電源(i)主発電機	電用原子炉の	附属施設の構造及び設備	マ その他器電	き田房 プロウル	and the second of the second o		女川原子力発電所 2 号炉			
(1)常用電源			24. CV/IE/ER	国用原士炉の利	付属施設の構造及び設備	ヌ その他を	能電用	原子炉の	附属施設の構造及び設備	
			A. 3号炉			555 Table Time Technologies and Technologies				
(i) 主 整雷林	設備の構造		(1) 常用電	源設備の構造		(1)常用電	源設備	構の構造		
(T) TO SELECT	幾		(i) 発電機	Š		(i)発電機	差			
個	数	1	台	数	1	Ž	†	数	1	
容	量	約 1, 310, 000kVA	容	量	約 1,020,000kVA	7	7	量	約 920, 000kVA	設備構成の相違(2)
										・電源設備の構成に差異があるが、既
										可・既工認の内容・構成等を踏まえた影
										の構造・運用等を記載しているという点
										おいて同等である。
(ii)外部電腦	原系		(ii) 外部電	源系		(ii)外部電	直源系			
500	0 k V	4回線(1号、2号、3号及び4号	275	kV	4回線(1号,2号及び3号炉	<u>‡</u> 2	75kV		4回線(1号,2号及び3号炉共用,	設備構成の相違(3)
		炉共用)			用)				既設)	・外部電源系の構成等に差異があるが、
(1-	常用電源設備	情」及び「非常用電源設備」と兼用)	(1	常用電源設備	」及び「非常用電源設備」と兼用)					いに独立・分離した複数の送電線を経由
			*****							て原子炉施設に接続する送電線上流の
										気所に連系するという点において同等
										ある。
										・大飯: 500kV 送電線 2 ルート (大飯幹)
										第二大飯幹線) 4回線→泊:275kV送電
										2ルート (泊幹線,後志幹線) 4回線
										A STANDARD PRODUCT SACRONS
77 k	k V	1回線(1号、2号、3号及び4号	66k\	V	2回線(1号,2号及び3号炉	+ 6	6kV		1回線(1号,2号及び3号炉共用,	設備設計等の相違(4)
		炉共用、既設)			用)				既設)	・泊はこれから設置する 66kV 開閉所
(1	常用電源設備	前」及び「非常用電源設備」と兼用)	(1	常用電源設備	」及び「非常用電源設備」と兼用)					備用) の設計等を踏まえた記載として
主务	発電機、外部電	電源系の故障又は発電機に接続してい	発電機,	外部電源系の	故障又は発電機に接続している送	至 発電	機, 外	卜部電源系	民,非常用所内電源系,その他の関連す	る。(これから設置するため"~設計と
る送電	電線のじょう	乱により発生する短絡や地絡、母線の	線のじょう	5乱により発生	生する短絡や地絡、母線の低電圧やi	る電気	贰系統	の機器の	短絡若しくは地絡又は母線の低電圧	る"としている。)
低電圧	王や過電流に	対し、検知できる設計とする。	電流に対し	_, 検知できる	る設計とする。	若しく	(は過	電流に対	し、検知できる設計とする。	・大飯;77kV 送電線1ルート (大飯支
										1回線→泊:66kV 送電線 1ルート (泊電
										支線) 2回線
(iii)変圧器			(iii) 変圧器			(iii)変圧器	뭄			
a. 主変圧器	ia ia		a. 主変日	王器		a. 主変	圧器			
10-1	数	1	台	数	1			数	1	
容	量	約 1, 260, 000kVA	容	量	約 950, 000kVA			量	約 890, 000kVA	設備構成の相違(2)
電	圧	24kV/500kV (1 次/2 次)	電	圧	21kV/275kV (1次/2次)	Ä	Ē	圧	16.5kV/275kV (1次/2次)	
						-				
b. 所内変圧			b. 所内3		12	b. 所内				
	数	1	台	数	1			数	2	on the first of the least of the
容	量	約 78,000kVA	容	量	約 72,000kVA			量	約33,000kVA (1台当たり)	設備構成の相違(2)
電	圧	24kV/6.9kV (1 次/2 次)	電	圧	21kV/6.9kV (1次/2次)	Ĩ.	Ē	圧	16.5kV/6.9kV (1次/2次)	
c No s	2 予備恋圧哭	(3号及び4号炉共用)	c. 子·備?	於 下哭		c, 起動	変圧界	ų.		設備名称の相違(2)
	数	1	台	数	1			数	1	·大飯:No. 2予備変圧器→泊:予備
容	量	約 38, 000kVA	容	最	約 30,000kVA			最	約 70,000kVA	圧器
	圧	500kV / 6.9kV (1 次/2 次)	電	圧	280kV/6.9kV (1次/2次)			圧	275kV/6.9kV (1次/2次)	設備構成の相違(2)
	1,000	PROPERTY AND AND PARTY OF THE P	745	. (- 10		manufacture at the pro-	The same of the sa
			1							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
d. No. 1予備変圧器(1号、2号、3号及び4号炉共用、	d. 後備変圧器	d. 予備変圧器 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設)	設備設計等の相違(5)
既設)			・泊はこれから設置する後備変圧器の設
個 数 1	台 数 <u>1</u>	台 数 1	計等を踏まえた記載としている。(これか
容 量 約 54,000kVA	容 量 約 40,000kVA	容 量 約 25,000kVA	ら設置するため"~設計とする"としてい
電 圧 77kV/6.9kV (1次/2次)	電 圧 64.5kV/6.9kV (1次/2次)	電 圧 66kV/6.9kV (1次/2次)	ప 。)
			・大飯: No. 1予備変圧器→泊:後備変
1000MS044035000000000000000000000000000000000	NOW YOUR AND STREET STREET		圧器
(2)非常用電源設備の構造	(2) 非常用電源設備の構造	(2)非常用電源設備の構造	
(i)受電系統	(i)受電系統	(i)外部電源系	
500 k V 4回線(1号、2号、3号及び4号	275kV 4回線(1号,2号及び3号炉共	275kV 4回線(1号, 2号及び3号炉共用,	設備構成の相違(3)
炉 共用)	用)	既設) (「女仏帝田彦海池牌の様子」 1. 英田)	2146-4-201-2-14379
(ヌ. (1)(ii)と兼用) 77kV 1回線(1号、2号、3号及び4号	(ヌ. (1)と兼用) 66kV 2回線 (1号, 2号及び3号炉共	(「ヌ(1)常用電源設備の構造」と兼用) 66kV 1回線(1号,2号及び3号炉共用,	記載表現の相違 設備設計等の相違(4)
ケート 「日本 (1号、2号、3号及び4号 炉共用、既設)	回線(1号、2号及び3号炉共 用)	野設)	政制成計 寺()/四座(4)
(ヌ. (1)(前)と兼用)	(ヌ. (1)と兼用)	(「ヌ(1)常用電源設備の構造」と兼用)	記載表現の相違
(>. (1)(11) Z Ж/H)	(人、(1) 乙米(州)	(「久口布用电源収価が再返」と水用)	山東久先の石連
(ii)ディーゼル発電機	(ii) ディーゼル発電機	(ii)非常用ディーゼル発電機	
a. ディーゼル発電機	a. ディーゼル発電機	a. 非常用ディーゼル発電機	
(「ディーゼル発電機」及び「代替電源設備」と兼用)	(「ディーゼル発電機」及び「代替電源設備」と兼用)		
台 数 2	台 数 2	台 数 2	
出 カ 約7,100kW (1台当たり)	出 力 約 5,600kW (1 台当たり)	出 カ 約 6,100kW (1 台当たり)	設備構成の相違(2)
起動時間 約12秒	起動時間 約10秒	起動時間 約10秒	記載方針の相違(1)
- 1000	1000000		・泊は既許可の記述に倣った記載として
		b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	いる。
		台 数 1	
		出 力 約3,000kW	
		起動時間 約13秒	
b. 燃料油貯蔵タンク	b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽	c. 軽油タンク	設備名称の相違(1)
(「ディーゼル発電機」及び「代替電源設備」と兼用)	(「ディーゼル発電機」、「代替電源設備」及び「補機駆動	C. 軽加タンク	記載表現の相違
(1) 月 こん光电域 (大) 「自电泳政論」 こ本川	用燃料設備」と兼用)		HUMAN DEVINE
基 数 2	基 数 4	基 数 6 (1系列につき3基)	設備・運用の相違(1)
	Add 974	1 (1系列につき1基)	
容 量 約 165m³ (1 基当たり)	容 量 約 146m ³ (1 基当たり)	容 量 約110kL (1基当たり)	
(SEA) SEASON MEDICAL SECTION SECURIOR S	PO DE STORE OVERFALLES INTERPRETARION OF PROPERTY AND	約 170kL	
		7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過	
		渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用	
		ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	
		を含む。) 2台を7日間連続運転することにより必要とす	
		る電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油タン	
		クに貯蔵する設計とする。	
c. 重油タンク			設備・運用の相違(1)
(「ディーゼル発電機」及び「代替電源設備」と兼用)			
基 数 2 容 量 約 200m³ (1 基当たり)			
台 里 ボリ 200m* (1 左 ヨ/こり)		9	

第 55 荣 床女电源故栅 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
(iii)蓄電池 a. 蓄電池 (安全防護系用) (「蓄電池」及び「代替電源設備」と兼用) 型 式 鉛蓄電池 組 数 2 容 量 約 2,400A・h (1 組当たり)	(iii) 蓄電池 a. 蓄電池 (非常用) (「蓄電池」及び「代替電源設備」と兼用) 型 式 鉛蓄電池 組 数 2 容 量 約 2,400Ah (1 組当たり)	(iii) 蓄電池 a. 蓄電池 (非常用) 型 式 鉛蓄電池 組 数 3 容 量 125V 蓄電池 2A 約 8,000Ah (1 組 125V 蓄電池 2B 約 6,000Ah (1 組 125V 蓄電池 2H 約 400Ah (1 組)	
(2)安全設計方針 該当なし	(2) 安全設計方針 該当なし	(2)安全設計方針 該当なし	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

適合性説明	(3) 適合性説明

(3) 適合性説明

(保安電源設備)

1 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するた めに必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力 系統に連系したものでなければならない。

大飯発電所3/4号炉

- 2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備(安全施設に属する) ものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければなら tell
- 3 保安電源設備(安全施設へ電力を供給するための設備をい う。)は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発 電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止 することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知す るとともに、その拡大を防止するものでなければならない。
- 4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回 線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対 象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該 設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければなら tell
- 5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設 において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなけ ればならない。
- 6 設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の工場等の二以 上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれ の二回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発 電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しないものでな ければならない。
- 7 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確 保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具 の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変 化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基 準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十 分な容量を有するものでなければならない。
- 8 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用 電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用 電源設備から供給される電力に過度に依存しないものでなけ ればならない。

第1項について

原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必 要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、500kV 送電線 (大飯幹線及び第二大飯幹線) 2ルート4回線及び77 k V 送電線 (大飯支線) 1ルート1回線で電力系統に連系した 設計とする。

【説明資料(2.1,2.1)】

(3)

(保安電源設備)

1 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するた めに必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力 系統に連系したものでなければならない。

泊発電所3号炉

- 2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備(安全施設に属する ものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければなら ない。
- 3 保安電源設備(安全施設へ電力を供給するための設備をい う。) は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発 電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止 することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知す るとともに、その拡大を防止するものでなければならない。
- 4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回 線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対 象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該 設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければなら ない。
- 5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設 において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなけ ればならない。
- 6 設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の工場等の二以 6 設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の工場等の二以 上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれ の二回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発 電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しないものでな ければならない。
- 7 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確 保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具 の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な渦渡変 化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基 準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十 分な容量を有するものでなければならない。
- 8 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用 電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用 電源設備から供給される電力に過度に依存しないものでなけ ればならない。

第1項について

原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必 要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、275kV送電 線(北海道電力ネットワーク株式会社泊幹線(以下「泊幹線」 という。)及び北海道電力ネットワーク株式会社後志幹線(以 下「後志幹線」という。)) 2ルート4回線及び66kV 送電線(北 海道電力ネットワーク株式会社泊電源支線(以下「泊電源支線」 という。)) 1ルート2回線で電力系統に連系した設計とする。 【説明資料(2.1.2.1)】

(保安電源設備)

第三十三条 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維 持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給する ため、電力系統に連系したものでなければならない。

女川原子力発電所2号炉

- 2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備(安全施設に属する ものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければなら tevi
- 3 保安電源設備(安全施設へ電力を供給するための設備をV う。)は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発 電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止 することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知す るとともに、その拡大を防止するものでなければならない。
- 4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回 線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対 象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該 設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければなら ない。
- 5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設 において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなけ ればならない。
- 上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれ の二回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発 電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しないものでな ければならない。
- 7 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確 保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具 の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変 化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基 準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十 分な容量を有するものでなければならない。
- 8 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用 電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用 電源設備から供給される電力に過度に依存しないものでなけ ればならない。

適合のための設計方針

第1項について

発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するた めに必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため, 275kV 送電線(牡鹿幹線及び松島幹線) 2ルート各2回線(1 号, 2号及び3号炉共用, 既設) 及び66kV送電線(塚浜支線 (鮎川線1号を一部含む。)及び万石線)1ルート1回線(1 号、2号及び3号炉共用、既設)で電力系統に連系した設計と する。

【説明資料 (2.1.1: P33 条-48~52) 】

設備構成の相違(3)

設備設計等の相違(4)

記載表現の相違

・泊は初出のみ「北海道電力ネットワーク 株式会社~」と記載している。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	And the state of t
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
第2項について 原子炉施設に、非常用電源設備としてディーゼル発電機及び 蓄電池(安全防護系用)を設ける設計とする。	- ALT CALT	第2項について 発電用原子炉施設に、非常用所内電源設備として非常用交流 電源設備である非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機を含む。)及び非常用直流電源設備である蓄	設備名称の相違(3)

また、それらに必要な燃料等を備える設計とする。

【説明資料(2, 2, 1)(2, 2, 1, 2)】

第3項について

保安電源設備(安全施設へ電力を供給するための設備をい う。) は、電線路、原子炉施設において常時使用される発電機 及び非常用発電設備から安全施設への電力の供給が停止する ことがないよう、発電機、外部電源系、非常用電源系、その他 の関連する電気系統機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過 電流等を保護継電器にて検知できる設計とする。また、故障を 検知した場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開 閉装置等の遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障 による影響を局所化できるとともに他の安全機能への影響を 限定できる設計とする。

【説明資料(2.1.1.1)】

また、変圧器1次側において3相のうち1相の電路の開放が 生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合において は、自動(地絡や過電流による保護継電器の動作により)若し くは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線の健全な電源 からの受電へ切り替えることにより安全施設への電力の供給 の安定性を回復できる設計とする。なお、1相開放故障事象の 知見を手順書に反映し、運転員に対して定期的に教育を実施す るとともに、変圧器等の巡視点検を1日1回実施することや手 動による受電切替え時に、変圧器等の巡視点検を実施すること で、可能な限り異常の早期検知に努める。

【説明資料(2.1.1.2)】

また、それらに必要な燃料等を備える設計とする。

【説明資料(2,2,1)(2,2,1,2)】

第3項について

保安電源設備(安全施設へ電力を供給するための設備をい う。)は、電線路、原子炉施設において常時使用される発電機 及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止する ことがないよう、発電機、外部電源系、非常用電源系、その他 の関連する電気系統機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過 電流等を保護継電器にて検知できる設計とする。また、故障を 検知した場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開 閉装置等の遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障 による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を 限定できる設計とする。

【説明資料(2.1.1.1)】

変圧器1次側において3相のうち 1相の電路の開放が生 じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合において は、自動(地絡や過電流による保護継電器の動作により)若し くは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線の健全な電源 からの受電へ切替えることにより安全施設への電力の供給の 安定性を回復できる設計とする。また、275kV 送電線(泊幹線及 び後志幹線)は複数回線との接続を確保し、1回線となる場合 には巡視点検による異常の早期検知ができるよう。 送電線引留 部 (架線部) の外観確認が可能な設計とする。

66kV 送電線 (泊電源支線) は架線部のないケーブル引き込み による設計とする。

【説明資料(2.1.1.2)】

電池(非常用)を設ける設計とする。

また、それらに必要な燃料等を備える設計とする。

【説明資料 (2.1.2:P33 条-53~56) 】

第3項について

保安電源設備(安全施設へ電力を供給するための設備をい う。)は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される 発電機、外部電源系及び非常用所内電源系から安全施設への電 力の供給が停止することがないよう、発電機、外部電源、非常 用所内電源設備, その他の関連する電気系統機器の短絡若しく は地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等を保護継電器にて 検知できる設計とする。また、故障を検知した場合は、ガス絶 縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器によ り故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化 できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とす

変圧器 1 次側において 3 相のうちの 1 相の電路の開放が生 記載表現の相違 じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合において は、自動(地絡や過電流による保護継電器の動作により)若し くは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線の健全な電源 からの受電へ切り替えることにより安全施設への電力の供給 の安定性を回復できる設計とする。また、送電線は複数回線と の接続を確保し、巡視点検による異常の早期検知ができるよ う、送電線引留部の外観確認が可能な設計とする。

設備・運用の相違(6)

- ・1 相開放への対応に係る記載に差異が あるが、1相開放の早期検知ができるよう にするという点において同等である。
- ・泊の 275kV 送電線は複数回線との接続 を確保することにより1相開放の影響を 受けないようにしているが、1回線接続と なる場合は早期検知ができるように引留 部 (架線部) の外観確認を行うこととして いる。

設備設計等の相違(7)

泊の 66kV 開閉所(後備用)に接続する 66kV 送電線は架線部構造のないケーブル 引き込みによる設計とする。

の設計とする。

とする。

い設計とする。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

また、保安電源設備は、重要安全施設がその機能を維持する また、保安電源設備は、重要安全施設がその機能を維持する ために必要となる電力の供給が停止することがないよう、以下 ために必要となる電力の供給が停止することがないよう,以下 の設計とする。

> 送電線の回線数と開閉所の母線数は、供給信頼度の整合 が図られた設計とし、275kV 母線は2 母線、66kV 母線は 1 母線で構成する。275kV 送電線(泊幹線及び後志幹線) は予備変圧器を介し又は主変圧器及び所内変圧器を介 し、66kV 送電線(泊電源支線)は後備変圧器を介し原子 炉施設へ給電する設計とするとともに発電機からの発 生電力は,所内変圧器を介し原子炉施設へ給電する設計 とする。非常用母線を2母線確保する構成とすること で、多重性を損なうことなく、系統分離を考慮して母線 を構成する設計とする。

泊発電所3号炉

- 電気系統を構成する送電線、母線、変圧器、非常用電源 系、その他関連する機器については、電気学会電気規格 調査会にて定められた規格(IEC)又は日本産業規格 (JIS)等で定められた適切な仕様を選定することに より信頼性の高い設計とする。
- 非常用所内電源系からの受雷時等の母線切替は、故障を 検知した場合、自動又は手動で容易に切替わる設計とす

【説明資料(2,1,1)(2,1,1,3)】

第4項について

設計基準対象施設は、送受電可能な回線として、275kV 送電 線(泊幹線及び後志幹線)2ルート4回線及び受雷専用の回線 として 66kV 送電線 (泊電源支線) 1ルート2回線の合計3ル ート6回線にて、電力系統に連系する設計とする。

275kV 送電線のうち2回線(泊幹線)は、約67km離れた北海 道電力ネットワーク株式会社西野変電所(以下「西野変電所」 という。) に連系し、他の2回線(後志幹線) は約66km離れた 北海道電力ネットワーク株式会社西双葉開閉所(以下「西双葉 開閉所」という。) に連系する。

また、66kV 送電線(泊電源支線) は約19km離れた北海道電力 ネットワーク株式会社国富変電所(以下「国富変電所」という。) に北海道電力ネットワーク株式会社茅沼線(以下「茅沼線」と いう。) 及び北海道電力ネットワーク株式会社泊支線(以下「泊 支線」という。) を経由して連系する設計とする。

また、保安電源設備は、重要安全施設の機能を維持するため に必要となる電力の供給が停止することがないよう,以下の設 計とする。

女川原子力発電所2号炉

- ・送電線の回線数と開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が 図れた設計とし、電気系統の系統分離を考慮して、275kV 母 記載表現の相違 線を4母線、66kV 母線を1母線で構成する。275kV 送雷線 | 設備構成の相違(3) は母線連絡遮断器を設置したタイラインにより起動変圧 器を介して、66kV 送電線は予備変圧器を介して発電用原子 設備構成の相違(2) 炉施設へ給電する設計とする。非常用母線を3母線確保す ることで、多重性を損なうことなく、系統分離を考慮して 母線を構成する設計とする。
- ・電気系統を構成する送電線(牡鹿幹線、松島幹線、塚浜支 線(鮎川線1号を一部含む。)及び万石線)、母線、変圧 器,非常用所内電源設備、その他関連する機器については、 電気学会電気規格調査会にて定められた規格(JEC)又 は日本産業規格(I I S) 等で定められた適切な仕様を選 定し、信頼性の高い設計とする。
- 非常用所電源系からの受電時等の母線切替は、故障を検知 記載表現の相違 した場合、自動又は手動で容易に切り替わる設計とする。

【説明資料 (2.2.1: P33 条-57~87) 】

第4項について

設計基準対象施設は、送受電可能な回線として 275kV 送電線 設備構成の相違(3) (牡鹿幹線及び松島幹線) 2ルート各2回線(1号,2号及び 設備設計等の相違(4) 3号炉共用、既設) 及び受電専用の回路として 66kV 送電線 (塚 浜支線(鮎川線1号を一部含む。)) 1ルート1回線(1号、 2号及び3号炉共用、既設)の合計3ルート5回線にて、電力 系統に接続する。

275kV 送電線(牡鹿幹線) 1ルート2回線は、約28km離れた 石巻変電所に、275kV 送電線(松島幹線) 1ルート2回線は、 約84km離れた宮城中央変電所に連系する。

また、66kV 送電線(塚浜支線(鮎川線1号を一部含む。)) 1 設備設計等の相違(4) ルート1回線は約8km 離れた女川変電所及び万石線を経由し その上流接続先である約22km離れた西石巻変電所に連系する。

設備設計等の相違(4)

差異理由

設備設計等の相違(5)

記載表現の相違

記載方針の相違(2)

・泊は繋がる設備が電力系統の場合は"連 系",原子炉施設の場合は"接続"と用語 を使い分けて記載しているが、実質的な相 違はない。

設備構成の相違(3)

·大飯 500kV 電気所: 西京都変電所, 京北 開閉所→泊 275kV 電気所: 西野変電所, 西 双塞開閉所

- · 大飯 77kV 電気所: 小浜変電所(小浜線 を経由して連系) →泊 66kV 電気所: 国富 変電所 (泊支線, 茅沼線を経由して連系) 記載表現の相違
- ・泊は初出のみ「北海道電力ネットワーク 株式会社~」と記載している。

第4項について

する。

設計基準対象施設は、送受電可能な回線として、500kV 送電線 (大飯幹線及び第二大飯幹線) 2 ルート 4 回線及び受電 専用の回線として77kV送電線(大飯支線)1ルート1回線 の合計3ルート5回線にて、電力系統に接続する。

大飯発電所3/4号炉

・送電線の回線数と開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が図

れた設計とし、500kV母線は2母線、77kV母線は1

母線で構成する。500kV送電線及び77kV送電線は、

それぞれNo. 2予備変圧器及びNo. 1予備変圧器を介し

原子炉施設へ給電する設計とするとともに発電機からの発

生電力は、所内変圧器を介し原子炉施設へ給電する設計とす

る。非常用母線を2母線確保する構成とすることで、多重性

を損なうことなく、系統分離を考慮して母線を構成する設計

・電気系統を構成する送電線、母線、変圧器、非常用電源系、

その他関連する機器については、電気学会電気規格調査会に

て定められた規格 (IEC) 又は日本工業規格 (IIS) 等

で定められた適切な仕様を選定することにより信頼性の高

・非常用所内電源系からの受雷時等の母線切替えは、故障を検

知した場合、自動切替え及び容易に手動で切り替わる設計と

【説明資料(2.1.1)(2.1.1.3)】

500kV送電線のうち2回線(大飯幹線)は、約70km離 れた西京都変電所に連系し、他の2回線(第二大飯幹線)は、 約50km離れた京北開閉所に連系する。

また、77k V送電線1回線(大飯支線)は、約26km離れた 小浜変電所に連系する。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
これらの変電所は、その電力系統における上流側の接続先にお	これらの電気所は異なる電気所に連系し、1つの電気所が停止	上記3ルート5回線の送電線の独立性を確保するため、万	1,000,000,000
いて異なる変電所に連系し、1つの変電所が停止することによ	することによって、当該原子力施設に接続された送電線がすべ	一、送電線の上流側接続先である石巻変電所が停止した場合で	・ 泊は送電線の上流側接続先の変電所及
って、当該原子力施設に接続された送電線がすべて停止する事	て停止する事態に至らない設計とする。	も、外部電源からの電力供給が可能となるよう、宮城中央変電	
態に至らない設計とする。	CITAL / O FIGURE 2 OF INTER / OF	所又は女川変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給	いるが、大飯の"変電所"の記載と実質的
201-11-201-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1		することが可能な設計とする。また、宮城中央変電所が停止し	な相違はない。
		た場合には、石巻変電所又は女川変電所を経由するルートで本	記載表現の相違
		発電所に電力を供給することが可能な設計とする。さらに、女	The second secon
		川変電所が停止した場合には、石巻変電所又は宮城中央変電所	
		を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な	
		設計とする。	
【説明資料(2.1.2)】	【説明資料 (2.1.2)】	【説明資料 (2.2.2: P33条-88~94) 】	
22 (22)	The second secon	A000 1 a20	
第5項について	第5項について	第5項について	
設計基準対象施設に連系する500kV送電線(大飯幹線及	設計基準対象施設に接続する 275kV 送電線 (泊幹線及び後志	設計基準対象施設に連系する 275kV 送電線(牡鹿幹線) 2回	Control of the Contro
び第二大飯幹線)4回線と77kV送電線(大飯支線)1回線	幹線) 4回線と 66kV 送電線 (茅沼線及び泊支線) 2回線は、	線と 275kV 送電線(松島幹線) 2 回線及び 66kV 送電線(塚浜	設備設計等の相違(4)
は、同一の送電鉄塔に架線しないよう、それぞれに送電鉄塔を	同一の送電鉄塔に架線しないよう, それぞれに送電鉄塔を備え	支線(鮎川線1号を一部含む。)及び万石線)1回線は、同一	
備える設計とする。	る設計とする。なお、66kV 送電線(泊電源支線)は地中に埋設	の送電鉄塔に架線しないよう, それぞれに送電鉄塔を備える設	設備設計等の相違(7)
SANS SECRETARIS WASHINGTON IN SANSO IN SANSON IN SANSON IN	する設計とする。	計とする。	
また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、	また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、	また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地滑り、急	Response to the control of the contr
急傾斜の崩壊による被害の最小化を図るため、鉄塔基礎の安定	急傾斜地の崩壊による被害の最小化を図るため, 鉄塔基礎の安	傾斜の崩壊による被害の最小化を図るため, 鉄塔基礎の安定性	記載表現の相違
性を確保することで、鉄塔の倒壊を防止するとともに、台風等	定性を確保することで、鉄塔の倒壊を防止するとともに、強風	を確保することで, 鉄塔の倒壊を防止するとともに, 台風等に	
による強風発生時の事故防止対策を図ることにより、外部電源	発生時及び送電線着雪時の事故防止対策を図ることにより,外	よる強風発生時又は着氷雪の事故防止対策を図ることにより,	
系からの電力供給が同時に停止することのない設計とする。	部電源系からの電力供給が同時に停止することのない設計と	外部電源系からの電力供給が同時に停止することのない設計	
The second secon	する。	とする。	
さらに、500kV送電線(大飯幹線及び第二大飯幹線)と	さらに、275kV 送電線(泊幹線及び後志幹線)と 66kV 送電線	さらに、275kV 送電線(牡鹿幹線及び松島幹線)と 66kV 送電	
77k V送電線 (大飯支線及び小浜線) の交差箇所の離隔距離	(茅沼線及び泊支線)の交差箇所の離隔距離については、必要	線(塚浜支線(鮎川線1号を一部含む。)及び万石線)の接近・	設備設計等の相違(4)
については、必要な絶縁距離を確保する設計とする。	な絶縁距離を確保する設計とする。	交差・併架箇所については、仮に1つの鉄塔が倒壊しても、全	
		ての送電線が同時に機能喪失しない絶縁距離及び水平距離を	
		確保する設計とし、水平距離が満足できない場合は、電線の張	
		力方向によって全ての送電線が同時に機能喪失しない鉄塔の	
		配置となる設計とする。	
これらにより、設計基準対象施設に連系する送電線は、互い	これらにより、設計基準対象施設に接続する送電線は、互い	これらにより、設計基準対象施設に連系する送電線は、互い	記載方針の相違(2)
に物理的に分離した設計とする。	に物理的に分離した設計とする。	に物理的に分離した設計とする。	
【説明資料(2.1.3)】	【説明資料 (2.1.3)】	【説明資料 (2.2.3: P33 条-95~123) 】	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
------------	---------	---------------	------

第6項について

設計基準対象施設に連系する送電線は、500kV送電線4 回線と77kV送電線1回線で構成する。

これらの送電線は 1 回線で 3 号炉及び 4 号炉の停止に必要 な電力を供給し得る容量とし、いずれの2回線が喪失しても、 原子炉施設が同時に外部電源喪失に至らない構成とする。

なお、大飯発電所の500kV送電線は、母線連絡遮断器を 介し、連絡ラインにより3号炉及び4号炉に接続するととも に、77kV送電線は、No. 1予備変圧器を介し、3号炉及 び4号炉へ接続する設計とする。

【説明資料(2.1.4.1)(2.1.4.2)】

当該開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能 をもつ地盤に設置するとともに、碍子は可とう性のある懸垂碍 子を使用し、遮断器等は重心の低いガス絶縁開閉装置を採用す る等、耐震性の高いものを使用する。さらに津波の影響を受け ない敷地高さに設置するとともに、塩害を考慮し、碍子に対し ては、碍子洗浄装置を設置し、遮断器等に対しては、電路がタ ンクに内包されているガス絶縁開閉装置を採用する。

【説明資料(2, 1, 4, 4)(2, 1, 4, 4, 1)(2, 1, 4, 4, 2)】

第7項について

ディーゼル発電機及びその附属設備は、多重性及び独立性を 考慮して、必要な容量のものを各々別の場所に2台備え、共通 要因により機能喪失しない設計とするとともに、各々非常用高 圧母線に接続する。

蓄電池は、非常用2系統を各々別の場所に設置し、多重性及 び独立性を確保し共通要因により機能が喪失しない設計とす

これらにより、その系統を構成する機械又は器具の単一故障 が発生した場合にも、機能が確保される設計とする。

【説明資料(2,1,1)(2,2,1)(2,1,1,3)】

第6項について

設計基準対象施設に接続する送電線は、275kV送電線(泊幹 線及び後志幹線) 4回線と 66kV 送電線(泊電源支線) 2回線 で構成する設計とする。

これらの送電線は1回線で3号炉の停止に必要な電力を供 給し得る容量とし、いずれの2回線が喪失しても、原子炉施設 が同時に外部電源喪失に至らない構成とする。

なお、泊発電所の 275kV 送電線 (泊幹線及び後志幹線) は、 母線連絡遮断器を介し、タイラインにより3号炉に接続する設 計とするとともに、66kV 送電線(泊電源支線)は、後備変圧器 を介し、3号炉へ接続する設計とする。

【説明資料(2.1.4.1)(2.1.4.2)】

275kV 開閉所から発電機側の送受電設備は、十分な支持性能 をもつ地盤に設置するとともに、碍子は可とう性のある懸垂碍 子を使用し、遮断器等は重心の低いガス絶縁開閉装置を採用す る等、耐震性の高いものを使用する。また、津波の影響を受け ないよう、275kV 開閉所及び予備変圧器を津波の影響を受けな い敷地高さに、主変圧器及び所内変圧器を防潮堤内に設置す る。さらに、塩害を考慮し、275kV 開閉所を塩害の小さい陸側 後背地へ設置するとともに、碍子に対しては遮風建屋内に絶縁 性能が高いポリマー碍管を設置し、遮断器等に対しては、電路 がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を採用する。

66kV 開閉所 (後備用) の受電設備は、十分な支持性能をもつ 地盤に設置し、遮断器等は重心の低いガス絶縁開閉装置を採用 する等、耐震性の高いものを使用する設計とする。さらに津波 の影響を受けない敷地高さに設置するとともに、塩害を考慮 し、陸側後背地へ設置するとともにガス絶縁開閉装置への送電 線の接続はケーブル引き込みとし、遮断器等に対しては、電路 がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を採用する設計 とする。

> 【説明資料(2,1,4,4)(2,1,4,4,1)(2,1,4,4,2) (2, 1, 4, 4, 3) (2, 1, 4, 4, 4)

第7項について

ディーゼル発電機及びその附属設備は、多重性及び独立性を 考慮して,必要な容量のものを各々別の場所に2台備え、共通 要因により機能喪失しない設計とするとともに、各々非常用高 圧母線に接続する。

蓄電池は、非常用2系統を各々別の場所に設置し、多重性及 び独立性を確保し共通要因により機能が喪失しない設計とす

これらにより、その系統を構成する機械又は器具の単一故障 が発生した場合にも、機能が確保される設計とする。

【説明資料(2,1,1)(2,2,1)(2,1,1,3)】

第6項について

設計基準対象施設に連系する送電線は、275kV 送電線4回線 と 66kV 送電線1回線とで構成する。

これらの送電線は1回線で2号炉の停止に必要な電力を供 記載表現の相違 給し得る容量とし、いずれの2回線が喪失しても、発電用原子 炉施設が同時に外部電源喪失に至らない構成とする。

なお、275kV 送電線は母線連絡遮断器を設置したタイライン 記載表現の相違 により起動変圧器を介して、66kV 送電線は予備変圧器を介して 設備構成の相違(3) 発電用原子炉施設へ接続する設計とする。

開閉所からの送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設 設備構成の相違(3) 置するとともに、 遮断器等は重心の低いガス絶縁開閉装置を採 用する等、耐震性の高いものを使用する。

さらに、防潮堤等により津波の影響を受けないエリアに設置 するとともに、塩害を考慮し、275kV 送電線引留部の碍子に対 しては、碍子洗浄ができる設計とし、遮断器等に対しては、電 地高さ又は防測堤内)に設置するという点 路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を採用する。

【説明資料 (2.1.1: P33 条-48~52)

(2.2.4:P33条-124~157)

第7項について

非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機を含む。) 及びその附属設備は、多重性及び独立性を考慮 して、必要な容量のものを各々別の場所に3台備え、共通要因 により機能が喪失しない設計とするとともに、各々非常用高圧 母線に接続する。

蓄電池は、非常用3系統をそれぞれ異なる区画に設置し、多 重性及び独立性を確保し共通要因により機能が喪失しない設 計とする。

これらにより、その系統を構成する機器の単一故障が発生し た場合にも、機能が確保される設計とする。

記載方針の相違(2)

設備構成の相違(3)

設備設計等の相違(4)

設備設計等の相違(4) 設備設計等の相違(5)

記載表現の相違

設備設計等の相違(8)

・津波への対策は異なるが、津波の影響を 受けないエリア (津波の影響を受けない敷 において同等である。

・塩害への対策は異なるが、塩害を考慮し て設備を設置するという点において同等 である。

設備設計等の相違(4)

設備設計等の相違(5)

設備設計等の相違(8)

最新知見の反映, 記載方針の相違

開閉所設備等の耐震性評価に係る記載 の明確化のため, 女川まとめ資料 (2.2.4.2.1(1)含む) と同様の記述を 2.1.4.4.1 に追記した。

設備設計等の相違(8)

記載箇所の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
			Committee (and Committee C
また、ディーゼル発電機については、7日間の外部電源喪失	また、ディーゼル発電機については、7日間の外部電源喪失	7日間の外部電源喪失を仮定しても, 運転時の異常な過渡変	
を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよ	を仮定しても, 連続運転により必要とする電力を供給できるよ	化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼ	
う、7日間分の容量以上の燃料を敷地内の燃料油貯蔵タンクと	う,7日間分の容量以上の燃料を敷地内のディーゼル発電機燃	ル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 2	
重油タンクに分けて貯蔵し、重油タンクから燃料油貯蔵タンク	料油貯油槽に貯蔵する。		設備名称の相違(1)
に燃料を輸送する際はタンクローリーを使用する設計とする。		きる容量以上の燃料を敷地内の軽油タンクに貯蔵する設計と	設備・運用の相違(1)
		する。	
【説明資料(2.2.1,2)(2.2.1,3.1)】	【説明資料(2. 2. 1. 2)】	【説明資料 (2.3.1:P33条-158~172)】	
外部電源喪失時、ディーゼル発電機が長時間連続運転を行う			
場合において、夜間におけるタンクローリーによるディーゼル			設備・運用の相違(1)
発電機燃料の輸送を実施する場合、ヘッドライト等の可搬型照			
明、タンクローリーの前照灯等を使用する。これらの可搬型照			
明は、発電所構内の所定の場所に保管し、輸送開始が必要とな			
る時間(少なくとも3日以内)までに十分準備可能な設計とす			
ర ం			
【説明資料(2.2.1.3.9)】			
タンクローリーについては、保管場所及び輸送ルートを含			
み、地震、津波及び想定される自然現象、並びに原子炉施設の			設備・運用の相違(1)
安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人			成 開 ・ 近 / 行 ぐ / 行 / 足 / 行
為によるもの(故意によるものを除く。)を考慮しても、ディー			
ゼル発電機の7日間以上の連続運転に支障がない設計とする。			
【説明資料(2.2.1.3.2)(2.2.1.3.3)(2.2.1.3.4)】			
具体的には、地震時においても保管場所及び輸送ルートの健			
全性が確保できる場所を少なくとも4箇所選定し、各々1台を			設備・運用の相違(1)
配備するとともに、竜巻時においては、竜巻注意情報等が発表			Section 1 and Australia and Au
され、公的機関により竜巻発生確度等を確認した場合、発電所			
内に 24 時間待機している緊急安全対策要員によりトンネル内			
にタンクローリーを4台退避させる運用とする。			
あわせて保管場所及び輸送ルートの選定に当たっては、津波			
の影響を受けない場所を選定する。さらに保管場所の選定に当			
たっては、消火困難でない場所を選定するとともに、タンクロ			
ーリーの火災時にも早期に発見できるよう火災感知設備を設			
け、中央制御室にて常時監視できる設計とし、消火設備として			
消火器を設置する。外部火災(森林火災又は敷地内タンクの火			
災) に対しても、少なくとも 4 箇所は健全性を維持できる場所 を選字するものとする。かお、配借するタンクローリーは地震			
を選定するものとする。なお、配備するタンクローリーは地震、 津波及び想定される自然現象、並びに原子炉施設の安全性を損			
津液及い思走される自然現象、並いに原子炉施設の安主性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるも			
の(故意によるものを除く。)によっても、同時に機能喪失しな			
いよう、各々異なる場所に保管する設計とする。			
THE STATE OF WALLIAMS IN MAKE IN W. W.			

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
タンクローリーの配備台数についてはタンクローリーの故	THE MENT OF W	メバル 1 2 7 元 起 月 2	AL PROLITY
障、重油タンク等の単一故障のほか、タンクローリーのメンテ			設備・運用の相違(1)
ナンス、輸送に必要な時間、更なる安全性向上を目的とした追			acom AE/11/2/11/AE (17
加配備を考慮し、常時4台以上(3号及び4号炉共用)を配備			
が配備を与慮し、常時も日返上(3万及び4万万天石)を配備する設計とする。			
【説明資料(2.2.1.3.3)(2.2.1.3.4)(2.2.1.3.6)】			
1 記号] 資本年(2. 2. 1. 3. 3) (2. 2. 1. 3. 4) (2. 2. 1. 3. 6)			
なお、竜巻時において、ディーゼル発電機及び燃料油貯蔵タ			
なわ、电巻時において、ティーセル発电機及び燃料曲灯廠テ ンクを含む付属設備に対して単一故障を想定し、以下により7			設備・運用の相違(1)
日間の外部電源喪失を仮定しても、ディーゼル発電機の連続運			政補・運用の作逐(1)
転が可能な設計とする。			
a. 外部電源喪失に伴い、A系及びB系のディーゼル発電機並び			
に原子炉の冷却に必要な機器が自動起動する。			
b. 使用済燃料ビット冷却設備等、1 系列で機能を達成できる機			
器について不要負荷の削減のため、片系列を停止する。			
c. 原子炉の低温停止達成後(約20時間後)、ディーゼル発電			
機及び原子炉の冷却に必要な機器についても1系列とし、			
冷却を継続する。			
なお、この際、ディーゼル発電機連続運転に必要な燃料は、			
A 系及び B 系の燃料油貯蔵タンクから連絡ラインを通じ			
て、連続運転するディーゼル発電機に集中して供給するも			
のとする。			
また、アクセスルートが寸断され、タンクローリーがディー			
ゼル発電機燃料油貯蔵タンクに近づくことができず、燃料輸送			設備・運用の相違(1)
ができない可能性があるが、このように、アクセスルートが使			
用できない場合は、タンクローリーに延長用給油ホースを取り			
付け、ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクへホースを伸ばすこ			
とにより、燃料輸送を実施する。			
【説明資料(2.2.1.3.6)】			
第8項について	第8項について	第8項について	
設計基準事故において、原子炉施設に属する非常用電源設備	設計基準事故時において、原子炉施設に属する非常用電源設	設計基準事故時において、発電用原子炉施設に属する非常用	
及びその附属設備は、原子炉ごとに単独で設置し、他の原子炉	備及びその附属設備は、原子炉ごとに単独で設置し、他の原子	所内電源設備及びその附属設備は,発電用原子炉ごとに単独で	記載表現の相違
施設と共用しない設計とする。	炉施設と共用しない設計とする。	設置し,他の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。	
【説明資料(2.2.2)】	【説明資料(2.2.2)】	【説明資料 (2.3.2: P33 条-173) 】	
1.3 気象等	1.3 気象等	1.3 気象等	
該当なし	該当なし	該当なし	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

差異理由

青字:	記載箇所又	は記載内容の	り相違(記載方針の相違)
緑字:	記載表現、	設備名称の特	日違 (実	質的な相違なし)

記載表現の相違

1.4 設備等

10. その他発電用原子炉の附属施設

10.1 非常用電源設備

10.1.1 概要

原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するた めに必要となる電力を当該重要安全施設に供給するた め、電力系統に連系する設計とする。

大飯発電所3/4号炉

【説明資料(2.1.2.1)】

所内高圧母線は、常用4母線と非常用2母線で構成す る。非常用2母線は、No. 2予備変圧器、所内変圧器、 No. 1予備変圧器、ディーゼル発電機のいずれからも 受電できる。

所内低圧母線は、常用6母線(内1母線は、3号及び 4号炉共用)及び非常用4母線で構成する。非常用4母 線はそれぞれの非常用高圧母線から動力用変圧器を通し て受電する。

所内補機は、工学的安全施設の補機と一般補機に分け、 それぞれ非常用母線、常用母線に接続する。

所内補機で2台以上設置するものは非常用、常用共に各 母線に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。

【説明資料(2.1.1)】

2 台のディーゼル発電機は、5 0 0 k V 送電線が停電し た場合にそれぞれの非常用母線に電力を供給し、1台で発 電所を安全に停止するために必要な補機を運転するのに 十分な容量を有するとともに、たとえ同時に工学的安全 施設が作動しても対処できる容量とする。

【説明資料(2, 2, 1, 1)(2, 2, 1, 1, 1)】

1.4 設備等 (手順等含む)

10. その他発電用原子炉の附属施設

10.1 非常用電源設備

10.1.1 概要

原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するため に必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電 力系統に連系する設計とする。

泊発電所3号炉

【説明資料(2,1,2,1)】

所内高圧母線は、常用3母線と非常用2母線で構成す る。非常用2母線は、予備変圧器、所内変圧器、ディーゼ ル発電機及び後備変圧器のいずれからも受電できる設計

所内低圧母線は、常用5母線と非常用4母線で構成す る。非常用4母線はそれぞれの非常用高圧母線から動力変 圧器を通して受電する。

所内の設備は、工学的安全施設を含む重要度の特に高い 安全機能を有する設備とそれ以外の設備に分類し、工学的 安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備 は、非常用母線に、それ以外の設備は、原則として常用母

所内の設備で2台以上設置するものは非常用、常用ともに 各母線に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。

【説明資料(2,1,1)】

2台のディーゼル発電機は、275kV 送電線(泊幹線及び 後志幹線) が停電した場合にそれぞれの非常用母線に電力 を供給し、1台で発電所を安全に停止するために必要な補 機を運転するのに十分な容量を有するとともに、たとえ同 時に工学的安全施設が作動しても対処できる容量とする。

【説明資料(2, 2, 1, 1)(2, 2, 1, 1, 1)】

1.4 設備等

10. その他発電用原子炉の附属施設

10.1 非常用電源設備

10.1.1 通常運転時等

10.1.1.1 概要

発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持す るために必要となる電力を当該重要安全施設に供給する ため、電力系統に連系する設計とする。

女川原子力発電所2号炉

【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】

非常用の所内高圧母線は3母線で構成し、常用高圧母 設備構成の相違(2) 線、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機 設備名称の相違(2) (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 及び予 設備設計等の相違(5) 備変圧器のいずれからも受電できる設計とする。

非常用の所内低圧母線は3母線で構成し、非常用高圧母 設備構成の相違(2) 線から動力変圧器を通して受電する。

所内機器は、工学的安全施設に関係する機器とその他の 記載方針の相違(1) 一般機器に分類する。

工学的安全施設に関係する機器は非常用母線に、その他 の一般機器は原則として常用あるいは共通用母線に接続

所内機器で2台以上設置するものは、単一の所内母線の 記載表現の相違 故障があっても、全部の機器電源が喪失しないよう2母線 以上に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。

安全保護系及び工学的安全施設に関係する機器は、単一 の非常用母線の故障があっても、他の系統に波及して多重 性を損なうことがないよう系統ごとに分離して非常用母 線に接続する。

3台の非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系デ 設備構成の相違(3) ィーゼル発電機を含む。)は、275kV送電線が停電した場 合にそれぞれの非常用母線に電力を供給する。

1台の非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系デ ィーゼル発電機を含む。)が作動しないと仮定した場合で も燃料体及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を 超えることなく炉心を冷却でき、あるいは、冷却材喪失事 故時にも炉心の冷却とともに, 原子炉格納容器等安全上重 要な系統機器の機能を確保できる容量と機能を有する設 計とする。

記載表現の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

また、発電所の安全に必要な直流電源を確保するため また、発電所の安全に必要な直流電源を確保するため蓄 蓄電池を設置し、安定した交流電源を必要とするものに

対しては、無停電電源装置を設置する。直流電源設備は、 非常用所内電源として 125V 2 系統及び常用所内電源とし て 125V 1 系統から構成する。

大飯発電所3/4号炉

【説明資料(2.2.1.1.2)】

発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連 する電気系統機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過電 流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器 により故障箇所を隔離し、他の安全機能への影響を限定 し、非常用所内電源系からの受電時に母線切替操作も容 易に実施可能な設計とする。

【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】

10.1.2 設計方針

10.1.2.1 非常用所内電源系

安全上重要な構築物、系統及び機器の安全機能を確保 するため非常用所内電源系を設ける。安全上重要な系統 及び機器へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給 が停止することがないよう、発電機、外部電源系、非常用 所内電源系、その他の関連する電気系統機器の短絡や地 絡又は母線の低電圧や過電流等を検知できる設計とし、 検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離し、他 の安全機能への影響を限定できる設計とする。

また、非常用所内電源系からの受電時に、容易に母線 切替操作が実施可能な設計とする。

【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】

非常用電源設備及びその附属設備は、多重性及び独立 性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故 障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化 時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計 基準事故対処設備の機能が確保される設計とする。

【説明資料(2.2.1)(2.1.1.3)(2.2.1.1.1)】

泊発電所3号炉

電池を設置し、安定した交流電源を必要とするものに対し ては、無停電電源装置を設置する。直流電源設備は、非常 用所内電源として 125V 2系統及び常用所内電源として 125V 2系統から構成する。

【説明資料(2.2.1.1.2)】

発電機,外部電源系,非常用所内電源系,その他の関連 する電気系統機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過電 流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器に より故障箇所を隔離し、他の安全機能への影響を限定でき る設計とする。

また、非常用所内電源系からの受電時に、容易に母線切 替操作が可能な設計とする。

【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】

10.1.2 設計方針

10.1.2.1 非常用所内電源系

安全上重要な構築物、系統及び機器の安全機能を確保 するため非常用所内電源系を設ける。安全上重要な系統 及び機器へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給 が停止することがないよう、発電機、外部電源系、非常 用所内電源系, その他の関連する電気系統機器の短絡や 地絡又は母線の低電圧や過電流等を検知できる設計と し、検知した場合には、遮断器により故障簡所を隔離し、 他の安全機能への影響を限定できる設計とする。

また、非常用所内電源系からの受電時に、容易に母線 切替操作が可能な設計とする。

【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】

非常用電源設備及びその附属設備は、多重性及び独立 性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故 障が発生した場合であっても, 運転時の異常な過渡変化 時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設 計基準事故対処設備の機能が確保される設計とする。

【説明資料(2.2.1)(2.1.1.3)(2.2.1.1.1)】

女川原子力発電所2号炉

また、発電所の安全に必要な直流電源を確保するため蓄 電池(非常用)を設置し、安定した交流電源を必要とする ものに対しては、非常用の無停電電源装置を設置する。非 常用直流電源設備は、非常用所内電源系として3系統から 構成し、3系統のうち1系統が故障しても発電用原子炉の 設備構成の相違(2) 安全性は確保できる設計とする。

外部電源,非常用所内電源設備,その他の関連する電気 系統機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは 過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断 器により故障箇所を隔離することによって、故障による影 響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定 できる設計とする。

また、非常用所内電源設備からの受電時に、容易に母線 切替操作が可能な設計とする。

【説明資料 (2.1.2: P33 条-53~56) 】

10.1.1.2 設計方針

10.1.1.2.1 非常用所内電源系

安全上重要な構築物、系統及び機器の安全機能を確保 するため非常用所内電源系を設ける。安全上重要な系統 及び機器へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給 が停止することがないよう,外部電源,非常用所内電源 設備,その他の関連する電気系統機器の短絡若しくは地 絡又は母線の低電圧若しくは過電流等を検知できる設 計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔 離することによって、故障による影響を局所化できると ともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とす

また、非常用所内電源設備からの受電時に、容易に母 線切替操作が可能な設計とする。

> 【説明資料 (2, 2, 1, 1: P33 条-57~82) (2.1.2:P33条-53~56)]

非常用所内電源系である非常用所内電源設備及びそ の附属設備は、多重性及び独立性を確保し、その系統を 構成する機器の単一故障が発生した場合であっても、運 転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において 発電用原子炉の安全性が確保できる設計とする。

> 【説明資料 (2.3.1.1: P33 条-158~163) (2.3.1.2:P33条-164~171) 】

記載表現の相違

記載表現の相違

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 主業用所内電源系のうち非常用交流電源設備である。非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)については、燃料体及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく炉心を冷却でき。あるいは、冷却材喪失事故時にも炉心の冷却とともに、原子炉格納容器等安全上重要な系統機器の機能を確保できる容量と機能を有する設計とする。また、ディーゼル発電機については、7日間の外部電源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7日間分の容量以上の燃料を敷地内の燃料を放出を放射を放射を放射を放射を放射を放射を放射を放射を放射を放射を放射を放射を放射を	第33条 保安電源設備	2014 - 2017 (Control - Device Control -	称于: 記載衣兒、故	(拥名称の相違 (美質的な相違なし)
非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)については、燃料体及び原子炉冷却 材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく炉心を 冷却でき、あるいは、冷却材喪失事故時にも炉心の冷却 とともに、原子炉格納容器等安全上重要な系統機器の機 能を確保できる容量と機能を有する設計とする。 また、ディーゼル発電機については、7日間の外部電 喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を 徐できるよう、7日間分の容量以上の燃料を敷地内の燃料 供給できるよう、7日間分の容量以上の燃料を敷地内の	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
から燃料油貯蔵タンクに燃料を輸送する際はタンクローリーを使用する設計とする。	要失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7 日間分の容量以上の燃料を敷地内の燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて貯蔵し、重油タンクから燃料油貯蔵タンクに燃料を輸送する際はタンクローリーを使用する設計とする。 【説明資料(2.2.1.2)(2.2.1.3.1)】 10.1.2.2 全交流動力電源喪失原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの約30分間、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池(安全防護系用)	源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7日間分の容量以上の燃料を敷地内のディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵する設計とする。 【説明資料(2.2.1.2)】 10.1.2.2 全交流動力電源喪失原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの約25分間に対し、十分長い間、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有す	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)については、燃料体及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく炉心を冷却でき、あるいは、冷却材喪失事故時にも炉心の冷却とともに、原子炉格納容器等安全上重要な系統機器の機能を確保できる容量と機能を有する設計とする。また、7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)2台を7日間連続運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油タンクに貯蔵する設計とする。 【説明資料(2.3.1.3:P33条-172)】 10.1.1.2.2 全交流動力電源喪失発電用原子炉施設には、全交流動力電源喪失発電用原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約15分を包絡した約8時間に対し、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する非常用直流電源設備である蓄電池(非常用)を設ける設計とする。 【説明資料(2.3.1.2:P33条-164~171)】	設備名称の相違(1) 設備・運用の相違(1) ・代替交流電源から電力の供給が開始されるまでの時間に差異があるが、全交流動力電源喪失時に必要な容量の蓄電池を設けている点において同等である。 記載方針の相違・泊は14条の表現と整合を図り「十分長い間」と記載しているが、記載内容に係る実質的な相違はない。 設備名称の相違(3)

第33条 保安電源設備	泊発電所3号炉 DB基準適合性 よ		
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
10.1.3 主要設備	10.1.3 主要設備	10.1.1.4 主要設備	
10.1.3.1 所内高圧系統	10.1.3.1 所内高圧系統	10.1.1.4.1 所内高圧系統	
所内高圧系統を第 10.1.1 図に示す。非常用高圧母線	所内高圧系統を第 10.1.1 図に示す。非常用高圧母線	非常用の所内高圧系統は, 6.9kV で第10.1-1 図に示	
は、次の2母線で構成する。	は、次の2母線で構成する。	すように3母線で構成する。	
非常用高圧母線 (4-A、4-B)	非常用高圧母線 (6-A, 6-B)	非常用高圧母線常用高圧母線又は非常用ディ	設備構成の相違(2)
No. 2予備変圧器、所内変圧器、No. 1予備変圧	予備変圧器,所内変圧器,ディーゼル発電機,後備	ーゼル発電機(高圧炉心スプ	設備名称の相違(2)
器、ディーゼル発電機から受電できる母線	変圧器から受電する母線	レイ系ディーゼル発電機を含	記載方針の相違(1)
		む。)から受電する母線	設備設計等の相違(5)
これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開	これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開	これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開	設備構成の相違(10)
閉装置で構成し遮断器には SF ₆ ガス遮断器を使用する。故	閉装置で構成し、遮断器には真空遮断器を使用する。故	閉装置で構成し遮断器には真空遮断器を使用する。故障	・遮断器の種類に差異があるが、必要な遮

障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離す ることにより、故障による影響を局所化できるとともに、 他の安全機能への影響を限定できる設計とする。

非常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、耐震性 を有した制御建屋内に設置する。

非常用高圧母線はNo. 2予備変圧器、所内変圧器、N o. 1予備変圧器及びディーゼル発電機に接続し工学的 安全施設の補機と発電所の保安に必要な非常用系補機に 給電する。

通常時、非常用高圧母線には500kV送電線からN o. 2予備変圧器を介し、No. 2予備変圧器から受電で きなくなった場合には所内変圧器から、また、所内変圧 器から受電できなくなった場合にはディーゼル発電機か ら、さらにディーゼル発電機からの受電も失敗した場合 には、No. 1予備変圧器から給電する。

メタルクラッド開閉装置の設備仕様の概略を第10.1.1 表に示す。

【説明資料(2,1,1)(2,1,1,1)】

10.1.3.2 所内低圧系統

所内低圧系統を、第10.1.1 図に示す。非常用低圧母線 は、次の4母線で構成する。

非常用低圧母線 (3-A1、3-A2、3-B1、3-B2) 非常用高圧母線から受電する母線

これらの母線は、一連のキュービクルで構成し、遮断 器は気中遮断器を使用する。故障を検知した場合には、 遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障によ る影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響 を限定できる設計とする。

障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離す ることにより、故障による影響を局所化できるととも に、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。

非常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、耐震設 計上, 原子炉補助建屋内に設置する。

非常用高圧母線は予備変圧器, 所内変圧器, ディーゼ ル発電機及び後備変圧器に接続し工学的安全施設を含 む重要度の特に高い安全機能を有する設備に給電する 設計とする。

非常用高圧母線は、常時 275kV 送電線 (泊幹線及び後 志幹線) から予備変圧器を通して受電するが、予備変圧 器の故障時等で受電できない場合には、所内変圧器を通 して受電する。また、275kV 送電線(泊幹線及び後志幹 線)が喪失した場合、非常用高圧母線は、ディーゼル発 電機から受電する。

さらに、66kV 送電線(泊電源支線)に電圧がある場合は、 手動で後備変圧器に切替えて受電することもできる設 計とする。

【説明資料(2.1.1)(2.1.1.1)

10.1.3.2 所内低圧系統

所内低圧系統を第10.1.1 図に示す。非常用低圧母線 は、次の4母線で構成する。

非常用低圧母線 (4-A1, 4-A2, 4-B1, 4-B2) 非常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する 母線

これらの母線は、一連のキュービクルで構成し、遮断 器は配線用遮断器を使用する。故障を検知した場合に は、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障 による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への 影響を限定できる設計とする。

を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離する 断能力を有する遮断器を使用するという ことによって、故障による影響を局所化できるととも に、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。

非常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、耐震性 記載表現の相違 を有した原子炉建屋付属棟内に設置する。

非常用高圧母線には、工学的安全施設に関係する機器 設備名称の相違(2) を振り分ける。

275kV 送電線が使用できる場合は所内変圧器又は、起 記載表現の相違 動変圧器から、また、275kV 送電線が使用できなくなっ 設備構成の相違(3) た場合には非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ 設備名称の相違(2) 系ディーゼル発電機を含む。) から非常用高圧母線に給 電する。

さらに、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系 設備設計等の相違(4) ディーゼル発電機を含む。)から受電できない場合、66kV 設備設計等の相違(5) 開閉所から予備変圧器を介して非常用高圧母線に給電 する。

【説明資料 (2.1.2:P33 条-53~56) 】

10.1.1.4.2 所内低圧系統

非常用の所内低圧系統は、460V で第 10.1-1 図に示 すように3母線で構成する。

非常用低圧母線……非常用高圧母線から動力変圧 設備構成の相違(2) 器を通して受電する母線

これらの母線は、母線ごとに一連のキュービクルで構 成し、遮断器は気中遮断器又は配線用遮断器を使用す る。故障を検知した場合には、遮断器により故障簡所を 隔離することによって、故障による影響を局所化できる とともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とす

点において同等である。

・大飯: SF6 ガス遮断器→泊: 真空遮断器

建屋名称の相違

設備設計等の相違(5)

記載方針の相違(1)

記載箇所の相違

・泊は10.1.4にまとめて記載している。

記載方針の相違(1)

設備構成の相違(10)

大飯:気中遮断器→泊:配線用遮断器

第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉 差異理由 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 非常用低圧母線のパワーセンタは、耐震性を有した制 非常用低圧母線のパワーセンタ及びモータコントロ 設備名称の相違(4) 非常用低圧母線のパワーコントロールセンタは、耐震 御建屋内に設置する。 設計上、原子炉補助建屋内に設置する。 ールセンタは、耐震性を有した原子炉建屋付属棟内に設 ・大飯:パワーセンタ→泊:パワーコント ロールセンタ 置する。 記載表現の相違 建屋名称の相違 工学的安全施設の補機と発電所の保安に必要な非常用 工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を 工学的安全施設に関係する機器を接続している非常 記載方針の相違(1) 系補機を接続している非常用低圧母線には、非常用高圧 有する設備を接続している非常用低圧母線には、非常用 用低圧母線には、非常用高圧母線から動力変圧器を通し 母線から動力変圧器を通して降圧し給電する。また、通 高圧母線から動力変圧器を通して降圧し給電する。ま て降圧し給電する。 常時、非常用低圧母線には、500kV送電線からNo. た,通常時,非常用低圧母線には,275kV送電線(泊幹 設備構成の相違(3) 2予備変圧器を介して非常用高圧母線を通じて給電し、 線及び後志幹線) から予備変圧器を介して非常用高圧母 設備名称の相違(2) No. 2予備変圧器から受電できなくなった場合には、 線を通じて給電し、予備変圧器から受電できなくなった 275kV 送電線が使用できる場合は所内変圧器又は起動 場合には, 所内変圧器から非常用高圧母線を通して給電 所内変圧器から非常用高圧母線を通して給電する。所内 変圧器から、また、275kV 送電線が使用できなくなった 変圧器から受電できなくなった場合には、ディーゼル発 場合には非常用ディーゼル発雷機(高圧炉心スプレイ系 電機から非常用高圧母線を通じて給電する。 さらに、すべての 275kV 送電線 (泊幹線及び後志幹線) ディーゼル発電機を含む。) から非常用高圧母線を通し 記載表現の相違 が喪失した場合には、ディーゼル発電機から非常用高圧 て非常用低圧母線に給電する。 設備構成の相違(3) 母線を通して給電する。 66kV 送電線(泊電源支線)に電圧がある場合は、手動で さらにディーゼル発電機からの受電も失敗した場合に さらに、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ 設備設計等の相違(4) は、No. 1予備変圧器から非常用高圧母線を通じて給 後備変圧器に切替えて非常用高圧母線を通じて給電す 系ディーゼル発電機を含む。)から受電できない場合、 設備設計等の相違(5) ることもできる設計とする。 66kV 開閉所から予備変圧器を介して非常用高圧母線を 重する。 通して非常用低圧母線に給電する。 パワーセンタの設備仕様の概略を第10.1.2表に示す。 記載箇所の相違 【説明資料 (2.1.2: P33 条-53~56) 】 泊は10.1.4にまとめて記載している。 10.1.3.3 ディーゼル発電機 10.1.3.3 ディーゼル発電機 10.1.1.4.3 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディ (1)ディーゼル発雷機 ーゼル発雷機を含む。) ディーゼル発電機は、500kV外部電源が完全に喪 ディーゼル発電機は、275kV 送電線(泊幹線及び後志 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディー 設備構成の相違(3) 失した場合に、発電所の保安を確保し、安全に停止する 幹線) が喪失した場合に、原子炉を安全に停止するため ゼル発電機を含む。)は、外部電源が喪失した場合には 記載方針の相違(1) ために必要な電力を供給し、さらに、工学的安全施設の に必要な電力を供給し、かつ原子炉冷却材喪失が同時に 発電用原子炉を安全に停止するために必要な電力を供 電力も供給する。 発生した場合に、工学的安全施設を含む重要度の特に高 給し、また、外部電源が喪失し同時に原子炉冷却材喪失 い安全機能を有する設備の作動のための電力も供給す が発生した場合には工学的安全施設作動のための電力 を供給する。 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディー ディーゼル発電機は、多重性を考慮して、必要な容量 ディーゼル発雷機は、多重性を考慮し2台備え、非常 のものを 2 台備え、各々非常用高圧母線に接続する。各 用高圧母線にそれぞれ接続する。各ディーゼル発電機 ゼル発電機を含む。) は多重性を考慮して、3台を備え、 記載方針の相違(1) ディーゼル発電機は、原子炉周辺建屋内のそれぞれ独立 は、配電盤及び制御盤ともそれぞれ独立した部屋に設置 各々非常用高圧母線に接続する。各非常用ディーゼル発 した部屋に設置する。 する。 電設備(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) は、耐震性を有した原子炉建屋付属棟内のそれぞれ独立 した部屋に設置する。 【説明資料(2,1,1)(2,2,1)(2,2,1,1,3)】 【説明資料(2,1,1)(2,2,1)(2,2,1,1,3)】 【説明資料 (2.3.1.1: P33 条-158~163) 】

緑宇:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
大飲発電所3/4号炉	旧発電所 3 号炉	非常用高圧母線が停電者しくは原子炉冷却材喪失事故が発生すると、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)が起動する。非常用高圧母線が停電した場合には、非常用高圧母線に接続される負荷は、動力変圧器及びモータコントロールセンタを除いて全て遮断される。その後、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)電圧及び周波数が定格値になると、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)は非常用高圧母線に自動的に接続され、発電用原子炉を安全に停止するために必要な負荷が自動的に投入される。原子炉冷却材喪失事故により非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)が起動した場合で、非常用高圧母線が停電していない場合は、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)は待機運転状態となり、手動で停止するまで運転を継続する。また、原子炉冷却材喪失事故と外部電源喪失が同時に起こった場合、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)に工学的安全施設に関する負荷が自動的に投入される。	差異理 田
また、ディーゼル発電機は、それぞれ定格出力で7日間以上連続運転できる燃料を燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて発電所内に貯蔵し、重油タンクから燃料油貯蔵タンクローリーを使用する設計とする。 タンクローリーによる輸送については、外部電源喪失によるディーゼル発電機の運転が必要となった場合に、7日間以上の連続運転に支障がないよう、輸送に係る要員の確保を含む手順を定め、昼夜を問わず、計画的かつ確実に輸送を実施するものとする。外部電源喪失時、ディーゼル発電機が長時間連続運転を行う場合において、夜間におけるタンクローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を実施する場合、ヘッドライト等の可搬型照明、タンクローリーの前照灯等を使用する。これらの可搬型照明は、発電所構内の所定の場所に保管し、輸送開始が必要となる時間(少なくとも3日間以内)までに十分準備できるものとする。 【説明資料(2.2.1.1.1)(2.2.1.2)(2.2.1.3.9)】	また、ディーゼル発電機は、それぞれ定格出力で7日間連続運転できる <mark>燃料貯蔵設備を発電所内に設ける。</mark>	なお、7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の 異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必 要な非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディ ーゼル発電機を含む。)2台を7日間連続運転できる燃 料貯蔵設備を発電所内に設ける。	設備・運用の相違(1)

33条 保安電源設備		日発電内 3 写が D B 基準適合性 比較衣 F.4.0		称:于 . 前上帆衣之光、	緑宇:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)	
大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		女川原子力発電所 2 号炉	差異理由	
ディーゼル発電機は、非常用高圧母線低電圧信号及び 非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、12 秒以内で電圧 を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し負荷に給電	し、12 秒以内で電圧	ディーゼル発電機は,非常用高圧母線 非常用炉心冷却設備作動信号で起動し, を確立する。			記載方針の相違(1)	
する。		非常用高圧母線低電圧信号が発信した 一ゼル発電機が自動起動するとともに 続する負荷のうち動力変圧器等を除きす ディーゼル発電機の電圧が確立すると。 に自動的に接続され、原子炉を停止する 荷を順次投入する。 非常用炉心冷却設備作動信号により。 機が自動起動した場合で、非常用高圧母 ない場合は、ディーゼル発電機は待機運 手動で停止するまで運転を継続する。 なお、非常用高圧母線低電圧信号及び 設備作動信号が同時に発信した場合には 電機が自動起動するとともに非常用母。 荷のうち動力変圧器等を除きすべて開放 ル発電機の電圧が確立すると非常用高 に接続され、工学的安全施設を含む重要 全機能を有する設備に関する負荷を順次	非常用母線に接 でで開放する。 非常用の正母な負 非常に必要な発電い になりの 非常用ができます。 になりの 非常用ができます。 非常用ができます。 はないが、 非常に必要ない。 非常用ができます。 はないが、 はないがが、 はないがが、 はないがが、 はないがが、 はないがが、 はないがが、 はないがが、 はないがが、 はないがが、 はないがが		記載方針の相違(1)	
外部電源喪失のみが発生した場合、 機に自動的に接続される主要補機は、		非常用高圧母線が停電し、各ディーゼ 用高圧母線に接続されると以下の主要 入する。		各非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。) 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され	
機に自動的に接続される主要補機は、	次のとおりである。	用高圧母線に接続されると以下の主要 入する。	な負荷を順次投	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の 系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I)	設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。	661
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン	次のとおりである。 1台	用高圧母線に接続されると以下の <mark>主要</mark> 入する。 充てんポンプ	な負荷を順次投 1台	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の 系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系	設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反	とも! 映し
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン	次のとおりである。 1台 1台	用高圧母線に接続されると以下の主要 入する。 充てんポンプ 制御用空気圧縮機	な負荷を順次投	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の 系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I)	設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。	とも映し
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン	次のとおりである。 1台	用高圧母線に接続されると以下の <mark>主要</mark> 入する。 充てんポンプ	な負荷を順次投 1 台 1 台	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の 系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系	設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等	とも 映し 数 1
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 充てんポンプ	次のとおりである。 1台 1台 1台	用高圧母線に接続されると以下の主要 入する。 充てんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン	な負荷を順次投 1台 1台 1台	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の 系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系	○ 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等 →中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン	とも 映し 数 1
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 充てんポンプ 空調用冷凍機	次のとおりである。 1台 1台 1台 2台	用高圧母線に接続されると以下の主要に 入する。 充てんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室給気ファン	な負荷を順次投 1台 1台 1台 1台	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系	○ 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等 →中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン	とも 映し 数 1 1
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 充てんポンプ 空調用冷凍機 原子炉補機冷却水ポンプ	次のとおりである。 1 台 1 台 1 台 2 台 2 台	用高圧母線に接続されると以下の主要に 入する。 充てんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン	な負荷を順次投 1台 1台 1台 1台 1台 1台	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系(中央制御室,非常用ディーゼル発電機	設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を "主要な負荷"に変更するとの既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等 ー中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 原子炉容器室冷却ファン 原子炉容器室冷却ファン は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	とも 映 し 1 1 1
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 充てんポンプ 空調用冷凍機 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 海水ボンプ 制御棒駆動装置冷却ファン	次のとおりである。 1 台 1 台 1 台 2 台 2 台 1 台	用高圧母線に接続されると以下の主要を 入する。 充てんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室結気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室循環ファン 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 電動補助給水ポンプ	な負荷を順次投 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系(中央制御室,非常用ディーゼル発電板 室等)	○ 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続されを"主要な負荷"に変更するとの既工認に記載の個別負荷を反・中央制御室給気ファン等→中央制御室給気ファン中央制御室循環ファン原子炉容器室冷却ファン・空調用冷凍機	とも 映し 1 1 1 1
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 充てんポンプ 空調用冷凍機 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 海水ポンプ 制御棒駆動装置冷却ファン 格納容器再循環ファン	次のとおりである。 1 台 1 台 1 台 2 台 2 台 1 台 1 台 1 台 2 台 1 台 1 台 2 台 4 台 4 台 4 台 4 台 5 台 6	用高圧母線に接続されると以下の主要を 元でんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 順子炉補機冷却水ポンプ 順子炉補機冷却ホポンプ	な 負荷を順次 1 台 台 台 台 台 1 台 1	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系(中央制御室,非常用ディーゼル発電検室等) ほう酸水注入系 制御棒駆動水圧系 非常用ガス処理系	D 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等 →中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室循環ファン 原子炉容器室冷却ファン ・空調用冷凍機 →空調用冷凍機	とも 映し 1 1 1 1
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室管環ファン 充てんポンプ 空調用冷凍機 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 海水ポンプ 制御棒駆動装置冷却ファン 格納容器再循環ファン 制御用空気圧縮機	次のとおりである。 1 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台	用高圧母線に接続されると以下の主要を 元でんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 順子炉補機冷却ホポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ	な 負荷を順次 1 台台台台 1 台台台 1 台台 1 台台 1 台台 1 台台 1 台台	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系(中央制御室,非常用ディーゼル発電検室等) ほう酸水注入系 制御棒駆動水圧系 非常用ガス処理系 可燃性ガス濃度制御系	D 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等 →中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室循環ファン 原子炉容器室冷却ファン ・空調用冷凍機 →空調用冷凍機	とも 映し 1 1 1 1
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 充てんポンプ 空調用冷凍機 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 海水ポンプ 制御棒駆動装置冷却ファン 格納容器再循環ファン 制御用空気圧縮機 原子炉容器室冷却ファン	次のとおりである。 1 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台	用高圧母線に接続されると以下の主要を 元でんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室綿気ファン 中央制御室循環ファン 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ	な 負荷を順次 1 台台台台 1 台台台 1 台台台 1 台台台 1 台台 日日 1 日日 1	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系(中央制御室,非常用ディーゼル発電検室等) ほう酸水注入系 制御棒駆動水圧系 非常用ガス処理系 可燃性ガス濃度制御系 蓄電池充電器	D 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等 →中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室循環ファン 原子炉容器室冷却ファン ・空調用冷凍機 →空調用冷凍機	ともし数 1 1 1 1
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室管環ファン 充てんポンプ 空調用冷凍機 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 海水ポンプ 制御棒駆動装置冷却ファン 格納容器再循環ファン 制御用空気圧縮機	次のとおりである。 1 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台	用高圧母線に接続されると以下の主要を 元でんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 順子炉補機冷却ホポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ	な 負荷を順次 1 台台台台 1 台台台 1 台台 1 台台 1 台台 1 台台 1 台台	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系(中央制御室,非常用ディーゼル発電検室等) ほう酸水注入系 制御棒駆動水圧系 非常用ガス処理系 可燃性ガス濃度制御系	D 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等 →中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室循環ファン 原子炉容器室冷却ファン ・空調用冷凍機 →空調用冷凍機	とも 映し 1 1 1 1
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 充てんポンプ 空調用冷凍機 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 海水ポンプ 制御棒駆動装置冷却ファン 格納容器再循環ファン 制御用空気圧縮機 原子炉容器室冷却ファン	次のとおりである。 1 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台	用高圧母線に接続されると以下の主要を 元でんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室綿気ファン 中央制御室循環ファン 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 空調用冷凍機 空調用冷凍機	な 負荷 を 順次 台台台台台 1 台台台 1 台台台 1 台台台 1 台台 日日 1 日日 1	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系(中央制御室,非常用ディーゼル発電検室等) ほう酸水注入系 制御棒駆動水圧系 非常用ガス処理系 可燃性ガス濃度制御系 蓄電池充電器	D 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等 →中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室循環ファン 原子炉容器室冷却ファン ・空調用冷凍機 →空調用冷凍機	とも 映し 1 1 1 1
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 充てんポンプ 空調用冷凍機 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 海水ポンプ 制御棒駆動装置冷却ファン 格納容器再循環ファン 制御用空気圧縮機 原子炉容器室冷却ファン	次のとおりである。 1 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台	用高圧母線に接続されると以下の主要を 元でんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室綿気ファン 中央制御室循環ファン 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 空調用冷凍機 空調用冷凍機 格納容器再循環ファン	な 負荷 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系(中央制御室,非常用ディーゼル発電検室等) ほう酸水注入系 制御棒駆動水圧系 非常用ガス処理系 可燃性ガス濃度制御系 蓄電池充電器	D 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等 →中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室循環ファン 原子炉容器室冷却ファン ・空調用冷凍機 →空調用冷凍機	とも 映し 数 1 1 1 1
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 充てんポンプ 空調用冷凍機 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 海水ポンプ 制御棒駆動装置冷却ファン 格納容器再循環ファン 制御用空気圧縮機 原子炉容器室冷却ファン	次のとおりである。 1 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台	用高圧母線に接続されると以下の主要に 元でんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室循環ファン 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 空調用冷凍機 空調用冷凍機 格納容器再循環ファン 制御棒駆動装置冷却ファン 原子炉容器室冷却ファン	な 負荷 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系(中央制御室,非常用ディーゼル発電検室等) ほう酸水注入系 制御棒駆動水圧系 非常用ガス処理系 可燃性ガス濃度制御系 蓄電池充電器	D 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等 →中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室循環ファン 原子炉容器室冷却ファン ・空調用冷凍機 →空調用冷凍機	661
機に自動的に接続される主要補機は、 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 充てんポンプ 空調用冷凍機 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 海水ポンプ 制御棒駆動装置冷却ファン 格納容器再循環ファン 制御用空気圧縮機 原子炉容器室冷却ファン	次のとおり 1 台台台台台台台台台台台台台 1 1 1 1 2 2 1 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1	用高圧母線に接続されると以下の主要に 元でんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室循環ファン 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 空調用冷凍機 空調用冷凍機 格納容器再循環ファン 粉納容器再循環ファン 制御棒駆動装置冷却ファン	な 負荷 1111111111111111111111111111111111	ーゼル発電機を含む。)に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機(区分I) 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系(中央制御室,非常用ディーゼル発電検室等) ほう酸水注入系 制御棒駆動水圧系 非常用ガス処理系 可燃性ガス濃度制御系 蓄電池充電器	D 設備構成の相違(2) (泊の既許可に記載の接続され を"主要な負荷"に変更すると。 の既工認に記載の個別負荷を反 ・中央制御室給気ファン等 →中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室循環ファン 原子炉容器室冷却ファン ・空調用冷凍機 →空調用冷凍機	ともし数 1 1 1 1

大飯発電所3/4号炉		泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
			非常用ディーゼル発電機(区分Ⅱ)	
			残留熱除去系	
			タービン補機冷却系	
			原子炉補機冷却系	
			換気空調系(中央制御室、非常用ディーゼル発電機	
			室等)	
			ほう酸水注入系	
			制御棒駆動水圧系 非常用ガス処理系	
			可燃性ガス濃度制御系	
			蓄電池充電器	
			非常用照明	
			列·布/加州/20	
			高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(区分Ⅲ)	
			高圧炉心スプレイ系	
			換気空調系(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	
			室等)	
			蓄電池充電器	
			5.2550/W days (90/07/50/07/2004)	
また、1次冷却材喪失事故と外部	電源喪失が同時に起	また, 非常用高圧母線低電圧信号及び非常用炉心冷去		記載方針の相違(1)
こった場合、各ディーゼル発電機に	自動的に接続される	設備作動信号が同時に発信した場合, 各ディーゼル発電		設備構成の相違(2)
主要補機は次のとおりである。	A PART OF SAMES—NO. CO.	機が非常用高圧母線に接続されると、工学的安全施設を		(泊の既許可に記載の接続される"負荷
		含む重要度の特に高い安全機能を有する以下の主要な		を"主要な負荷"に変更するとともに、
		負荷を順次投入する。		の既工認に記載の個別負荷を反映した。
工学的安全施設の弁類	数十個	原子炉格納容器隔離弁等数十台		・中央制御室給気ファン、原子炉格納容器
アニュラス空気浄化ファン	1 台	アニュラス空気浄化ファン 1台		隔離弁等数十台
中央制御室非常用循環ファン	1台	中央制御室給気ファン 1台		→原子炉格納容器隔離弁等 数十台
中央制御室空調ファン	1 台	中央制御室循環ファン 1台		アニュラス空気浄化ファン 1台
中央制御室循環ファン	1台	中央制御室非常用循環ファン 1台		中央制御室給気ファン 1台
高圧注入ポンプ	1 台	高圧注入ポンプ 1台		中央制御室循環ファン 1台
余熱除去ポンプ	1台	余熱除去ポンプ 1台		中央制御室非常用循環ファン 1台
原子炉補機冷却水ポンプ	1台	安全補機開閉器室給気ファン 1台		・空調用冷凍機 1台
電動補助給水ポンプ	1台	原子炉補機冷却水ポンプ 1台		→空調用冷凍機 1台目
海水ボンプ			I and the second	
	1台	電動補助給水ポンプ 1台		空調用冷凍機 2台目
格納容器スプレイボンプ	1台	原子炉補機冷却海水ポンプ 1 台		空調用冷凍機 2台目
制御用空気圧縮機	1台 1台	原子炉補機冷却海水ボンプ 1 台 格納容器スプレイポンプ 1 台		空調用冷凍機 2台目
制御用空気圧縮機 空調用冷凍機	1台 1台 1台	原子炉補機冷却海水ポンプ 1 台 格納容器スプレイポンプ 1 台 制御用空気圧縮機 1 台		空調用冷凍機 2台目
制御用空気圧縮機	1台 1台	原子炉補機冷却海水ポンプ 1 台 格納容器スプレイポンプ 1 台 制御用空気圧縮機 1 台 空調用冷凍機 1 台目		空調用冷凍機 2台目
制御用空気圧縮機 空調用冷凍機 空調用冷水ボンブ	1台 1台 1台 1台	原子炉補機冷却海水ボンプ 1 台 格納容器スプレイボンプ 1 台 制御用空気圧縮機 1 台 空調用冷凍機 1 台目 空調用冷凍機 2 台目		空調用冷凍機 2台目
制御用空気圧縮機 空調用冷凍機	1台 1台 1台 1台	原子炉補機冷却海水ボンプ 1 台 格納容器スプレイボンプ 1 台 制御用空気圧縮機 1 台 空調用冷凍機 1 台目 空調用冷凍機 2 台目 上記以外にも必要に応じて負荷を接続できる。		
制御用空気圧縮機 空調用冷凍機 空調用冷水ボンブ	1台 1台 1台 1台	原子炉補機冷却海水ボンプ 1台 格納容器スプレイボンプ 1台 制御用空気圧縮機 1台 空調用冷凍機 1台目 空調用冷凍機 2台目 上記以外にも必要に応じて負荷を接続できる。 なお、格納容器スプレイボンプは、原子炉格納容器ス		空調用冷凍機 2台目 記載方針の相違(1)
制御用空気圧縮機 空調用冷凍機 空調用冷水ポンプ 上記以外にも必要に応じて補機を起	1台 1台 1台 1台 1台	原子炉補機冷却海水ボンプ 1台 格納容器スプレイボンプ 1台 制御用空気圧縮機 1台 空調用冷凍機 2台目 上記以外にも必要に応じて負荷を接続できる。 なお、格納容器スプレイボンブは、原子炉格納容器スプレイ作動信号が発信した場合に接続する。		記載方針の相違(1)
制御用空気圧縮機 空調用冷凍機 空調用冷水ポンプ 上記以外にも必要に応じて補機を起 ディーゼル発電機負荷が最も大き	1台 1台 1台 1台 配動できる。 くなる1次冷却材喪	原子炉補機冷却海水ボンプ 1台 格納容器スプレイボンプ 1台 制御用空気圧縮機 1台 空調用冷凍機 1台目 空調用冷凍機 2台目 上記以外にも必要に応じて負荷を接続できる。 なお、格納容器スプレイボンブは、原子炉格納容器スプレイ作動信号が発信した場合に接続する。 ディーゼル発電機の負荷が最も大きくなる非常用高	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディー	記載方針の相違(1)
制御用空気圧縮機 空調用冷凍機 空調用冷水ボンブ 上記以外にも必要に応じて補機を起 ディーゼル発電機負荷が最も大き 失事故と外部電源喪失が同時に起こ	1台 1台 1台 1台 配動できる。 くなる1次冷却材喪	原子炉補機冷却海水ボンプ 1台 格納容器スプレイボンプ 1台 制御用空気圧縮機 1台 空調用冷凍機 2台目 空調用冷凍機 2台目 上記以外にも必要に応じて負荷を接続できる。 なお、格納容器スプレイボンブは、原子炉格納容器スプレイボンブは、原子炉格納容器スプレイボンブは、原子炉格納容器スプレイ作動信号が発信した場合に接続する。 ディーゼル発電機の負荷が最も大きくなる非常用高 圧母線低電圧信号及び非常用炉心冷却設備作動信号並	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電機を含む。)の負荷が最も大きくなる外部電源	記載方針の相違(1)
制御用空気圧縮機 空調用冷凍機 空調用冷水ポンプ 上記以外にも必要に応じて補機を起	1台 1台 1台 1台 配動できる。 くなる1次冷却材喪	原子炉補機冷却海水ボンプ 1台 格納容器スプレイボンプ 1台 制御用空気圧縮機 1台 空調用冷凍機 1台目 空調用冷凍機 2台目 上記以外にも必要に応じて負荷を接続できる。 なお、格納容器スプレイボンブは、原子炉格納容器スプレイ作動信号が発信した場合に接続する。 ディーゼル発電機の負荷が最も大きくなる非常用高	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電機を含む。)の負荷が最も大きくなる外部電源	記載方針の相違(1)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
ディーゼル発電機の設備仕様の概略を第 10.1.5 表に	14-200-0-121 - 4-20		記載箇所の相違
示す。			泊は10.1.4にまとめて記載している。
【説明資料(2.2.1)(2.2.1.1.1)】	【説明資料(2.2.1)(2.2.1.1.1)】	【説明資料 (2.3.1.2: P33 条-164~171) 】	
	as all individual states in a Montal as a material state that the first medical section of the state of the section devices in	The second section of the second displacement of the second secon	
(2) タンクローリー			設備・運用の相違(1)
タンクローリーについては、保管場所及び輸送ルート			
を含み、地震、津波及び想定される自然現象、並びに原子			
炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事			
象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)を			
考慮しても、ディーゼル発電機の7日間以上の連続運転			
に支障がない設計とする。			
具体的には、地震時においても保管場所及び輸送ルー			
トの健全性が確保できる場所を少なくとも 4 箇所選定			
し、各々1台を配備するとともに、竜巻時においては、竜 巻注意情報等が発表され、公的機関により竜巻発生確度			
巻仕息情報等が発表され、公的機関により电管発生確度 等を確認した場合、発電所内に24時間待機している緊急			
安全対策要員によりトンネル内にタンクローリーを 4 台			
退避させる運用とする。			
あわせて保管場所及び輸送ルートの選定に当たって			
は、津波の影響を受けない場所を選定する。さらに保管			
場所の選定に当たっては、消火困難でない場所を選定す			
るとともに、タンクローリーの火災時にも早期に発見で			
きるよう火災感知設備を設け、中央制御室にて常時監視			
できる設計とし、消火設備として消火器を設置する。外			
部火災 (森林火災又は敷地内タンクの火災) に対しても、			
少なくとも2箇所は健全性を維持できる場所を選定する			
ものとする。なお、配備するタンクローリーは地震、津波			
及び想定される自然現象、並びに原子炉施設の安全性を			
損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為に			
よるもの(故意によるものを除く。)によっても、同時に			
機能喪失しないよう、各々異なる場所に保管する設計と			
する。 タンクローリーの配備台数についてはタンクローリー			
の故障、重油タンク等の単一故障のほか、タンクローリ			
一のメンテナンス、輸送に必要な時間、更なる安全性向			
上を目的とした追加配備を考慮し、常時4台以上(3号			
及び4号炉共用)を配備する設計とする。			
【説明資料(2.2.1.3)】			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0 緑宇:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし) 第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
なお、竜巻時において、ディーゼル発電機及び燃料油			設備・運用の相違(1)
貯蔵タンクを含む付属設備に対して単一故障を想定し、			
以下により7日間の外部電源喪失を仮定しても、ディー			
ゼル発電機の連続運転が可能な設計とする。			
a. 外部電源喪失に伴い、A系及びB系のディーゼル発電			
機並びに原子炉の冷却に必要な機器が自動起動す			
S.			
b. 使用済燃料ピット冷却設備等、1 系列で機能を達成で			
きる機器について不要負荷の削減のため、片系列を			
停止する。			
c. 原子炉の低温停止達成後(約20時間後)、ディーゼル			
発電機及び原子炉の冷却に必要な機器についても 1			
系列運転とし、冷却を継続する。なお、この際、ディ			
ーゼル発電機連続運転に必要な燃料は、A系及びB系			
の燃料油貯蔵タンクから連絡ラインを通じて、連続			
運転するディーゼル発電機に集中して供給するもの			
とする。			
また、アクセスルートが寸断され、タンクローリーが			
ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクに近づくことができ			
ず、燃料輸送ができない可能性があるが、このように、ア			
クセスルートが使用できない場合は、タンクローリーに			
延長用給油ホースを取り付け、ディーゼル発電機燃料油			
貯蔵タンクへホースを伸ばすことにより、燃料輸送を実			
施する。			
【説明資料(2.2.1.3.7)】			

第33条 保安電源設備

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	
佰乳 /供	10.1.2.4 直流電源設備	10.1.1.4.4. 古法雷斯扎佛	

10.1.3.4 直流電源設備

直流電源設備は、第10.1.3 図に示すように、蓄電池(安 全防護系用) 2組に加え、蓄電池 (一般用) 1組の合計 3 組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流き電盤等で 構成し、蓄電池(安全防護系用)2組のいずれの1組が故 障しても残りの系統でプラントの安全性は確保する。

また、これらは、多重性及び独立性を確保することによ り、共通要因により同時に機能が喪失することのない設 計とする。直流母線は125Vであり、うち蓄電池(安全防 護系用)2組の電源の負荷は、工学的安全施設等の開閉器 作動電源、タービン動補助給水ポンプ起動盤、電磁弁、計 装用電源 (無停電電源装置) である。

3組の蓄電池は、据置型蓄電池で独立したものであり、 蓄電池(安全防護系用)2組は非常用低圧母線に接続され た充電器で浮動充電する。

【説明資料(2.2.1.1.2)】

また、蓄電池 (安全防護系用) の容量は 1 組当たり 2400A・h であり、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉 の停止後に炉心を一定時間冷却するための設備が動作す るとともに原子炉格納容器の健全性を確保するための設 備が動作することができるよう、これらの動作に必要な 容量を有している。

この容量は、例えば、原子炉が停止した際に遮断器の 開放動作を行うメタルクラッド開閉装置(約27A)、原子 炉停止後の炉心冷却のためのタービン動補助給水ポンプ 起動盤(タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ、タ ービン動補助給水ポンプ起動弁等)(約93A)、原子炉の停 止、冷却、原子炉格納容器の健全性を確認できる計器に 電力供給を行う計装用電源 (無停電電源装置) (約 190A) 及びその他制御盤の待機電力等(約 240A)の負荷へ電力 供給を行った場合においても、全交流動力電源喪失時か ら重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流 動力電源設備から開始されるまでの約30分間に対し、1 時間以上電力供給が可能な容量である。

直流電源装置の設備仕様の概略を第10.1.3表に示す。

10.1.3.4 直流電源設備

直流電源設備は、第10.1.3 図に示すように、蓄電池 (非常用) 2組に加え、蓄電池(常用) 2組の合計4組 のそれぞれ独立した蓄電池, 充電器, 直流コントロール センタ等で構成し、蓄電池(非常用) 2組のいずれの1 組が故障しても残りの系統でプラントの安全性を確保 する。

また、これらは、多重性及び独立性を確保することによ り、共通要因により同時に機能が喪失することのない設 計とする。直流母線は 125V であり、うち蓄電池(非常 用) 2組の電源の負荷は、工学的安全施設等の開閉器作 動電源,電磁弁,計測制御用電源設備(無停電電源装置) 等である。

4組の蓄電池は、据置型蓄電池で独立したものであ り、蓄電池(非常用) 2組は非常用低圧母線に接続され た充電器で浮動充電する。

【説明資料(2.2.1.1.2)】

また、蓄電池(非常用)の容量は1組当たり約2,400Ah であり、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉の停止後 に炉心を一定時間冷却するための設備が動作するとと もに原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が 動作することができるよう、これらの動作に必要な容量 を有している。

この容量は、例えば、原子炉が停止した際に遮断器の 開放動作を行うメタルクラッド開閉装置(約50A),原子 炉停止後の炉心冷却のためのタービン動補助給水ポン プ起動盤 (タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ, タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁等)(約 170A) 原子炉の停止、冷却、原子炉格納容器の健全性を 確認できる計器に電力供給を行う計測制御用電源設備 (無停電電源装置) (約290A) 及びその他制御盤の待機 電力等(約 170A)の負荷へ電力供給を行った場合におい ても,全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処する ために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始 されるまでの約25分間に対し、1時間以上電力供給が 可能な容量である。

10.1.1.4.4 直流電源設備

非常用直流電源設備は、第10.1-3図に示すように、 非常用所内電源系として、直流 125V 3系統(区分 I. Ⅱ, Ⅲ) から構成する。

非常用所内電源系の直流 125V 系統は、非常用低圧母 線に接続される充電器5個、蓄電池3組等を設ける。こ れらの3系統のうち1系統が故障しても発電用原子炉 設備構成の相違(2) の安全性は確保できる。

また、これらの系統は、多重性及び独立性を確保する ことにより、共通要因により同時に機能が喪失すること のない設計とする。直流母線は 125V であり、非常用直 設備名称の相違(3) 流電源設備3組の電源の負荷は、工学的安全施設等の制 御装置,電磁弁,無停電交流母線に給電する非常用の無 停電電源装置等である。

そのため、原子炉水位及び原子炉圧力の監視による発 電用原子炉の冷却状態の確認並びに原子炉格納容器内 圧力及びサプレッションプール水温度の監視による原 子炉格納容器の健全性の確認を可能とする。

蓄電池(非常用)は125V蓄電池2A(区分I),2B(区 設備構成の相違(2) 分Ⅱ)及び2H(区分Ⅲ)の3組で構成し、据置型蓄電池 でそれぞれ異なる区画に設置され独立したものであり、 非常用低圧母線に接続された充電器で浮動充電する。

また、蓄電池 (非常用) の容量はそれぞれ約8,000Ah 設備名称の相違(3) (区分 I) , 約 6,000Ah (区分 II) 及び約 400Ah (区分 記載表現の相違 Ⅲ) であり、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電 用原子炉の停止後に炉心を一定時間冷却するための設 備の動作に必要な容量を有している。

この容量は、例えば、発電用原子炉が停止した際に遮 断器の開放動作を行うメタルクラッド開閉装置等、発電 設備構成の相違(2) 用原子炉停止後の炉心冷却のための原子炉隔離時冷却 系,発電用原子炉の停止,冷却,原子炉格納容器の健全 性を確認できる計器に電源供給を行う制御盤及び非常 記載表現の相違 用の無停電電源装置の負荷へ電源供給を行った場合に おいても,全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処 するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備 から開始されるまでの約15分を包絡した約8時間以上 電源供給が可能な容量である。

> 【説明資料 (2.1: P14 条-13~15) (2.3.1:P14条-43~50) 1

設備名称の相違(3)

·大飯:蓄電池(一般用)→泊:蓄電池(常

差異理由

・大飯:直流き電盤→泊:直流コントロー

記載表現の相違

記載表現の相違

設備名称の相違(3)

供給開始時間の相違(9)

記載箇所の相違

・泊は10.1.4にまとめて記載している。

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
10.1.3.5 計測制御用電源設備	10.1.3.5 計測制御用電源設備	10.1.1.4.5 計測制御用電源設備	ALEX-LEM
計測制御用電源設備は、第10.1.4 図に示すように非常	計測制御用電源設備は、第10.1.4 図に示すように非	非常用の計測制御用電源設備は、第10.1-4図に示す	
用として計装用母線8母線、また、常用として計装用母	常用として計装用交流母線8母線、また、常用として計	ように、無停電交流母線 120V 2 母線及び計測母線 120V	記載方針の相違(1)
線 10 母線(内 2 母線は、3 号及び4 号炉共用)及び計装	装用交流母線 8 母線及び計装用後備母線 5 母線で構成	2 母線で構成する。	設備構成の相違(2)
用後備母線 5 母線で構成し、母線電圧は 115V 及び 100V	表用交流 中級 の 中級 及び計 表用 後 備 中級 5 中級 で 特成 し、 母線電圧は 100V である。	2 は赤 (特及する。	成團特成(2)
	し、母歌电圧は1000 である。		
である。	나는 본도 III 35, 즉 1 Not Hot One III 365 NII 30 (Ab) 는 그는 본도 III 17 17 18 (45) 그 나는	何は最大は同始に、立てかい八郎はまとり、プレブル	
非常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線と非	非常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線と非	無停電交流母線は、2系統に分離独立させ、それぞれ	
常用直流母線に接続する計装用電源(無停電電源装置)	常用直流母線に接続する無停電電源装置等で構成する。	非常用の無停電電源装置から給電する。	記載方針の相違(1)
等で構成する。			and posterior and a second of the second of
計装用電源(無停電電源装置)は、外部電源喪失及び全	無停電電源装置は、外部電源喪失及び全交流動力電源	非常用の無停電電源装置は、外部電源喪失及び全交流	記載方針の相違(1)
交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必	喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の	動力電源喪失時から重大事故等に対処するため、非常用	
要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの約	供給が交流動力電源設備から開始されるまでの約 25 分	直流電源設備である蓄電池(非常用)から電力が供給さ	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR
30 分間においても、直流電源設備である蓄電池(安全防	間においても、直流電源設備である蓄電池(非常用)か	れることにより、非常用の無停電電源装置内の変換器を	供給開始時間の相違(9)
護系用)から直流電力が供給されることにより、計装用	ら直流電力が供給されることにより, 無停電電源装置内	介し直流を交流へ変換し, 無停電交流母線に対し電力供	設備名称の相違(3)
電源(無停電電源装置)内の変換器を介し直流を交流へ	の変換器を介し直流を交流へ変換し、非常用の計装用交	給を確保する。	
変換し、非常用の計装用母線に対し電力供給を確保でき	流母線に対し電力供給を確保する。そのため、炉外核計	非常用の無停電電源装置は、核計装の監視による発電	
る。そのため、炉外核計装の監視による原子炉の安全停	装の監視による原子炉の安全停止状態の確認, 1次冷却	用原子炉の安全停止状態及び未臨界の維持状態の確認	
止の確認、1次冷却材温度等の監視による原子炉の冷却	材温度等の監視による原子炉の冷却状態の確認, 及び原	のため,全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処す	
状態の確認、及び原子炉格納容器圧力、原子炉格納容器	子炉格納容器圧力,格納容器内温度の監視による原子炉	るために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備か	
雰囲気温度の監視による原子炉格納容器の健全性の確認	格納容器の健全性の確認を可能とする。	ら開始されるまでの約15分間を包絡した約1時間,電	
を可能とする。	Displacements in proceeding by the process of the process of the process of a light of the process of the proce	源供給が可能である。	
原子炉保護設備等の重要度の特に高い安全機能を有す	原子炉保護設備等の重要度の特に高い安全機能を有	Without with Empty Year Total .	
る設備に関する負荷は、非常用の計装用母線に接続する。	する設備に関する負荷は、非常用の計装用交流母線に接		記載方針の相違(1)
多重チャンネル構成の原子炉保護設備への給電は、チャ	続する。多重チャンネル構成の原子炉保護設備への給電		National Control of Co
ンネルごとに分離し、独立性を確保する。	は、チャンネルごとに分けて分離及び独立性を持たせ		
	5.		
なお、非常用の計装用母線 4 母線は、後備計装用電源	なお、非常用の計装用交流母線のうち4母線は、計装	なお、これらの電源を保守点検する場合は、必要な電	記載方針の相違(1)
(変圧器) からも受電できる。	用後備変圧器からも受電できる。	力は非常用低圧母線に接続された無停電電源装置内の	manage of the party of the part
(変圧が)がりり文电くさる。	/ 一夜 朋友/上部がりり文电くさる。	変圧器から供給する。	
		また、計測母線は、分離された非常用低圧母線から給	
		また、計例母称は、万能された非常用以圧母称から相電する。	
計測制御用電源設備の設備仕様の概略を第 10.1.4 表		电りる。	記載箇所の相違
に示す。		[・泊は10.1.4にまとめて記載している。
		【説明資料 (2.1: P14条-13~15) (2.2: P14条-16~42)	
		$(2.3.1:P14 \& -43 \sim 50)$	

第33条 保安電源設備

10.1.3.7 事故時母線切替え

ら受電可能な設計としている。

10.1.3.6 電線路

大飯発電所3/4号炉

の独立性を侵害することがないようにする。

策上隔壁効果を減少させないような構造とする。

原子炉保護設備及び工学的安全施設に関する多重性を

持つ動力回路、制御回路、計装回路のケーブルは、それぞ

れ相互に電気的・物理的分離を図るため、適切な離隔距

離又は必要に応じて隔壁を設けたケーブルトレイ及びコ

ンジット(電線貫通部を含む。)を使用して敷設し、相互

特にケーブルトレイ等が隔壁を貫通する場合は、火災対

常時は、非常用高圧母線は500kV送電線4回線か

発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連

する電気系統機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過電

流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器

また、500kV送電線4回線停電時には、発電所を

さらに500kV送電線4回線停電時に、ディーゼル

発電機からの受電も失敗すれば、77kV送電線に接続

するNo. 1予備変圧器から非常用高圧母線 2 母線のう

【説明資料(2.1.1)(2.1.1.3)(2.1.4.3)(2.1.3.2.3)】

安全に停止するために必要な所内電力は、ディーゼル発

により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、

他の安全機能への影響を限定できる構成とする。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

記載方針の相違(1)

差異理由

	10	1.3	6 4		NB	7 雷線路
--	----	-----	-----	--	----	-------

工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を 有する設備の動力回路、制御回路及び計装回路のケーブ ルは、その多重性及び独立性を確保するため、それぞれ 相互に分離したケーブルトレイ、電線管及び格納容器電 線貫通部を使用して布設し、相互に独立性を侵害するこ とがないようにする。

泊発電所3号炉

また、これらのケーブル、ケーブルトレイ、電線管等に は不燃性又は難燃性のものを使用する。

さらに、ケーブルトレイ等が耐火壁を貫通する場合は、 火災対策上、耐火壁効果を減少させない構造とする。

また,格納容器電線貫通部は,原子炉冷却材喪失時の 環境条件に適合するものを使用する。

10.1.3.7 事故時母線切替

常時は、非常用高圧母線は 275kV 送電線(泊幹線及び 後志幹線) 4回線から受電可能な設計とする。

発電機,外部電源系,非常用所内電源系,その他の関 連する電気系統機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や 過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮 断器により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化 し、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。

275kV 送電線(泊幹線及び後志幹線) 4回線停電時に は、ディーゼル発電機が発電所を安全に停止するために 必要な電力を供給する。

また、66kV 送電線(泊電源支線)に電圧がある場合は、 手動で後備変圧器に切替えて受電することもできる設 計とする。

【説明資料(2.1.1)(2.1.1.3)(2.1.4.3)】

(1) 所内変圧器への切替

予備変圧器の故障等により予備変圧器からの電力が 喪失し, 所内変圧器系に電圧がある場合, 所内変圧器か ら受電して, 発電所の安全停止に必要な補機を運転す る。本切替は自動切替であり容易に実施可能である。

10.1.1.4.6 ケーブル及び電線路

安全保護系並びに工学的安全施設に関係する動力回 路、制御回路及び計装回路のケーブルは、その多重性及 び独立性を確保するため、それぞれ相互に分離したケー ブルトレイ, 電線管を使用して敷設し、相互に独立性を 侵害することのないようにする。

女川原子力発電所2号炉

また、これらのケーブル、ケーブルトレイ、電線管材 料には不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。 さらに、ケーブルトレイ等が障壁を貫通する場合は、火 災対策上、障壁効果を減少させないような構造とする。 また、原子炉格納容器貫通部は、原子炉冷却材喪失事

故時の環境条件に適合するものを使用する。

【説明資料 (2.3.1.1: P33 条-158~163) 】

10.1.1.4.7 母線切替

通常運転時は、275kV 送電線 4 回線を使用して運転す るが、275kV 送電線1回線停止時でも本発電所の全発生 電力を送電し得る容量がある。

【説明資料 (2.1.1:P33 条-48~52) 】

外部電源、非常用所内電源設備、その他の関連する電 気系統機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若し くは過電流等を検知できる設計とし、検知した場合に は、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故 障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能へ の影響を限定できる構成とする。

【説明資料 (2.1.2: P33 条-53~56) 】

また、275kV 送電線が全て停止するような場合、発電 設備構成の相違(3) 用原子炉を安全に停止するために必要な所内電力は、非 常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル 発電機を含む。) 又は 66kV 送電線から受電する。

【説明資料 (2.2.1.2: P33 条-83~87) 】

記載表現の相違 設備構成の相違(3)

記載表現の相違

設備設計等の相違(4) 設備設計等の相違(5)

記載表現の相違 設備名称の相違(2)

(1) 所内変圧器への切替え

ち1 母線へ電力を供給する。

電機から受電する。

No. 2予備変圧器の故障等によりNo. 2予備変 圧器からの電力が喪失し、所内変圧器系に電圧がある 場合、所内変圧器から受電して、発電所の安全停止に 必要な補機を運転する。本切替えは自動切替えであり 容易に実施可能である。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

第33条 /	保安電源設備	泊発電所3号炉 DB基準適合性 以	比較表 r.4.0		記載内容の相違(記載方針の相違) 備名称の相違(実質的な相違なし)
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	í	差異理由
	ディーゼル発電機への切替え 非常用高圧母線が停電するとディーゼル発電機が 起動するとともに、非常用高圧母線に接続する負荷は コントロールセンタ等を除いてすべて遮断し、ディー ゼル発電機の電圧が定格値になるとディーゼル発電 機を非常用高圧母線に接続し、発電所を安全に停止す るために必要な負荷を順次再投入する。	(2)ディーゼル発電機への切替 非常用高圧母線が停電するとディーゼル発電機が起動するとともに、非常用高圧母線に接続する電動機負荷及び非常用低圧母線に接続する電動機負荷はすべて遮断し、ディーゼル発電機の電圧が定格値になるとディーゼル発電機を非常用高圧母線に接続し、発電所を安全に停止するために必要な負荷を順次再投入する。 【説明資料(2.1.1.3)】	(1)非常用ディーゼル発電機(高圧炉ゼル発電機を含む。)への切替非常用高圧母線が所内変圧器及びた受電ができなくなった場合には、続された負荷は、動力変圧器及びモンタを除いて全て遮断される。非常(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発自動起動し電圧及び周波数が定格値圧母線に自動的に接続され、発電用な負荷が自動的に順次投入される。 【説明資料(2.2.1.2:	び起動変圧器を介し 非常用高圧母線に接 ータコントロールセ 用ディーゼル発電機 2電機を含む。)は、 でになると、非常用高 原子炉の停止に必要	記載表現の相違記載箇所の相違
3	No. 1予備変圧器 (77kV系) への切替え 500kV送電線4回線とも停電し、その上ディーゼル発電機からの受電も失敗し、77kV送電線に電 圧がある場合、No. 1予備変圧器から受電して、発 電所の安全停止に必要な補機を運転する。 本切替えは手動切替えであり容易に実施可能である。 【説明資料(2.1.1.3)(2.1.3.2.3)】	(3)後備変圧器への切替 275kV 送電線(泊幹線及び後志幹線) 4回線がすべて 喪失し、ディーゼル発電機で所内負荷運転中、66kV 送電 線(泊電源支線) に電圧がある場合、後備変圧器から受 電して、発電所の安全停止に必要な補機を運転すること もできる設計とする。本切替は手動切替であり容易に実 施可能な設計とする。			設備設計等の相違(5) 記載表現の相違(2) 設備構成の相違(2) 設備設計等の相違(4) 設備設計等の相違 ・大飯はディーゼル発電機からの受電失 敗時に切替えするが、泊は 66kV 送電線に 電圧があればディーゼル発電機からの受 電中であっても手動切替できる設計とす る。 記載箇所の相違
20.00	500kV送電線電圧回復後の切替え ディーゼル発電機で所内負荷運転中、500kV送 電線の電圧が回復すれば、所内負荷を元の状態に戻す。	(4) 275kV 送電線電圧回復後の切替 ディーゼル発電機又は後備変圧器で所内負荷運転中, 275kV 送電線 (泊幹線及び後志幹線) の電圧が回復すれ ば、所内負荷を元の状態に戻す。	(2) 275kV 送電線又は 66kV 送電線電圧 非常用ディーゼル発電機 (高圧炉 ゼル発電機を含む。) で所内負荷通 又は 66kV 送電線の電圧が回復すれ ル発電機 (高圧炉心スプレイ系デ む。) を外部電源に同期並列させる 回復の場合は無停電切替 (手動) で にもどし, 66kV 送電線電圧回復の場 動)で発電用原子炉を安全に停止す 電力を受電する。 【説明資料 (2.2.1.2:	心スプレイ系ディー 運転中, 275kV 送電線 ば、非常用ディーゼ ィーゼル発電機を含 5。275kV 送電線電圧 所内負荷を元の状態 場合は無停電切替(手 るために必要な所内	設備構成の相違(2) 記載表現の相違 設備設計等の相違(5)
	計装用母線の切替え 非常用の計装用電源 (無停電電源装置) からの8母 線には、2台の後備計装用電源 (変圧器) を設け、440V 交流電源に切り替えることができる。	(5) 計装用交流母線の切替 非常用の計測制御用電源設備のうち4号線には、2台 の計装用後備変圧器を設け、切替えることができる。			記載方針の相違(1) 記載表現の相違 設備構成の相違(2)
10.1.4 主	要仕様を第 10.1.1 表から第 10.1.5 表に示す。	10.1.4 主要仕様 メタルクラッド開閉装置、パワーコントロールセンタ、 ディーゼル発電機設備、直流電源設備及び計測制御用電源 設備の主要仕様を第 10.1.1 表から第 10.1.5 表に示す。			記載箇所の相違 ・大飯は 10.1.3.1 から 10.1.3.5 に記載 している。

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
10.1.5 試験検査	10.1.5 試験検査	10.1.1.5 試験検査	在 共任円
10.1.5 がみ残丘 10.1.5.1 ディーゼル発電機	10.1.5 ドイーゼル発電機	10.1.1.5 副	
(1) 手動起動試験 ディーゼル発電機は、定期的に手動で起動し、非常 用高圧母線に接続して、定格負荷をかけた状態で、健 全性を確認する。 (2) 自動起動試験 原子炉停止時に、非常用高圧母線低電圧信号及び非 常用炉心冷却設備作動信号を模擬し、信号発信後 12 秒以内に電圧が確立することを確認する。	 (1) 手動起動試験 ディーゼル発電機は、定期的に手動で起動し、非常 用高圧母線に接続して、定格負荷をかけた状態で、健 全性を確認する。 (2) 自動起動試験 原子炉停止時に、非常用高圧母線低電圧信号及び非 常用炉心冷却設備作動信号を模擬し、信号発信後 10 秒 以内に電圧が確立することを確認する。 	非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)は、定期的に起動試験を行い、電圧確立時間や、負荷を印加して運転状況を確認するなど、その運転可能性を確認する。	記載方針の相違(1)
10.1.5.2 蓄電池 蓄電池 (安全防護系用) は、定期的に電解液面の検査 と補水、電解液の比重とセル電圧の測定及び浮動充電電 圧の測定を行い、健全性を確認する。	10.1.5.2 蓄電池 (非常用) 蓄電池 (非常用) は,定期的に電解液面の検査と補水, 電解液の比重とセル電圧の測定及び浮動充電電圧の測 定を行い,健全性を確認する。	10.1.1.5.2 蓄電池 (非常用) 蓄電池 (非常用) は、定期的に巡視点検を行い、機器 の健全性や、浮動充電状態にあること等を確認する。	記載方針の相違 ・「非常用電源設備」の記述箇所のため、 蓄電池 (非常用) と記載している。 設備名称の相違(3)
10.1.6 手順等 (1) タンクローリーによる輸送に関しての手順を整備し、的確に実施する。 (2) 待機除外時を含めたタンクローリーの台数、容量及び保管場所について、適正に管理する。 (3) 想定される自然現象により、タンクローリーの燃料輸送ルートの除雪、除灰及び土砂撤去作業が必要になった場合は、整備した手順により的確に作業を実施する。 (4) タンクローリー全台損傷時に外部電源喪失が重畳する場合、必要となるディーゼル発電機片系運転を的確に実施するための手順を整備する。 (5) タンクローリーを使用する際には、必要な危険物取扱者(乙種第4類)免許所持者、中型自動車免許所持者等の有資格者及び必要な輸送作業者を確保する。 (6) 健全性を維持する目的で、タンクローリーについて、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ、補修作業を実施する。 (7) タンクローリーによる輸送手順に関する教育・訓練を定期的に実施する。 (8) タンクローリーの保守管理に関する教育を定期的に実施する。	10.1.6 手順等		設備・運用の相逢(1)
(9) 電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、 定期点検により適切な保守管理を行うとともに、故障時に おいては補修を行う。 (10) 電気設備に係る保守管理に関する教育を行う。 【説明資料(2.2.1.3.9)】	(1) 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。(2) 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。		記載表現の相違

第33条 保安電源設備	泊発電所3号炉 DB基準適合性 よ	比較表	r.4.0		記載内容の相違(記載方針の相違) 備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉		差異理由
10.3 常用電源設備	10.3 常用電源設備	10.3	常用電源設備		
10.3.1 概要	10.3.1 概 要	10. 3.	1 概要		
設計基準対象施設は、500kV送電線のうち2回線(大	設計基準対象施設は、275kV 送電線のうち2回線(泊幹		設計基準対象施設は、275kV 送電線	(牡鹿幹線) 1ルー	設備構成の相違(3)
飯幹線)にて、約70km離れた西京都変電所に連系し、他の	線)にて、約67㎞離れた西野変電所に連系し、他の2回		ト2回線にて,約28km離れた石巻変質	重所に, 275kV 送電線	
2回線(第二大飯幹線)にて、約50km離れた京北開閉所に	線 (後志幹線) にて、約 66km 離れた西双葉開閉所に連系		(松島幹線) 1ルート2回線にて、糸)84km 離れた宮城中	
連系する。	する。		央変電所に連系する。		
また、77kV送電線(大飯支線)にて、約26km離れた小	また、66kV 送電線 (泊電源支線) にて約 19km 離れた国富		また,66kV 送電線 (塚浜支線 (鮎川総	泉1号を一部含む。)	設備設計等の相違(4)
浜変電所に連系する。	変電所に連系する設計とする。		及び万石線) 1ルート1回線にて、約	8km離れた女川変電	
			所及びその上流接続先である約 22km	離れた西石巻変電所	
1, 900			に連系する。		
上記3ルート5回線の送電線との独立性を確保するため、	上記3ルート6回線の送電線との独立性を確保するた	1	上記3ルート5回線の送電線の独立		設備構成の相違(3)
万一、送電線の上流側接続先である西京都変電所、京北開	め, 万一, 送電線の上流側接続先である西野変電所が停止	1	万一,送電線の上流側接続先である石		
閉所又は小浜変電所のいずれかが停止しても、残りの変電	した場合でも西双葉開閉所から、また、西双葉開閉所が停	1	場合でも、外部電源系からの電力供給		記載表現の相違
所から電力を供給することが可能な設計とする。	止した場合でも <mark>西野変電所</mark> から電力を供給することが可		宮城中央変電所又は女川変電所を経	[10] (10) 10	
	能な設計とする。		電所に電力を供給することが可能な設		
			城中央変電所が停止した場合には、石		
			電所を経由するルートで本発電所に	電刀を供給すること	
	ととは、東京本会記し東京英田田記が行うした根へつき回		が可能な設計とする。	は て光本帝記つい	on resonal for material
	さらに, 西野変電所と西双葉開閉所が停止した場合でも国 富変電所から電力を供給することが可能な設計とする。		さらに,女川変電所が停止した場合に 宮城中央変電所を経由するルートで		設備設計等の相違(4)
	最変単所から単力を供給することが可能な設計とする。		台城中央変電所を経由するルートで 給することが可能な設計とする。	4 発电所に电力を挟	
【説明資料(2.1,2)】			和することが可能な政制とする。		記載簡所の相違
[100/1947] (2. 1. 2)					Harmacien (7) 92 (14)
なお、これら送電線は、発電所を安全に停止するために	なお、これら送電線は、発電所を安全に停止するために		これら送電線は,発電所を安全に停	止するために必要な	
必要な電力を供給可能な容量とする。	必要な電力を供給可能な容量とする。		電力を供給可能な容量とする。		
	【説明資料(2.1.2)】		Table Main Research Barries in 198		記載箇所の相違
	Section 200				
500k V送電線は、1回線で3号炉及び4号炉の全発生	275kV 送電線 (泊幹線及び後志幹線) は, 1回線で3号		275kV 送電線 4 回線は, 1 回線停止	時でも本発電所の全	設備構成の相違(3)
電力を送電し得る容量とすることで、1 回線事故が発生し	炉の全発生電力を送電し得る容量とすることで,1回線事		発生電力を送電し得る能力がある。		記載表現の相違
ても、発電所を全出力運転できる設計とする。	故が発生しても、発電所を全出力運転できる設計とする。				
また、500kV送電線2ルート4回線の送電線が停止					設備設計等の相違(4)
した場合には、77kV送電線1ルート1回線の送電線に					
より、非常用高圧母線2母線のうち1母線へ電力を供給で					
きる設計とする。	######################################				
【説明資料(2.1.4.3)】	【説明資料(2.1.4.3)】				
字点器上以下: 20 mt 1 - 1 1 1 - 20 平14 1 3 平上 + 1 mm	等的最上 (1) (2) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		NZ # NET IN THE LAND AND A SECOND PARTY OF THE PARTY OF T	1 一种原料 2 2 201	
所内電力は通常時には、主として発電機から所内変圧器	所内電力は通常時には、主として発電機から所内変圧器		通常運転時には、所内電力は、主と		on the site is an heavily (a)
を通して受電するが、500kV送電線から所内変圧器及	を通して受電するが、275kV送電線(泊幹線及び後志幹線)		変圧器を通して受電するが、275kV送	A THE RESIDENCE OF A PARTY OF A STATE OF THE PARTY OF THE	設備構成の相違(3) 設備名称の相違(2)
びNo. 2予備変圧器を通しても受電することができる設 計とする。	から所内変圧器及び予備変圧器を通しても受電すること ができる。		動変圧器を通しても受電することがて	3°	ロス Will イコ ヤトリンドセロ金(2)
p1 C 9 Wo	かできる。 さらに、275kV 送電線 (泊幹線及び後志幹線) 停電の場合		また、66kV 送電線を予備電源として	は田士ステレバでき	監備野斗等の相違(A)
	さらに、279KV 広电線 (旧野線及び仮芯駅線) 骨电の場合 には、66kV 送電線 (泊電源支線) から後備変圧器を通し、		また、60KV 送电線を丁順电源としてる。	大川 りることか ぐさ	設備設計等の相違(5)
	発電所を安全に停止するために必要な所内電力を受電で		-w ₀		MANUAL TO ANTIDER TO
	きる設計とする。				
	- WHAHI - / WO	I			

を限定できる構成とする。

【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

第33条 保安電源設備	泊発電所3号炉 DB基準適合性 B		記載内容の相違(記載方針の相違) 備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
所内高圧母線は、常用4母線と非常用2母線で構成する。 常用4母線は所内変圧器から直接受電できるほか、No. 2子備変圧器からも受電できる設計とする。	所内高圧母線は、常用3母線と非常用2母線で構成する。常用3母線は所内変圧器から直接受電できる他、予備変圧器からも受電できる設計とする。	常用高圧母線は2母線で構成し,所内変圧器又は共通用 高圧母線から受電できる設計とする。 共通用高圧母線は2母線で構成し,起動変圧器から受電	記載表現の相違 設備名称の相違(2)
所内低圧母線は、常用 6 母線、非常用 4 母線で構成する。 常用 6 母線は常用高圧母線から動力用変圧器を通して受電 できる設計とする。	所内低圧母線は、常用5母線、非常用4母線で構成する。 常用5母線は常用高圧母線から動力変圧器を通して受電 できる設計とする。	できる設計とする。 常用低圧母線は2母線で構成し、常用高圧母線から動力 変圧器を通して受電できる設計とする。	設備構成の相違(2)
所内補機は、工学的安全施設の補機と一般補機とに分け、	所内の設備は、工学的安全施設を含む重要度の特に高い	共通用低圧母線は2母線で構成し、共通用高圧母線から 動力変圧器を通して受電できる設計とする。	記載方針の相違(1)
それぞれ非常用母線、常用母線に接続する。 所内補機で2台以上設置するものは非常用、常用共に各母	安全機能を有する設備とそれ以外の設備に分類し、工学的 安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備 は、非常用母線に、それ以外の設備は、原則として常用母 線に接続する。 所内の設備で2台以上設置するものは非常用、常用ともに	11.00	記載表現の相違
線に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。 【説明資料(2.1.1)】 また、必要な直流電源を確保するため蓄電池を設置する。	各母線に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。 【説明資料(2.1.1)】 また、必要な直流電源を確保するため蓄電池を設置し、	各母線に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。	記載方針の相違
直流電源設備は、非常用所内電源として2系統及び常用 所内電源として1系統から構成する。	安定した交流電源を必要とするものに対しては無停電電 源装置を設置する。 直流電源設備は、非常用所内電源として2系統及び常用 所内電源として2系統から構成する。	また,直流電源設備は,常用所内電源系として直流 250V 1 系統で構成する。	・「非常用電源設備」の記述に倣った記載 としている。 設備構成の相違(2)
【説明資料(2.2.1.1.2)】	【説明資料(2.2.1.1.2)】	【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】	以の間が以及とう自己を入立
10.3.2 設計方針 10.3.2.1 外部電源系 重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、外部電源系を設ける。重要安全施設へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給が停止することがないよう、送電線の回線数と特高開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が図れた設計とし、電気系統の系統分離を考慮して、500kV母線を2母線、77kV母線を1母線で構成する。 【説明資料(2.1.2.1)(2.1.1)】	10.3.2 設計方針 10.3.2.1 外部電源系 重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、外部電源系を設ける。重要安全施設へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給が停止することがないよう、送電線の回線数と開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が図られた設計とし、電気系統の系統分離を考慮して、275kV 母線を2母線、66kV 母線を1母線で構成する設計とする。 【説明資料(2.1.2.1) (2.1.1)】	る電力を当該重要安全施設に供給するため、外部電源系を設ける。重要安全施設へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給が停止することがないよう、送電線の回線数と開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が図れた設計とし、電気系統の系統分離を考慮して、275kV 母線を4 母線、66kV 母線を1 母線で構成する。 【説明資料(2.1.1: P33条-48~52)】	
また、発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統の機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、 遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響	また、発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その 他の関連する電気系統の機器の短絡や地絡又は母線の 低電圧や過電流、変圧器1次側における1相開放故障等 を検知できる設計とし、検知した場合には遮断器により 故障箇所を隔離することにより故障による影響を局所	他の関連する電気系統の機器の短絡若しくは地絡又は 母線の低電圧若しくは過電流,変圧器1次側における1 相開放故障等を検知できる設計とし,検知した場合に	記載箇所の相違

【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】

障による影響を局所化できるとともに, 他の安全機能へ

【説明資料 (2.2.1: P33 条-57~87)】

の影響を限定できる構成とする。

化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる

構成とする。

第33条 保安電源設備

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
また、変圧器1次側において3相のうち1相の電路の			記載箇所の相違
開放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった			・泊は前段に含めて記載している。
場合においては、自動(地絡や過電流による保護継電器			
の動作により)若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又			
は非常用母線の健全な電源からの受電へ切り替えること			
により安全施設への電力の供給の安定性を回復できる設 計とする。			
おお、1 相開放故障事象の知見を手順書に反映し、運転			
員に対して定期的に教育を実施するとともに、変圧器等			
の巡視点検を1日1回実施することや手動による受電切			
替え時に、変圧器等の巡視点検を実施することで、可能			
な限り異常の早期検知に努める。			
【説明資料(2.1.1.2)】			
日本書ででの小人ノーコの日始に、ブレットをよりよ	日神奈原でのよう!10円値は、フレがしかよしょ	日本学であるよくしょう自治は、ブレザンはよした	
外部電源系の少なくとも 2 回線は、それぞれ独立した 送電線により電力系統に連系させるため、万一、送電線	外部電源系の少なくとも2回線は,それぞれ独立した 送電線により電力系統に連系させるため,万一,送電線	外部電源系の少なくとも2回線は、それぞれ独立した 送電線により電力系統に連系させるため、万一、送電線	
の上流側接続先である西京都変電所、京北開閉所又は小	の上流側接続先である西野変電所が停止しても西双葉	の上流側接続先である石巻変電所が停止した場合でも,	設備構成の相違(3)
浜変電所のいずれかが停止しても、残りの変電所から電	開閉所から、また、西双葉開閉所が停止しても西野変電	外部電源系からの電力供給が可能となるよう、宮城中央	THE CONTRACTOR OF THE PERSON O
力を供給することが可能な設計とする。	所から電力を供給する。	変電所又は女川変電所を経由するルートで本発電所に	
Conference of the Conference o	in materials 2 - Assert Assert Search South State Colleges	電力を供給することが可能な設計とする。また、宮城中	
		央変電所が停止した場合には, 石巻変電所又は女川変電	
		所を経由するルートで本発電所に電力を供給すること	
		が可能な設計とする。	
	さらに、西野変電所と西双葉開閉所が停止した場合でも	さらに、女川変電所が停止した場合には、石巻変電所又	設備設計等の相違(4)
	国富変電所から電力を供給することが可能な設計とす	は宮城中央変電所を経由するルートで本発電所に電力 を供給することが可能な設計とする。	
【説明資料(2.1.2)】	る。 【説明資料(2.1.2)】	を挟結することが可能な政計とする。	
[1/1/7] 34 17 (2. 1. 2/]	[Int 7] M 27 \ 21. 1. 2/]		
少なくとも 1 回線は他の回線と物理的に分離された設	少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離された	少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離された	
計とし、すべての送電線が同一鉄塔等に架線されない設	設計とし、すべての送電線が同一鉄塔等に架線されない	設計とし、全ての送電線が同一鉄塔等に架線されない設	
計とすることにより、これらの原子炉施設への電力供給	設計とすることにより、これらの原子炉施設への電力供	計とすることにより、これらの発電用原子炉施設への電	
が同時に停止しない設計とする。	給が同時に停止しない設計とする。	力供給が同時に停止しない設計とする。	
さらに、いずれの2回線が喪失した場合においても電	さらに、いずれの2回線が喪失した場合においても電	さらに、いずれの2回線が喪失した場合においても電	
力系統からこれらの原子炉施設への電力供給が同時に停	力系統からこれらの原子炉施設への電力供給が同時に	力系統からこれらの発電用原子炉施設への電力供給が	
止しない設計とする。 【説明資料(2.1.3)(2.1.2.1.1)(2.1.2.1.2)(2.1.2.1.3)】	停止しない設計とする。 【説明資料(2.1.3)(2.1.2.1.1)(2.1.2.1.2)】	同時に停止しない設計とする。 【説明資料 (2,2,2:P33条-88~94)】	記載箇所の相違
(成功) 夏村(2.1.3)(2.1.2.1.1)(2.1.2.1.3)(2.1.2.1.3)	[10元97] 與本代之. 1. 3/(2. 1. 2. 1. 1)(2. 1. 2. 1. 2)]	[配列夏杯 (2.2.2.133 来 66 - 54)]	BC WK DAILE OF THE RE
当該特高開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分	開閉所から発電機側の送受電設備は、十分な支持性能	開閉所及び送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤	記載表現の相違
な支持性能をもつ地盤に設置する。	をもつ地盤に設置する。	に設置する。	
碍子、遮断器等は耐震性の高いものを使用する。さら	碍子, 遮断器等は耐震性の高いものを使用する。 さら	碍子, 遮断器等は耐震性の高いものを使用する。さら	
に津波に対して隔離又は防護するとともに、塩害を考慮	に津波に対して隔離又は防護するとともに、塩害を考慮	に、防潮堤等により津波の影響を受けないエリアに設置	
した設計とする。	した設計とする。	するとともに、塩害を考慮した設計とする。	
【説明資料(2.1.4.4)(2.1.4.4.1)(2.1.4.4.2)】	【説明資料(2.1.4.4)(2.1.4.4.1)(2.1.4.4.2)	【説明資料 (2.2.4.2:P33 条-130~157) 】	設備設計等の相違(8)
	(2. 1. 4. 4. 3) (2. 1. 4. 4. 4)		記載箇所の相違

泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		10.3.3 主要設備の仕様	
		主要仕様を第 10.1-1 表から第 10.1-4 表及び第 10.3	
		-1表から第10.3-4表に示す。	
10.3.3 主要設備	10.3.3 主要設備	10.3.4 主要設備	
		10.3.4.1 送電線(1号、2号及び3号炉共用、既設、非常用電	
源設備と兼用)	と兼用)	源設備と兼用)	設備設計等の相違(4)
発電所は、重要安全施設がその機能を維持するために	発電所は、重要安全施設がその機能を維持するために	発電所は、重要安全施設がその機能を維持するために	
必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、第 10.3.1 図に示すとおり、送受電可能な500kV送電線	必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため,第 10.3.1 図に示すとおり、送受電可能な 275kV 送電線(泊	必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため,第 10.3-1図に示すとおり,送受電可能な回線として275kV	
(大飯幹線及び第二大飯幹線) 2 ルート 4 回線及び受雷	幹線及び後志幹線) 2ルート4回線及び受電専用の回線	送電線(牡鹿幹線) 1ルート2回線, 275kV 送電線(松	
専用の回線として77kV送電線(大飯支線)1ルート1	として 66kV 送電線(泊電源支線) 1ルート2回線の合		
回線の合計3ルート5回線で電力系統に連系する。	計3ルート6回線で電力系統に連系する設計とする。	送電線(塚浜支線(鮎川線1号を一部含む。)及び万石	
LANCE AT OFFI TO LANCE CRESS NOW CRESS / DO	aron relative to the same of t	線) 1ルート1回線の合計3ルート5回線で電力系統に	
		連系する。	
500kV送電線のうち2回線(大飯幹線)は、約70km	275kV 送電線のうち2回線 (泊幹線) は,約 67km 離れ	275kV 送電線 (牡鹿幹線) は、約 28km 離れた石巻変電	設備構成の相違(3)
離れた西京都変電所に連系し、他の2回線(第二大飯幹	た西野変電所に連系し,他の2回線(後志幹線)は約66km	所に、275kV 送電線 (松島幹線) は、約84km 離れた宮城	
線) は、約50km離れた京北開閉所に連系する。	離れた西双葉開閉所に連系する。	中央変電所に連系する。	
また、77kV送電線(大飯支線)にて、約26km離れた	また、66kV 送電線 (泊電源支線) は約 19km 離れた国富	また、66kV 送電線(塚浜支線(鮎川線1号を一部含	設備設計等の相違(4)
小浜変電所に連系する。	変電所に茅沼線及び泊支線を経由して連系する設計と	む。)及び万石線)は、約8㎞離れた女川変電所及びそ	
	する。	の上流接続先である約 22km 離れた西石巻変電所に連系	
		する。	
		【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】	
万一、送電線の上流側接続先である西京都変電所、京	万一、送電線の接続先である <mark>西野変電所</mark> が停止しても	万一、石巻変電所が停止した場合でも、外部電源系か	の機構成の相語(g)
北開閉所又は小浜変電所のいずれかが停止しても、残り	西双葉開閉所から、また西双葉開閉所が停止しても西野	らの電力供給が可能となるよう、宮城中央変電所又は女	
の変電所から電力を供給することが可能な設計とする。	変電所から電力を供給する。	川変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給す	THE WAS SHOWN THE
A STEPLE OF THE	STEPPE STEPPE STATE STAT	ることが可能な設計とする。また、宮城中央変電所が停	
		止した場合には, 石巻変電所又は女川変電所を経由する	
		ルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計	
		とする。	
500kV送電線への切替えは自動切替えであり、容易	さらに, 西野変電所と西双葉開閉所が停止した場合でも	さらに, 女川変電所が停止した場合には, 石巻変電所又	設備設計等の相違(4)
に実施可能である。77kV送電線への切替えは手動に	手動で切替えることにより国富変電所から電力を供給	は宮城中央変電所を経由するルートで本発電所に電力	
より実施可能である。	することが可能な設計とする。	を供給することが可能な設計とする。	
【説明資料(2.1.2)】	【説明資料(2.1.2)】		
Mr. and other transfer of the second of the	Marketina and the second Address the second to the second	Water 6th 1. I The compression A the state of the last the state of th	
送電線は1回線で、重要安全施設がその機能を維持す	送電線は1回線で,重要安全施設がその機能を維持す	送電線は、1回線で重要安全施設がその機能を維持す	
るために必要となる電力を供給できるような容量を選定 するとともに、常時、重要安全施設に連系する500k	るために必要となる電力を供給できるような容量を選 定するとともに、常時、重要安全施設に連系する275kV	るために必要となる電力を供給できる容量を選定する とともに、常時、重要安全施設に連系する 275kV 送電線	恐備養成の相違(2)
ソ送電線は、単一故障時の影響を考慮し、4回線とする。	送電線(泊幹線及び後志幹線)は、単一故障時の影響を	は、系統事故による停電の減少を図るためタイラインに	(大川田野八人・ノ下口)至(3)
・ 心 Partis、 中 以中でいか育とつ他し、1日称とする。	考慮し、4回線とする。	て接続とする。	
【説明資料(2.1.4.1)(2.1.4.2)(2.1.4.3)】	【説明資料(2.1.4.1)(2.1.4.2)(2.1.4.3)】	【説明資料 (2.1.1:P33条-48~52)】	
2 2 2 10			

は、互いに物理的に分離した設計である。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

条 保安電源設備	泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較	緑宇:記載表現、設	着名称の相違(実質的な相違な
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
500kV送電系統については、短絡、地絡検出用保護装置を2系列設置することにより、多重化を図る設計とする。また、送電線両端の電気所の送電線引出口に遮断器を配置し、送電線で短絡、地絡等の故障が発生した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】	275kV 送電系統については、短絡、地絡検出用保護装置を2系列設置することにより、多重化を図る設計とする。また、送電線両端の電気所の送電線引出口に遮断器を配置し、送電線で短絡、地絡等の故障が発生した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】	275kV 送電線については、短絡,地絡検出用保護装置を2系列設置することにより、多重化を図る設計とする。また、送電線両端の発電所及び変電所の送電線引出口に遮断器を配置し、送電線で短絡、地絡等の故障が発生した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	設備構成の相違(3)
また、送電線 1 相の開放が生じた際には、500kV 送電線は電力送電時、77kV送電線は、No.1予備変 圧器から所内負荷へ給電している場合、保護装置による 自動検知又は人的な検知(巡視点検等)を加えることで、 一部の保護継電器等による検知が期待できない箇所の 1 相開放故障の発見や、その兆候を早期に発見できる可能 性を高めることとしている。 なお、1 相開放故障事象の知見を手順書に反映し、運転	また、送電線1相の開放が生じた際には、275kV送電線(泊幹線及び後志幹線)は電力送電時、66kV送電線(泊電源支線)は後備変圧器から所内負荷へ給電している場合、保護装置による自動検知又は人的な検知(巡視点検等)を加えることで、一部の保護継電器等による検知が期待できない箇所の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に発見できる可能性を高めることとしている。	また、送電線1相の開放が生じた際には、275kV送電線は送受電時、66kV送電線は受電している場合、保護装置による自動検知又は人的な検知(巡視点検等)を加えることで、一部の保護継電器等による検知が期待できない箇所の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に発見できる可能性を高めることとしている。	設備構成の相違(3) 設備設計等の相違(4) 設備設計等の相違(5) 設備・運用の相違(6)
員に対して定期的に教育を実施するとともに、変圧器等の巡視点検を1日1回実施することや手動による受電切替え時に、変圧器等の巡視点検を実施することで、可能な限り異常の早期検知に努める。 【説明資料(2.1.1.2)】	【説明資料(2.1.1.2)】	【説明資料 (2.2.1.1: P33 条-57~82) 】	
設計基準対象施設に連系する500kV送電線(大飯 幹線及び第二大飯幹線)4回線と77kV送電線(大飯支 線)1回線は、同一の送電鉄塔に架線しないよう、それぞ れに送電鉄塔を備える。	設計基準対象施設に接続する 275kV 送電線 (泊幹線及 び後志幹線) 4回線と 66kV 送電線 (茅沼線及び泊支線) 2回線は、同一の送電鉄塔に架線しないよう、それぞれ に送電鉄塔を備える。	設計基準対象施設に連系する 275kV 送電線(牡鹿幹線) 1ルート2回線と275kV送電線(松島幹線) 1ルート2回線及び66kV送電線(塚浜支線(鮎川線1号を一部含む。)及び万石線)1ルート1回線は、同一の送電鉄塔に架線しないよう、それぞれに送電鉄塔を備える。 【説明資料(2.2.3.1:P33条-95~113)】	記載方針の相違(2) 設備構成の相違(3) 設備設計等の相違(4)
また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜の崩壊による被害の最小化を図るため、鉄塔 基礎の安定性を確保することで、鉄塔の倒壊を防止する とともに、台風等による強風発生時の事故防止対策を図 ることにより、外部電源系からの電力供給が同時に停止 することはない。	また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜地の崩壊による被害の最小化を図るため、 鉄塔基礎の安定性を確保することで、鉄塔の倒壊を防止するとともに、強風発生時及び送電線着雪時の事故防止 対策を図ることにより、外部電源系からの電力供給が同時に停止することはない。	また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地滑り、急傾斜の崩壊による被害の最小化を図るため、鉄塔基礎の安定性を確保することで、鉄塔の倒壊を防止するとともに、台風等による強風発生時又は冬期の着氷雪による事故防止対策を図ることにより、外部電源系からの電力供給が同時に停止することのない設計とする。	記載表現の相違
さらに、500kV送電線(大飯幹線及び第二大飯幹線)と77kV送電線(大飯支線及び小浜線)の交差箇所の離隔距離については、必要な絶縁距離を確保する。	さらに、275kV 送電線(泊幹線及び後志幹線) と 66kV 送電線(芽沼線及び泊支線)の交差箇所の離隔距離については、必要な絶縁距離を確保する。	さらに、275kV 送電線(牡鹿幹線及び松島幹線)と 66kV 送電線(塚浜支線(鮎川線1号を一部含む。)及び万石 線)の接近・交差・併架箇所については、仮に1つの鉄 塔が倒壊しても、全ての送電線が同時に機能喪失しない 絶縁距離及び水平距離を確保する設計とし、水平距離が 満足できない場合は、電線の張力方向によって全ての送 電線が同時に機能喪失しない鉄塔の配置となる設計と する。	設備構成の相違(3) 設備設計等の相違(4)
これらにより、設計基準対象施設に連系する送電線	これらにより、設計基準対象施設に接続する送電線	これらにより、設計基準対象施設に連系する送電線	記載方針の相違(2)

は, 互いに物理的に分離した設計とする。

は, 互いに物理的に分離した設計である。

第33条 保安電源設備

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 縁字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備		197.4 . 110/1975 (24)	開石がり竹連(天真門は竹連なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
送電線の設備仕様の概略を第10.3.1表に示す。ま	送電系統概要図を第10.3.1 図に示す。		記載箇所の相違
た、送電系統図を第10.3.1図に示す。	periodic negative production of the control of the	THE PROPERTY AND ADMINISTRAL TO SEE SEASON WE SEED TO SEASON WE	・泊は10.3.4にまとめて記載している。
【説明資料(2.1.3)】	【説明資料(2.1.3)】	【説明資料 (2.2.3.2: P33 条-114~123) 】	記載表現の相違
10.3.3.2 特高開閉所 (1号、2号、3号及び4号炉共用)	10.3.3.2 開閉所 (275kV 開閉所 (1号, 2号及び3号炉共用),	10.3.4.2 開閉所(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)	記載表現の相違
	66kV 開閉所 (後備用))		設備構成の相違(3)
特高開閉所は、第10.3.2 図に示すように、500kV	275kV 開閉所は、第10,3,2 図に示すように、275kV 送	275kV 開閉所は, 第 10.3-2 図に示すように, 275kV 送	設備設計等の相違(4)
送電線と主変圧器及びNo. 2予備変圧器並びに77k	電線(泊幹線及び後志幹線)と主変圧器及び予備変圧器	電線と主変圧器及び起動変圧器を連系する遮断器、断路	設備名称の相違(2)
V送電線とNo. 1予備変圧器を連系するそれぞれの遮	を連系するそれぞれの遮断器、断路器、避雷器、計器用	器, 275kV 母線等で構成する。	記載表現の相違
断器、断路器、避雷器、計器用変圧器、計器用変流器及び	変圧器,計器用変流器,275kV母線等から構成する。	Street, contractions and secure variables of the secure	
500k V 母線等から構成する。	また, 66kV 開閉所 (後備用) は, 第10.3.2 図に示すよ	66kV 開閉所は, 66kV 送電線と予備変圧器を連系する	設備設計等の相違(4)
CONTROL SECTION CONTROL CONTRO	うに、66kV 送電線(泊電源支線)と後備変圧器を連系す	遮断器, 断路器, 66kV 母線等で構成する。	設備設計等の相違(5)
	るそれぞれの遮断器、断路器、避雷器、計器用変圧器、		
	計器用変流器, 66kV 母線等から構成する設計とする。		
故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔	故障を検知した場合には, 遮断器により故障箇所を隔	故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔	
離することにより、故障による影響を局所化できるとと	離することにより、故障による影響を局所化できるとと	離することによって、故障による影響を局所化できると	
もに、他の安全機能への影響を限定できる。	もに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	ともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とす	設備設計等の相違(4)
ret es: sour repearability productions are produced to a constitution to the production of	March - Paparaga person economics — cuality and land - MARAGANY economics — to	る。	
また、特高開閉所は地盤の不等沈下や傾斜等が起きな	また、開閉所は地盤の不等沈下や傾斜等が起きないよ	また, 開閉所は地盤が不等沈下や傾斜等が起きないよ	記載表現の相違
いような十分な支持性能をもつ場所に設置し、かつ津波	うな十分な支持性能を持つ場所に設置し、かつ津波の影	うな十分な支持性能を持つ場所に設置し、かつ津波の影	
の影響を考慮する。	響を考慮した設計とする。	響を考慮する。	設備設計等の相違(4)
碍子、遮断器は耐震性の高い懸垂碍子及びガス絶縁機	碍子, 遮断器は耐震性の高い懸垂碍子及びガス絶縁機	遮断器等は耐震性の高いガス絶縁開閉装置を使用す	
器を使用する。	器を使用する。	る。	MANAGE STATE OF THE SECOND
また、塩害を考慮し、碍子に対しては、碍子洗浄装置を	また、塩害を考慮し、275kV 開閉所を塩害の影響の小	塩害を考慮し,275kV送電線引留部の碍子に対しては,	設備構成の相違(3)
設置し、遮断器等に対しては、電路がタンクに内包され	さい陸側後背地へ設置し、碍子に対しては遮風建屋内に	碍子洗浄できる設計とし、遮断器等に対しては、電路が	設備設計等の相違(8)
ているガス絶縁開閉装置を採用する。	絶縁性能の高いポリマー碍管を設置し、遮断器等に対し	タンクに内包されているガス絶縁開閉装置を採用する。	
	ては電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置		
	を採用する。66kV 開閉所 (後備用) も陸側後背地に設置		設備設計等の相違(4)
	するとともにガス絶縁開閉装置への送電線の接続はケ		
	ーブル引き込みとし、遮断器等に対しては電路がタンク		
	に内包されているガス絶縁開閉装置を採用する設計と		
AND THE DEED TO THE DEED AS AN AREA OF AN AR	する。		they add Afficient in Tourish
特高開閉所機器の設備仕様の概略を第 10.3.2 表に示			記載箇所の相違
T=8 HP/2010 (0 1 4 4) (0 1 4 4 1 1) (0 1 4 4 1 1)	T=M HD 3/m del (0 1 4 4) (0 1 4 4 1) (0 1 4 4 1)	[1	・泊は10.3.4にまとめて記載している。
【説明資料(2.1.4.4)(2.1.4.4.1)(2.1.4.4.2)】	【説明資料(2.1.4.4)(2.1.4.4.1)(2.1.4.4.2)	【説明資料 (2.2.4.2: P33 条-130~157) 】	設備設計等の相違(8)
	(2. 1. 4. 4. 3) (2. 1. 4. 4. 4)		記載簡所の相違

泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条	保安電源設備
	大郎
10. 3. 3. 3	発電機及び励

第33条 保安電源設備							
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由				
10.3.3.3 発電機及び励磁装置	10.3.3.3 発電機及び励磁機	10.3.4.3 発電機及び励磁装置	記載方針の相違(1)				
発電機は約 1,310,000kVA、約 1,800rpm の蒸気タービ	発電機は約1,020,000kVA,約1,500min ⁻¹ の蒸気タービ	発電機は, 約 920,000kVA, 1,500rpm で蒸気タービン	設備構成の相違(2)				
ンに直結された横置・円筒回転界磁形・全閉自己通風・	ンに直結された横置・円筒回転界磁形・全閉自力通風・	直結の横軸円筒回転界磁形,回転子水素直接冷却,固定	(設計進捗により、泊の既工認の記載を反				
固定子水冷却・回転子水素内部冷却・同期交流発電機で	三相同期交流発電機で励磁機はブラシレス励磁機であ	子水直接及び水素間接冷却,3相交流同期発電機で励磁	映した。				
励磁機はブラシレス励磁機である。	る。発電機の回転子は水素ガス内部冷却で、固定子は水	装置はサイリスタ方式である。	・単位への反映: rpm→min ⁻¹)				
	及び水素ガスで冷却する。						
	また、発電機主回路には、発電機負荷開閉器を設置す						
	る。						
発電機及び励磁機の設備仕様の概略を第 10.3.3 表に		発電機及び励磁装置の設備仕様を第 10.3-3 表に示	記載箇所の相違				
示す。		す。	・泊は10.3.4にまとめて記載している。				
		【説明資料 (2.1.1: P33 条-48~52) 】					
10.3.3.4 主要変圧器	10.3.3.4 主要変圧器	10. 3, 4. 4 変圧器					
大飯発電所3号炉及び4号炉では、次のような主要変	主要変圧器は以下のとおりである。	本発電用原子炉施設では、次のような変圧器を使用す	記載方針の相違(1)				
圧器を使用する。		る。					
主変圧器・・・・発電機電圧(24kV)を送電線電圧	主 変 圧 器・・・発電機並列中は,発電機電圧(21kV)	主変圧器 発電機電圧 (17kV) を 275kV 開閉所					
(500kV)に昇圧する。	を送電線電圧(275kV)に昇圧する。ま	電圧 (275kV) に昇圧する。					
	た,発電機解列中は,送電電圧(275kV)						
	を発電機電圧(21kV)に降圧する。						
所内変圧器・・・・発電機電圧(24kV)を所内高圧母線	所内変圧器・・・発電機電圧(21kV)を所内高圧母線電	所内変圧器 発電機電圧 (17kV) を所内高圧母線					
電圧(6.9kV)に降圧する。	圧(6.6kV)に降圧する。	電圧 (6.9kV) に降圧する。					
No. 2予備変圧器・・・送電線電圧(500kV)を所内高	予備変圧器・・・送電線電圧(275kV)を所内高圧母線電	起動変圧器 275kV 開閉所電圧 (275kV) を所内高	設備名称の相違(2)				
圧母線電圧(6.9kV)に降圧する。	圧(6.6kV)に降圧する。	圧母線電圧 (6.9kV) に降圧する。					
		動力変圧器 所内高圧母線電圧 (6.9kV) を所内					
the second secon		低圧母線電圧 (460V) に降圧する。					
No. 1予備変圧器・・・送電線電圧(77kV)を所内高	後備変圧器・・・送電線電圧(66kV)を所内高圧母線電	予備変圧器 66kV 開閉所電圧 (66kV) を所内高圧	設備設計等の相違(5)				
圧母線電圧(6.9kV)に降圧する。	圧(6.6kV)に降圧する。	母線電圧 (6.9kV) に降圧する。 (1					
		号, 2号及び3号炉共用, 既設)					
発電所の発生電力は、主変圧器から500kV送電線	発電機の発生電力は主変圧器を通して275kV開閉所に	発電機の発生電力は、主変圧器を通して 275kV 開閉所に	記載方針の相違(1)				
へ送電する。	送る。	送る。	設備構成の相違(2)				
常用高圧母線は、通常運転時発電機から所内変圧器を	所内電力のうち常用高圧母線は、発電機並列中には発	所内電力は、通常運転時は発電機から2台の所内変圧器	記載方針の相違(1)				
通して受電し、起動停止時には500kV送電線から所	電機から所内変圧器を通して受電し、発電機解列中は、	を通して供給するが, 発電用原子炉の起動又は停止中は,					
内変圧器又はNo. 2予備変圧器を通して受電する。ま	発電機負荷開閉器を開としておくことにより、275kV送	275kV 開閉所から1台の起動変圧器を通して供給する。	記載表現の相違				
た、非常用高圧母線は500kV送電線からNo.2予	電線(泊幹線及び後志幹線)から主変圧器及び所内変圧	なお,66kV 送電線は、予備変圧器を通して受電する。	設備構成の相違(3)				
備変圧器又は所内変圧器を通して受電する。なお、50	器を通して受電する。また、非常用高圧母線は、275kV送						
0 k V送電線停電の場合には、ディーゼル発電機により、	電線(泊幹線及び後志幹線)から予備変圧器又は所内変		設備名称の相違(2)				
発電所を安全に停止するために必要な電力を受電するこ	圧器を通して受電し、275kV 送電線(泊幹線及び後志幹						
とができる。さらに、ディーゼル発電機が使用できない	線) 停電の場合には 66kV 送電線 (泊電源支線) から後		設備設計等の相違(4)				
場合には、遮断器を手動投入することにより、非常用高	備変圧器を通して発電所を安全に停止するために必要		設備設計等の相違(5)				
圧母線は77kV送電線からNo. 1予備変圧器を通し	な電力を受電することができる設計とする。						
て、発電所を安全に停止するために必要な電力を受電す							
ることができる。							
主要変圧器の設備仕様の概略を第10.3.4表に示す。	1988 - 1998 - 1998	980 × 190,000 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10	記載箇所の相違				
【説明資料(2.1.1)】	【説明資料(2.1.1)】	【説明資料 (2.1.1: P33 条-48~52) 】	・泊は10.3.4 にまとめて記載している。				

パワーセンタの設備仕様の概略を第10.1.2表に示す。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

記載箇所の相違

・泊は10.3.4にまとめて記載している。

【説明資料 (2.1.1:P33 条-48~52) 】

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 10.3.4.5 所内高圧系統 10.3.3.5 所内高圧系統 10.3.3.5 所内高圧系統 所内高圧系統を、第10.1.1 図に示す。常用高圧母線は、 所内高圧系統を、第10.1.1 図に示す。常用高圧母線 常用の所内高圧系統は、6.9kV で第10.1-1 図に示す は、次の3母線で構成する。 ように常用2母線、共通用2母線で構成する。 設備構成の相違(2) 次の4母線で構成する。 常用高圧母線 (4-C1、4-C2、4-D1、4-D2) 常用高圧母線 (6-C1, 6-C2, 6-D) 常用高圧母線 ………所内変圧器又は共通用高圧母線 所内変圧器から受電するとともに No. 2 予備変 所内変圧器又は予備変圧器から受電する母線 から受電する母線 記載方針の相違(1) 圧器から受電できる母線 設備名称の相違(2) 共通用高圧母線……記動変圧器から受電する母線 これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開 これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開 これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開 閉装置で構成し遮断器には SF。ガス遮断器を使用する。故 閉装置で構成し遮断器には真空遮断器を使用する。故障 閉装置で構成し、遮断器には真空遮断器を使用する。故 設備構成の相違(10) 障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離す を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離する 障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離す ることにより、故障による影響を局所化できるとともに、 ことにより、故障による影響を局所化できるとともに、 ることによって、故障による影響を局所化できるととも 他の安全機能への影響を限定できる。 他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 に、他の安全機能への影響を限定できる。 記載方針の相違 ・「非常用電源設備」の記述に倣った記載 LLTWS. 常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、タービン 常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、電気建屋 常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、制御建屋 建屋名称の相違 建屋内に設置する。 内に設置する。 内に設置する。 常用高圧母線には, 通常運転時に必要な負荷を振り分 常用高圧母線には、通常運転時に必要な負荷を振り分 常用高圧母線には、通常運転時に必要な負荷を振り分 け、起動時は所内変圧器から給電する。また、常用高圧母 け、通常時は所内変圧器から給電する。また、常用高圧 け、これらの母線は、発電用原子炉の起動又は停止中は、 記載表現の相違 線は所内変圧器の停止時にNo. 2予備変圧器に切り替 母線は所内変圧器の停止時に予備変圧器に切替える。 母線連絡遮断器を通して共通用高圧母線から受電する 設備名称の相違(2) が、発電機が同期し、並列した後は所内変圧器から受電 える。 する。 常用高圧母線への電力は、発電機負荷遮断後しばらく は供給される。 メタルクラッド開閉装置の設備仕様の概略を第10.1.1 記載箇所の相違 表に示す。 ・泊は10.3.4にまとめて記載している。 【説明資料 (2.1.1:P33 条-48~52) 】 【説明資料(2.1.1)】 【説明資料(2.1.1)】 10.3.3.6 所内低圧系統 10.3.3.6 所内低圧系統 10.3.4.6 所内低圧系統 常用の所内低圧系統は、460V で第 10.1-1 図に示す 所内低圧系統を第10.1.1 図に示す。常用低圧母線は、 所内低圧系統を第10.1.1 図に示す。常月低圧母線は、 次の6母線で構成する。 次の5母線で構成する。 ように常用2母線並びに共通用2母線で構成する。 設備構成の相違(2) 常用低圧母線 ……常用高圧母線から動力変圧器を 常用低圧母線(3-C1、3-C2、3-D1、3-D2、3-E1) 常用低圧母線 (4-C1, 4-C2, 4-D1, 4-D2, 4-E) 常用高圧母線から受電できる母線 常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する 通して受電する母線 記載方針の相違(1) 母線 共通母線 (3-E2) 共通用低圧母線……共通用高圧母線から動力変圧 常用高圧母線から受電できる母線 器を通して受電する母線 これらの母線は、一連のキュービクルで構成し、遮断 これらの母線は、一連のキュービクルで構成し、遮断 これらの母線は、母線ごとに一連のキュービクルで構 器は気中遮断器を使用する。故障を検知した場合には、 器は配線用遮断器を使用する。故障を検知した場合に 成し、遮断器は気中遮断器を使用する。故障を検知した 設備構成の相違(10) は、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障 遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障によ 場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによっ る影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響 による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への て、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全 を限定できる設計とする。 影響を限定できる設計とする。 機能への影響を限定できる。 常用低圧母線のパワーコントロールセンタは、電気建 常用低圧母線のパワーセンタは、タービン建屋内に設 常用低圧母線のパワーセンタは、制御建屋内に設置す 設備名称の相違(4) 屋内に設置する。 建屋名称の相違 置する。

第33条 保安電源設備

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		10.3.4.7 所内機器 所内機器で2台以上設置するものは,単一の所内母線 の故障があっても,全部の機器電源が喪失しないよう2 母線以上に分割接続し,所内電力供給の安定を図る。 【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】	
10.3.3.7 直流電源設備 直流電源設備は、第10.1.3 図に示すように、蓄電池(安 全防護系用)2組に加え、蓄電池(一般用)1組の合計3 組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流き電盤等で 構成する。	10.3.3.7 直流電源設備 直流電源設備は,第 10.1.3 図に示すように,蓄電池 (非常用) 2 組に加え,蓄電池(常用) 2 組の合計 4 組 のそれぞれ独立した蓄電池,充電器,直流コントロール センタ等で構成する。	10.3.4.8 直流電源設備 常用直流電源設備は第 10.1-3 図に示すように,常用 所内電源系として,直流 250V 1 系統から構成する。 常用所内電源系の直流 250V 系統は,非常用低圧母線 に接続される充電器 1 個,緊急用低圧母線に接続される 充電器 1 個,蓄電池 1 組等を設ける。	設備名称の相違(3) 設備構成の相違(2)
直流母線は125Vであり、うち蓄電池(一般用)1組の電源の負荷は、タービン発電機及び発電機関係の継電器、タービンの非常用油ポンプ、発電機の非常用密封油ポンプ、電磁弁等である。	直流母線は 125V であり、うち蓄電池(常用) 2組の電源の負荷は、タービン発電機及び原子炉関係の計測制御電源、タービンの非常用油ポンプ、発電機の非常用密封油ポンプ、電磁弁等である。		設備各称の相違(3) 設備構成の相違(2)
3組の蓄電池は、据置型蓄電池で独立したものであり、 蓄電池(一般用)1組は常用低圧母線に接続された充電器 で浮動充電する。 直流電源装置の設備仕様の概略を第10.1.3表に示す。	4組の蓄電池は、据置型蓄電池で独立したものであり、蓄電池(常用)2組は非常用低圧母線に接続された 充電器で浮動充電する。	これら全ての蓄電池は、充電器により浮動充電される。	設備構成の相違(2) 設備名称の相違(3) 記載方針の相違(1) 記載箇所の相違
【説明資料(2.2.1.1.2)】	【説明資料(2.2.1.1.2)】	【説明資料 (2.1.1:P33条-48~52)】	・泊は10.3.4にまとめて記載している。
10.3.3.8 計測制御用電源設備 計測制御用電源設備は、第 10.1.4 図に示すように常 用として計装用交流母線 10 母線(内2 母線は、3 号及 び4号炉共用)及び計装用後備母線5母線、また、非常 用として計装用交流母線8母線で構成し、母線電圧は 115V及び100Vである。	10.3.3.8 計測制御用電源設備 計測制御用電源設備は,第 10.1.4 図に示すように常 用として計装用交流母線 8 母線 及び計装用後備母線 5 母線、また、非常用として計装用交流母線 8 母線で構成 し、母線電圧は 100V である。	10.3.4.9 計測制御用電源設備 常用の計測制御用電源設備は,第10.1-4図に示すように,計測母線1母線で構成する。母線電圧は120Vである。	記載方針の相違(1) 設備構成の相違(2)
常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線又は常用低圧母線に接続する計装用電源(無停電電源装置)等で構成する。	常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線と常用 直流母線に接続する無停電電源装置及び非常用低圧母 線に接続する定電圧装置等で構成する。 無停電電源装置は、外部電源喪失等により交流入力が 喪失しても、蓄電池からの直流入力により計装用交流母 線の電源を確保する。		記載方針の相違(1)
	線の電源を確保する。 常用の計装用交流母線のうち3母線は計装用 <mark>後備</mark> 定 電圧装置から、2母線は計装用後備変圧器からも受電で きる。		設備構成の相違(2) (第10.1.4図の設備名称を反映した。 ・計装用定電圧装置→計装用後備定電圧 装置)
計測制御用電源設備の設備仕様の概略を第 10.1.4 表に示す。		【説明資料 (2.1.1: P33 条-48~52) 】	記載箇所の相違 ・泊は10.3.4にまとめて記載している。

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
10.3.3.9 制御棒駆動装置用電源設備	10.3.3.9 制御棒駆動装置用電源設備		
制御棒駆動装置用電源設備は、M-Gセットを使用す	制御棒駆動装置用電源は、電動発電機を使用する。		記載方針の相違(1)
る。	10.000		
M-Gセットは、100%容量のものを2台備え、各々別	電動発電機は、100%容量のものを2台備え、常用低		
個に 440V 母線から給電する。また、モータにはフライ	圧母線から給電する。また、電動機にフライホイールを		
ホイールを取り付け、瞬間的な電力変動による発電機出	取り付け、瞬間的な電源変動による発電機出力のじょう		
力のじょう乱を極力抑制し、制御棒駆動装置用電源の確	乱を極力抑制し、制御棒駆動装置用電源の安定化を図		
保を図る。	る。		
10.3.3.10 作業用電源設備	10.3.3.10 作業用電源設備		
作業用電源としてはパワーセンタ及び所内コントロ	作業用電源としてはパワーコントロールセンタ及び		設備名称の相違(4)
ールセンタから変圧器を通して、交流 200V 及び 100V に	コントロールセンタから変圧器を通して、交流 200V 及		記載表現の相違
変圧し、給電する。	び 100V に変圧し、給電する。		
また、分電盤、スイッチ、コンセント等を所要場所に	また、分電盤、スイッチ、コンセント等を所要場所に		
設置する。	設置する。		
10.3.3.11 電線路	10.3.3.11 ケーブル及び電線路	10.3.4.10 ケーブル及び電線路	記載方針の相違(1)
動力回路、制御回路、計装回路のケーブルは、それぞ	動力回路、制御回路及び計装回路のケーブルは、それ		
れ相互に電気的・物理的分離を図るため、適切な離隔距	ぞれ相互に電気的・物理的分離を図るため、適切な離隔		
離又は必要に応じて隔壁を設けたケーブルトレイ及び	距離又は必要に応じて隔壁を設けたケーブルトレイ、電	設する。	
コンジット(電線貫通部を含む。)を使用して敷設する。	線管及び格納容器電線貫通部を使用して布設する。		
		また、これらのケーブル、ケーブルトレイ、電線管材	
		料には不燃性材料又は難燃性材料のものを使用する設	
All the second of the second o		計とする。	
特にケーブルトレイ等が隔壁を貫通する場合は、火災	さらに、ケーブルトレイ等が耐火壁を貫通する場合	さらに、ケーブルトレイ等が障壁を貫通する場合は、火	記載方針の相選(1)
対策上隔壁効果を減少させないような構造とする。	は、火災対策上、耐火壁効果を減少させない構造とする。	災対策上、障壁効果を減少させないような構造とする。	
	また、格納容器電線貫通部は、原子炉冷却材喪失時の環	また,原子炉格納容器貫通部は,原子炉冷却材喪失時	
	境条件に適合するものを使用する。	の環境条件に適合するものを使用する。	
		【説明資料 (2.1.1: P33 条-48~52) 】	
10.3.3.12 事故時母線切替え	10.3.3.12 事故時母線切替	10.3.4.11 母線切替	記載表現の相違
通常時は500kV送電線4回線を使用して運転す	通常時は 275kV 送電線 (泊幹線及び後志幹線) 4回線	通常運転時は、275kV 送電線4回線を使用して運転す	
るが、500kV送電線1回線事故時でも残りの3回線	を使用して運転するが、275kV 送電線(泊幹線及び後志	西帝連転時は、275kV 送電線4 回線を使用して連転するが、275kV 送電線1 回線停止時でも本発電所の全発生	成文 1 個 1 時 1 及 ジ ノイロ 1 至 く る /
で発電所の発生電力を送電し得る容量がある。	幹線) 1回線事故時でも残りの3回線で発電所の発生電	電力を送電し得る容量がある。	
(光电所の光工电力を応电し付る存重がある。	力を送電し得る容量がある。	电力を込电し行る仕里がある。	
【説明資料(2.1.2)(2.1.4.3)】	プを送电し待る谷重がある。 【説明資料(2.1.2)(2.1.4.3)】		
[6元号] 夏朴代之. 1. 27(2. 1. 4. 37]	[記刊] 員 杯(2.1.2/(2.1.4.3/)		
万一、電気系統の短絡や地絡、母線の低電圧や過電流	万一、電気系統の短絡や地絡、母線の低電圧や過電流	外部電源、常用所内電源設備、その他の関連する電気	
等が発生した場合も、それらを検知できる設計としてお	等が発生した場合も、それらを検知できる設計としてお	系統機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しく	
り、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離し、	り、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離し、	は過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、	
故障による影響を局所化し、他の安全機能への影響を限	故障による影響を局所化し、他の安全機能への影響を限	遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障に	
定できる構成とする。	定できる構成とする。	よる影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影	
		響を限定できる構成とする。	
【説明資料(2.1.1.1)】	【説明資料(2.1.1.1)】		

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 泊発電所3号炉 (1)275kV 系への切替 記載表現の相違 (1) No. 2予備変圧器 (500kV系) への切替え (1) 予備変圧器への切替 所内変圧器から受電している常用高圧母線は主変圧 所内変圧器から受電している常用高圧母線は所内変 常用高圧母線は、通常運転時は発電機から所内変圧器 設備名称の相違(2) 器停止時にはNo. 2予備変圧器に切替えを行う。 圧器及び主変圧器停止時には、予備変圧器に切替えを行 を通して電力を供給するが、所内変圧器回路の故障時又 う。本切替は自動切替であり容易に実施可能である。 は発電用原子炉の停止時には、起動変圧器を通して受電 記載方針の相違 するように切り替える。本切替は自動又は中央制御室で ・「非常用電源設備」の記述に倣った記載 の手動操作であり容易に実施可能である。 としている。 【説明資料 (2.2.1.2: P33 条-83~87) 】 10.3.4 主要仕様 10.3.4 主要仕様 主要仕様を第10.1.1表から第10.1.4表及び第10.3.1 メタルクラッド開閉装置、パワーコントロールセンタ、 記載箇所の相違 表から第10.3.4表に示す。 直流電源設備, 計測制御用電源設備, 送電線設備, 開閉所 ・大飯は 10.3.3.1 から 10.1.3.8 に記載 設備、発電機及び励磁機設備並びに主要変圧器設備の主要 している。 仕様を第10.1.1表, 第10.1.2表, 第10.1.4表, 第10.1.5 記載表現の相違 表及び第10.3.1表から第10.3.4表に示す。 10.3.5 試験検査 10.3.5 試験検査 10.3.5 試験検査 10.3.5.1 萎電池 10.3.5.1 蓄電池(常用) 10.3.5.1 蓄電池 (常用) 記載方針の相違 蓄電池は、定期的に電解液面の検査と補水、電解液の 蓄電池(常用)は、定期的にセル電圧の測定及び浮動 蓄電池(常用)は、定期的に巡視点検を行い、機器の ·「常用電源設備」の記述簡所のため、蓄 比重とセル電圧の測定及び浮動充電電圧の測定を行い、 充電電圧の測定を行い、健全性を確認する。 健全性や, 浮動充電状態にあること等を確認する。 電池(常用)と記載している。 設備名称の相違(3) 健全性を確認する。 設備構成の相違(2) 10.3.6 手順等 10.3.6 手順等 10.3.6 手順等 常用電源設備は、以下の内容を含む手順を定め、適切な 管理を行う。 (1)外部電源系統切替えを実施する際は、手順を定め、給電 (1) 外部電源系統切替を実施する際は、手順を定め、給電運 記載表現の相違 操作指令伝票等を活用し、給電運用担当箇所と連携を図り 用担当箇所と連携を図り確実に操作を実施する。 実施する。 (2) 電気設備の塩害を考慮し、定期的に碍子洗浄操作を実施 (2) 電気設備の塩害による汚損、劣化を監視するためポリマ (1) 電気設備の塩害を考慮し、定期的に碍子洗浄操作を実施 設備設計等の相違(8) 一碍管の漏れ電流測定を実施する。また、碍子の汚損が する。また、碍子の汚損が激しい場合は、臨時に碍子洗浄 する。また、碍子の汚損が激しい場合は、臨時に碍子洗浄 操作を実施する。 激しい場合は、碍子の清掃を実施する。 操作を実施する。 (3)変圧器 1 次側において 1 相開放を検知した場合、故障簡 (3) 変圧器 1 次側において 1 相開放を検知した場合、故障筒 (2)変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障筒 所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよ 所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよ 所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよ う切替えを実施する。 う切替を実施する。 う切替えを実施する。 (4) 上記(3) 対応の 1 相開放故障が検知されない状態におい (4) 変圧器 1 次側における 1 相開放事象への対応として、 (3)変圧器1次側における1相開放事象への対応として、送 設備・運用の相違(6) て、安全系機器に悪影響が生じた場合にも、運転員がそれ 275kV 送電線は複数回線を確保し、1回線となる場合には 電線は複数回線との接続を確保し、送電線引留部の巡視 を認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備し、運 送電線引留部 (架線部) の巡視点検を実施する。 点検を実施する。 転員に対して定期的に教育を実施する。 (5)変圧器等の巡視点検を1日1回実施する。また、手動に 設備・運用の相違(6) よる受電切替え時には、変圧器等の巡視点検を実施する。 (6) 電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、 (5) 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守 記載表現の相違 定期点検により適切な保守管理を行うとともに、故障時に 管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 おいては補修を行う。 (7) 外部電源系統切替操作に関する教育・訓練を実施する。 設備構成の相違(2) (8) 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。 (6) 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。 記載表現の相違

第33条 保安電源設備	は備名称の相違(実質的な相違なし)			
	前3号炉		女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
第 10.1.1 表 メタルクラッド開閉装置の設備仕様 (1 / 2) 第 10.1.1 表 メタルクラット	ド開閉装置の主要仕続(1/2)	第 10.11 表 メタバ	レクラッド開閉装置(高圧母線)の主要機器 仕様	記載方針の相違(1) 記載表現の相違(5)
構成及び仕様		構成及び仕様		· 大飯: 個数→泊: 台数
受電盤 き電盤 計器用変圧器盤 項 目 受電盤	き電盤 計器用変圧器盤	項 目 (a)種 類	受電盤 母線連絡盤 負荷盤 計器用変圧器盤 閉鎖配電盤	設備構成の相違(2)
型 式 屋內用鋼板製単位閉鎖垂直自立形 型 式 屋內月	用鋼板製単位閉鎖垂直自立型	(b) 個 数	57	
個 数 約18 約58 約13 台 数 16	51 10	(c) 定格電圧	6.9kV 50Hz 3相 3線	
定格電圧 6.9kV 定格電圧	7.2kV	(d)電気方式	10A 接地系 (変圧器と抵抗器の組合せによる接地方式)	
電 気 方 式 60Hz 3相 3線 変圧器接地式 電 気 方 式 50Hz	3相 3線 変圧器接地式	(e)電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる	
電源引込方式 バスダクト又はケーブルによる 電源引込方式 バス	ダクト又はケーブルによる	(f)フィーダ引出方式	ケーブルによる	
フィーグ引出方式 ケーブルによる フィーダ引出方式	ケーブルによる	(g)母線電流容量	約 3,000A, 約 1,200A	
	150A 2,000A 1,200A	進斯器 項 目	受電用 母線連絡用 負荷用	
		(a)種 類	文电/A	
這断器		(b) 個 数	9 24 55	
項 目 受電用 き電用		(c)極 数	3極	
型 式 SF6ガス遮断器 項 目 受電	用き電用	(d)操作方式 (e)絶縁階級	電動パネ又はソレノイド投入操作(DC125V) 6 号 A	設備構成の相違(10)
個 数 約18 約71	真空遮断器	(f)定格電圧	7. 2kV	設備構成の相違(2)
権 数 3極 16	51	(g) 定格電流	約 3,000A,約 1,200A	(適用規格の年版により絶縁に係る表現
柳数	3 極	(h)定格遮断電流 (j)定格遮断時間	63kA 5 サイクル	(絶縁階級/定格耐電圧) に差異がある
操作方式 電動蓄勢バネ操作(DC125V) 操作方式	バネ投入操作(DC125V)	(j)引きはずし方式	電気式、機械式	が,必要な絶縁性能を有するという点にお
絶 禄 階 級 6A 号	各雷インバルス耐電圧:60kV	(k) 投入方式	電動パネ又はソレノイド	いて同等である。)
定格電圧 7.2kV 定格耐電圧	MANUSCHELLEN AND THE CONTRACT			
定格電流 1,200A 2,000A 3,000A 1,200A 定格電圧	短時間商用周波耐電圧: 22kV			
速 断 電 流 63kA 定 格 電 流 3,150A	2,000A 1,200A			
定格遮断時間 5サイクル 定格 遮 断 電 流	44kA			
引きはずし自由方式 電気的、機械的 定格 遮 断 時 間	5 サイクル			
投入方式 パネ式 引きはずし自由方式	電気的,機械的			
投 入 方 式	バネ式			
		l		

				大飯発電所3/4号			泊発電所3号	炉		女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
第	第 10.1.1表 メタルクラッド開閉装置の設備仕様 (2/2)			第 10.1.1表 メタルクラッド開閉装置の主要仕様 (2/2)		***************************************	ワーセンタ及びモータコントロールセンタ	記載方針の相違(1)			
										(低圧母線)の主要機器仕様	記載表現の相違(5)
No. of Contract Prints						40.1.4.4.4.4.0.0			Adaption water Triate/Administrative		
動力	変圧	器	-	NO SERVICE	I	動力変圧器			(1)パワーセンタ 動力変圧器		設備構成の相違(2)
項			目	非常用	常用	項目	非常用母線用	常用母線用	項目	常用母線用 非常用母線用	良文 明 行り入ぐ プリロ)主(2)
200			100	母線用	母線用	型	77 70 901	相乾式变圧器	(a)種 類 (b)價 数	三相乾式変圧器	
個型			数式	4 EA th III O t	8 相乾式変圧器		故 4	5	(c)冷却方式	自冷 風冷	
	_	方			自 取 式发注器 冷	冷 却 方		冷	(d)周波数	50Hz	
		波		7.75	OHz	周波		50Hz	(e)容 量 (f)結 線	約 2,500kVA 約 3,300kVA 1 次:三角形 2 次:三角形	
74.9		104:	304		750kVA	-	勤 約 2,500kVA	約 2,500kVA, 約 2,300kVA	1100	1 次側 6.75kV (5 タップ)	
				2,000kVA	1,000kVA	糖	7	二次:三角形	(g)定格電圧	(7.05, 6.9, 6.75, 6.6, 6.45kV) 2 次側 460V	
容			量	2,300kVA	2,000kVA		一次:6.	5kV(5 タップ)	(h) 絶 禄	H種	
					2,500kVA	定格電	E (6.3, 6.45, 6	.6, 6, 75, 6, 9kV)	W.		
糖			線	一次:星形	二次:三角形		= 2	t : 460V			
				一次:6.6k	V (5 タップ)	絶	· ·	H種			
定	格	電	圧	(6.3, 6.45, 6.	6, 6.75, 6.9 kV)		K :				
				二次	: 460V						
絶			緑	F	·I 種						
_									e		4

33条 保安電源設備		林丁、阳枫北元,即	文師名称の相選(美質的な相違なし
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
第 10.1.2 表 パワーセンタの設備仕様	第 10.1.2 表 パワーコントロールセンタの主要仕様		設備名称の相違(4) 記載方針の相違(1) 記載表現の相違(5)
成及び仕様	構成及び仕様	構成及び仕様	
受電盤 母線連絡盤 き電盤 変圧器	項 目 き電盤 動変盤	項 目 受電盤 母線連絡盤 負荷盤 変圧器盤 (a)種 類 閉鎖配電盤	設備構成の相違(2)
型 式 屋内用鋼板製閉鎖垂直自立形	型 式 屋內用鋼板製閉鎖垂直自立型	(a) 極 類 (b) 個 数 6 42 6	
個 数 約12 約5 約39 約10	台 数 47 9	(e)定格電圧 600V	
定格電圧 600V	定格電圧 600V	(d)電気方式 50Hz 3相 3線 非接地方式 (e)電源引込方式 バスダクト又はケーブルによる	
電 気 方 式 60Hz 3相 3線 PT有効接地式	電 気 方 式 50Hz 3相 3線 非接地式	(f)フィーダ引出方式 ケーブルによる	
電源引込方式 バスダクト又はケーブルによる	電 源 引 込 方 式 パスダクト又はケーブルによる	(g) 母線電流容量 約 5,000A	
フィーダ引出方式 ケーブルによる	フィーダ引出方式 ケーブルによる	進斯器	
母線電流容量 3.000A、4,000A(主母線) 1,600A(分岐母線	母線電流容量 4,000A(主母線) 1,600A(分岐母線)	項 目 受電用 母線連絡用 負荷用	
THE REAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PARTY AND	-	(a)種 類 気中進断器 (b) 個 数 6 10 99	
應断器	遮断器	(c)極 数 3極	
項 目 受電用 母線連絡用 き電用	項目き電用	(d)操作方式 電動バネ操作(DC125V) (e)定格電圧 600V	
型 式 低圧気中遮断器		(f)定格電流 約4,200A,約3,200A,約2,400A,約1,800A,約1,200A	設備構成の相違(2)
個 数 約12 約5 約131		(g)定格遮断電流 100kA, 85kA, 80kA, 70kA, 63kA, 50kA (h)引きはずし方式 電気式,機械式	設備構成の相違(10)
700 SAN		(h)引きはずし方式 電気式、機械式	
極数 3極	192 95 0192		
操作方式 電動蓄勢バネ操作(DC125V)	操作方式 交流操作(AC100V)		
定 格 電 圧 600V	定格電圧 6000		
1,600A	最 大 容 量 900kVA (モータ負荷 300kW)		
定格電流 3,000A 4,000A 1,600A 4,000A	定格進斯雅流 50kA		
速 斯 電 流 (交流分実効値) 42kA 90kA 50kA 90kA	引 外 し 自 由 方 式 電気的,機械的		
引きはずし自由方式 電気的、機械的	7		

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女	差異理由	
		(2)モータコントロールセン	9	
		動力変圧器		
		項目	非常用母線用	
		(a)種 類 (b)個 数	三相乾式変圧器	
		(b)個 数 (c)冷却方式	1 自冷	
		(d)周波数	50Hz	
		(e)容量	₩5 750kVA	
		(f) 結 線	1次;三角形 2次;三角形	
			1 次側 6.9kV (5 タップ)	
		(g)定格電圧	(7, 2, 7, 05, 6, 9, 6, 75, 6, 6kV)	
		45.46	2次側 460V	
		(h)絶 縁	日種	
		構成及び仕様		
		項目	負荷盤	
		(a) 種 類	コントロールセンタ	
		(b)個 数	10	
		(c)定格電圧	6007	
		(d)電気方式	50Hz 3相 3線 非接地方式	
		(e)電源引込方式 (f)フィーダ引出方式	ケーブルによる ケーブルによる	
		(g) 母線電流容量	800A, 400A	
		CHI TO AN CALL OF THE CO.		
		遮断器		
		項目	負荷用	
		(a) 種 類	配線用遮断器 45	
		(b)個 数 (c)極 数	3極	
		(d)定格電圧	550V, 500V, 460V	
		(e) 定格電流	約 225A,約 100A,約 75A,約 50A,約 30A,約 20A	
		(f)定格遮断電流	50kA	
		(g)引きはずし方式	電気式,機械式	
		Ŀ		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	<大飯の記載箇所で比較(1) >		記載箇所の相違
	第10.1.3 表 ディーゼル発電機設備の主要仕様		大飯は第10.1.5 表に記載している。
	(1) エンジン		
	台 数 2		
	出 カ 約 5,600kW (1 台当たり)		
	起動時間 約10秒		
	起動方式 圧縮空気起動		
	使用燃料 軽油		
	(A) We ## 146		
	(2) 発電機 型 式 横置・回転界磁形・三相同期発電機		
	台 数 2		
	容 量 約7,000kVA (1台当たり)		
	カ 率 0.8 (遅れ)		
	電 圧 6.9kV		
	周 波 数 50Hz		
	(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽		
	種 類 横置円筒形		
	基 数 4		
	容 量 約 146m ³ (1 基当たり)		
	使用燃料 軽油		
	(4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ		
	台数 2		
	容 量 約 26m3/h (1 台当たり)		

大飯発電所3/4号炉			泊発電所3号炉				女川原子力発	差異理由	
	第 10.1	1.3表 直流電源設備の設備仕様	第 10.1	.4表 直流電源設備の主要仕標		第10.1-	-3表 直流電源	記載方針の相逢(1)	
			SANG ARRESTS A		1000 000 000 000 000 000 000 000 000 00				記載表現の相違(5)
(1) 蓄電池			(1) 非常用		(1) 蓄電池				
			a. 蓄電池		非常用				設備名称の相違(3)
型	式	鉛蓄電池	型式	鉛蓄電池	種	類		鉛蓄電池	
組	数	3	組数	2	組	数		3	
容	量	約 2,400A·h×2 組	容 量	約2,400Ah (1組当たり)	セ	ル数	A系	60	
		(安全防護系用)	電圧	約 130V			B系	60	
		約 4,800A·h×1 組	<	内容比較のため再掲(2)>	1		HPCS系	60	記載箇所の相違
		(一般用)	(2) 常用		電	圧	A系	125V	
電	圧	129V (浮動充電時)	a. 蓄電池				B系	125V	
			型式	鉛蓄電池			HPCS系	125V	
			組 数	2	容	量	A系	約8,000Ah	
			容 量	約2,000Ah (1組当たり)			B系	約6,000Ah	
			電 圧	約 130V			HPCS系	約 400Ah	
		1			常用				
		1			種	類		鉛蓄電池	
		1			組	数		1	
		1			セ	ル数		116	
					電	圧		250V	
					容	量		約6,000Ah	
(2) 充電器			b. 充電器		(2) 充電器				
					非常用	(予備充	電器は常用)		
型	式	鋼板製垂直自立閉鎖形	型式	サイリスタ整流装置	種	類		シリコン整流器	設備構成の相違(2)
		自動電圧調整装置付シリコン整流器	台 数	2					
個	数	4	 充電方式	浮動 (常時)	個	数	A系	1	
充電	方式	浮動	<	大飯の記載箇所で比較(2)>			B系	1	記載箇所の相違
冷去	力式	自冷	(2) 常用				(子備	1)	
交流	[入力	3 相 60Hz 440V	a. 蓄電池				HPCS系	1 (予備1)	
直流	印出力	129V (浮動充電時)	型式	鉛蓄電池	充電	方式		浮動	
		常 用:約300A×2個及び約700A×1個	組数	2	冷劫	方式		自然通風	
		後 備:約 300A×1 個	容量	約2,000Ah (1組当たり)	交流	入力	A系	3相 50Hz 440V	
			重 圧	約 130V約			B系	3相 50Hz 440V	
							HPCS系	3相 50Hz 440V	
			b. 充電器		容	量	A系	約118kW	
			型式	サイリスタ整流装置			B系	約118kW	
			台 数	2			(予備	約118kW)	
			充電方式	浮動 (常時)			HPCS系	約10kW	
			Services II (Casesyour Sector) (直流	出力電	圧 A系	133. 8V	
			c. 予備充電器		5000000		B系	133. 8V	
			型式	サイリスタ整流装置			HPCS系	129V	
			台 数	1	直流	出力電		約700A	
			充電方式	浮動			B系		
			Charles and September 2	***************************************			(予備	約700A)	

第 35 架 保安單原政備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電	電所 2 号炉 差異理由
		常用 種類 個数数 充却方式 冷流、力 容。 直流出力電流	シリコン整流器 1 (予備1) 浮動 自然通風 3 相 50Hz 440V 約130kW 258.7V 約400A
(3)直流き電盤 型 式 鋼板製垂直自立閉鎖形配電用遮断器内蔵 個 数 3 母線容量 約700A×2個及び約3,300A×1個	(3) 直流コントロールセンタ 型 式 屋内用鋼板製自立形抽出式 台 数 4 日線容量 約 600A (非常用) × 2 台 約 800A (常用) × 2 台	(3) 直流母線 非常用 個 数	設備名称の相違(3) 設備構成の相違(2) 記載表現の相違(5)
	(新用) × 2百	電 圧 A系 B系 HPCS系常用 個 数 電 圧	125V

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
第 10.1.4 表 計測制御用電源設備の設備仕様 (1)非常用 a. 計装用電源 (無停電電源装置) 型 式 静止型インバータ 個 数 4 容 量 約 10kVA (1 個当たり) 出力電圧 115V	第 10.1.5 表 計測制御用電源設備の主要仕様 (1) 非常用 a. 計装用インバータ (無停電電源装置) 型 式 静止型インバータ 台 数 4 容 量 約 25kVA (1台当たり) 電 圧 100V	第10.1-4表 計測制御用電源設備の主要機器仕様 (1)非常用 a.無停電電源装置 種類 静止型 個数 2 容量 約50kVA(1個当たり) 出力電圧 120V	記載方針の相違(1) 記載表現の相違(5)
(2) 常用 a. 計装用電源 (変圧器) 型 式 乾式 個 数 8 容 量 約 10kVA×2 個 (後備) 約 70kVA×2 個 (後備) 約 50kVA×1 個 (常用) 約 60kVA×2 個 (常用) 約 75kVA×1 個 (常用) 115V 又は 100V b. 計装用電源 (無停電電源装置) 型 式 静止型インバータ 個 数 3 容 量 約 50kVA×2 個 約 70kVA×1 個 出力電圧 115V 又は 100V	a. 計装用インパータ (無停電電源装置) 型 式 静止型インパータ 台 数 3 容 量 約 60kVA (1 台当たり) 電 圧 100V b. 計装用定電圧装置 型 式 静止型インバータ 台 数 2 容 量 約 60kVA (1 台当たり) 電 圧 100V	b. 無停電交流母線 個 数 2 電 圧 120V c. 計測母線 個 数 2 電 圧 120V (2) 常用 a. 計測母線 個 数 1 電 圧 120V	設備構成の相違(2) (設計進捗により, 治の既工認の記載を反
			映した。 ・容量への反映:約60kVA,約30kVA →約60kVA(1台当たり))

第10.1.5表 ディーゼル発電機の設備仕様	差異理由
(1) エンジン	記載箇所の相違
(1) エンジン	・泊は第10.1.3 表に記載している。
台 数 2 出 力 約7,100kW (1台当たり) 起動方式 圧縮空気起動 使用燃料 A 重削	記載方針の相選(1)
出力 約7,100kW (1台当たり) 出力 約5,600kW (1台当たり) 種類 4 サイクルたて形 18 気筒ディーゼル機関 台 10 秒 起動方式 圧縮空気起動 使用燃料 軽油 (2)発電機 台 数 2 出動方式 圧縮空気起動 使用燃料 軽油 に適いでは、10 を 2 出力 約6,100kW (1台当たり) (2)発電機 台 数 2 型 式 横置回転界磁 積固期発電機 会 数 8,900kVA (1台当たり) 容量 約7,000kVA (1台当たり) 力 率 0.8 (遅れ) 由力 約3,000kW 回 転数 1,000cW 周波数 60Hz (3)燃料油貯廠タンク 種類 機置円筒形 (3)ボイーゼル発電機燃料油貯油槽 を 量 約165m² (1 基当たり) 在 類 機関円筒形 基 数 4 審量 約166m² (1 基当たり) 基 数 2 (2)発電機 取付筒所 E. L. + 2.38m 他用燃料 軽油 (4) ディーゼル発電機燃料油砂造ボンブ (2) 発電機 (4) ディーゼル発電機燃料油砂造ボンブ を 放 機関の能力のよりによっている場所ですることの表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表	
起動方式 圧縮空気起動 使用燃料 A 重油 を動方式 圧縮空気起動 (2) 発電機 (3) 整計申請 (4) 1 (4)	
使用燃料 A 重油 起動方式 圧縮空気起動 世間	
使用燃料 軽油	
(2) 発電機	
(2) 発電機 (2) 発電機 起動時間 約 10 秒 台 数 2 式 横置回転界磁3相同期発電機 使用燃料 軽油 費 量 約8,900kVA (1台当たり) 方 数 2 施 類 4 サイクルたて形 18 気筒ディーゼル機関 力 率 0.8 (遅れ) 市 至 0.8 (遅れ) 市 数 1 電 圧 6,900V 市 任 6.9kV 田 力 約 3,000kW 周 波 数 50Hz 回 転 数 1,000rpm (3)燃料油貯蔵タンク (3)ディーゼル発電機燃料油貯油槽 起動方式 圧縮空気起動 (3)燃料油貯蔵タンク 種 類 横置円筒形 重 類 165m² (1 基当たり) 基 数 2 資 計(6m² (1 基当たり) 基 数 4 基 数 2 資 計(6m² (1 基当たり) (2)発電機 取付備所 E. L. +2.38m 使用燃料 軽油 (4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンブ 台 数 2	
台数 2 型式 横置回転界磁3 相同期発電機 台数 2 容量 約8,900kVA (1台当たり) 方 全量 約7,000kVA (1台当たり) 種類 4サイクルたて形 18 気筒ディーゼル機関 力率 0.8 (遅れ) 市 年 6.9kV 日 台数 1 周波数 60Hz 日 方 50Hz 日 数 1 (3)燃料油貯蔵タンク (3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 起動方式 上縮空気起動 上縮空気起動 上額方式 上縮空気起動 衛型 横置円筒形 大倉 数 4 全額方式 使用燃料 軽油 基数 2 本別 166m² (1 基当たり) 使用燃料 軽油 (2) 発電機 a. 非常用ディーゼル発電機 大力(前) 所有 E. L. +2.38m 機相回転界磁三相同期発電機 有数 2 2	
型 式 横置回転界磁 3 相同期発電機	
容量約8,900kVA(1台当たり) 容量約7,000kVA(1台当たり) 種類 4サイクルたで形 18気筒ディーゼル機関力率 0.8 (遅れ) 力率 0.8 (遅れ) 力率 0.8 (遅れ) 台数 1 電圧 6,900V 電圧 6.9kV 出力約3,000kW 周波数 50Hz 回転数 1,000rpm 起動方式 圧縮空気起動 起動方式 圧縮空気起動 総関門筒形容量 類 165m³(1 基当たり) 基数 4 事務 165m³(1 基当たり) 基数 4 取付箇所 E.L. + 2.38m 使用燃料 軽油 (4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンブ 金額 積軸回転界磁三相同期発電機 (4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンブ 台数 2	
力率 0.8 (遅れ) カ率 0.8 (遅れ) 台数 1 電圧 6,900V 電圧 6.9kV 回転数 1,000rpm 周波数 50Hz 回転数 1,000rpm 起動方式 圧縮空気起動 起動方式 圧縮空気起動 (3)燃料油貯蔵タンク 種類 横置円筒形 使用燃料 軽油 容量約165m³(1基当たり) 基数4 で発電機 (2)発電機 取付箇所 E. L. +2.38m 使用燃料 軽油 (2)発電機 種類機軸回転界磁三相同期発電機 積軸回転界磁三相同期発電機 台数2 有数	
周波数 60Hz 周波数 50Hz (3)燃料油貯蔵タンク (3)ディーゼル発電機燃料油貯油槽 起動方式 圧縮空気起動 種類 横置円筒形 起動時間 約13 秒 容量 約165m³ (1 基当たり) 基数 4 基数 2 容量約146m³ (1 基当たり) 取付箇所 E. L. +2.38m 使用燃料 軽油 (4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ 種類 横軸回転界磁三相同期発電機 台数 2	
(3) 燃料油貯蔵タンク (3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 起動方式 圧縮空気起動 種類 横置円筒形 種類 横置円筒形 使用燃料 軽油 基数 2 容量約146m³(1基当たり) (2) 発電機 取付箇所 E. L. +2.38m 使用燃料 軽油 種類 横軸回転界磁三相同期発電機 (4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ 台数 2	
(3) 燃料油貯蔵タンク (3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 起動時間 約13秒 種類 横置円筒形 使用燃料 軽油 基数 2 容量約146m³(1基当たり) (2) 発電機 取付箇所 E. L. +2.38m 使用燃料 軽油 (2) 発電機 種類 横軸回転界磁三相同期発電機 種類 横軸回転界磁三相同期発電機 (4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ 台数 2	
種類 横置円筒形 種類 横置円筒形 使用燃料 軽油 容量 約 165m³ (1 基当たり) 基数 4 (2) 発電機 基数 2 容量 約 146m³ (1 基当たり) (2) 発電機 取付箇所 E. L. +2. 38m 使用燃料 軽油 額 横軸回転界磁三相同期発電機 インティーゼル発電機燃料油移送ボンプ 台数 2	
容量 約 165m³ (1 基当たり) 基数 4 基数 2 容量 約 146m³ (1 基当たり) 取付箇所 E. L. +2.38m 使用燃料 軽油 (4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ 種類 機軸回転界磁三相同期発電機 台数 2	設備名称の相違(1)
基数 2 容量約146m³(1基当たり) (2)発電機 取付箇所 E. L. +2.38m 使用燃料 軽油 軽油 値用燃料 軽油 種類 横軸回転界磁三相同期発電機 (4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ 台数 2	
取付箇所 E. L. +2.38m 使用燃料 軽油 a. 非常用ディーゼル発電機 種類 横軸回転界磁三相同期発電機 (4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ 台数 2	設備・運用の相違(1)
(4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ 種 類 横軸回転界磁三相同期発電機 台 数 2	設備構成の相違(2)
(4) ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ 台 数 2	
	THE LAND OF STREET
	記載方針の相違 ・泊は代替電源設備 (57条) として使用す
	るため、非常用電源設備の主要仕様表にも
	記載している。
	設備・運用の相違(1)
種 類 横置円筒形 回 転 数 500rpm	100
容 量 約 200m³ (1 基当たり) b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	
基数 2 横軸回転界磁三相同期発電機	
取付箇所 E. L. +6. lm 台 数 1	
容 量 約 3, 750kVA	
力 率 0.80 (遅れ)	
電 圧 6.9kV	
周 波 数 50Hz	
回 転 数 1,000rpm	
(6) 40 M A	
(3)軽油タンク 横栗口笠形	
種類 横置円筒形 基数 6(1系列につき3基)	
1 (1系列につき1基)	
容 量 約 110kL (1 基当たり)	
約 170kL	
使用燃料 軽油	

第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
第10.3.1表 送電線の設備仕様	第10.3.1表 送電線設備の主要仕様	第10.3-1表 送電線の主要機器仕様	記載方針の相逢(1)
	第 10.3.1 表 送電線設備の主要仕様 (1) 後志幹線 (1号, 2号及び3号炉共用) (「常用電源設備」及び「非常用電源設備」と兼用) 公称電圧 275kV 回線数 2 導体サイズ TACSR 610mm², 2 導体 送電容量 約1,578MV/回線 亘 長 約 66km (西双葉開閉所まで) (2) 泊幹線 (1号, 2号及び3号炉共用) (「常用電源設備」及び「非常用電源設備」と兼用) 公称電圧 275kV 回線数 2 導体サイズ ACSR 1,160mm², 2 導体	The state of the s	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

大飯発電所3/4号炉						泊発電所3号炉							差異理由																															
			機器の設備仕	様			第10.3.	2表 開閉戸	所設備の主	三要仕様			女川原子力発 -2表 開閉所	機器の主要機器化	上様	記載方針の相違(1)																												
																記載表現の相違(5)																												
500kV 母線 (1号、2号、3号及び4号炉共用)						(1) 275kV 母線 (1号, 2号及び3号炉共用)						(1) 275kV 母線																																
			6ガス絶縁方式			型 式 SF。ガス絶縁方式						種類		SF ₆ ガス絶縁方式																														
	定格電		50kV				定格	電圧	30	90kV	1	定格電圧電流容量		300kV 約 4, 000A																														
	電流容		,000A					電流		000A	-	定格短時間電流		40kA 2 s	-																													
Note that that	定格短時間電	流 50kA	2サイクル				11000 0000	問耐電流		2 B	-	(a) partly management	DAR.																															
遮斯器		No. 2	500kV	500kV	ſ		/E 167 701 PF	LINT NO. HET THE	SUKA	20		(2) 275kV 開閉所運断: 主変日	elal (Albanovi morngulario proprieta e commo de estrario	器用 275kV 送電線用	275kV 母線																													
	主変圧器用	予備変圧器用	送電線路用	母線連絡用		500 300	March 1					進度	行器 連断器	進斯器	連絡用遮断器																													
	遮斯器	遮斯器	遮断器	遮断器		(2) 選	野器	1	_			個 数 1 定格電圧 300		4 300kV	3 300kV																													
数	1	1	4	2			変圧器用	予備変圧器月	11送電篠用	供資連絡用品	6備変圧器用	定格電流 約2,	2000	77.53.535.5	約 4, 000A	on Atton of Africa Legistr / a)																												
							2 32 737 32 737	3 . 411 . 122		12.74.72	X. (10 S.X.) (10 77)	定格遮断電流 401	kA 40kA	40kA	40kA	設備設計等の相違(4)																												
格電圧	550kV	550kV	550kV	550kV	台	数	1	1	4	4	1	(3) 66kV 母線																																
格電流	2,000A	2,000A	4,000A	4,000A	定书	8 電圧	300kV	300kV	300kV	300kV	72kV	種類		SF。ガス絶縁方式																														
格遮斯	50kA	50kA	50kA	50kA		各電流	4,000A	2,000A	4,000A	4.000A	800A	定格電圧		72kV																														
容量	OVAL	DVAL			定格	遮断電流	40kA	50kA	40kA	40kA	25kA	電流容量定格短時間電流		約 800A 20kA 2 s																														
		3号及び	1号、2号、	1号、2号、	- 8	備考	122	-	1号,2号	- 及び3号炉 に用	_	394 314 700 TA 114 144 016			20																													
考	=	4号炉共用	3号及び4号 炉共用	3 号及び 4 号 炉共用	<u> </u>	Auto-	is		94	e m		(4) 66kV 開閉所進斯器																																
			S SO SAME	121023011								受電應	1000																															
	500kV母病	区分用運断器	No. 1予備3	亚 庄器用遮断器								個 数 1																																
数	2	N.	1									定格電圧 721 定格電流 約8																																
故電圧	550kV 84kV									定格遮断電流 201																																		
格電流	4,00	0A	1,2	00A								1.5																																
格遮斯								accompany)		and the second s		- and the same		and the same of th		- and the color		accompany /																										
容量	50kA 31.5kA		31.5kA		31.5kA		31.5kA		31.5kA		31.5kA		31.5kA		31.5kA		xA 31.5kA																											
考	1号、	1号、2号、 1号、2号、3号及び		1号、2号、3号及び		1号、2号、3号及び		号、 1号、2号、3号及び																																				
	3 号及び 4	号炉共用	4号炉共	用、既設																																								
												ı				1																												

子。日后 BB甘淮滨入县 L1 社士 10

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

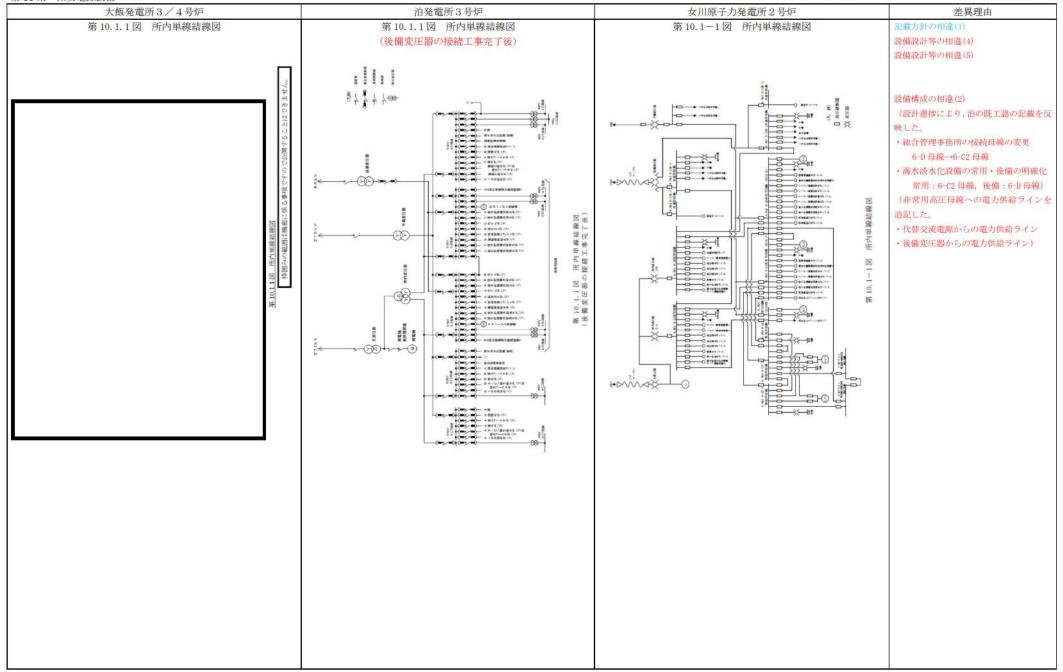
第33条 保安電	大飯発電所3/4号炉			泊発電所 3 号炉	1		女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
第 10.3.3 表	発電機、励磁装置及び発電機	幾負荷開閉器の	第 10	.3.3 表 発電機及び励磁機設備の主要仕様	第 10	.3-3	表 発電機及び励磁装置の主要機器仕様	記載方針の相違(1)
	設備仕様							記載表現の相違(5)
(1)発電機			(1)発電機		(1)発電機			
型 式	横置回転界磁3相同期ター	ービン発電機	型	式 横置・円筒回転界磁形・全閉自力通風・	種	類	横軸円筒回転界磁三相同期発電機	設備構成の相違(2)
容 量	約 1, 310, 000kVA			三相同期発電機				(設計進捗により, 泊の既工認の記載を反
カ 率	90%遅れ		172	数 1	台	数	1	映した。
電圧	24, 000V			量 約 1,020,000kVA	容		約 920, 000kVA	・型式への反映:自己→自力。
相	3 相		1535	率 0.9 (遅れ)	カ	率	0.90 (遅れ)	項目への反映:回転数→回転速度。
周波数	60Hz			庄 21kV	電	圧	17kV	・単位への反映: rpm→min ⁻¹)
回転数	約 1,800rpm		相	3	相	数	3	
結線法	星形		周波回転速		周波		50Hz	
冷却法	回転子 水素内部冷却 固定子 水冷却		結 線		回転結構		1,500rpm 四重星形	
	ELE 1 7/17/20		冷却	The state of the s		1000	固定子 水直接及び水素間接冷却	
			113 74.	固定子 水及び水素ガス冷却	111 24	P IZV	回転子 水素直接冷却	
(2)励磁装置			(2) 励磁機		(2)励磁装置	Ē		
名 称	主励磁機	副励磁機	型	式 ブラシレス励磁機	種	類	サイリスタ励磁方式	
型式	プラシレス励磁 永	久磁石回転界磁形	372	数 1	5955	数		
個数	1	1	6130	量 4,600kW	容	量	約 2, 2 <mark>7</mark> 9kW	
容 量	約 4,500kW	約 70kVA	電					
電圧	DC 480V	AC125V	回転連	度 1,500min ⁻¹ :式 発電機と直結				
回転数	約 1,800rpm	約 1,800rpm	均位里几万	八 発电機と固結				
駆動方法		発電機と直結						
(3)発電機負荷開			(3) 発電機負荷	The second secon				
定格電圧			1909-0-0-0-0-0	数 1				
定格電流個数				圧 23kV 流 30,000A				
HEI YOU	1		足俗电	DIL 30,000A				
			1		0			

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑宇:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第 33 条 保女電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉					T			沪	H発電所3号灯	F		1	セ川	原子力発電所	2号炉		差異理由
			E器の設備仕様		第 10. 3. 4 表 主要変圧器設備の主要仕様							第10.3-4表 変圧器の主要機器仕様					記載方針の相逢(1)
					A TO OLI A LA ALTERNA IN TO LA LIM							为10.0 1次 及口证"2上安饭证工际				記載表現の相違(5)	
	主変圧器	所内変圧器	No. 2	No. 1		名	称	主変圧器	所內变圧器	予備変圧器	後備変圧器	名称	主変圧器	所内変圧器	起動変圧器	予備変圧器*	
	Was a service of the	1/11 1 3C 14. Bit	予備変圧器	予備変圧器		_			最列展区委封式	提外無任家計式	提列每压索针式		屋外用三相二	Constant Carl	屋外用三相三	800000000000000000000000000000000000000	設備構成の相違(2)
型式	屋外無圧密封式負荷 時タップ切換器付	服外無圧密封式	屋外無圧密封式負荷 時タップ切換器付	単外無圧密封式負荷 時タップ切換器付	Ш	Œ	式	屋外無圧密封式	負荷時タップ切換 器付	負荷時タップ切換 器付	負荷時タップ切換 器付	種類	巻線無圧密封 式	屋外用三相二 卷線無圧密封	卷線無圧密封 式	屋外用三相二 巻線無圧封入	設備設計等の相違(5)
	at 5.5.5 ki linim ti		ed 5 2 5 8038 8813	PE 2 2 2 50 Mar 11	Ш	台	数	1	1	1	1	1555 (150)	負荷時タップ	式	負荷時タップ	式	
容量	#) 1,260,000kVA	#9 78,000kVA	#) 38,000kVA	#) 54,000kVA		297	最	#/3 950, 000kVA	87 72, 000kVA	#3 30, 000kVA	₩3 40, 000kVA	台数	切換装置付	2	切換装置付	1	
1	24kV	24.0kV/23.4kV	515±25kV	73.5±7.0kV		, A-101	- 次	21kV	21+1.5, -2.5kV	280±28kV	64.5±7.5kV	容量	The state of the s	約 33,000kVA	約 70,000kVA		
唯次	2.18.1	/22.8kV			Ш	電圧		287, 5kV/284, 375k	2000 miles - 500 miles (200 2081	01.027.081	一次	16. 5kV	(1 台当たり) 16.5kV	275kV	66kV	
圧 2 次	515±25kV	6.9kV, 6.9kV	6,9kV	6.9kV, 6.9kV		100	二次	V/281. 25kV/278. 1		6, 9kV	6. 9kV	電圧 二次	275kV	6. 9kV	6. 9kV, 6. 9kV	6. 9kV	
						_	_	25kV/275kV				相数	3	3	3	3	
相	3	3	3	3			相	3	3	3	3	周波数	50Hz 三角形	50Hz 三角形	50Hz 星形	50Hz 三角形	
周波数	60Hz	60Hz	60Hz	60Hz	Ш	M	波 数	50Hz	50Hz	50Hz	50Hz	結線 二次	星形	星形	星形, 星形	三角形	
1000000000	104100	57-3300		535000	H		- %	三角	三角	風形	是形	一 治却方法	2年計園2本土	油人風冷式	三角形(内蔵) 油入風冷式	油入自冷式	
1 次	三角	三角	梨 用5	風形	Ш	結線法	_ a:	展形	星形、星形	星形	是形	加利力佐	送油風冷式	四八周四八	個人無而具	個人目的式	
結 2				22 22		-						※ 1号, 2号	及び3号炉共用,	既設			
操 法 次	双形	星形、星形	星形	星形、星形		冷却	方式	導油風冷	導油風冷	油入自冷	油入自冷						
3	_	-	三角	三角	Ш												
次						備	考	-	-	1-0							
治却方式	送油風冶	送曲風冷	适油黑冷	再油風冷一 油入自冷	Ш												
-																	
伽数	1	1	1	1													
			3号及び	1号、2号、													
備考		-	4号炉共用	3号及び4号 衍共用、既設													
1				W JAMES BOOK	1												

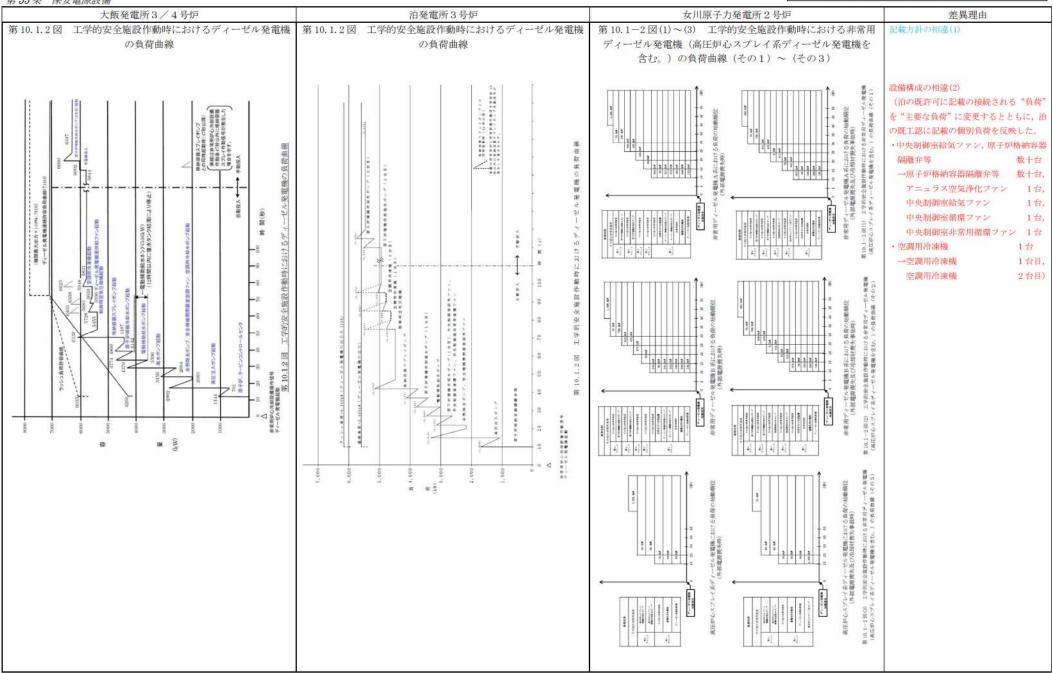
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



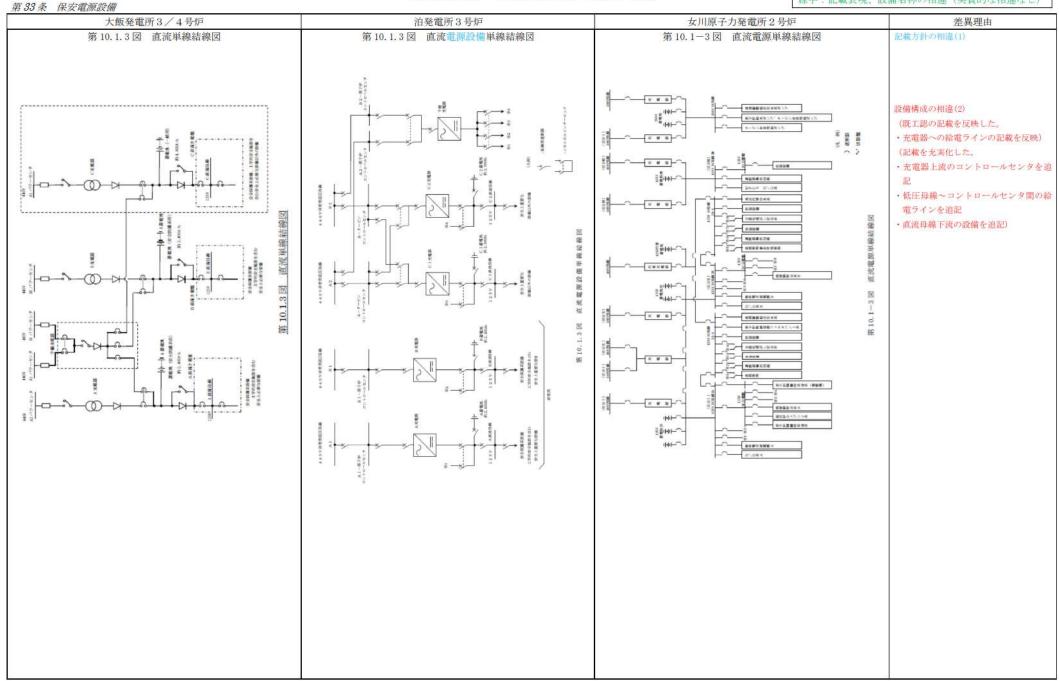
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

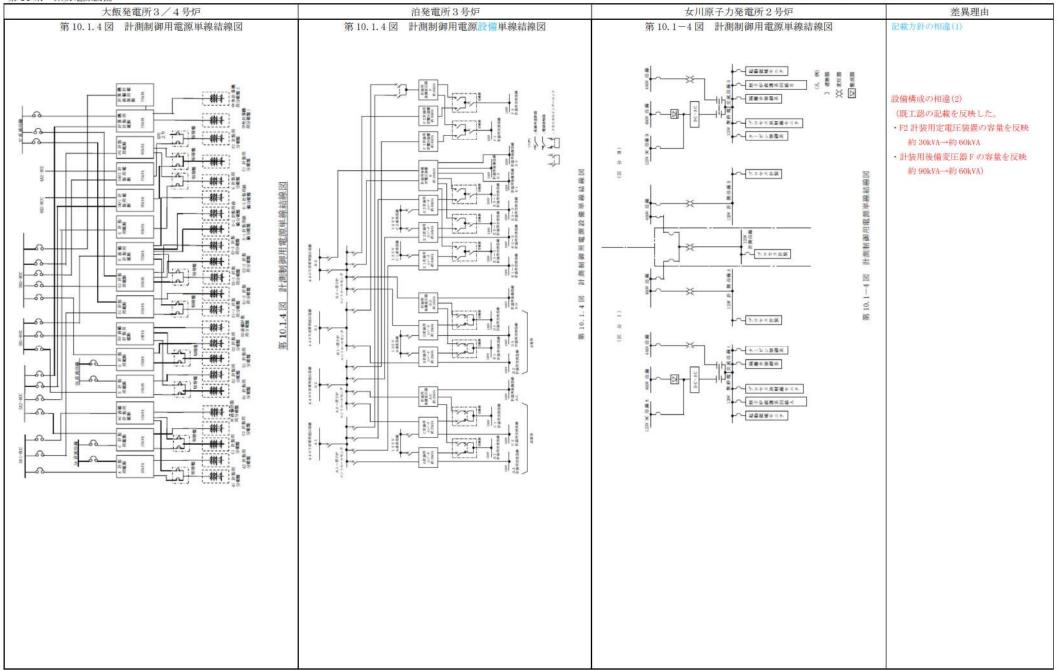
第33条 保安電源設備



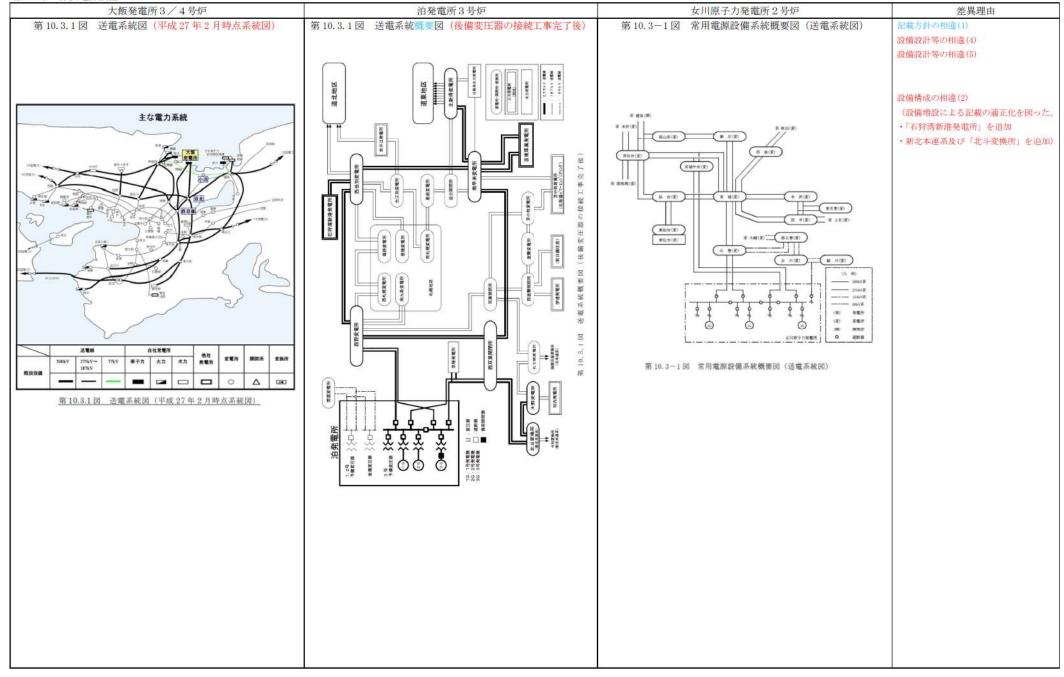
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



育子: 記載園所又は記載内谷の相違 (記載力計の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

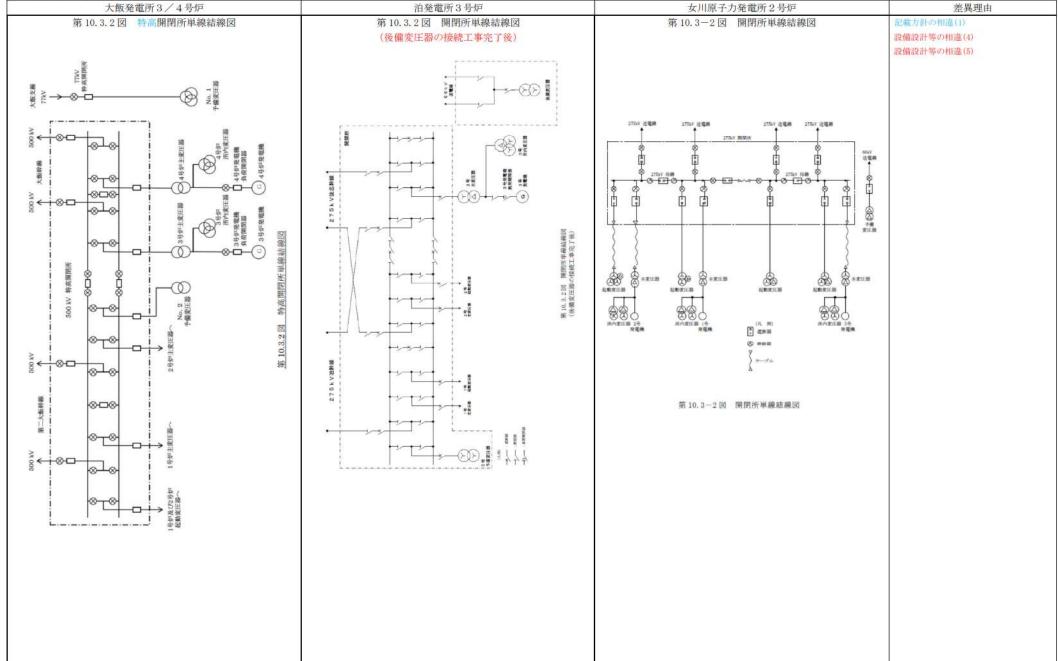


青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

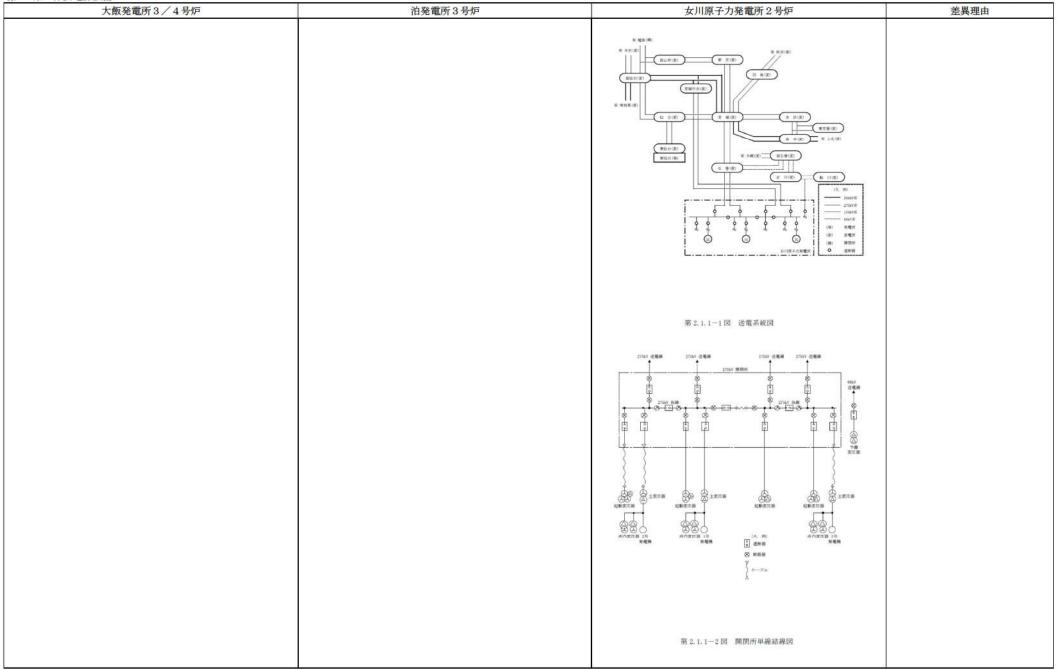
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0 第33条 保安電源設備



大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
. 保安電源設備 (33 条関係)	2. 保安電源設備 (33 条関係)	2. 追加要求事項に対する適合方針	
		2.1 保安電源設備の概要	
		2.1.1 常用電源設備の概要	
		女川原子力発電所に接続する275kV送電線4回線は,275kV送電	
		線(牡鹿幹線)2回線,275kV送電線(松島幹線)2回線の2ルー	
		トでそれぞれ約28km離れた石巻変電所,約84km離れた宮城中央変	
		電所に連系する。また、66kV送電線(塚浜支線(鮎川線1号を一	
		部含む。)及び万石線)1回線の1ルートで約8km離れた女川変	
		電所及びその上流接続先である約22km離れた西石巻変電所に連	
		系する。送電系統図を第2.1.1-1図に示し、開閉所単線結線図を	
		第2.1.1-2図に示す。	
		上記3ルート5回線の独立性を確保するため、万一、石巻変電	
		所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となる	
		よう、275kV送電線(松島幹線)又は66kV送電線(塚浜支線(鮎川	
		線1号を一部含む。)及び万石線)により電力を供給することが	
		「新1万を一部さむ。」及い万石森)により電力を挟結することが 可能な設計とする。また、宮城中央変電所が停止した場合には、	
		275kV送電線(牡鹿幹線)又は66kV送電線(塚浜支線(鮎川線1号	
		を一部含む。)及び万石線)により、女川変電所が停止した場合	
		には、275kV送電線(牡鹿幹線又は松島幹線)により電力を供給す	
		ることが可能な設計とする。	
		これら送電線は、発電所を安全に停止するために必要な電力を	
		供給可能な容量とする。275kV送電線4回線は,1回線停止時で	
		も女川原子力発電所の全発生電力を送電し得る能力がある。	
		通常運転時には、所内電力は、主として発電機から所内変圧器	
		を通して受電するが、275kV送電線より起動変圧器を介しても受	
		電することができる。また、66kV送電線より予備変圧器を介して	
		受電することができる。	
		常用高圧母線は2母線で構成し、所内変圧器又は共通用高圧母	
		線から受電する。	
		共通用高圧母線は2母線で構成し、起動変圧器から受電する。	
		常用低圧母線は2母線で構成し、常用高圧母線から動力変圧器	
		を通して受電する。	
		共通用低圧母線は2母線で構成し、共通用高圧母線から動力変	
		圧器を通して受電する。	
		所内機器で2台以上設置するものは、単一の所内母線の故障が	
		あっても,全機能を喪失しないよう2母線以上に各々接続し,所	
		内電力供給の安定を図る。所内単線結線図を第2.1.1-3図に示	
		す。	
		また、直流電源設備は、常用所内電源として、250V 1系統で構	
		成する。直流電源単線結線図を第2.1.1-4図に示す。	
		NA 1 and herman companies and an art T T Reliant. 1 0	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



第33条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		1000000000000000000000000000000000000	
		(株)	

Mr OO A	ITT of the party that the	100
第33条	保安電源設	1/44

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		2.1.2 非常用電源設備の概要	
		発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するため	
		に必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため, 電力系統	
		に連系する設計とする。	
		非常用の所内高圧母線は3母線で構成し、常用高圧母線、非常	
		用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含	
		む。) 又は予備変圧器のいずれからも受電できる設計とする。	
		非常用の所内低圧母線は3母線で構成し、非常用高圧母線から	
		動力変圧器を通して受電する。所内単線結線図を第2.1.2-1図に	
		示す。	
		所内機器は、工学的安全施設に関係する機器とその他一般機器	
		に分類する。	
		工学的安全施設に関係する機器は非常用母線に、その他の一般	
		機器は原則として常用あるいは共通用母線に接続する設計とす	
		機能は原則として吊用のないは共通用は稼に接続する試計とする。	
		る。 安全保護系及び工学的安全施設に関係する機器は、単一の非常	
		用母線の故障があっても、他の系統に波及して多重性を損なうこ	
		とがないよう系統ごとに分離して非常用母線に接続する。	
		3 台の非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼ	
		ル発電機を含む。)は、275kV送電線が停電した場合にそれぞれの	
		非常用母線に電力を供給し、1台の非常用ディーゼル発電機(高	
		圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)が作動しないと仮	
		定した場合でも原子炉内の燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダ	
		リの設計条件を超えることなく炉心を冷却でき, あるいは, 冷却	
		材喪失事故時にも炉心の冷却とともに, 原子炉格納容器等安全上	
		重要な系統機器の機能を確保できる容量と機能を有する設計と	
		する。	
		また、発電用原子炉施設の安全施設がその機能を維持するため	
		に必要な直流電源を確保するため蓄電池 (非常用)を設置し、安	
		定した交流電源を必要とするものに対しては、静止形無停電電源	
		装置を設置する設計とする。直流電源設備は、非常用所内電源設	
		備として3系統(区分Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ)から構成する。直流電源単線	
		結線図を第2.1.2-2図に、計測制御用電源単線結線図を第2.1.2	
		-3図に示す。	
		外部電源系、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統	
		機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等を	
		検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所	
		を隔離し、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。	
		また、非常用所内電源系からの受電時に、容易に母線切替操作	
		が可能な設計	
		とする。	
		- / vo	

第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		A DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE PROPERT	
		・	

第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
人政党电灯 3/ 4 劳护	旧死电灯び方が		左共理田

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

第33条 保安電源設備	泊発電所3号炉 DB基準適合性 よ	比較表 r.4.0	赤字: 設備、連用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし	
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由	- 56
2.1 保安電源の信頼性	2.1 保安電源の信頼性	2.2 保安電源の信頼性	ÆRÆH.	_
2.1.1 発電所構内における電気系統の信頼性	2.1.1 発電所構内における電気系統の信頼性	2.2.1 発電所構内における電気系統の信頼性	性	
重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器で、	重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器で、		,	
その機能を達成するために電力を必要とするものについては、非	その機能を達成するために電力を必要とするものについては、非			
常用所内電源からの給電可能な構成とし、非常用所内電源系は外	常用所内電源からの給電が可能な構成とし、非常用所内電源系は		記載表現の相違	
部電源系 (主発電機側) 又はディーゼル発電機のいずれからも受	外部電源系 (発電機側) 又はディーゼル発電機のいずれからも受			
電できる構成としている。	電できる構成としている。			
このうち、外部電源系(主発電機側)については、送電線に接	このうち, 外部電源系 (発電機側) については, 送電線に連系		記載方針の相違(2)	
続する遮断器や断路器等を設置した開閉所、主発電機等の電圧を	する遮断器や断路器等を設置した開閉所, 発電機等の電圧を昇圧			
昇圧又は降圧する変圧器、主発電機及び所内高圧母線から構成さ	又は降圧する変圧器,発電機及び所内高圧母線から構成される。			
れる。				
開閉所や所内高圧母線については、送電線や所内電源の切替操	開閉所や所内高圧母線については、送電線や所内電源の切替操			
作が容易に実施可能な設備構成としている。	作が容易に実施可能な設備構成としている。			
1.0	The second secon			
10 10 10 10 10 10 10 10	2007年 2007		設備構成の相違(2)	

M 00 A	/ロット・高量が耳る几/は
第33条	保安電源設備

第 35 宋 保女电源欧洲 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.1.1.1 機器の破損、故障その他の異常の検知と拡大防止につ	2.1.1.1 機器の破損,故障その他の異常の検知と拡大防止につ	2.2.1.1 安全施設に対する電力系統の異常の検知とその拡大防	
いて	いて	IE.	
2.1.1.1.1 電気設備の保護	2.1.1.1.1 電気設備の保護	2.2.1.1.1 安全施設の保護装置について	
開閉所 (母線等)、発電機、変圧器、その他の関連する電気系統			
の機器の故障より発生する短絡や地絡、母線の低電圧や過電流に		気系統の機器の故障により発生する短絡若しくは地絡又は母線	
		の低電圧若しくは過電流等に対し、安全施設への電力の供給が停	
	場合には、保護継電装置からの信号により遮断器等により故障箇		
箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の電気系統の女生 性能への影響を限定できる設備構成となっている。	所を隔離し、故障による影響を同所化し、他の電気系統の女主性能への影響を限定できる設備構成となっている。	しており、検知した場合には、異常の拡大防止のため、保護継電 装置からの信号により、遮断器等により故障箇所を隔離し、故障	
注能、VV息音を似定できる軟備特成となってV. る。	能・の影響を成定できる政備情報となっている。	による影響を局所化し、他の電気系統の安全性への影響を限定で	
		きる設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項】	
	なお、吊り下げ設置型高圧遮断器については、使用していない。		最新知見の反映、記載方針の相違
		(別添 2)	・吊り下げ設置型高圧遮断器を使用して
		And State of the Control of the Cont	いない旨の記載の明確化のため,女川まと
			め資料 2.1.1.1 (別添 2 含む) と同様の記
			述を2.1.1.1.1 (補足1含む) に追記した。
	I .	L 8	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2号炉 差異理由 泊発電所3号炉 (主な保護の一例) (主な保護の一例) • 送電線保護 送電線保護 2.2.1.1.1.1 送電線保護装置 送電線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該送電線が 送電線の短絡又は地絡を検出した場合、当該送電線が連系 (1)275kV送電線(牡鹿幹線) 連系される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残 される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの 女川原子力発電所と石巻変電所を連系する275kV送電線(牡鹿 りの健全回線の電力供給を維持する。 健全回線の電力供給を維持する。 幹線)には、第2.2.1-1図の表に示す保護装置を設置している。 送電線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該送電線が連系 される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全 回線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可 基準規則第33条 第3項 解釈2】 第2.2.1-1図に,275kV送電線(牡鹿幹線)1号線故障時に動作 する遮断器及び停電範囲を示す。 275V YS# 京川原子内倉管庁 共和党等(DNV) 87 THE PERSON NAMED IN 2756V (2 **%46 6 8 8 8** 保護力度(1本, 2本二集化機能) 275/VHERMIN SHA S 248 116 840 PCMEREDOL-340 -製板 (製料力用部種以上一方式) 地格 (地格方向距離(以一方式) (九份 [] 建新基份 〇 新新基础 — 光電報 ----第2.2.1-1図 送電線保護装置(275kV送電線(牡鹿幹線)1号線故障時) (2)275kV送電線(松島幹線) 女川原子力発電所と宮城中央変電所を連系する275kV送電線 (松島幹線)には、第2.2.1-2図の表に示す保護装置を設置して いる。 送電線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該送電線が連系 される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全 回線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可 基準規則第33条 第3項 解釈2] 第2.2.1-2図に、275kV送電線(松島幹線)1号線故障時に動作 する遮断器及び停電範囲を示す。 **東川原子の発電所** 27MV V時間 27MV 2A指揮 27MV 255項欄 来回着千力無電所 共都電源(275xV) 275以後衛星 2回機構成(京城中央衛展院)(議院) 87 275V MARM 15 2750V RIGHTS 240 270V 法整治保险证据 保護方式(1高、2英二重化模式) DESCRIPTION OF THE PERSON NAMED IN 上突腰(松林·哈斯) (POM電流運動/ルーガボ) RECEPT 短線 (短視力内回動/ルーカ州) 地格 (地域方用高板/ルー方式) Z7THYX00 (八州) [] 北田田(田)〇田(田田田) — 大電線 ITMV Y母標 第2.2.1-2回 送電線保護装置(275kV送電線(松島幹線)1号線故障時)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		(3)66kV送電線(塚浜支線(鮎川線1号を一部含む。)及び万石線)	
		女川原子力発電所と女川変電所を連系する66kV送電線(塚浜支	
		線(鮎川線1号を一部含む。)及び万石線)には,第2.2.1-3図の 表に示す保護装置を設置している。	
		送電線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該送電線が連系	
		される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全	
		回線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可	
		基準規則第33条 第3項 解釈 2】	
		第2.2.1-3図に,66kV送電線(塚浜支線)故障時に動作する遮	
		断器及び停電範囲を示す。	
		### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	
・母線保護	・母線保護	2. 2. 1. 1. 1. 2 275kV母線保護装置	
母線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該母線が連系	母線の短絡又は地絡を検出した場合, 当該母線が連系され	女川原子力発電所 275kV 開閉所は、4 母線で構成されており、	記載表現の相違
される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの	る遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全		
健全側母線の電力供給を維持する。	側母線の電力供給を維持する。	母線の短絡若しくは地絡を検出した場合,当該母線が連系され	
		る遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全側母 線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可基	
		準規則第33条 第3項 解釈2】	
		第 2.2.1-4 図に 1 号炉が接続する母線事故時に動作する遮断	
		器及び停電範囲を示す。	
		CENTRE CANALA CANALA	
		57 F	
		第2.2.1-4 図 送電線保護装置 (275kV 開閉所1号炉が接続する母線故障時)	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

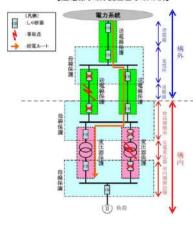
第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉

• 変圧器保護

変圧器の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該変圧器が 連系される遮断器を開放し、故障変圧器を速やかに分離する とともに待機側変圧器に切り替えることで、母線の電力供給 を維持する。

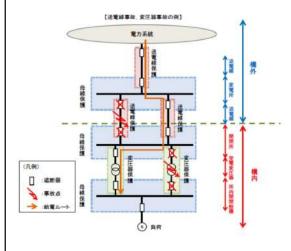
【送電線事故、変圧器事故の例】



• 変圧器保護

変圧器の短絡又は地絡を検出した場合、当該変圧器が連系 される遮断器を開放し、故障変圧器を速やかに分離するとと もに待機側変圧器に切替えることで、母線の電力供給を維持 する。

泊発電所3号炉



2.2.1.1.1.3 変圧器保護装置

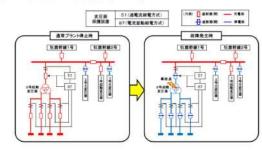
変圧器には、第2.2.1-5 図及び第2.2.1-6 図の表に示す保護 記載表現の相違 装置を設置している。

女川原子力発電所 2号炉

(1) 2号炉起動変圧器

変圧器の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該変圧器が連系 される遮断器を開放し、故障変圧器を速やかに分離するととも に、他の安全施設への影響を限定できる構成としている。【設置 許可基準規則第33条 第3項 解釈2】

第2.2.1-5 図に2号炉起動変圧器で故障が発生した際に、動 作する遮断器及び停電範囲を示す。

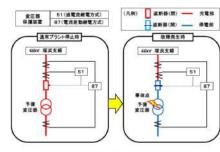


第2.2.1-5 図 変圧器保護装置 (2号炉起動変圧器故障時)

(2) 予備変圧器

変圧器の短絡若しくは地絡を検出した場合, 当該変圧器が連系 される遮断器を開放し、故障変圧器を速やかに分離するととも に、他の安全施設への影響を限定できる構成としている。【設置 許可基準規則第33条 第3項 解釈2】

第2.2.1-6 図に予備変圧器で故障が発生した際に、動作する 遮断器及び停電範囲を示す。



第2.2.1-6 図 変圧器保護装置 (予備変圧器故障時)

差異理由

設備構成の相違(2)

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	(補足1) 吊り下げ設置型高圧遮断器について 1 事象概要 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による揺れで、東北電力株式会社女川原子力発電所1号機高圧電源整6-1Aで火災が発生したことを受け、平成23年5月31日に発出された経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所における吊り下げ設置型の高圧遮断器に係る火災防護上の必要な措置の実施等について(指示)」(平成23・05・30 原院第2号)に基づき、原子力発電所において所有している吊り下げ設置型高圧遮断器の有無を確認した。		最新知見の反映, 記載方針の相違 ・吊り下げ設置型高圧遮斯器を使用して いない旨の記載の明確化のため, 女川まと め資料 2.1.1.1 (別派2含む) と同様の記 述を 2.1.1.1 (補足1含む) に追記した。
	2 吊り下げ設置型高圧遮断器の有無 泊発電所で使用している吊り下げ設置型の高圧遮断器につい て調査した結果,設置されていないことを確認した。		

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.1.1.1.2 所内保護継電器	2.1.1.1.2 所内保護継電器	2.2.1.1.1.4 その他設備に対する保護装置	
発電所で使用されている機器保護継電器は種々あり、保護対象	発電所で使用されている機器保護継電器は種々あり、保護対象	ファンやポンプ等の補機については過負荷保護継電器及び過	
機器により発電機関係、変圧器関係及び電動機関係に大別するこ	機器により発電機関係・変圧器関係・電動機関係に大別すること	電流保護継電器を設置している。	記載表現の相違
とができ、それぞれの機器の保護動作を担っている。	ができ,それぞれの機器の保護動作を担っている。	22,000 2 100 22,000 100 22,000 100	
所内保護に対する基準は、機器保護と同様の基準をもとに、継	所内保護に対する基準は、機器保護と同様の基準をもとに、保	過負荷保護継電器(49)及び過電流保護継電器(51)にて過電流	
電器を設けて所内動力母線(メタクラ母線、パワーセンタ母線等)	護継電器を設けて所内動力母線(メタクラ母線、パワーコントロ	を検知した場合、警報を発生させることや補機を停止させること	設備名称の相違(4)
に事故が発生した場合の完全な保護動作を行っている。	ールセンタ母線等)に事故が発生した場合の完全な保護動作を行	により、他の安全機能への影響を限定できる設計としている。【設	
	っている。	置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】	
-12 022 CM 1071			
500kV系統 特高開閉所	275kV送電線へ 27:不足電圧継電器		100 100 000
	51: 過電流經電器 87: 比平差動經電器		設備構成の相違(2)
T T	□:這新器		
27: 不足電圧継電器	Ĭ I		
51: 過電流継電器	87E		
EH51 EL51 87:電流差動継電器	W. All AND COURSE CO.		
— >	子備変圧器 🛇		
PE51F No.2予備変圧器	*		
(凡例)	一 所內高圧母線		
E87	*		
速断器	27 27		
3号炉 所内母線へ	子備変圧器受電系統の保護概要		

27M 27M			
No.2 予備変圧器受電系統の保護			

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.1.1.2 変圧器 1 次側の 3 相のうち 1 相の開放が発生した場合	2.1.1.2 変圧器 1 次側の 3 相のうち 1 相の開放が発生した場合	2.2.1.1.2 1相開放故障への対策について	
		外部電源に直接接続している変圧器の1次側において3相の	
		うち1相の電路の開放が生じた場合にあっては、安全施設への電	
		力の供給が不安定になったことを検知し、保護継電器が作動する	
		ことによる故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の	
		異常の拡大を防止する対策(手動操作による対策を含む。)を行	
		うことによって、安全施設への電力の供給が停止することがない	
		ように、電力供給の安定性を回復できる設計とする。【設置許可	
		基準規則第33条 第3項 解釈2】	
		2.2.1.1.2.1 米国バイロン 2 号炉の事象の概要と問題点	
		(1)事象の概要	
		2012年1月30日、米国バイロン2号炉において定格出力運転	
		中、以下の事象が発生した。	
		①起動用変圧器の故障(架線の碍子破損)により、3相交流電	
		源の1相が開放故障した状態が発生した(第2.2.1-7図参	
		照)。	
		②このため、起動変圧器から受電していた常用母線の電圧の低	
		下により、一次冷却材ポンプがトリップし、発電用原子炉が	
		トリップした。	
		③トリップ後の所内切替により、常用母線の接続が起動用変圧	
		器側に切り替わった。	
		④非常用母線の電圧を監視している保護継電器のうち, 1相分	
		の保護継電器しか動作しなかったため、非常用母線の外部電	
		源への接続が維持され、非常用母線各相の電圧が不平衡とな	
		った。	
		⑤原子炉トリップ後に起動した安全系補機類が、非常用高圧母	
		線の電圧不平衡のために過電流によりトリップした。	
		⑥運転員が1相開放故障状態に気付き、外部電源の遮断器を手	
		動で動作させることにより、外部電源系から非常用母線が開 放され、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、電源を回復	
		がされ、 升市用 / イービル 光电機 が自動起動 し、 电源を回復 させた。	
		2 6/20	
		A	
		所內田總個 (変圧器側) 場子 数構 外部電源側	
		A malarina	
		変圧器 新潟器	
		準体を吊り下げていた碍子が損傷し、準体が 落下した際、新路器の所内母線側(変圧器側)	
		所内母線側 (変圧器側) の導体が外れた。	
		(東在 an ma)	
		変圧器 斯路器	
		第2.2.1-7図 米国バイロン2号炉の1相開放故障の概要	

大飯発電所 3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		(2) 1 相開放故障が発生し変圧器2次側電圧が低下しない事象の	
		メカニズム	
		米国バイロン2号炉の事象のように変圧器1次側において1	
		相開放故障が発生した場合に、所内電源系の3相の各相には、低	
		電圧を検知する交流不足電圧継電器 (27) が設置されていること	
		から,交流不足電圧継電器(27)の検知電圧がある程度(約30%	
		以上) 低下すれば、当該の保護継電器が動作し警報が発報するこ	
		とにより1相開放故障を含めた電源系の異常を検知することが	
		可能である。	
		一方、変圧器負荷が非常に少ない場合や、変圧器に∠結線の安	
		定巻線を含む場合等においては,所内電源系側の交流不足電圧継 電器(27)の検知電圧が動作範囲まで低下せず,1相開放故障が	
		検知できない可能性がある(3相交流では、変圧器1次側におけ	
		る1相のみが開放故障となっても変圧器鉄心に磁束の励磁が持	
		続され、変圧器2次側(所内電源系側)において3相ともほぼ正	
		常に電圧が維持されてしまう場合がある。)。	
		したがって、変圧器1次側に1相開放故障が発生した場合の検	
		知の可否については、交流不足電圧継電器 (27) が動作すること	
		により検知できる場合もあるものの、発生時の負荷の状態などに	
		よっては検知できない可能性がある。	
		(3)問題点	
		当該事象に対し、「変圧器1次側の3相のうち1相開放故障が	
		発生した状態が検知されることなく、非常用母線への給電が維持	
		された。」ことが問題点である。	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

記載表現の相違

設備構成の相違(3)

設備設計等の相違(4)

大飯発電所3/4号炉 2.1.1.2.1 安全施設への電力供給について

大飯発電所は、500kV送電線(大飯幹線及び第二大飯幹線) で外部電源系統と連系している。

非常用高圧母線への受電については、通常時、特高開閉所内に あるガス絶縁開閉装置(以下「GIS」という。)及び油入りケープ あるガス絶縁開閉装置(以下、GISという)を介し、予備変圧 ル (以下「OF ケーブル」という。)を介し、No. 2予備変圧器 より受電している。また、所内変圧器及びディーゼル発電機から の受電も可能となっている。さらに、ディーゼル発電機からの受 電ができない場合には、遮断器を手動投入することにより、No. 1予備変圧器より受電が可能となっている。

2.1.1.2.1 安全施設への電力供給について

泊発電所は、275kV 送電線(泊幹線及び後志幹線)2ルート4 2 ルート 4 回線及び 7 7 k V 送電線 (大飯支線) 1 ルート 1 回線 | 回線及び 66kV 送電線 (泊電源支線) 1 ルート 2 回線で外部電源 系統と連系している。

泊発電所3号炉

非常用高圧母線への受電については、通常時、275kV 開閉所に 器より受電している。また、所内変圧器、ディーゼル発電機及び 後備変圧器からの受電も可能となっている。

2.2.1.1.2.2 非常用高圧母線への電力供給について

2ルート各2回線及び 66kV 送電線 (塚浜支線 (鮎川線1号を一 部含む。)及び万石線) 1ルート1回線で電力系統に連系してい 3.

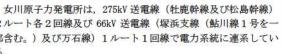
女川原子力発電所 2号炉

非常用高圧母線は、以下の方法にて受電可能である。

- ①通常運転時,発電機より発生した電力を所内変圧器を介して 受電する。
- ②所内変圧器から受電できない場合、275kV 開閉所内にある 275kV ガス絶縁開閉装置を介し、起動変圧器より受電する。
- ③所内変圧器及び起動変圧器から受電できない場合、非常用デ ィーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含 む。) から受電する。
- ④非常用ディーゼル発雷機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 | 設備設計等の相違(5) 電機を含む。)から受電できない場合、66kV ガス絶縁開閉装置 を介し、予備変圧器から受電する。

非常用高圧母線への電力供給を第2.2.1-8図に示す。

外部電源に直接接続しており、安全施設へ電力供給を行う変圧 器は、起動変圧器及び予備変圧器である。



記載表現の相違

設備構成の相違(11)

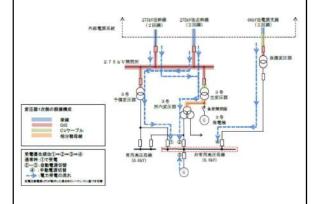
・開閉所-変圧器間のケーブルの有無に 差異があるが、電力供給及び1相開放故障 の検知ができる構成という点で同等であ

差異理由

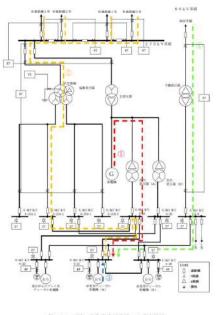
設備名称の相違(2)

設備設計等の相違(4)

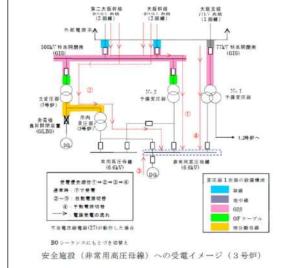
設備構成の相違(2)



安全施設(非常用高圧母線)への受電イメージ



第2.2.1-8回 非常用高圧母親への重力供給



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

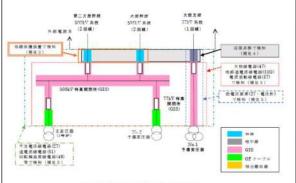
差異理由 大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所 2号炉

2.1.1.2.2 1相開放故障の検知性について

発生想定箇所(変圧器の1次側)において1相開放故障が発生 した場合、地絡・短絡を伴うことが予想され、既存の保護継電器 で検知可能である。

また、地絡・短絡を伴わない1相開放故障が発生した場合におい ては、各種の機械的な検知または、人為的な検知を組みあわせる ことで、検知が可能である。

以下、変圧器1次側に1相開放故障が発生した場合の発生箇所 と検知概要の関係について示す。



変圧器1次側の設備構成と検知概要

上記のとおり、変圧器の1次側においては、設備状況と発生簡 所の違いにより、複数の検知要素がある。以降の記載および各補 足にて、各系統毎、設備毎の具体的な検知要素の違いや、各保護 継電器の動作・不動作の場合についての最新知見を踏まえた考 察、運転員の対応等について示す。

2.1.1.2.2 1相開放故障の検知性について

発生想定箇所(変圧器の1次側)において、米国バイロン2号 炉の事象のように1相開放故障が発生した場合に、所内電源系の 3相の各相には、母線の低電圧を検知する交流不足電圧継電器が 設置されており、変圧器1次側の1相開放故障に伴い、交流不足 電圧継電器の検知電圧がある程度(3割程度)低下した場合。当 該保護継電器が動作し警報が発信することにより1相開放故障 を含めた電源系の異常を検知することが可能である。

ただし、変圧器負荷が非常に少ない場合や、変圧器に Δ 結線の 安定巻線を含む場合, 所内電源系側の交流不足電圧継電器の検知 電圧が保護継電器の動作範囲まで低下せず、当該保護継電器での 1相開放故障が検知できない可能性がある。(3相交流は1相の みの開放故障では変圧器鉄心に磁束の励磁が継続されるため2 次側が3相不平衡になることなく、ほぼ正常な電圧が維持される ケースがある。) そのため、交流不足電圧継電器による変圧器1 次側の1相開放故障が検知できない可能性がある。

しかし、予備変圧器、所内変圧器、主変圧器の1次側(外部電 源系側)の接続部位は、米国バイロン2号炉同様の架線による接 続ではなく、接地された筐体・管路内に配線が収納された構造(G IS. CVケーブル、相分離母線)である。また、後備変圧器に ついても同様な設計とする。

このような構造の場合、変圧器1次側に破損が想定される架線 の碍子は存在せず、また仮に導体の断線による1相開放故障が発 生したとしても、接地された筐体・管路を通じ完全地絡となるこ とで、保護継電器による検知が可能である。

このように設備構成上、泊3号炉において変圧器の1次側(外 部電源側)での地絡・短絡を伴わない1相開放故障の発生は、か なり稀なケースといえる。

大飯の記載箇所で比較(3)

また、1次側で1相開放故障が発生した場合に、当該母線から 給電された電動機に異常な挙動(振動・異音)があったり、連絡 的に過負荷トリップする等の挙動を示す場合もあり(米国バイロ ン2号炉においても確認されている)、これらの事象で1相開放 故障が発見される場合も考えられる。

2.2.1.1.2.3 1相開放故障時における検知性 (1) 送電線引込み部以外での1相開放故障

外部電源に直接接続している対象変圧器(起動変圧器及び予備 変圧器) 1次側の接続部位は、送電線の引込み部を除き米国バイ ロン2号炉のように全面的に気中に露出した架線接続ではなく、 接地された筐体内等に配線された構造である。(第2.2.1-9図参

筐体内等の導体においては、断線による1相開放故障が発生し たとしても、接地された筐体等を通じ完全地絡となることで、電 設備・運用の相違(6) 流差動継電器 (87) 及び地絡過電圧継電器(64)による検知が可能 である。

電流差動継電器(87)等が動作することにより、1相開放故障 が発生した部位が自動で隔離されるとともに、非常用ディーゼル 発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動 起動し非常用高圧母線に電源供給される。

したがって、変圧器1次側の3相のうち1相開放故障が発生した 状態が検知されることなく、非常用母線への給電が維持されるこ とはない。(別添3,4)



起動変圧器



子備亦压點

第2.2.1-9 図 変圧器 1 次側接続部

(2) 送電線引込み部の1相開放故障

第2.2.1-8 図の受電経路において米国バイロン2号炉のよう に導体が気中へ露出した類似箇所は第 2.2.1-10 図のとおり開 閉所の送電線引込み部(引留鉄構~ブッシング)である。



第2.2.1-10図 送電線引込み部

記載箇所の相違

設備構成の相違(11)

· 大飯: OF ケーブル→泊: CV ケーブル

記載箇所の相違

・大飯は2.1.1.2.3(3)に記載している。

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2号炉 差異理由 泊発電所3号炉

2.1.1.2.3 各受重時系統毎の具体的な検知方法

(1)異常検知について

①500kV送電系統の異常検知について

通常、No. 2予備変圧器は海水ポンプモータ等の負荷が有る 流の三相平衡監視を常時行っており、電力送電時、1相開放故障 が発生した場合は、電流が不平衡となるため、異常を検知するこ とが可能である。

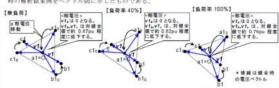
②77kV送電系統の異常検知について

1 相開放故障時のこれまでの国内外の解析知見より、1 相開放 故障時の電気的挙動は、変圧器容量には依存せず変圧器巻線種、 接地方法、鉄心構造等の変圧器型式の違いに依存すると分かって きている。

部電源側-Y、負荷側-Y、安定巻線-A、高圧側の接地が無) における電気過渡応答解析結果では、当該型式の変圧器の場合に おいて1相開放故障が起きた場合は、負荷の大小に関わらず1相 異常を検知することが可能な設計とする。 開放故障の該当相の2次側電圧(低圧側)の電圧は0となる挙動 を示し、この場合、不足電圧継電器の動作および、電圧計の指示 等にて確認する事が可能と考えられる。

【参考】No. 1予備変圧器と同型式の1相開放故障時の応答解析結果例

以下は、大飯のNo. 1予備変圧器と同型式の変圧器の高圧側1相構放故障 (3相欠相) 時の解析結果何をベクトル図に示したものである。



上記のとおり 無負債時~100%負債時において 2次個の欠相当該相の相関圧は0となる。 またこの時、2つの相関電圧は約5割に低下し、不足電圧離電器の動作値(相関電圧が約3 割低下)以下まで電圧が低下するため、検知が可能となる。

前述の解析については、今後も妥当性の検証等行っていくが、 事象検知の信頼性拡充のための当面の対応として、1相開放故障 事象の知見を手順書に反映し、運転員に対して定期的に教育を実 施するとともに、変圧器等の巡視点検を1日1回実施することや 手動による受電切替え時に、変圧器等の巡視点検を実施すること で、可能な限り異常の早期検知に努める。

2.1.1.2.3 具体的な検知方法

- (1) 275kV 送電系統からの受電の場合
- ① 275kV 送電系統の異常検知について

通常,原子炉補機冷却海水ポンプモータ等の負荷が有る状態で 状態であり、送電線においては、異常を検知する手段として、電 あり、送電線においては、異常を検知する手段として電流の3相 平衡監視を常時行っており、電力送電時、1相開放故障が発生し た場合は電流が不平衡となるため、異常を検知することが可能で ある。

> また、送電線のガス絶縁開閉装置への引き込み部は、運転員が 毎日実施する巡視点検により1相開放故障を早期に検知するこ とが可能である。

<内容比較のため再掲(4)-1/3>

- (2) 66kV 送電系統からの受電の場合
- ① 66kV 送電系統の異常検知について

通常、後備変圧器は無負荷状態で待機しており、電流が流れて いないことから電流計による1相開放故障の検知は難しい。

ただし、引留鉄構等の米国バイロン2号で発生した事故と類似 した箇所については、米国バイロン2号機と異なり、導体の断線 また、当社が確認しているNo. 1予備変圧器の巻線型式(外 が起きないケーブル引き込みによる設計とする。仮に、断線が発 生した場合には、導体と接地されたタンク間の絶縁距離が保てな くなるため地絡が発生し、地絡過電圧継電器(64)が動作する等、

> 一方、後備変圧器に負荷が有る状態においては、1次側で地絡・ 短絡を伴わない1相開放故障が発生した場合には、電流計による 確認を実施することで検知することができる設計とする

a. 275kV送電線引込み部での1相開放故障発生

275kV 送電線 4 回線の電源は 275kV 開閉所にて連系しているた め、②の受電経路で受電する場合に 275kV 送電線 1 回線にて 1 相 開放故障が発生しても非常用高圧母線の電圧に変化が生じるこ とはない。

この場合、毎日実施する「巡視点検」にて電路の健全性を確認 することにより、1相開放故障を目視で検知することが可能であ 3.

女川原子力発電所では毎日実施する巡視点検時に確認すべき 項目として、パトロール手順書にて第2.2.1-1表のとおり定め ており、1日1回以上パトロールを実施することで1相開放故障 の発見が可能である。

したがって、1相開放故障が発生した状態が検知されることな 設備・運用の相違(6) く、1 相開放故障が発生した変圧器を経由した非常用母線への給 電が維持されることはない。

第2.2.1-1表 巡視確認項目

巡視機器	点検項目
引留鉄構及び碍子	a. 外観損傷の有無

記載表現の相違

設備構成の相違(3)

設備・運用の相違(6)

記載箇所の相違

泊は2.1.1.2.3(2)に記載している。

設備設計等の相違(4)

設備設計等の相違(5)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

第33条 保安電源設備	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比	較表 r.4.0	字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
③GIS の異常検知について	② 275kV GIS の異常検知について		設備構成の相違(3)
GISは、接地された筐体内に導体が内包されており、導体の断	GISは、接地された筐体内に導体が内包されており、導体の		設備・運用の相違(6)
線が起きない構造となっている。仮に、断線が発生した場合でも、	断線が起きない構造となっている。仮に、断線が発生した場合で		
アークの発生により接地されたタンクを通じ、地絡が発生し地絡	も, アークの発生により接地されたタンクを通じ 地絡が発生し,		記載表現の相違
過電流継電器(51G)あるいは電流差動継電器(87)が動作する等、	比率差動継電器(87)あるいは地絡過電流継電器(51G)が動作する		Mary Control of the Control
異常を検知することが可能である。	等、異常を検知することが可能である。		
	<内容比較のため再掲(4)-2/3>		記載箇所の相違
	② 66kV GIS の異常検知について		・泊は2.1.1.2.3(2)に記載している。
	GISは、接地された筐体内に導体が内包されており、導体の		設備設計等の相違(4)
	断線が起きない構造となるような設計とする。仮に、断線が発生		設備設計等の相違(5)
	した場合においても、アークの発生により接地されたタンクを通		設備・運用の相違(6)
	じ地絡が発生し、比率差動継電器(87)あるいは地絡過電圧継電器		
	(64)が動作する等、異常を検知することができる設計とする。		
④No. 1予備変圧器、No. 2予備変圧器の異常検知について	③ 変圧器の異常検知について		
No. 1予備変圧器、No. 2予備変圧器は、1次側の接続部	変圧器は、1次側の接続部位に架線の碍子は存在せず、また、		設備構成の相違(2)
位に架線の碍子は存在せず、また、変圧器の導体は、十分強度を			設備・運用の相違(6)
持った筐体内にあることから、断線の可能性は考えにくい。しか			設備名称の相違(2)
し、仮に、配線の断線が発生した場合、アークの発生により接地			100 Mar. 1 - 100 M
された筐体を通じ地絡となることで、地絡過電流継電器(51G)あ	で、比率差動継電器(87)又は地絡過電流継電器(516)若しくは地		
るいは電流差動継電器(87)が動作する、あるいは、アークにより	<u>絡過電圧継電器(64)</u> が動作する、あるいは、アークにより内圧上		記載表現の相違
内圧上昇により機械的な異常を検知することで検知が可能であ	昇による機械的な異常を検知することで配線の断線を検知する		
ర .	ことが可能である。		
1.02/00	<内容比較のため再掲(4)-3/3)>		記載箇所の相違
	③ 後備変圧器の異常検知について		・泊は2.1.1.2.3(2)に記載している。
	後備変圧器は、1次側の接続部位に架線の碍子は存在せず、ま		設備設計等の相違(4)
	た,変圧器の導体は、十分強度を持った筐体内に収納する設計と		設備設計等の相違(5)
	する。仮に断線が発生した場合においても、アークの発生により		設備・運用の相違(6)
	接地された筐体を通じ地絡が発生するため、比率差動継電器(87)		
	又は地絡過電圧継電器(64)が動作する、あるいは、アークによる		
	ガス圧上昇により機械的な異常を検知できる設計とする。		
	④ CVケーブルの異常検知について		設備構成の相違(11)
	CVケーブルは、導体が気中部に露出した箇所はなく、導体は		設備・運用の相違(6)
	接地された金属外装に内包されている。仮に断線が発生した場合		
	においても、アークの発生により接地された金属外装を通じ地絡		
	が発生し、比率差動継電器(87)あるいは地絡過電流継電器(51G)		
	が作動する等、異常を検知することが可能である。		
	WILMAN DATE SAID CASCALL OF CALLED COLOR		
	⑤ 相分離母線の異常検知について		設備・運用の相違(6)
	相分離母線は、接地された筐体内に導体が内包されており、導		The state of the s
	体の断線が起きない構造となっている。仮に断線が発生した場合		
	においても、アークの発生により接地された外被を通じ地絡が発		
	生し、比率差動継電器(87)あるいは地絡過電圧継電器(64)が動作		
	する等、異常を検知することが可能である。		
	プロサ, 共作を挟みずることが可能である。		

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	<大飯の記載箇所で比較(4)>		記載箇所の相違
	(2) 66kV 送電系統からの受電の場合	b. 66kV送電線引込み部の1相開放故障発生	・大飯は前段の 2.1.1.2.3(1)に記載して
	① 66kV 送電系統の異常検知について	66kV 送電線は④の受電経路にて、予備変圧器を介し非常用高圧	いる。
	週常,後備変圧器は無負何状態で待機しており、電流が流れて いないことから電流計による1相開放故障の検知は難しい。	母線に電源供給を行うことがあるが、非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)が故障した場	
	ただし、引留鉄構等の米国バイロン2号で発生した事故と類似		
	した箇所については、米国バイロン2号機と異なり、導体の断線		
		の1次側が非接地であることから,66kV 送電線引込み部にて1相	
	生した場合には、導体と接地されたタンク間の絶縁距離が保てな	開放故障が発生した場合は予備変圧器の2次側で電圧が低下す	
	くなるため地絡が発生し、地絡過電圧継電器(64)が動作する等。	るため, 6.9kV メタクラ 6-E (6.9kV M/C 6-E) に設置された交	
	異常を検知することが可能な設計とする。	流不足電圧継電器(27)にて検知可能である。(第 2.2.1-11 図	
	一方,後備変圧器に負荷が有る状態においては、1次側で地絡・		
	短絡を伴わない1相開放故障が発生した場合には、電流計による		
	確認を実施することで検知することができる設計とする	5.	
	② 66kV GIS の異常検知について	したがって、1相開放故障が発生した状態が検知されることな く、1相開放故障が発生した変圧器を経由した非常用母線への給	
	GISは、接地された筐体内に導体が内包されており、導体の	電が維持されることはない。	
	断線が起きない構造となるような設計とする。仮に、断線が発生	HEN MEI'S CAUSE CISCONS	
	した場合においても、アークの発生により接地されたタンクを通	【1相開放故障補】	
	じ地絡が発生し、比率差動継電器(87)あるいは地絡過電圧継電器		
	(64)が動作する等,異常を検知することができる設計とする。	ste _ / / //	
	③ 後備変圧器の異常検知について	■ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	後備変圧器は、1次側の接続部位に架線の碍子は存在せず、ま	【1相開放放降後】 3和+1和の電圧が低下する 一心交換下降配±機整 (2 7) による検知可能	
	た、変圧器の導体は、十分強度を持った筐体内に収納する設計と	一①交流不必能生績電話 (2.7) による検知可能 ・	
	する。仮に断線が発生した場合においても,アークの発生により 接地された筐体を通じ地絡が発生するため,比率差動継電器(87)	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
	又は地絡過電圧継電器(64)が動作する。あるいは、アークによる		
	ガス圧上昇により機械的な異常を検知できる設計とする。	対	
		*	
		第2.2.1-11 図 交流不足電圧継電器 (27) による検知	
		(イメージ) (予備変圧器)	

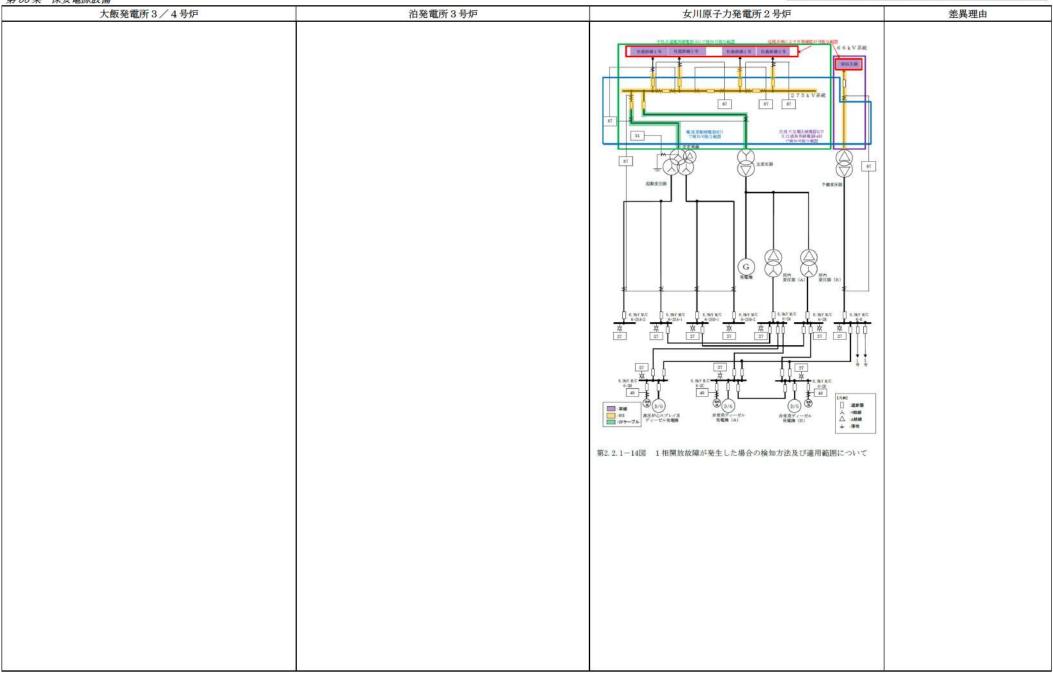
2.2.1.1.2.4 11開放於海峡市政府 製用保証 日級一部原政院 した 保存 (20 年) 1 次側に3 相中 1 括次次目したの始め性 仮に対象を圧落 (20 年) 2 年 1 括次次目したのようの表示 (20 年) 2 年 1 括次次目したのようの表示 (20 年) 2 年 1 日本の大学 (20 年) 2 年 1	大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
の成功権の主義を決勝している。 「相応が利用した場合 の検知性について有效の対抗機会と、共産の主義を建立されている。 「おしている。」 「日の経過を確認を対している。」 「日の経過を対している。」 「日の経過を対している。」 「日の経過を対した場合」 「「日の経過を対した場合」 「「日の経過を対した場合」 「「日の経過を対した」 「日の経過を対した」 「日の経過が不平常になり、「日の経過を対した」 「日の経過を対した」 「日の経				
1 相対公共 (1 大田)				
の検知性について食用の保証を確認えて以下のとおります。 的地の情況をはいる。 は、日間にはいいます。 は、日間には、 のであり、自然の中性に、自然の中性に、自然のはいいます。 のでは、自然の中性に、自然の中性に、自然のはいいます。 したかって、上記事象の企のを検討することにより、変圧形 1 表側に、自然の理解は、自然の主義の全のを検討することにより、変圧形 1 表側に、自然の理解は、自然の主義の一般の特別をした場合の検制性由上の対策を図る。 (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			그 그들은 아이들은 그는 아이들은 그는 아이들은 사람들은 이 가는 그들은 사람들이 되었다면 하는 것이 되었다면 하는 것이 되었다면 하는 것이 없다면 하는데	
前述を第22.1-11回 図的目標を図り、正との物に 1 相関的故障が発生した場合には以下の事象が発生する(第 2.2-1-12回 図数数)。 ②電動制に延伸電影が混れるため、各相の電波が不平衡に 2 の、電動機能の効用時が必要性する。 ③変形器の 3 を制の中性点に電かが流れる。 したがって、上記事会の②の参加することにより、変形器 1 次側に 1 相関放策等発生した場合の使用性向上の対策を図る。 (1 (1 相関放策等が発生した場合の使用性向上の対策を図る。 (1 相関放策等が発生した場合の使用性向上の対策を図る。 (1 相関政策を受ける 2 とした 1 日本の金属では (2) による場所に (2 イーフ) (1 (2 をしまままままままままままままままままままままままままままままままままままま			는 사용하다 사용을 맞아가는 10 전 10	
製作への結合を発生した場合には以下の事象が発生する(第 2.1 — 12-10 図を図)。 ②電影響に逆程電波が終れる人とから、各種の電波が不平衡になり、 の変圧場の1 次例の中性点に電波が終れる。 したがして、上記事業の登場を指する。とにより、変圧器 1 次例に 1 相関放散線が発生した場合の検知性向上の対策を図る。 (1888) (
② ② 2.1 - 12~13 日本 2.2 (本) 2.2 (**********************************				
の電影報に送り、各相の電流が平準化と の意味報道の関連を持ちている。 (3を圧弱の1大幅の中性点に電影が遅れる。 したがって、上記事象の②のを検知性向上の対策を図る。 (1680年8003月) (1680年8003				
9、電動機電視の増加相が発生する。 (3)を圧落の1次例に対して、上記事項の企動を持加することにより、変圧器1 次側に1相関放放揮が発生した場合の検加性内上の対策を図る。 (1888年8月23日) 第2.2.1-12回 連升を開催 (8) による検加(イメージ)(予算変圧器) (1888年8月23日) (1888年8月23日) (1888年8月23日) (1888年8月23日) (1888年8月23日) (1888年8月23日) (1888年8月23日) (1888年8月23日) (1888年8月23日)(1888年8月24日)(1888年8月24日)(1888年8月24日)(1888年8月24日)(1888年8月24日)(1888年8月24日)(1888年8月24日)(1888年8月24日)(1888年8月24日)(1888年8月24日)(
(3)変圧器の1 次側の中性点に関連が発生したり、変圧器 1 次側に1相構放射電が発生した場合の検知性向上の対策を図る。 「1回動品の回回」				
したがって、上記事業の②②を検知することにより、楽圧器 1 次側に 1 相関放放体の発生した場合の検知性向上の対策を図る。 「				
第2.2.1-12 間 通角疾病電影(2) による絵知(イメージ)(子南変近器) 「田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				
第 2.2.1-12 図 通角函報器 (29) による検知 (イメージ) (子協変圧器) [1888(RD)200]			次側に1相開放故障が発生した場合の検知性向上の対策を図る。	
第2.2.1-12 図 過負債額電器 (49) による検知 (イメージ) (予備変圧器) [1期間及提用] 第2.2.1-13 図 中性/返離電源電電 (4) による検知 (イメージ) (予備変圧器) 「日間に対ける (イメージ) (表現では、10年にない。 第2.2.1-13 図 中性/返離電源電電 (5) による検知 (イメージ) (表現では、10年にない。 「イメージ) (版数変圧器) 上記事象は、変圧器の 1 次側において 1 相関放放幅が発生した 条件により検知できる保護機電器が異なる。1 相関放放幅が発生した			[1相開於故障前]	
第2.2.1-12 図 過負債額電器 (49) による検知 (イメージ) (予備変圧器) [1期間及提用] 第2.2.1-13 図 中性/返離電源電電 (4) による検知 (イメージ) (予備変圧器) 「日間に対ける (イメージ) (表現では、10年にない。 第2.2.1-13 図 中性/返離電源電電 (5) による検知 (イメージ) (表現では、10年にない。 「イメージ) (版数変圧器) 上記事象は、変圧器の 1 次側において 1 相関放放幅が発生した 条件により検知できる保護機電器が異なる。1 相関放放幅が発生した				
第2.2.1-12 図 過負債額電器 (49) による検知 (イメージ) (予備変圧器) [1期間及提用] 第2.2.1-13 図 中性/返離電源電電 (4) による検知 (イメージ) (予備変圧器) 「日間に対ける (イメージ) (表現では、10年にない。 第2.2.1-13 図 中性/返離電源電電 (5) による検知 (イメージ) (表現では、10年にない。 「イメージ) (版数変圧器) 上記事象は、変圧器の 1 次側において 1 相関放放幅が発生した 条件により検知できる保護機電器が異なる。1 相関放放幅が発生した				
第2.2.1-12 図 過負債額電器 (49) による検知 (イメージ) (予備変圧器) [1期間及提用] 第2.2.1-13 図 中性/返離電源電電 (4) による検知 (イメージ) (予備変圧器) 「日間に対ける (イメージ) (表現では、10年にない。 第2.2.1-13 図 中性/返離電源電電 (5) による検知 (イメージ) (表現では、10年にない。 「イメージ) (版数変圧器) 上記事象は、変圧器の 1 次側において 1 相関放放幅が発生した 条件により検知できる保護機電器が異なる。1 相関放放幅が発生した				
第 2.2.1-12 図 通負疫補電器 (49) による検知 (イメージ) (予備変圧器) (10所数の関係) (11所数の関係) (11所数的関係) (11所的的関係) (11所的的関係) (11所的的関係) (11所的的関係			WR WEELVWUCING	
第2.2.1-12 図 通負荷離電器 (49) による検知 (イメージ) (予備変圧器) [1 新聞出送時間] 第2.2.1-13 図 中性点通電流通電器 (51) による検知 (イメージ) (影動変圧器) 上記事象は、変圧器の 1 次側において 1 相関放故障が発生した 条件により検知できる保護機電器が異なる。1 相関放故障が発生した			【1相關放放確後】	
第2.2.1-12 図 通負荷離電器 (49) による検知 (イメージ) (予備変圧器) [1 新聞出送時間] 第2.2.1-13 図 中性点通電流通電器 (51) による検知 (イメージ) (影動変圧器) 上記事象は、変圧器の 1 次側において 1 相関放故障が発生した 条件により検知できる保護機電器が異なる。1 相関放故障が発生した			261000 (16100) P (161	
第2.2.1-12 図 通負荷離電器 (49) による検知 (イメージ) (予備変圧器) [1 新聞出送時間] 第2.2.1-13 図 中性点通電流通電器 (51) による検知 (イメージ) (影動変圧器) 上記事象は、変圧器の 1 次側において 1 相関放故障が発生した 条件により検知できる保護機電器が異なる。1 相関放故障が発生した				
第2.2.1-12 図 通負荷離電器 (49) による検知 (イメージ) (予備変圧器) [1 新聞出送時間] 第2.2.1-13 図 中性点通電流通電器 (51) による検知 (イメージ) (影動変圧器) 上記事象は、変圧器の 1 次側において 1 相関放故障が発生した 条件により検知できる保護機電器が異なる。1 相関放故障が発生した			登録が確認用が収生する 一つ活動を開催器(4 か)ごよる神色可能	
1				
1.			第2.2.1-12 図 過負荷継電器 (49) による検知 (イメージ) (予備変圧器)	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			[1 相同和效效例前]	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
1			京花等年 東北京 ·	
[1			中代点:电流中枢: 42	
第 2. 2. 1 — 13 図 中性点過電流機電器 (51) による検知 (イメージ) (起動変圧器) 上記事象は、変圧器の1次側において1相開放故障が発生した条件により検知できる保護機電器が異なる。1 相開放故障の発生			To some 66-16-10-10-1	
			X \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
第2.2.1-13 図 中性点過電流継電器 (51) による検知 (イメージ) (起動変圧器) 上記事象は、変圧器の1次側において1相開放故障が発生した条件により検知できる保護継電器が異なる。1相開放故障の発生				
第2.2.1-13 図 中性点過電流継電器 (51) による検知 (イメージ) (起動変圧器) 上記事象は、変圧器の1次側において1相開放故障が発生した条件により検知できる保護継電器が異なる。1相開放故障の発生				
第2.2.1-13 図 中性点過電流継電器 (51) による検知 (イメージ) (起動変圧器) 上記事象は、変圧器の1次側において1相開放故障が発生した 条件により検知できる保護継電器が異なる。1相開放故障の発生			□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
(イメージ) (起動変圧器) 上記事象は、変圧器の1次側において1相開放故障が発生した 条件により検知できる保護継電器が異なる。1相開放故障の発生			CP 20 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	
条件により検知できる保護継電器が異なる。1 相開放故障の発生				
条件により検知できる保護継電器が異なる。1 相開放故障の発生				
条件により検知できる保護継電器が異なる。1 相開放故障の発生			[金元本格)]	
State of the state				
4			A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉		4	八川原	子力発電所	斤2号炉		差異理由
		1相排 発生場所	放故障の発生条件	第2.2.1- 検知 可否 ⁽¹⁾	-2表 検知性[保護維電器	可上対策 検知後の対処	李照図	
		36.35.983	重負荷 (負荷率:約40%以上)		中性点過電波 機電器(51)	起動変圧器1次速階器が自動 関放し、非常用高圧母級の不 足電圧凝電器(27)が動作する ことで、非常用ディーゼル発 電機(高圧炉心スプレイ系デ ィーゼル発電機を含む。)が自 動起動、投入される。	第 2, 2, 1	
		起動変圧器1次個	軽負荷 (負荷率:約2%以上)	0		中央期神家に警報が出力されることにより、1 相関政状態 を検知し、手動で故障薬所を 原離することにより、上記と 回線に非常用ディーゼル発電 機(高圧炉心スプレイ系ディ ーゼル整電機を含む。)が自動 起動、投入される。	第 2, 2, 1 — 13 図	
			無負荷	×	なしの			
			重負荷		遊負荷継電器 (49)	複数の電動機に過負荷継電器 (49)の警報又はトリップが発生することにより、1 相関放 放除の発生を想定し、電圧等	第 2, 2, 1	
		予備変圧	軽負荷	Δ	交流不足電圧 一交流不足電圧 一般電器(27) №4	を確認後、手動にて発生箇所 を隔離する。交流不足電圧維 電器(27)により検知した場合 は無負荷の場合と同様。	- 12 ISI	
		器 1 次側	無負荷	0		中央振興室に警報が出力されることにより、1 相関放映態 を検知し、手動で放降箇所を 所離することにより、上記と 回線に非常用ディーゼル発電 機(毎年がウスブレイ系ディーゼル発電機を含む、か自動 起動、投入される。	第 2. 2. 1	
		%2. E %3. # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	×:検知できり ・主対でにでできり を主対帯がにでいる。 ・主負帯側に圧依がのいる。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でできりでする。 ・でできりでする。 ・できりでする。 ・できりでする。 ・できりでする。 ・できりでする。 ・できりでする。 ・できりでする。 ・できりできる。 ・できりできる。 ・できりできる。 ・できりできる。 ・できりできる。 ・できりできる。 ・できりできる。 ・できりできる。 ・でできる。 ・でででいる。 ・ででいる。 ・でい。 ・でいる。 ・でい。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でい。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・で	い新生子の静かる電れ、は	とを示すするととを示するととという。ときでは、にている。という。という。という。という。という。という。という。という。という。という	場合と不可能な場合 知性向上を実現し ることはない。 はによる検知は負荷。の場合には3相中 を足電性27)。 存在すると,変圧器 は圧継電器(27)では り負荷率に依存した。 (49)にて検知可能	ている。 の状態の対知に 1にて次知機 電動機電動機	
		0						

第33条 保安電源設備	[[] [[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	LIVA.				以 現、散	が 偏名杯の相違 (美質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉		女川	原子	力発電所 2 号炉		差異理由
(2)検知後の対応	(3) 検知後の対応	2. 2. 1. 1	.2.5 1相開放	汝障昨	持の対応操作について		
非常用母線へ給電中の変圧器の1次側において1相開放故障を	予備変圧器から非常用母線へ給電中の変圧器の1次側におい	1相	開放故障の発生値	前所こ	とに応じた識別方法と対応	操作を	記載表現の相違
検知した場合、給電中の変圧器を手動にて切り離す事により、待	て1相開放故障を検知した場合、給電中の変圧器を手動にて切離	Tropics of the second	1-3~5 表に示す				Water Mark and Commission of the Commission of t
機側の変圧器が受電可能な状態であれば、自動的に切り替わり、	すことにより、待機側の変圧器が受電可能な状態であれば自動的	2002000 0					
健全な変圧器より非常用母線に給電される。	に切替わり、健全な変圧器より非常用母線に給電される。	第2.2.1	-3表 1相開放故障	発生簡	所の識別とその後の対応操作(通常)	輕贴時)	
仮に待機側の変圧器も健全な状態で無い場合や、点検や運用上		発生箇所	識別方法	L	対応操作	别話	
の理由から、待機側変圧器が無い場合等においては、ディーゼル		Liverine and	Antonious:	操作		00.0000	
発電機の起動により非常用母線に給電される。	電機の起動により非常用母線に給電される。				残り3回線で電源供給を維持する。		
光电域の起動により作品用は極に相単される。	电機の起動により作用用は豚に相电される。	275kV 送電線	目視にて確認	于動	(非常用高圧母線の電圧に変化無し) ※通常運転時は非常用高圧母線への	4.1(1)	
		近視網			祭週茶連転時は非常用荷圧は線への 供給は行わない		
		200			予備変圧器は通常,非常用高圧母線と		
		66kV 送電線	目視にて確認	手動	隔離されている。	4.1(2)	
		A276695	17		(非常用高圧母線の電圧に変化無し)		
		22		1.0 To 1000			
		a			発生箇所の識別とその後の対応操作 の起動または停止中)		
			(96 46/1)	切雕	マノに 90 または骨エサノ		
		発生箇所	識別方法	L	対応操作	別結	
		-0.000		操作			
		275kV 送電線	目視にて確認	手動	残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し)	4.2(1)	
		10.1640	42 Mi Mr 200 MB 24 43		非常用高圧母線の電圧が喪失するこ		
			起動変圧器又は 275kV 母線の電流差		とで、交流不足電圧継電器 (27) が動		
			動継電器 (87) にて	自動	作し、非常用ディーゼル発電機(高圧	4.2(2)	
			検知		炉心スプレイ系ディーゼル発電機を 含む。)から電源供給を行う。		
			- 17		非常用高圧母線の電圧が喪失するこ		
		起動	中性点過電流継電器		とで、交流不足電圧継電器 (27) が動		
		変圧器 1次側	(51) にて検知	自動	作し、非常用ディーゼル発電機(高圧 炉心スプレイ系ディーゼル発電機を	4.2(3)	
		1 (2,10)	1.1.00 1.1		かむ。)から電源供給を行う。		
					非常用高圧母線の電圧が喪失するこ		
			中性点過電流警報設		とで、交流不足電圧継電器 (27) が動	1000000	
			定器にて検知	手動	作し、非常用ディーゼル発電機(高圧 炉心スプレイ系ディーゼル発電機を	4.2(4)	
					含む。)から電源供給を行う。		
		66kV			予備変圧器は通常、非常用高圧母線と		
		送電線	目視にて確認	手動	腐難されている。	4.2(5)	
		0			(非常用高圧母線の電圧に変化無し)		
		tota	予備亦圧哭け通	带	ド常用高圧母線に電源供給を	行って	
		100 CO. 100 CO			た電源供給時の1相開放故障		1
			,		応操作を第 2. 2. 1−5 表に示		
		DICE	こんした戦力力は	CA	心操作を免 2. 2. 1 - 5 衣にか	9 0	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

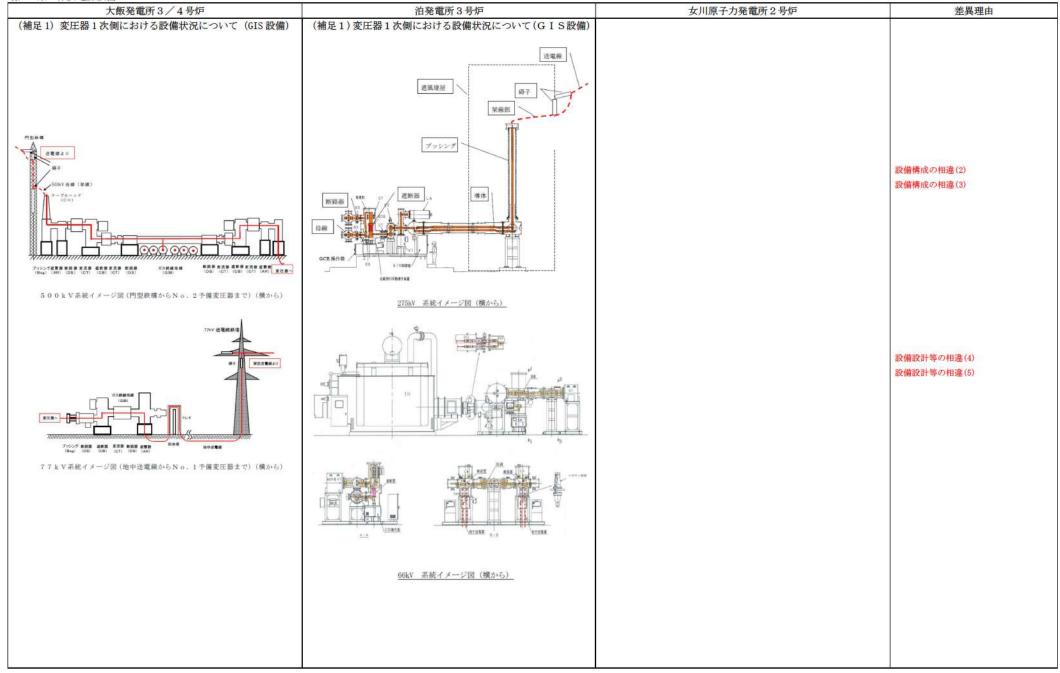


赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
大販発电所3/4号炉 (3)まとめ	旧発電所35P (4) まとめ	女川原十万発電所2号炉 (4)まとめ	左共理日
(3) 4 2 8)	1 相開放故障の検知については、架線部での不具合については		設備・運用の相違(6)
	巡視点検等による早期発見による検知が可能である。	において1相開放故障が発生しても、275kV 送電線においては巡	(C) (G) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A
設備構成上、大飯3号炉及び4号炉において1相開放故障が発			記載表現の相違
生する可能性はかなり低く、発生した場合でも地絡や短絡を伴う		れているため電力供給が不安定になることはない。66kV 送電線に	
ことが予想されることから既存の保護継電器でも検知可能であ	ことから既存の保護継電器でも検知可能である。現状において、	1相開放故障が発生した場合は、不足電圧継電器による検知が可)
る。現状において、人為的な検知と機械的な検知を組みあわせて	人為的な検知と機械的な検知を組み合わせて地絡・短絡を伴わな	能であるとともに巡視による点検でも確認している。	
地絡・短絡を伴わない1相開放故障も含めて検知できている。	い1相開放故障も含めて検知できている。	また、架線部以外で発生した場合に、地絡・短絡を伴うことが	
		予想されることから既存の保護継電器にて検知が可能である。	
仮に1相開放故障が発生した場合にも、その兆候を捉えることが	仮に1相開放故障が発生した場合にも、その兆候を捉えることが	仮に1相開放故障が発生した場合にも、その兆候を捉えることが	
できれば、待機側の電源系への切替えや、ディーゼル発電機の起	できれば、待機側の電源系への切替や、ディーゼル発電機の起動	できれば、待機側の電源系の切替えや、非常用ディーゼル発電機	
動により、安全上の問題に至る前に、事象を収束することが可能	により、安全上の問題に至る前に事象を収束することが可能であ		
である。	ర ం	安全上の問題に至る前に、事象を収束することが可能である。	5.7 Y 2.2 1000
	<内容比較のため再掲(3)>		記載箇所の相違
また、1次側で1相開放故障が発生した場合に、当該母線から			・泊は2.1.1.2.2 に記載している。
給電された電動機に異常な挙動(振動や異音)があったり、連続			
的に過負荷トリップする等の挙動を示す場合もあり(米国バイロ			
ン2号炉においても確認されている。)、これらの事象で1相開放			strain-te var en Jersch
故障が発見される場合も考えられることも踏まえ、運転員の1相	addition in the figure of the contract of the	運転員の1相開放故障発生時の対応を確実にするため、運転手順	記載表現の相違
開放故障発生時の対応を確実にするために、運転、監視業務に関する規定類(発電室業務所則の内、12章巡回点検業務)に1相開		連転員の1相開放似障発生時の対応を確実にするため、連転手順 書に1相開放(欠相)が発生した場合の兆候、対応について記載	
放 (欠相) が発生した場合の兆候、対応について記載している。	の兆候、対応について記載している。	している。	
更なる信頼性向上のためには、極力人為的な要素を排除するこ	更なる信頼性向上のためには、極力人為的な要素を排除するこ		
とが重要であることから、将来的には必要な箇所に機械的な検知	とが重要であることから、必要な箇所に1相開放故障自動検知シ		設備・運用の相違(6)
にて対応できるようにメーカと協業して対策検討を進めており、	ステムを適宜導入する計画である。		A STATE OF THE STA
2017年中の試作機製作完了を目指し、現在鋭意、開発・検証状況			
にある。			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2号炉

第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉

変圧器名称	電圧	巻線の結線方法				
发注寄名种	祖/生	外部電源側	負荷側	安定卷幕		
3号炉 主要圧器	515kV/24kV	Y	Δ	無し		
4 号炉 主変圧器	515kV/24kV	Y	Δ	無し		

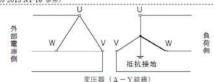
3号炉 主要圧器	515kV/24kV	Y	Δ	無し
4 号炉 主変圧器	515kV/24kV	Y	Δ	無し
3 号炉 所內変圧器	24kV/6.9kV	Δ	Y	無し
4号炉 所內変圧器	24kV/6.9kV	Δ	Y	無し
No. 2予備変圧器	515kV/6.9kV	Y	Y	Δ
No. 1予備変圧額	77kV/6.9kV	Y	Y	Δ

※1. 主変圧器については、受電時の状態を記載

※2. 安定巻線は、当該変圧器で発生する高調波等の抑制を目的で設置されている



外部電影側で 1 相開放故障が発生した場合に、安定巻線 Δ を含む Y - Y 結線では、安定巻線 Δの影響により、変圧器 2 次側の電圧がほとんど低下しない状態となる (INSS JOURNAL Vol. 20 2013 NT-16 参照)



外部電影側が Δ 結線、負荷側が Y 結線、安定巻線を有しない巻線構成である場合は、無負荷 時においても地絡を伴わない1次側の1相関放放簿が発生した場合でも負荷側の電圧が交流不 足電圧機電器の動作する範囲まで低下する可能性が高い (INSS JOURNAL Vol. 20 2013 NT-16 参照)

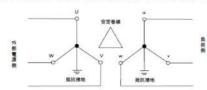
泊発電所3号炉

変圧器1次側における設備状況について (変圧器の巻線仕様)

shore the de the	and the same	巻線の結線方法				
変圧器名称	電圧	外部電源側	負荷側	安定卷線		
予備変圧器	280kV/6, 9kV	Y	Y	Δ		
所内変圧器	21kV/6, 9kV	Δ	Y	無し		
主変圧器	275kV/21kV	Y	Δ	無し		
後備変圧器	64. 5kV/6. 9kV	Y	Y	Δ		

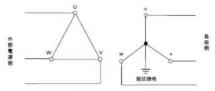
楽主変圧器については、受電時の状態を記載

泰安定巻線は、当該変圧器で発生する高調波等の抑制を目的として設置されている



変圧器 (Y-Y結線及びΔ安定巻線有り)

外部電源側で1相関放放障が発生した場合に、安定巻線Δを含むY-Y結線では、安定巻線Δの 影響により、変圧器 2 次側の電圧がほとんど低下しない状態となる (INSS JOURNAL Vol. 20 2013 NT-16 参照)



変圧器 (Δ-Y結線)

外部電源側がΔ結線、負荷側がY結線、安定巻線を有しない巻線構成である場合は。無負荷時 においても地絡を伴わない1次側の1相開放放降が発生した場合でも負荷側の電圧が交流不足 電圧継電器の動作する範囲まで低下する可能性が高い (INSS JOURNAL Vol. 20 2013 NT-16 参照)

設備構成の相違(2)

差異理由

設備構成の相違(3)

設備設計等の相違(4)

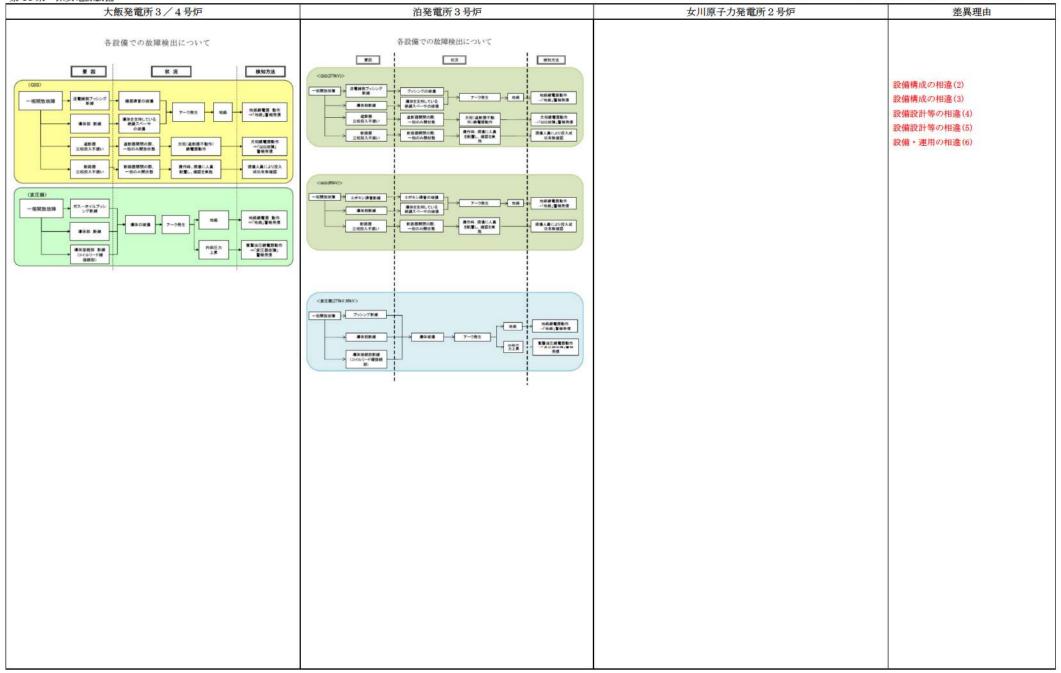
設備設計等の相違(5)

第 35 架 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
(補足 2) 送電線保護装置による検知 送電線保護装置は、装置の健全性の自己監視機能として、3 相電流の平衡監視機能を有している。(検出条件は下式のとおり。) 抽出条件:	(補足2) 送電線保護装置による検知 送電線保護装置は,装置の健全性の自己監視機能として,3 相電流の平衡監視機能を有している。 検出条件		記載表現の相違
$ \ddot{\text{Ia}} + \ddot{\text{Ib}} + \ddot{\text{Ic}} -0.1 \times \text{MAX}(\ddot{\text{Ia}} , \ddot{\text{Ib}} , \ddot{\text{Ic}}) \ge 1.0 \text{A}$	I max - 4 × Imin ≥ CT 2次側定格 × 10%		設備構成の相違(2)
(1.0A は保護装置の他保護要素の動作に干渉しない範囲の値として設定)	R 相断線時: I max = 1 相分の潮流 (健全相 S, T)		
通常時は、CT~入力変換器間の断線検出を主な目的としているが、系統の1相断線時の電流不平衡により検出条件を満たせば、本機能により、故障として検出することが可能となる。	通常時は、CT~入力変換器間の断線検出を主な目的としているが、系統の1相断線時の電流不平衡により検出条件を満たせば、本機能により故障として検出することが可能となる。		
●送電線系統 L a相 斯線発生	1. R相 新線発生 (地梯、短線にない) 1. R相 1. S相 1. S相 1. S相 1. T相 2. S相 2. F相 2. F相 2. F相 2. T相 2. F相 2. T相 2.		設備構成の相違(2) 設備構成の相違(3)

	大飯発電所3/4号炉			泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
(補足3) 各設備	での故障の検知方法について	(補	足3)各設備	ずでの故障の検知方法について		
大飯発電所に	おける電気系統のうち、1 相開放故障発生のお		泊発電所にお	ける電気系統のうち、1相開放故障発生のおそ		記載表現の相違
	について、検知の方法は以下のとおりである。	575115		ついて検知の方法は以下のとおりである。		
CAON OF BROM	THE ST. CT. DOWNSON THE CO. S.		ON ON BRANKE	TO CONTRACT OF CASE OF COST		
act. (M)	AN IN AN IN	7	設備	輸知方法		設備構成の相違(2)
設備	検知方法		ブッシング破損	ブッシングはボリマー時管内に導体等が収納された構造となっており。		
ブッシング破損	ブッシングは磁器弾管に導体等が収納された構造となっ		(275 k V 系統)	・ブッシング内の導体等の破損については、ポリマー調管の破損がない限り 考えにくい。		(大飯:磁気碍管→泊:ポリマー碍管)
	ており、ブッシング内の導体等の破損については、凝器導			仮に、ボリマー得管の破損による故障が死生した場合、導体と接地物間		設備構成の相違(3)
	管の破損がない限り考えにくい。			の絶縁が保てなくなるため地絡が発生する。その場合。比率差動継電器 (87)あるいは地絡過電流継電器(51G)が設置されており、検知が可能。		設備設計等の相違(4)
	仮に、磁器再管の破損による故障が発生した場合、導体		エポキシ碍管の 破損(66kV 系統)	エポキシ砕管は、接地されたタンク内に収納されており、エポキシ砕管 内に電力ケーブルが接続された構造となっており、機械的機度が高く、第		設備設計等の相違(5)
	と接地物 (タンク) 間の絶縁が保てなくなるため地絡が発		報情(DDKY 水桃)	れることはない。仮に、破損した場合は、電力ケーブル事体とタンク間の 絶縁距離が保てなくなるため地路が発生し。地路通常圧車電路(64)が設置		設備・運用の相違(6)
	生する。その場合、地絡過電流維電器(61G)あるいは電流			されており、検知が可能な設計とする。		- 40
	差動離電器(87)が設置されており、検知が可能。		導体部の断線	絶縁スペーサ (材料:エポキシ樹脂) でGIS内の導体 (材料:アルミ 合金) を支持する構造となっており、絶縁スペーサは、機械的強度が高く。		
導体部の断線	絶縁スペーサ (材料:エポキシ樹脂) でGIS内の専体			壊れることがない。 また、複体は接換されたタンク内に収納されており、視常しない構造で		
	(材料:アルミ合金)を支持する構造となっており、絶縁	G		あるが、導体脱落による新線を想定した場合、導体とタンク間の絶縁離隔		
	スペーサは、機械的強度が高く、壊れることがない。	S		距離が保てなくなるため地絡が発生し、275kV 系統には比率差動継電器 (87)あるいは地絡過電流腫電器(510)が設置されており、検知が可能。ま		
G	また、導体は接地されたタンク内に収納されており、脱			た。66kV 系統には比率差動継電器(87) あるいは地絡過電圧腱電器(64)を設		
	落しない構造であるが、導体脱落による断線を想定した場		遮断器の故障	置し検知可能な設計とする。 275kV 系統においては、遮断器により1相関放放線が発生する要因とし		
s	合、アークの発生により接地されたタンクを通じ、地絡が			て、投入動作不良による欠相が考えられる。しかし、投入動作不良による 欠相が発生した場合においては、欠相避電路(47)を設置しており、検知が		
3	発生し、導体とタンク間の絶縁離隔距離が保てなくなるた			可能。 66kV 系統においては、逐斯器は三相一括操作で三相は連結リンクで係合		
	め地絡が発生し、地絡過電流継電器(51G)あるいは電流差			されている。連結リンクは全風製で機械的強度が高く壊れることのない設		
l les	動機電器(87)が設置されており、検知が可能。		断路器の故障	計とする。 断路器投入時は速斯器開放状態であり、投入操作時は現場に人員がいる		
遮断器の故障	遮断器により1相関放故障が発生する要因として、投入		TO SECULIAR	ため、投入成功状態の確認が可能である。新路器通電状態の場合は、開放・ 投入不可のインターロックが構成されており、点検時以外(現場に人がい		
	動作不良による欠相が考えられる。しかし、投入動作不良			ない状態)では操作不可。		
	による欠相が発生した場合においては、欠相継電器(47)を		導体部の断線	変圧器 1 次側の接続部位に破損が想定される架線の碍子は存在せず。また、変圧器の導体は、十分強度を持った管体内にあることから、断線の可		
	設置しており、検知が可能。			創性は考えにくい。 しかし、仮に、配線の断線が発生した場合、接地された管体を通じ地絡。		
断路器の故障	断路器投入時は遮断器開放状態であり、投入操作時は現	変		となることで、275kV 系統においては、比字差動維電器(87)又は地路過電		
	場に人員がいるため、投入成功状態の確認が可能である。	88		流継電器(51G)若しく地絡過電圧継電器(64)が動作する。あるいは、アークによるガス圧上昇により機械的な異常を検知することで検知が可能。		
	また、1相でも投入失敗した場合は、中央制御室の表示			また、66kV 系統においては、比率差動避電器(87)あるいは地絡過電圧継 電器(64)が動作する、あるいは、アークによるガス圧上昇により機械的な		
	灯が緑点灯のままである(通常は投入成功した場合、赤点			異常を検知できる設計とする。		
	灯となる。)ので、検知が可能である。					
	断路器通電状態の場合は、開放及び投入不可のインター					
	ロックが構成されており、点検時以外(現場に人がいない					
	状態)では操作不可。					
導体部の断線	変圧器1次側の接続部位に破損が想定される架線の碍子					
2011-201-2010	は存在せず、また、変圧器の導体は、十分強度を持った確					
	体内にあることから、断線の可能性は考えにくい。					
変	しかし、仮に、配線の断線が発生した場合、接地された					
压	酸体を通じ地絡となることで、地絡過電流機電器(51G)あ					
器	るいは電波差動器電器(87)が動作する。又はアークによる					
	ガス圧上昇により機械的な異常を検知することで検知が可					
	能。					
	nue .					
						l.

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

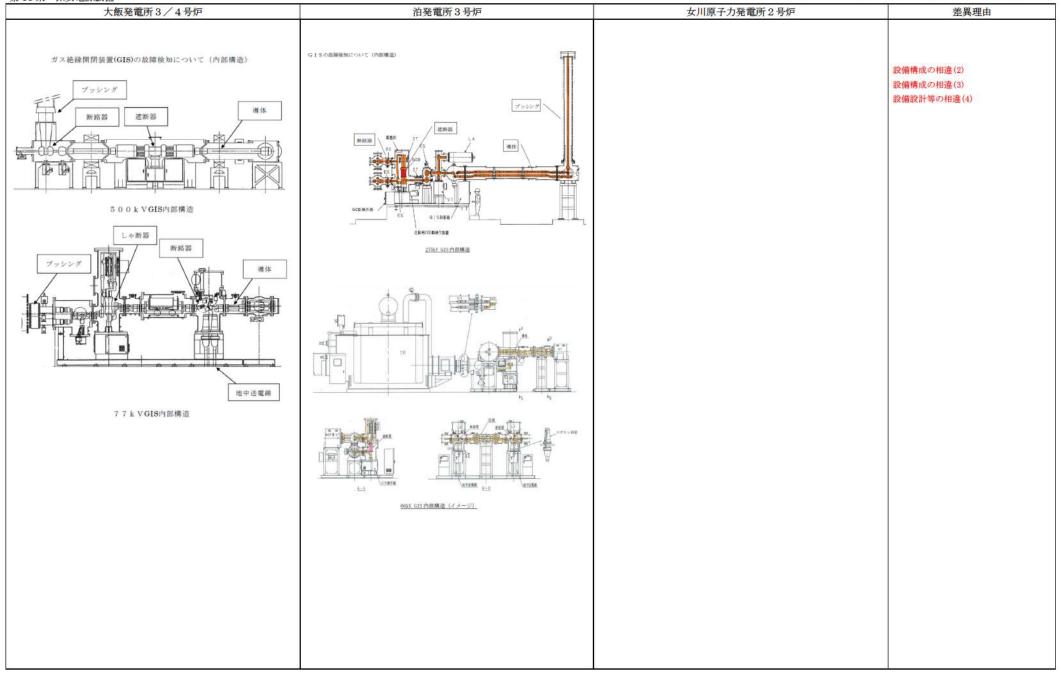
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

第33条 保安電源設備	泊発電所3号炉 DB基準適合性 比	較表 r.4.0	青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
(補足 3-1) ガス絶縁開閉装置(GIS)の故障検知について	(補足3-1) ガス絶縁開閉装置 (GIS) の故障検知について	20 1111 0 22 1 21 1	Julian J. A. Calab C. T.
GISは、接地されたタンク内に導体が収納されており、絶縁	GISは、接地されたタンク内に導体が収納されており、絶		
性の高い SF6 ガスにより絶縁が確保されている。	縁性の高いSF6ガスにより絶縁が確保されている。		
SF6 ガスは気中絶縁に比べ約7倍の絶縁性能を有しているた	SF6ガスは気中絶縁に比べ約7倍の絶縁性能を有してい		
め、導体とタンク間の距離を縮小化することが可能である。	るため、導体とタンク間の距離を縮小化することが可能であ		
AND AND SECURITION OF THE COLUMN SECURITION OF	る。		
GIS は母線、ブッシング、遮断器、断路器等の機器から構成	GISは母線, ブッシング, 遮断器, 断路器等の機器から構		
されている。	成されている。		
ブッシングは <mark>磁器碍管</mark> に導体等が収納された構造となって	275kV 系統のブッシングはポリマー碍管に導体等が収納され		設備構成の相違(3)
おり、ブッシング内の導体等の破損については、 <mark>磁器碍管</mark> の破	た構造となっており、ブッシング内の導体等の破損について		設備構成の相違(2)
損がない限り考えにくい。	は、ポリマー碍管の破損がない限り考えにくい。		3 H
仮に、 <mark>磁器碍管</mark> の破損による故障が発生した場合、導体と接	仮に、ポリマー碍管の破損による故障が発生した場合、導体		
地物(タンク)間で地絡が発生する。その場合、電流差動継電	と接地物間で地絡が発生する。その場合、地絡過電流継電器		
器(87)が設置されており、検知が可能。	(51G) あるいは比率差動継電器 (87) が設置されており、検知が		記載表現の相違
	可能。		
	66kV 系統のエポキシ碍管は、接地されたタンク内に収納され		設備設計等の相違(4)
	ており、エポキシ碍管内に電力ケーブルが接続された構造とな		
	っており、機械的強度が高く、壊れることはない。仮に、破損		
	した場合は、電力ケーブル導体とタンク間の絶縁距離が保てな		
	くなるため地絡が発生し、地絡過電圧継電器(64)が設置されて		
	おり、検知が可能な設計とする。		
ガス絶縁開閉装置は、絶縁スペーサ(材料:エポキシ樹脂)	ガス絶縁開閉装置は、絶縁スペーサ(材料:エポキシ樹脂)		
で GIS 内の導体(材料:アルミ合金)を支持する構造となって	でGIS内の導体(材料:アルミ合金)を支持する構造となっ		
おり、絶縁スペーサは、機械的強度が高く壊れることはないこ	ており, 絶縁スペーサは, 機械的強度が高く壊れることはない		
とから、導体の脱落が生じない構造となっている。したがって、	ことから、導体の脱落が生じない構造となっている。したがっ		
GIS 内部での1相開放故障は発生しない構造である。	て, GIS内部での1相開放故障は発生しない構造である。		
ブッシングの外観 導体			
	275kV ブッシングの外観 G I S導体		
で GIS 内の導体 (材料:アルミ合金)を支持する構造となって おり、絶縁スペーサは、機械的強度が高く壊れることはないこ とから、導体の脱落が生じない構造となっている。したがって、	おり、検知が可能な設計とする。 ガス絶縁開閉装置は、絶縁スペーサ(材料:エポキシ樹脂)でGIS内の導体(材料:アルミ合金)を支持する構造となっており、絶縁スペーサは、機械的強度が高く壊れることはないことから、導体の脱落が生じない構造となっている。したがって、GIS内部での1相開放故障は発生しない構造である。		

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



第 33 条 但安爾酒設備

第33条 保安電源設備		144 1 - Mandage Set, 185	備石がツ川連(大質のよ川連ぶし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
ガス絶縁開閉装置(GIS)の故障検知について (遮断器の投入動作不良による欠相の検知)	ガス絶縁開閉装置 (GIS) の故障検知について (遮断器の投入動作不良による欠相の検知)		
遮断器により1相開放故障が発生する要因として、投入動作不良による欠相が考えられる。しかし、投入動作不良による欠相が発生した場合においては、欠相継電器(47)を設置しており、検知が可能である。	遮断器により1相開放故障が発生する要因として,投入動作不良による欠相が考えられる。しかし,投入動作不良による欠相が発生した場合においては,欠相継電器(47)を設置しており,検知が可能である。		
欠相が生じた場合、欠相保護継電器が動作し、遮断器は3相開放されるため、欠相状態は解除され、また、警報により、1相開放故障の検知が可能である。	欠相が生じた場合, 欠相保護継電器が動作し, 遮断器は3相 開放されるため, 欠相状態は解除され, また警報により, 1相 開放故障の検知が可能である。		
【例:a相のみ開放、b、c相投入】	【例:R相のみ開放、S, T相投入】		
52a 52a 52a 52a 52a 54 54 54 54 54 54 54 54 54 54 54 54 54	S2a S2a S2a THI 文相是生徒 28後:LON		
52b 52b 52b c相 大相保護継電器 52b 52b 52b 52b 52b 52b 64 大相保護継電器 52b 52	S2b S2b S2b S2b TII		
遮断器投入不良による1相開放故障検知のインターロック	遮断器投入不良による1相開放故障検知のインターロック		

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
ガス絶縁開閉装置(GIS)の故障検知について (断路器の開閉状態確認)	ガス絶縁開閉装置(G I S)の故障検知について (断路器の開閉状態確認)		
断路器投入時は遮断器開放状態であり、投入操作時は現場に 人員がいるため、投入成功状態の確認が可能である。断路器通	断路器投入時は遮断器開放状態であり,投入操作時は現場に 人員がいるため,投入成功状態の確認が可能である。断路器通		
電状態の場合は、開放及び投入不可のインターロックが構成されており、点検時以外(現場に人がいない状態)では操作不可である。	電状態の場合は、開放・投入不可のインターロックが構成されており、点検時以外(現場に人がいない状態)では操作不可である。		記載表現の相違
斯路器操作装置 脚門表示窓 接地開開器操作装置 ガス絶縁開開装置(GIS)			

第 35 宋 保女电源版棚 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
(補足3-2)変圧器の故障検知について	(補足3-2)変圧器の故障検知について		
変圧器は、接地されたタンク内に導体が収納されており、絶 縁油により絶縁が確保されている。	変圧器は、接地されたタンク内に導体が収納されており、絶 縁油により絶縁が確保されている。		
	予備変圧器の導体は、GISからタンク内ブッシングを介		設備構成の相違(2)
With the same of t	し、リード線で変圧器巻線と連結した構造である。		(泊は変圧器ごとに構造を記載してい
導体は、GIS から OF ケーブルによりタンク内ブッシングを	主変圧器の導体は、GISからCVケーブルによりタンク内ブ		ర ం)
介し、リード線で変圧器巻線と連結した構造である。	ッシングを介し,リード線で変圧器巻線と連結した構造である。		
	る。 所内変圧器は、主変圧器から相分離母線によりタンク内ブッシ		
	ングを介し、リード線で変圧器巻線と連結した構造である。		
	また、後備変圧器の導体は、GISからガスー油ブッシングを		設備設計等の相違(5)
	介し、リード線で変圧器巻線と連結した構造とする設計とす		
The state of the s	5 .		
変圧器は、十分強度を持った筐体内にあるため、断線は発生	変圧器は、十分強度を持った筐体内にあるため、断線は発生		
しない。	しない。		
仮に、変圧器の筐体内で断線が発生した場合、アークの発生	仮に,変圧器の筐体内で断線が発生した場合,アークの発生		
により衝撃油圧継電器による機械的保護継電器又は温度継電	により衝撃油圧継電器による機械的保護継電器あるいは温度		
器が動作することにより検知に至る場合や、地絡が生じること	継電器が動作することにより検知に至る場合や、地絡が生じる		
によって検知が可能である。	ことによって検知が可能である。		
変圧器の構造を以下に示す。	変圧器の構造を以下に示す。		
第4年 日本	2次側 (フレサイータ) (アンサイータ) (アンサイー		
外鉄形変圧器の中身構造イメージ例	外鉄形変圧器(主変圧器)の中身構造イメージ例		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	カース		設備設計等の相違(5)
	変圧器の故障検知について(断線が発生しない構造)		

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

第33条 保安電源設備	泊発電所3号炉 DB基準適合性 日	c較表 r.4.0	青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号灯	差異理由
変圧器の故障検知について (断線が発生しない構造)	変圧器の故障検知について (断線が発生しない構造)	20 111 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
外鉄形変圧器の巻線は、矩形平板コイルを組みあわせて構成するが、この矩形平板コイルには、複数の平角銅線(素線)が用いられる。素線は各々クラフト紙が巻かれ、また、複数の素線全体をまとめて共通絶縁を施している。 このように、巻線の1ターンは複数の平角銅線により構成されていることから、断線が発生し、1相開放故障が発生することは無い。	変圧器の巻線は、矩形平板コイルを組み合わせて構成するが、この矩形平板コイルには、複数の平角銅線(素線)が用いられる。素線は各々クラフト紙が巻かれ、また、複数の素線全体をまとめて共通絶縁を施している。このように、巻線1ターンは複数の平角銅線により構成されていることから、断線が発生し、1相開放故障が発生することは無い。		設備構成の相違(2) 設備設計等の相違(5) (後備変圧器は内鉄形変圧器を使用する 計画である。)
平角鋼線 (素線) 素線絶縁 (クラフト紙) 外鉄形鉄心の場合の巻線概要	サカ銀版 2977 kk		
ブッシングと巻線のリード線の接続箇所は、ボルトで接続 し、かつテーピングを施しているため、接続が外れて断線する ことは無い。万が一外れた場合には、導体とタンク間の絶縁離 隔距離が保てなくなるため地絡が発生し、検知が可能である。 過去このような事例が発生したことはないことをメーカに も確認している。	ブッシングと巻線のリード線の接続箇所は、ボルトで接続している。且つ 275kV 系統ではテーピングを施しているため、接続が外れて断線することは無い。万が一外れた場合には、導体とタンク間の絶縁離隔距離が保てなくなるため地絡が発生し、検知が可能である。 過去、この様な事例が発生したことはないことをメーカにも確認している。		記載表現の相違
ガルと	オルト		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

女川原子力発電所 2号炉

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉 (補足4) 巡視点検による検知について 門型鉄構は、外部電源をガス絶縁開閉装置へ引き込むため、 送電線を碍子により固定している。導体は気中に露出してお り、米国バイロン2号炉の事象と類似した箇所であるため、運 転員による毎日実施する巡視により、仮に碍子の破損等が発生 した場合においては、巡視点検により確認可能であり、1相開 放故障を早期に検知することが可能である。 あわせて、1 相開放故障時に適切な対応が出来るよう、兆候や

知見を手順書に反映しており、運転員に対して定期的に教育を 実施している。

なお、送電線の巡視についても、適宜実施している。 また、3号炉または4号炉側でNo. 1予備変圧器を手動によ る受電切替えにて使用する際は、変圧器等の巡視点検に加え、 受電時に線路電流を計測し、1相開放故障が発生していないこ との確認を実施する。









77kV大飯支線部 (77kV送電鉄塔)

(補足4) 巡視点検による検知について (275kV系統)

遮風建屋は、外部電源をガス絶縁開閉装置へ引き込むため、 送電線を碍子により固定している。導体は気中に露出してお り、米国バイロン2号機の事象と類似した箇所であるため、運 転員が毎日実施する巡視により、仮に碍子の破損等が発生した 場合においても,巡視点検により確認可能であり,1相開放故 障を早期に検知することが可能である。

泊発電所3号炉

なお、送電線については、適宜巡視を実施している。





275kV GIS (架線部なし)

設備構成の相違(2)

記載表現の相違

記載箇所の相違

・運転員への教育及び規定類への反映に ついて補足6に記載している。

差異理由

設備設計等の相違(4)

設備設計等の相違(5)

第 33 亲 保女电源政備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
(参考) 米国バイロン 2 号炉の事象 屋外の気中絶縁開閉所において、碍子の損壊により C 相母線 が断路器との接続部で切れて 1 相開放放障状態になった様子。 Collapsed C-Phase Bus Fallen Insulators (NRC ホームページ公開資料より抜粋)	(参考) 米国バイロン 2 号の事象 屋外の気中絶縁開閉所において、碍子の損壊により C 相母線が断路器との接続部で切れて 1 相関放放障状態になった様子。 Collapsed C-Phase Bus Fallen Insulators (NRC ホームページ公開資料より抜粋)		

差異理由

第33条 保安電源設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉
(浦見 5) 促業継承県が絵知可能も祭田について	(境見5) 促講継續器が検知可能が禁用について	

(補足5)保護継電器が検知可能な範囲について

変圧器1次側において1相開放故障が発生した場合には、以 下の保護継電器により、設定値に到達した場合、検知可能であ

主な保護離電器	概要
不足電圧維電器(27)	1相開放放障の影響により所内母線の検知電圧が3 割程度低下した場合、不足電圧維電器が作動し、警 艇が発策することにより、異常を検知することが可能
過電流継電器(61)	1相関放放障の影響により所内母線電圧の不平衡 が発生した場合において過負荷トリップした場合。 1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手 順を定めており、原因調査結果から、1相関放放障 を検知することが可能
回転機溫度雜電器(49)	1相開放故障の影響により所内母線電圧に不平衡 が発生した場合。それに伴う電流値が設定値を超え た場合、警報が発報されることにより、原因調査結 果から、1相開放故障を検知することが可能

ただし、地絡や短絡を伴わない1相開放故障の場合、設備構 成や負荷状況によっては、保護継電器の設定値まで値が変動し ない可能性がある。

・不足電圧継電器(27)にて検知できない事象

不足電圧継電器は、所内母線に設置しており、母線電圧が低 下した場合に、保護装置が動作する。これらの設定値は、電圧 変動による誤動作が起きないよう、大型電動機の起動時の電圧 低下や送電系統の電圧変動等を見込んだ上で設定値を定めて おり、69%以上としている。

仮に、短絡や地絡を伴わない 1 相開放故障が発生した場合 に、これらの設定値を下回る電圧変動が発生すれば検知可能で あるが、変圧器の巻線構成及び負荷状態によっては、電圧がほ ぼ低下しない状態となり、不足電圧継電器の動作値まで到達し ない可能性があり、その場合不足電圧継電器にて検知できな V.

【参考】1相開放故障時の解析結果からみる各変圧器毎の電圧低下傾向と

変圧器型式 (巻線の結線方法)									
東門倒物線	日元気を締	女光春縣	東京 製 技術	抵抗 別 採用	横波	新春	大飯3号駅, 4号駅にお ける関型式 の変圧器例	高圧側1相関放放障時の 低圧側の相関電圧の辛動 (無負債時想定)	不足 曜日 級 電粉作/ 不動作
Υ	۵	*	直接 接地	#	外获	5 80	3号炉 主変圧器	各相関電圧ともほぼ変化なし	不動作
Y	۵	я	直接	ж	供	版	4 科例 主更任勤	各相関電圧ともほぼ変化なし	不動作
Δ	Y	*	-	斯抗 植地	族	3 ##	3号炉 所内変圧器	1つの相関電圧が B に、残り2 つの相関電圧は 1 制程度低下	1.削煎作
Δ	Y	*		抵抗接地	新	3	4 号炉 所内度压器	1 つの相関電圧が 0 に、核り 2 つの相関電圧は 1 割程度低下	1 担助作
Y	Y	Δ	直接 经地	抵抗 接地	75 (R)	加	No. 2 下衛主圧器	各相関電圧ともほぼ変化なし	不動作
Y	Ÿ	Δ	m	旅転機能	丹曲	3	No. 1 予備支圧器	2つの相関電圧が5割程度低下	2 80 80 70

(補足5) 保護継電器が検知可能な範囲について 変圧器1次側において1相開放故障が発生した場合には、以 下の保護継電器により設定値に到達した場合、検知可能であ

主な保護職電器	概要
不足電圧維電器(27)	1 相関放放揮の影響により所内邸線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発験することにより、異常を検知することが可能。
過電流機電器(51)	1相関放放障の影響により所内段線電圧の不平衡が発生した場合 において適電流トリップした場合。1相欠相の可能性があることから 原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相関放放障 を検知することが可能。
送負荷蘇電器(49)	1 相関放放輝の影響により所内段線電圧に不平衡が発生した場合。 それに伴う電流値が設定値を超えた場合。警報が影報されることによ り、原因調査結果から、1 相関放放輝を検知することが可能。

ただし、地絡・短絡を伴わない1相開放故障の場合、設備構 成や負荷状況によっては、保護継電器の設定値まで値が変動し ない可能性がある。

・不足電圧継電器にて検知できない事象

不足電圧継電器は,所内母線に設置しており、母線電圧が低 下した場合に、保護装置が動作する。これらの設定値は、電圧 変動による誤動作が起きないよう, 大型電動機の起動時の電圧 低下や送電系統の電圧変動などを見込んだ上で設定値を定め ており、69%以上としている。

仮に、短絡・地絡を伴わない1相開放故障が発生した場合に、 これらの設定値を下回る電圧変動が発生すれば検知可能であ るが、変圧器の巻線構成及び負荷状態によっては、電圧がほぼ 低下しない状態となり、不足電圧継電器の動作値まで到達しな い可能性があり、その場合不足電圧継電器にて検知できない。

記載表現の相違

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

記載表現の相違

差異理由

女川原子力発電所 2号炉

第33条 保安電源設備

・過電流継電器(51)にて検知できない事象

電流については、安定巻線の作用により、電源側電流のうち、 零相電流のみ安定巻線に流れ、正相及び逆相電流が所内側へ流 れる。電流の大きさ及び位相については、所内側電圧がほぼ正 常を保っており、電動機の正常運転を維持することから、全相 が1相開放故障前と等しい電力を消費するように、3相電流が 流れようとする。

大飯発電所3/4号炉

しかし、この電流値が、過電流継電器の設定値に到達しない 場合は、過電流継電器による検知はできない。これらの設定値 は、電動機ごとの定格電流の約150%にて動作となるよう設定 している。また、回転機温度継電器により、定格電流の約110% 増加した場合に動作となるよう設定している。

INSS 及び EPRI にて実施された解析結果も次表のとおり安定 巻線 △ を含む場合、電流及び電圧がほとんど変化しない結果 も報告されている。

パラメータ			INSS	EPRI
無負荷 低圧側	電圧	ほとんど変化なし	変化無し	
	123,711,190	電流	-	解析無し
有負荷 低圧側	電圧	ほとんど変化なし	0~20%ほど降下	
	低圧側 -	電流	ほとんど変化なし	解析無し

なお、外部電源側(入力)Y、負荷側(出力)△、外部電源 側 (入力) Y、負荷側 (出力) Yの場合及び外部電源側Y、負 荷側Y+△の安定巻線の場合は、電圧の変化による地絡のない 1相開放(欠相)を検出することはできない、又は困難である。

しかし、上記以外の結線の変圧器は、制御室の電圧計の変化 で地絡のない1相開放(欠相)を検出することはできると報告 されている。

・過電流継電器にて検知できない事象

電流については、安定巻線の作用により、電源側電流のうち、 零相電流のみ安定巻線に流れ、正相及び逆相電流が所内側へ流 れる。電流の大きさ及び位相については、所内側電圧がほぼ正 常を保っており、電動機の正常運転を維持することから、全相 が1相開放故障前と等しい電力を消費するように、3相電流が 流れようとする。

泊発電所3号炉

しかし、この電流値が、過電流継電器の設定値に到達しない 場合は、過電流継電器による検知はできない。これらの設定値 は、電動機ごとの定格電流の約150%にて動作となるよう設定 している。また、過負荷継電器により、電動機ごとに定格電流 の約110%増加した場合に動作となるよう設定している。

INSS 及び EPRI にて実施された解析結果も以下のとおり安定 巻線 Δ を含む場合、電流、電圧がほとんど変化しない結果も 報告されている。

パラメータ		INSS	EPRI	
	変化無し			
36.CE.900	電波	-	解析無し	
	電圧	ほとんど変化なし	0~20%13 ど降下	
327E98	电流	ほとんど変化なし	解析無し	
	妖圧側 - 妖圧側 -	第三 数正	 総圧個 電圧 はとんど変化なし 電圧 はとんど変化なし 	## ほとんど変化なし 変化無し 電成 一 解析無し ## ほとんど変化なし 0~20%ほど降下

なお,外部電源側(入力)Y,負荷側(出力)Δ,外部電源 側(入力) Y, 負荷側(出力) Yの場合及び外部電源側Y, 負 荷側Y+Δの安定巻線の場合は、電圧の変化による地絡のない 1相開放(欠相)を検出することはできない、又は困難である。 しかし、上記以外の結線の変圧器は、制御室の電圧計の変化 で地絡のない1相開放(欠相)を検出することはできると報告 されている。

na	1.	_	20	2	
06	1 (_	12	2	

第33条 保安電源設備

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

女川原子力発電所 2号炉

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

(補足6) 運転員への当該事象に関する教育及び規定類への反映 米国原子力規制委員会による情報「電源系統の設計における 脆弱性」(Bulletin2012-01)に記載されたバイロン2号炉での 1 相開放故障に係わる事象を受け、原子力規制委員会による指 示文書(H25.10)をもとに本事象の対策について検討した。

大飯発電所3/4号炉

大飯発電所3号炉及び4号炉において、まとめ資料本文 2.1.1.2 「変圧器 1 次側の 3 相のうち 1 相の開放が発生した場 合」でまとめているとおり、1相開放故障が発生した場合の検 知性や発生が想定される箇所ごとの検知方法を検討した結果 から、一部を除き、既設置の保護継電器等の検知デバイスによ り検知可能と判断しているが、人的な検知(1日1回の巡視点 検等)を加えることで、一部の保護継電器等による検知が期待 できない箇所の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に発見 できる可能性を高めることとしている。

また、万一上記対応にて1相開放故障が検知されない状態に おいて、当該の電源系につながる安全系機器が1相開放故障に よる悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な 対応を行えるよう手順書等を整備している。

なお、上記の人的な検知並びに対応には、バイロンの事象か ら得られた1相開放故障に関する知見が有用であることから、 これらを手順書に反映し、運転員の事象に対する認識を高める こととしている。

(得られた知見)

- ①母線電圧が低電圧保護継電器の動作設定値以下にならな い場合もあり、欠相を検出できない可能性がある。
- ②母線電圧低下に伴い負荷電流が上昇し、当該母線に接続さ れた各補機が過電流保護継電器の動作により連続的にト リップする。
- ③現場確認、電圧計の指示低下により当該母線が異常と判断 した場合は、健全系統への電源切替えが必要
- ④電動機による異常な挙動(振動や異音)が発生する。※1
- ※1. 既に手順書へ記載しており異常が疑われる場合は保修 課員へ連絡し詳細な点検を実施しているため、運転員の 巡回点検の心得として記載する業務所則へは①から③ について反映することとしている。(業務所則の改正 H26, 4)

本事象の教育を継続的に行うことにより、運転員への「気づ き」を醸成していくこととする。

なお、これらの対応により運転員が1相開放故障を認知すれ ば、既存の健全系統への電源切替えの手順書にて切替操作を行 5.

(補足6) 運転員への当該事象に関する教育及び規定類への反映 米国原子力規制委員会による情報「電源系統の設計における 脆弱性」(Bulletin2012-01) に記載されたバイロン2号機での 1 相開放故障に係わる事象を受け、原子力規制委員会による指 示文書 (H25.10) を基に本事象の対策について検討した。

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉において、まとめ資料本文2.1.1.2「変圧器 1次側の3相のうち1相の開放が発生した場合」でまとめてい るとおり、1相開放故障が発生した場合の検知性や発生が想定 される箇所ごとの検知方法を検討した結果から、一部を除き、 既設置の保護継電器などの検知デバイスにより検知可能と判 断しているが、人的な検知(巡視点検等)を加えることで、一 部の保護継電器等による検知が期待できない簡所の1相開放 故障の発見や、その兆候を早期に発見できる可能性を高めるこ ととしている。

また、万一上記対応にて1相開放故障が検知されない状態に おいて、当該の電源系につながる安全系機器が1相開放故障に よる悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な 対応を行えるよう手順書等を整備している。

なお、上記の人的な検知並びに対応には、バイロンの事象か ら得られた1相開放故障に関する知見が有用であることから、 これらをマニュアル等に反映し、運転員の事象に対する認識を 高めることとしている。

(得られた知見)

- ①母線電圧が不足電圧継電器の動作設定値以下にならない 場合もあり、欠相を検出できない可能性がある
- ②母線電圧低下に伴い負荷電流が上昇し、当該母線に接続さ れた各補機が過電流継電器の動作により連続的にトリッ プする
- ③現場確認、電圧計の指示低下により当該母線が異常と判断 した場合は、健全系統への電源切替が必要
- ④電動機による異常な挙動(振動・異音)が発生する※

※既にマニュアル等へ記載しており異常が疑われる場合は 保修課員へ連絡し詳細な点検を実施しているため、運転員 の巡視点検の心得として記載する運転要領へは①から③ について反映している。

本事象の教育を継続的に行うことにより、運転員への「気づ き」を醸成していくこととする。

なお、これらの対応により運転員が1相開放故障を認知すれ ば、既存の健全系統への電源切替の手順書にて切替操作を行 5.

記載表現の相違

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	(補足7)		記載方針の相違
	泊3号炉 1相開放故障対応の概要について		・泊の対応概要を補足7に整理している。
	C T C T A THE THE A A VI. But A britished that I VI THE A A A A A C T		
	GISから変圧器の1次側の接続部位は、米国バイロン2号 炉同様の架線による接続ではなく、接地された筐体・管路内に		
	配線が収納された構造(GIS, CVケーブル、相分離母線)		
	であり、このような構造の場合、破損が想定される架線部は存		
	在せず、また仮に導体の断線による1相開放故障が発生したと		
	しても、接地された筐体・管路を通じ完全地絡となることで、		
	保護継電器による検知が可能である。		
	1 相開放故障において自動検知が困難な箇所は、米国バイロ		
	ン2号機の故障箇所のような架線部であり、泊3号炉ではGI		
	Sへの送電線引込部に架線部がある。この送電線引込部におけ		
	る1相開放故障に対し、外部電源の複数回線接続、巡視点検に		
	より1相開放故障が問題とならないようにしている。		
	具体的には、以下のとおりである。		
	➢ 保安規定に外部電源との接続は3回線以上で接続するよ		
	う定めることとしており、複数回線と接続されていれば、		
	1 相関放故障が発生しても、他の回線により各相の電圧が		
	維持されるため、問題が生じない。 ➤ 架線部 (送電線引込部) での1相開放故障が発生した場合		
	には、自動検知ができないため、故障状態が放置されない		
	よう,運転員の巡視点検(1回/1日)にて架線部(送電		
	線引込部)の確認を実施している。		

第33条	保安電源設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発	電所 2 号炉	差異理由
	2. 2. 1. 1	1.3 電気設備の保護		
	An arrive grant		他の関連する電信ではの機関の	
			他の関連する電気系統の機器の	
	故障に。	より発生する短絡若しくは	は地絡又は母線の低電圧若しく	
	1七温雷/3	は過電流等に対し、保護継電装置により検知できる設計としてお		
		知した場合には、保護継電		
	A 45		による影響を局所化し、他の電	
	The state of the s		きる設計とする。外部電源系の	
	保護継ぎ	電装置を第2.2.1-6表に方	示す。	
		第2.2.1-6表 外部	電源系保護維電装置。	
		電気設備	保護組電装置の種類	
			P C M電流差動耕電方式 (87)	
		275kV 送電線	短絡方向距離継電方式 (44S)	
			地格方向距離維電方式 (44G)	
			回韓選択継電方式(50)	
		66kV 送電線	短絡方向距離継電方式 (44S)	
		000000000000000000000000000000000000000	地絡方向機電方式 (676)	
		275kV 母線	電液垄動機電方式 (87)	
		ZIORY FERN	母線分離継電方式 (44)	
			比率差動離電器 (87)	
		死電機	距離維電器 (44)	
		-C 762.100	逆電力維電器 (67)	
			地絡維電器 (64)	
		所內変圧器	比率差動職電器 (87) 過電液維電器 (51)	
		起動変圧器	比率差動離電器 (87) 過電流離電器 (51)	
		子備変圧器	比事差動嚴重器 (87)	
		非常用高圧母線	過電液排電器 (51)	
		共通用高压母線		
		常用高圧母線	過電流港電器 (51)	
		緊急用高圧母線	交流不足電圧維電器 (27)	
		子備電源監		
		非常用ディーゼル発電機	比率差動継電器 (87)	
		(高圧炉心スプレイ系ディーゼル	過電流継電器 (51)	
		発電機を含む。)	逆電力確電器 (67)	
		負荷 (電動機類)	過負荷継電器(49)	
		※ 工事計画書に記載の保護継電装置に ※ 主変圧器については、非常用高圧f	こついても追記した。	

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉 2.2.1.2 電気系統の信頼性 重要安全施設に対する電気系統については、系統分離を考慮した母線によって構成するとともに、電気系統を構成する個々の機器が信頼性の高いものであって、非常用所内電源系からの受電時等の母線切替操作が容易である設計とする。 2.2.1.2.1 系統分離を考慮した母線構成 通常運転時は、発電機から所内変圧器を介して非常高圧母線へ給電し、発電機停止時には 275kV 開閉所から起動変圧器を介して非常用高圧母線へ給電する設計とする。また、66kV 送電線を予備電源として使用することも可能な設計とする。非常用母線を3 母線確保することで、多重性を損なうことなく、系統分離を考慮して母線を構成する設計とする。詳細な系統構成は 2.2.1.1.2.2 項参照。 2.2.1.2.2 電気系統を構成する個々の機器の信頼性電気系統を構成する送電線 (275kV 送電線 (牡鹿幹線及び松島幹線) 及び 66kV 送電線 (塚浜支線 (鮎川線 1 号を一部含む。) 及び 万石線))、母線、変圧器、非常用電源系、その他関連する機器については、電気学会電気規格調査会にて定められた規格 (J E C) 又は日本産業規格 (J I S)等で定められた適切な仕様を選定し、信頼性の高い設計とする。	差異理由

第33条 保安電源設備

2.1.1.3 電力の供給が停止しない構成

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

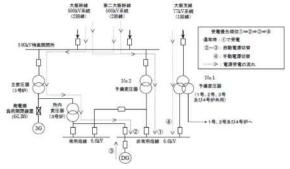
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

2.1.1.3 電力の供給が停止しない構成

非常用母線が優先電源(No. 2予備変圧器)から受電できなくなった場合には後備電源(所内変圧器に切替えられ最終的にはディーゼル発電機が投入)に切替えられる。本切替えは、通常自動切替えであり容易に実施可能な構成となっている。

大飯発電所3/4号炉

さらにディーゼル発電機からの受電も失敗した場合には、N o. 1予備変圧器から受電する。本切替えは、手動切替えで容易 に実施可能である。

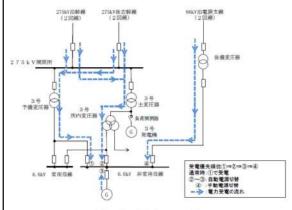


非常用母線の受電切替のイメージ図

非常用母線が優先電源(予備変圧器)から受電できなくなった 場合には、後備電源(所内変圧器に切替えられ、最終的にはディ ーゼル発電機が投入)に切替えられる。本切替は、通常自動切替 であり容易に実施可能な構成となっている。

泊発電所3号炉

さらに、ディーゼル発電機からの受電も失敗した場合には、後 備変圧器から受電する。本切替は手動切替で容易に実施可能であ る。



非常用母線の受電切替のイメージ図

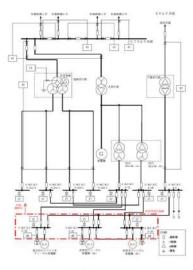
2.2.1.2.3 非常用所内電源系からの受電時等の母線の切替操作

重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器で、その機能を達成するために電力を必要とするものについては、非常用高圧母線から電源供給可能な構成とし、非常用高圧母線は外部電源並びに非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)のいずれからも受電できる構成としている(第2.2.1-15 図参照)。【設置許可基準規則 第33条 第1項】このうち、外部電源については、送電線に接続する遮断器や断路器等を設置した275kV 開閉所機器、66kV 開閉所機器,開閉所電圧を降圧する変圧器、及び高圧母線等を設置した所内高圧系統から構成される。

女川原子力発電所 2号炉

開閉所機器,変圧器及び所内高圧系統については,送電線や所 内電源の切替操作が容易に実施可能なように操作スイッチ等を 設ける設備構成としている。【設置許可基準規則第33条第3項 解釈1、第4項解釈3、解釈4】

非常用所内電源系は、所内変圧器から受電できない場合、起動変圧器への自動切替が可能であり、所内変圧器及び起動変圧器から受電できない場合、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)からの受電に自動切替される。また、所内変圧器、起動変圧器、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)から受電できない場合、予備変圧器からの受電に自動切替される等、安全施設への電力の供給が停止することがない構成としている。【設置許可基準規則第33条第3項解釈1】



第2.2.1-15回 所內學權結釋因

設備名称の相違(2)

差異理由

設備設計等の相違(5)

記載表現の相違

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		非常用高圧母線は,通常運転時は発電機から所内変圧器及び常	
		用高圧母線を通して受電する。	
		通常運転時の受電経路は以下のとおり。	
		・非常用高圧母線(6.9kV M/C 6-2C): 発電機→所内変圧器	
		(A) →常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2A) →非常用高圧母	
		線 (6.9kV M/C 6-2C)	
		・非常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2D): 発電機→所内変圧器	
		(B) →常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2B) →非常用高圧母	
		線 (6.9kV M/C 6-2D)	
		・非常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2H): 発電機→所内変圧器	
		(A) →常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2A) →非常用高圧母	
		線 (6.9kV M/C 6-2H)	
		所内変圧器回路の故障時又は発電用原子炉の停止時には,	
		275kV 送電線(牡鹿幹線又は松島幹線)から起動変圧器, 共通用	
		高圧母線及び常用高圧母線を通して受電するように切り替える。	
		発電用原子炉停止時の受電経路は以下のとおり。	
		非常用高圧母線(6.9kV M/C 6-2C): 275kV 送電線→起動変	
		圧器→共通用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2SA-1) →常用高圧	
		母線 (6.9kV M/C 6-2A) →非常用高圧母線 (6.9kV M/C	
		6-2C)	
		·非常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2D): 275kV 送電線→起動変	
		圧器→共通用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2SB-1) →常用高圧	
		母線 (6.9kV M/C 6-2B) →非常用高圧母線 (6.9kV M/C	
		6-2D)	
		・非常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2H): 275kV 送電線→起動変	
		圧器→共通用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2SA-1) →常用高圧	
		母線 (6.9kV M/C 6-2A) →非常用高圧母線 (6.9kV M/C	
		6-2H)	
		非常用高圧母線が 275kV 送電線 (牡鹿幹線及び松島幹線) から	
		受電できなくなった場合,非常用ディーゼル発電機(A),非常用	
		ディーゼル発電機 (B) 及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電	
		機は自動起動し、非常用高圧母線へ給電する。	
		275kV 送電線(牡鹿幹線及び松島幹線)から受電できなくなっ	
		た場合の受電経路は以下のとおり。	
		・非常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2C): 非常用ディーゼル発	
		電機 (A) →非常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2C)	
		 非常用高圧母線(6.9kV M/C 6-2D): 非常用ディーゼル発 	
		電機 (B) →非常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2D)	
		 非常用高圧母線(6.9kV M/C 6-2H): 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル窓標準、北岸田高圧 R 22 (5.0kV M/C 6.0kV M/C 6.	
		ディーゼル発電機→非常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2H)	
		更に、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼ	
		ル発電機を含む。) から受電できなくなった場合, 66kV送電線か	
		ら予備変圧器を通しての給電へ自動切替される。	

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電	
		機を含む。)から受電できなくなった場合の受電経路は以下のと	
		おり。	
		・非常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2C): 66kV 送電線→予備変	
		圧器→予備高圧母線 (6.9kV M/C 6-E) →非常用高圧母線	
		(6, 9kV M/C 6-2C)	
		・非常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2D): 66kV 送電線→予備変	
		圧器→予備高圧母線 (6.9kV M/C 6-E) →非常用高圧母線	
		(6.9kV M/C 6-2D)	
		※予備高圧母線 (6.9kV M/C 6-E) は非常用高圧母線 (6.9kV	
		M/C 6-2C) への母線供給を優先とし、非常用高圧母線	
		(6.9kV M/C 6-2C) へ供給時は非常用高圧母線 (6.9kV M	
		/C 6-2D) へ供給しない。	
		・非常用高圧母線 (6.9kV M/C 6-2H):66kV 送電線→予備変	
		圧器→予備高圧母線 (6.9kV M/C 6-E) →非常用高圧母線	
		(6. 9kV M/C 6-2H)	
		たわ、北井田ゴ、、おりの香株(古田村とコプリノガゴ、、お	
		なお、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼ	
		ル発電機を含む。)への受電切替及び予備変圧器への受電切替は、	
		変圧器の故障等により母線電圧が低下したことを検知する不足	
		電圧継電器の動作により自動切替する設計とする(第2.2.1-16	
		図参照)。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈1】	
		非常用母線の切替えについて	
		①通常時は、所内変圧器から受電 用内変圧器から受電	
		② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	
		62-A 6-28A 6-2CE 962-6-2CE 962-6-2	
		6-2A母# ない場合、非常用ディーゼル発電機からの 受電に切替え	
		6-2AG	
		5-2- Doists - 安田	
		◆3	
		8-2DGA (凡朝) (凡朝)	
		DG 素圧進新機	
		④非常用ディーゼル発電機等から受電でき	
		ディーゼル発電機(A) ない場合、予備変圧器からの受電に切替え 第2、2、1-16図 非常用母線の受電切替のイメージ	
		(非常用ディーゼル発電機 (A) の例)	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備

2.1.2 電線路の独立性

2.1.2.1 大飯発電所3号炉及び4号炉への電線路の独立性

大飯発電所3/4号炉

大飯発電所に接続する送電線の構成は、500kV送電線4回 線(4回線は連絡ラインで接続されている。)と、77kV送電線 1回線で構成されており、500kV送電線のうち2回線(大飯 幹線)は、約70km離れた西京都変電所に連系し、他の2回線(第 二大飯幹線) は、約 50km 離れた京北開閉所に連系する。77k V送電線1回線(大飯支線)は、約26km離れた小浜変電所に接 続する。これらの変電所の概ね直下には活断層が認められておら ず、津波による浸水のおそれがないことを確認している。

これらの変電所は、その電力系統における上流側の接続先にお いて異なる変電所に連系し、1つの変電所が停止することによっ て、当該原子力施設に接続された送電線がすべて停止する事態に 至らない設計とする。



2.1.2 電線路の独立性

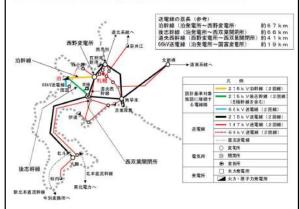
2.1.2.1 泊発電所3号炉への電線路の独立性

泊発電所3号炉に接続する送電線の構成は、275kV送電線4回 線(4回線はタイラインで接続されている)と 66kV 送電線2回 線とで構成されており、275kV送電線4回線のうち2回線(泊幹 線) は、約 67km 離れた西野変電所に連系し、他の2回線(後志 幹線) は約 66km 離れた西双葉開閉所に連系する。66kV 送電線 (泊 電源支線) 2回線は茅沼線及び泊支線を経由して約 19km 離れた 国富変電所に連系する。これらの電気所の概ね直下には活断層が 認められておらず、津波による浸水の恐れがないことを確認して いる。

泊発電所3号炉

上記4回線の275kV送電線は、万一、泊幹線、後志幹線の上 流側接続先である西野変電所又は西双葉開閉所のいずれかが全 停電した場合でも、残りの電気所から泊発電所3号炉への電力供 給が可能となる構成としており、1つの電気所が停止することに よって、当該原子炉施設に接続された送電線がすべて停止する事 態に至らない設計とする。さらに、上記4回線の275kV送電線が すべて喪失しても国富変電所から電力の供給が可能である。

なお、泊幹線及び後志幹線を含む道央圏の275kV系統は、ルー プ状に形成しており供給信頼性の向上を図っている。



泊発電所周辺の主な電力系統

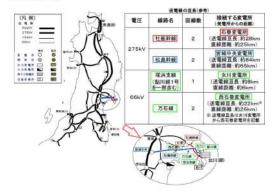
2.2.2 電線路の独立性

2.2.2.1 外部電源受電回路について

女川原子力発電所は、275kV 送電線4回線及び 66kV 送電線1 回線の合計5回線で電力系統に連系し、275kV 送電線(牡鹿幹線) 2回線1ルートが発電所から送電線亘長で約28km離れた石巻変 電所に、275kV 送電線(松島幹線)2回線1ルートが発電所から 送電線亘長で約84km離れた宮城中央変電所に、66kV送電線(塚 浜支線(鮎川線1号を一部含む。)及び万石線)1回線1ルートが 発電所から送電線互長で約8km離れた女川変電所及びその上流 接続先である約22km離れた西石巻変電所に連系する設計とする。

女川原子力発電所 2号炉

外部電源受電回路の送電系統図を第2.2.2-1 図に、66kV 送電 線 (塚浜支線) と 66kV 送電線 (鮎川線) 1号の接続状況を第2.2.2 -2 図に示す。



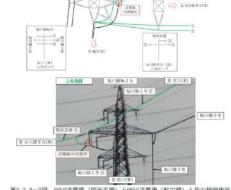
第2.2.2-1図 送電系統図

N-1814

報送支援

撮影方向

MINETED |



第2,2,2-2図 66kV送電線 (環派支縮) と66kV送電線 (鮎川線) 1号の接続状況

記載表現の相違

設備構成の相違(3)

差異理由

設備設計等の相違(4)

記載名称の相違(8)

記載方針の相違(2)

記載方針の相違(3) 記載表現の相違

記載表現の相違

記載方針の相違(3)

設備設計等の相違(4)

設備構成の相違(3)

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		2.2.2.2 複数の変電所又は開閉所との接続	
		275kV 送電線は, 275kV 送電線(牡鹿幹線) 2回線1ルートが	
		発電所から送電線互長で約 28km 離れた石巻変電所に, 275kV 送	
		電線(松島幹線)2回線1ルートが発電所から送電線亘長で約	
		84km 離れた宮城中央変電所に、66kV 送電線(塚浜支線(鮎川線	
		1号を一部含む。)及び万石線)1回線1ルートが発電所から送	
		電線亘長で約8km 離れた女川変電所及びその上流接続先である	
		約 22km 離れた西石巻変電所に連系する設計とする。 女川原子力発電所は、複数の異なる変電所へ連系することによ	
		り、1つの変電所が停止することにより当該発電用原子炉施設に	
		接続された送電線がすべて停止する事態に至らない設計とする。	
		【設置許可基準規則第33条 第1項, 第3項 解釈1, 第4項 解	
		釈3,解釈4】	
		Control Control	

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		2.2.2.2.1 変電所等と活断層等の位置	
		宮城中央変電所, 石巻変電所, 女川変電所及び西石巻変電所は,	
		共通する活断層の上部に設置されていない。女川原子力発電所に	
		接続する送電線等*と活断層との交差箇所において、鉄塔敷地内	
		に活断層の横断はなく、断層運動による送電線への重大な影響は	
		ないものと判断している。第2.2.2-3 図に変電所等と活断層と	
		の位置を示す。	
		宮城中央変電所、石巻変電所、女川変電所及び西石巻変電所は	
		それぞれ独立しており, 女川原子力発電所から, 直線距離で約	
		65km, 約25km, 約6km, 約26km離れた場所に設置し,位置的に	
		分散している。	
		正正 2794代重新報	
		*「女川原子力発電所に接続する送電線等」とは275kV送電線(松	
		島幹線及び牡鹿幹線), 66kV送電線(塚浜支線,鮎川線及び万	
		石線)をいう。	
		なお、宮城中央変電所、石巻変電所、女川変電所及び西石巻変	
		電所は、第2.2.2-1表のとおり、それぞれ標高約230m、約12m、	
		約 40m, 約 2m にあり、津波の影響を受けない位置に設置してい	
		ప 。	
		石巻変電所、女川変電所及び西石巻変電所の設置場所は、第	
		2.2.2-4 図のとおり, 東北地方太平洋沖地震の浸水範囲にも該当	
		していないことから津波の影響を受けないことを確認している。	
		宮城中央変電所については海岸からの距離が 23km と内陸部に	
		位置しており、国土地理院の浸水範囲概況図が作成されていない	
		ため、図には記載されていない。	
		第2.2.2-1.例 定電所の設置場所 電気所の 施用からの政策 同場外を監局 25mm 的25mm (お寄生返回 25mm 91.25mm (お寄生返回 25mm 91.25mm (お寄生返回 25mm 91.25mm (おりを返回 25mm 91.25mm (おりを返回 25mm 91.25mm)	
		第2.2.2-4 図 東北地方女子保持性弱の役を範囲構定部 (図土地物院)	
		時期みの内容は消毒機関の概なからか限できません。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

泊発電所3号炉

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

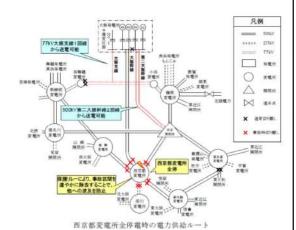
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備

2.1.2.1.1 西京都変電所全停電時の供給系統

大飯発電所に接続する送電線の構成は、500kV送電線4回 線(4回線は連絡ラインで接続されている。)と、77kV送電線 1回線で構成されており、500kV送電線のうち2回線(大飯 幹線)は、約70km離れた西京都変電所に接続し、他の2回線(第 二大飯幹線) は、約 50km 離れた京北開閉所に接続する。77k V送電線1回線(大飯支線)は、約26km離れた小浜変電所に接 続する。仮に西京都変電所が全停電となった場合でも、保護リレ 一により事故区間を速やかに除去することで、他への波及を防止 するとともに、500kV第二大飯幹線2回線及び77kV大飯 支線からの送電が継続されることから大飯発電所の外部電源系 が全停電することはない。

大飯発電所3/4号炉



2.1.2.1.1 西野変電所全停電時の供給系統

泊発電所に接続する送電線のうち、通常時に接続される 275kV 送電線は、4回線(4回線はタイラインで接続されている)で構 成されており、275kV送電線4回線のうち2回線(泊幹線)は西 野変電所に連系し、他の2回線(後志幹線)は西双葉開閉所に連 系する。仮に西野変電所が全停電となった場合でも、保護リレー により事故区間を速やかに除去することで、他への波及を防止す るとともに西双葉開閉所からの送電が継続されることから泊発 電所の外部電源系が全停電することはない。



2.2.2.2.2 変電所又は開閉所の停止想定 2.2.2.2.2.1 石巻変電所全停時の供給系統

275kV 送電線(牡鹿幹線及び松島幹線)を含む 275kV 系統は、 ループ状に形成しており供給信頼性の向上を図っている。

女川原子力発電所 2号炉

万一, 石巻変電所が事故等により全停電した場合には, 第2.2.2 -5 図に示すとおり、宮城中央変電所から 275kV 送電線(松島幹 線) 又は西石巻変電所から 66kV 送電線 (塚浜支線 (鮎川線1号 を一部含む。) 及び万石線) にて女川原子力発電所への電力供給 が可能である。【設置許可基準規則第33条 第4項解釈4】

設備構成の相違(3)

差異理由

記載表現の相違 設備設計等の相違(4)

記載方針の相違(2)





第2.2.2-5 図 石巻変電所全停時の供給系統

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉 差異理由 泊発電所3号炉 女川原子力発電所 2号炉 2.1.2.1.2 京北開閉所全停電時の供給系統 2.1.2.1.2 西双葉開閉所全停電時の供給系統 2.2.2.2.2.2 宮城中央変電所全停時の供給系統 設備構成の相違(3) 大飯発電所に接続する送電線の構成は、500kV送電線4回 泊発電所に接続する送電線のうち、通常時に接続される 275kV 宮城中央変電所が事故等により全停電した場合には、第2.2.2 記載表現の相違 線(4回線は連絡ラインで接続されている。)と、77kV送電線 送電線は、4回線(4回線はタイラインで接続されている)で構 -6 図に示すとおり、石巻変電所から 275kV 送電線(牡鹿幹線) 設備設計等の相違(4) 1回線で構成されており、500kV送電線のうち2回線(大飯 成されており、275kV 送電線 4 回線のうち 2 回線(後志幹線) は 又は西石巻変電所から 66kV 送電線 (塚浜支線 (鮎川線1号を一 幹線)は、約70km離れた西京都変電所に接続し、他の2回線(第 西双葉開閉所に連系し、他の2回線(泊幹線)は西野変電所に連 部含む。) 及び万石線) にて女川原子力発電所への電力供給が可 記載方針の相違(2) 二大飯幹線) は、約 50km 離れた京北開閉所に接続する。77k 系する。仮に西双葉開閉所が全停電となった場合でも、保護リレ 能である。【設置許可基準規則第33条 第4項 解釈4】 V送電線1回線(大飯支線)は、約26km離れた小浜変電所に接 ーにより事故区間を速やかに除去することで、他への波及を防止 続する。仮に京北開閉所が全停電となった場合でも、保護リレー するとともに西野変電所からの送電が継続されることから泊発 により事故区間を速やかに除去することで、他への波及を防止す 電所の外部電源系が全停電することはない。 るとともに、500kV大飯幹線2回線及び77kV大飯支線1 回線からの送電が継続されることから大飯発電所の外部電源系 が全停電することはない。 凡例 275kV 77k//大坂支韓1回線 から送電可能 ※ 発電器 0 **彩电池** △ MMH 割除形 安電所 500kV大飯幹線2回線 から送電可能 275kV 陳刊幹線 X 建常的糖L 発揮リーにより 事故区型な 万が一、宮城中央変電形が事故等に 連やかに設去することで 他への変更を防止 より全停電した場合でも、石巻変電所から275kV送電器(牡鹿幹器)又は西 ※ 等品特买的棚 支援 - (食名川 安電用 - (食名川 方が一、西双葉期間所が素放薬によ 全体電した場合でも、西野変電所 から泊発電所に電力供給が可能 育: 法受電不能 非 法受電可能 第2.2.2-6回 宮城中央変電所全停時の供給系統 西双葉開閉所全停電時の電力供給ルート 京北開閉所全停電時の電力供給ルート

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所 2号炉 差異理由 2.1.2.1.3 小浜変電所全停電時の供給系統 2.2.2.2.3 女川変電所全停時の供給系統 設備設計等の相違(4) 大飯発電所に接続する送電線の構成は、500kV送電線4回 女川変電所が事故等により全停電した場合には,第2.2.2-7 線(4回線は連絡ラインで接続されている。)と、77kV送電線 図に示すとおり、宮城中央変電所又は石巻変電所から 275kV 送電 1回線で構成されており、500kV送電線のうち2回線(大飯 線(松島幹線又は牡鹿幹線)にて女川原子力発電所への電力供給 幹線)は、約70km離れた西京都変電所に接続し、他の2回線(第 が可能である。【設置許可基準規則第33条 第4項 解釈4】 二大飯幹線) は、約50km 離れた京北開閉所に接続する。77k V送電線1回線(大飯支線)は、約26km離れた小浜変電所に接 続する。仮に小浜変電所が全停電となった場合でも、保護リレー により事故区間を速やかに除去することで、他への波及を防止す るとともに500kV大飯幹線2回線及び500kV第二大飯 幹線 2 回線からの送電が継続されることから大飯発電所の外部 電源系が全停電することはない。 万が一、女川変電所が事故等により 全停電した場合でも、宮城中央変電所 又は石巻変電所から275kV送電線 凡例 (松島幹線又は牡鹿幹線)にて女川発 電所に電力供給が可能 seers 250AV 保護リルーにより。事故区間を 連やかに動去することで、 他への波及を防止 TWV 10世年 青:诱笑電不能 赤:活笑電可能 O 255 第2.2.2-7 図 女川変電所全停時の供給系統 SPREN. AME 新田田 宋電用 500kV大飯幹辦2問轉 **⊠** and X BERRE 500KV第二大版幹線2回線 から送電可能 × 事故神识的概念 定務 - (銀名川 安衛市 小浜変電所全停電時の電力供給ルート

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉

2.1.3 電線路の物理的分離 2.1.3.1 送電線の物理的分離

大飯発電所に接続する送電線は、500kV送電線4回線と7 7 k V送電線 1 回線の設備構成であり、すべての送電線が同一鉄 塔に架線されている箇所はなく、物理的に分離した構成としてい る。具体的には、大飯幹線及び第二大飯幹線と大飯支線のそれぞ れに送電鉄塔を備えており、物理的に分離した設計としている。

これらの送電鉄塔について、敷地周辺の地盤変状の影響による 二次的被害の要因である盛土崩壊や地すべり、急傾斜地の土砂崩 壊の影響を評価し、必要な対策を実施しており、共倒れのリスク は極めて低いと考えている。



送電線の物理的分離

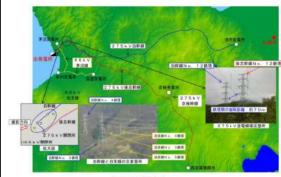
2.1.3 電線路の物理的分離

2.1.3.1 送電線の物理的分離

泊発電所に接続する送電線は、275kV 送電線2ルート4回線、 66kV 送電線1ルート2回線の設備構成であり,全ての送電線が同 一鉄塔に架線されている箇所はなく、物理的に分離した構成とし ている。具体的には、泊幹線、後志幹線及び茅沼線経由泊支線の それぞれに送電鉄塔を備えており、物理的に分離した設計として いる。

泊発電所3号炉

これらの送電鉄塔について, 敷地周辺の地盤変状の影響による 二次的被害の要因である盛土崩壊や地すべり, 急傾斜地の土砂崩 壊の影響を評価し、鉄塔基礎の安定性に問題ないことを確認して おり、共倒れのリスクは極めて低いと考えている。



送電線の物理的分離

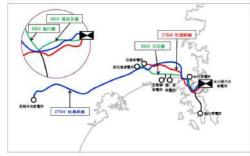
2.2.3 電線路の物理的分離

2.2.3.1 送電鉄塔への架線方法について

女川原子力発電所に接続する送電線は、275kV 送電線4回線(松 記載表現の相違 島幹線2回線, 牡鹿幹線2回線) と 66kV 送電線1回線 (塚浜支 <mark>設備構成の相違(3)</mark> 線(鮎川線1号を一部含む。)及び万石線)であり、全ての送電線 | 設備設計等の相違(4) が同一鉄塔に架線されている箇所はなく, 物理的に分離した設計 とする。

女川原子力発電所 2号炉

全ての送電線が同一の送電鉄塔に架線しないよう、275kV 送電 線(牡鹿幹線)と、275kV送電線(松島幹線)及び66kV送電線(塚 浜支線(鮎川線1号を一部含む。)及び万石線)は別に送電鉄塔を 備えており、物理的に分離した設計としている(第2.2.3-1図 参照)。【設置許可基準規則第33条第5項解积5】



第2.2.3-1図 送電線ルート

差異理由

第33条 保安電源設備

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

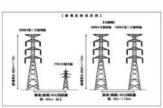
大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 2.1.3.2 送電線の交差箇所・近接区間の概要について

大飯発電所に接続する送電線は、500kV送電線4回線と7 7 k V送電線 1 回線の設備構成であり、すべての送電線が同一鉄 塔に架線されている箇所はなく、物理的に分離した構成としてい る。大飯幹線及び第二大飯幹線と大飯支線のそれぞれに送電鉄塔 を備えており、物理的に分離した設計としている。なお、送電線 の交差箇所、近接区間の状況については以下のとおりである。

【送電線の交差箇所・近接区間】

- (1) 5 0 0 k V 送電線と 7 7 k V 送電線の交差箇所 4 箇所
- (2) 5 0 0 k V 送電線同士の交差箇所 無し
- (3)500kV大飯幹線と500kV第二大飯幹線の近接区間 2区間
- (4) 500kV第二大飯幹線と77kV大飯支線の近接区間 1区間





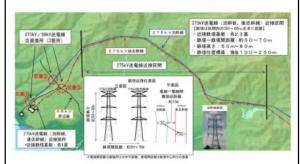
送電線の交差箇所及び近接区間

2.1.3.2 送電線の交差箇所・近接区間の概要について

泊発電所に接続する送電線は、275kV 送電線 4 回線、66kV 送電 線2回線の設備構成であり、全ての送電線が同一鉄塔に架線され ている箇所はなく, 物理的に分離した構成としている。 具体的に は、泊幹線、後志幹線及び茅沼線経由泊支線のそれぞれに送電鉄 塔を備えており、物理的に分離した設計としている。なお、送電 線の交差箇所、近接区間の状況については以下のとおりである。

【送電線の交差箇所・近接区間】

- (1)275kV と 66kV 送電線における交差箇所は3箇所
- (2)275kV 送電線同士の交差箇所はなし
- (3) 275kV 泊幹線, 275kV 後志幹線が近接している箇所は24 基



送電線の交差箇所・近接区間

なお、女川原子力発電所に接続する送電線等には、第2.2.3-2図のとおり、発電所構外において接近・交差・併架する箇所が

女川原子力発電所 2号炉

これらの箇所については、仮に1つの鉄塔が倒壊しても、電線 の張力方向によってすべての送電線が同時に機能喪失しない鉄 塔の配置となる設計とする。

7箇所(①~⑦)ある。

また、構内の送電鉄塔は、重大事故等対処設備、防潮堤、アク セスルートへの影響を考慮する。



第2.2.3-2 図 送電線の接近・交差・併架箇所

女川原子力発電所に接続する送電線等の接近・交差・併架箇所 の状況は、第2.2.3-1表のとおり。

区 分	状 況
①交差箇所	・275kV 松島幹線(Na.3~Na.4)と 66kV 環浜支線(Na.6~Na.7)の交差
②接近・交差箇所	- 275kV 松島幹線(Na10)と 275kV 杜鹿幹線(Na10~Na11)の接近 - 275kV 杜鹿幹線(Na10)と 275kV 杜島幹線(Na 9~Na10)の接近 - 275kV 牡鹿幹線(Na 9~Na10)と 66kV 鮎川線(Na25~Na26)の交差 - 275kV 牡鹿幹線(Na 9~Na10)と 66kV 鮎川線(Na26~Na27)の交差
③接近箇所	 275kV 松島幹線 (Nu26) と 275kV 牡鹿幹線 (Nu29~Nu30) の接近 275kV 牡鹿幹線 (Nu29) と 275kV 松島幹線 (Nu25~Nu26) の接近
(1) 接近箇所	・275kV 松島幹線(Na27)と 66kV 万石線(Na77~Na78)の接近
⑤接近・交差箇所	- 275kV 松島幹線(Na.28)と 275kV 杜鹿幹線(Na.30~Na.31)の接近 - 275kV 松島幹線(Na.29)と 275kV 杜鹿幹線(Na.32~Na.33)の接近 - 275kV 杜鹿幹線(Na.33)と 275kV 松島幹線(Na.32~Na.30)の接近 - 275kV 杜島幹線(Na.32~Na.29)と 66kV 万石線(Na.75~Na.76)の交差 - 275kV 杜鹿幹線(Na.32~Na.33)と 66kV 万石線(Na.73~Na.74)の交差
⑥接近・交差箇所	 275kV 牡鹿幹線(Na72) と 275kV 松島幹線(Na75) の接近 275kV 松島幹線(Na75~Na76) と 275kV 牡鹿幹線(Na71~Na72 またはNa72~Na73) の交差
⑦併架箇所	・275kV 松島幹線 (Na82~Na87) と 66kV 万石線 (Na15~Na20) の併架

※「AとBの接近・交差・併架」とは、Aの倒壊がBの停電に波及しうる位 置関係にあることを示している。

女川原子力発電所に接続する送電線等の接近・交差・併架箇所 において, 万一, 送電線事故が発生した場合における評価は, 第 2.2.3-2表のとおりであり、いずれの場合も女川原子力発電所へ の電力供給が継続して可能である。

記載表現の相違 設備構成の相違(3) 設備設計等の相違(4)

差異理由

設備構成の相違(3) 設備設計等の相違(4) 記載表現の相違

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉 差異理由	
		第 2. 2. 3-2 表 送電線の接近・交差・併架箇所の評価結果 IX 分 事故報路 事故発生時の評価 275kV 松島幹線・275kV 松島幹線が開業すると、交差する 66kV 原底支線に接触	
		106k 被 街 文献	
		(275kV 牡鹿幹線の回線は、電線張力の影響により、接近する 275kV 牡島幹線・275kV 牡鹿幹線・275kV 牡鹿幹線・275kV 牡鹿幹線・275kV 牡鹿幹線・275kV 牡鹿幹線・275kV 牡鹿幹線・275kV 牡鹿幹線・275kV 牡鹿幹線・275kV 牡鹿幹線・275kV 牡鹿幹線が回爆すると、電線張力の影響により、接近する 275kV 牡鹿幹線が回場すると、電線張力の影響により、接近する 275kV 牡鹿幹線と 66kV 塚原支線で供給が可能	
		①接近箇所 275kV 松島幹線 4275kV 松島幹線が倒壊すると、電線張力の影響により、接近 する 66kV 万石線とは逆方向のため接触することはなく、275kV 牡鹿幹線と 66kV 尿底支線で供給が可能	
		275kV 松島幹線 - 275kV 松島幹線が検索すると、交差する66kV 万石線 ⑥接近・交差 (275kV 松島幹線の倒線は、電線電力の影響により、接近する75kV 杜鹿幹線とは逆力向のため、接触しない) 1 (275kV 松鹿幹線が側線は、電線電力の影響により、接近する75kV 杜鹿幹線とは逆力向のため、接触しない) 275kV 杜鹿幹線が開業すると、交流する66kV 万石線に接触し 275kV 杜鹿幹線が開業ととるが、275kV 松島幹線(総約が可能) (275kV 杜鹿幹線の開線は、電線張力の影響により、接近する	
		275kV 社島幹線とは逆方向のため、接触しない 275kV 社島幹線とは逆方向のため、接触しない 275kV 社鹿幹線 75 275kV 松島幹線とは逆方向のため接触すると、在線班力の影響により、接近 する 275kV 松島幹線と 68kV 原味支線で供給が可能 275kV 松島幹線・275kV 松島幹線・4年8kB間の鉄場が掲載すると、併祭する 2 ルートが停電となるが、68kV 塚原大線で供給が可能 275kV 松島幹線・4年8kB間の鉄場が掲載すると、任祭する 2 ルートが停電とな	
		○伊米爾内 66kV 万石線 るが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能	

第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2号炉 差異理由 泊発電所3号炉 2.1.3.2.1 送電線の交差簡所について 2.1.3.2.1 送電線の交差簡所について ①交差簡所の状況 交差区間①②において交差箇所①では500kV大飯幹線と 送電線の交差部においては、上部の送電線は断線など何らかの 第2.2.3-3 図に275kV 送電線(松島幹線)と66kV 送電線(塚 設備構成の相違(3) 77kV大飯支線(小浜線)が交差しており、交差箇所②では5 異常が発生した場合に、下部の送電線へ影響を与え、上部、下部 設備設計等の相違(4) 浜支線) の交差箇所の現地状況を示す。 00kV第二大飯幹線と77kV大飯支線(小浜線)が交差して 同時に機能を喪失することが考えられる。一方で、下方の送電線 記載表現の相違 いる。これらの交差箇所で送電線事故が発生した場合でも、下記 に断線など何らかの異常が発生した場合には、上部の送電線へ影 のとおり500kV送電線1ルートで送電が継続されることか 響を与えることはない。 ら大飯発電所の外部電源系が全停電することはない。なお、77 泊発電所に接続する 66kV 送電線 (茅沼線及び泊支線, 交差部 記載方針の相違(2) k V 送電線は500k V 送電線より下方で交差しており、77k の鉄塔高さ約 20~40m) は、275kV 送電線(泊幹線及び後志幹線、 V送電線による500kV送電線への影響は無い。 交差部の鉄塔高さ約65~85m)より、下方で交差していることか ら,66kV 送電線の異常が275kV 送電線へ影響を与えることはな 10 このため、275kV 送電線の異常が 66kV 送電線に影響を与える場 合を以下のように想定し、外部電源が全停電に至ることがないか 確認した。 (1)275kV (泊幹線) が 66kV (茅沼線及び泊支線) へ影響を与える (1) 交差①での送電線事故時 ⇒ 500kV第二大飯幹線2回線 (交差①及び②での送電線事故時) → 275kV 後志幹線 2回線 により供給可能 により供給可能 (2)275kV (後志幹線) が 66kV (茅沼線) へ影響を与える場合 (2) 交差②での送電線事故時 ⇒ 500kV大飯幹線2回線によ (交差③での送電線事故時) → 275kV 泊幹線2回線により供 第 2, 2, 3-3 図 ①交差箇所の現地状況 り供給可能 給可能 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません ○想定状況1/1 (交差) 上記のとおり、交差部で送電線事故が発生した場合でも外部電 源が全停電することはない。 1. 松島幹線No.3又はNo.4の鉄塔が倒壊, 松島幹線No.3~No.4の電線 が落下し、松島幹線が停電する。 500kV/77kV送電線交差箇所の断面イメージ図 500kV大振幹線、500kV第二大振幹線 275kV/65kV送電線交長重形の新張イメージ間 写真 (1) 交差①: 治幹線と治支線の交換管所 の形象にある 0.2 mag 0 2. 松島幹線No.3~No.4の電線が、塚浜支線No.6~No.7の電線と接触 275KV泊幹線, 275kV後泡料線 し、塚浜支線が停電する。 3. 牡鹿幹線の2回線が残り, 女川原子力発電所に電力供給が可 800V東京線 800V音楽線 能である。 22.00 -100 66KV李浴8 275kV泊幹線 77以大新支續(小正線) (3)供給ルート 写真(2)交差(2(3): 油幹額・後志幹線と茅沼線の交差箇所 Distance Distances FIRMS. 交差区間① 交差区間②

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯	発電所	3/4号5	-		泊発電所3号炉	女川原子力発1	電所 2 号炉	差異理印
						②接近・交差箇所の状況 第 2. 2. 3-4 図に 275kV 送電線 鹿幹線), 66kV 送電線(鮎川線)の	(松島幹線),275kV 送電線(牡	
大大	ž ×	×	×	×		示 す。		
第二十十二十十二十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	E 0	×	0	×				
大物	数 本	0	×	0				
龍木可 離隔距離	27.6m	23.3m	13.4m	42.6m		TANK (MARKA)	Title GARGENS THE VERSENS	
和 :: ::	在liij No 大販支線 No.25~No.26	大販支線 No.24~No.25	小浜線 No.95~No.96	小浜線 No.95~No.96		TATALON TO SERVICE STATE OF THE PARTY OF THE		
出	毛圧 77kV ラ	77kV >	77kV	77kV		India.	NAS AREA AREA AREA AREA AREA AREA AREA AR	
上方の送電線	任间 No. 大飯幹線 No.5~No.6	第二大版幹線 No.7~No.8	大飯幹線 No.25~No.26	第二大飯支線 No.28~No.29		# 2.2.3-4 図 ②接近・ 特問ふの内容は命業機密の観 ○想定状況1/4 (接近・交差)	点から公開できません。	
	電圧 500kV	500kV	500kV	500kV		1. 松島幹線No.10の鉄塔が水平角I 幹線No.9~No.10の電線が落下し 2. 松島幹線No.9~No.10の電線が,	、松島幹線が停電する。	

33-124

触し, 鮎川線及び塚浜支線が停電する。

向のため、 牡鹿幹線とは接触しない。

能である。

3. 松島幹線No.10は、水平角度による張力方向が牡鹿幹線と逆方

4. 牡鹿幹線の2回線が残り, 女川原子力発電所に電力供給が可

大飯発電所

交差箇所

 交差区間①

 交差区間①

 交差

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方

 方
 </

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		○想定状況2/4 (接近・交差) 1. 牡鹿幹線№10の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊, 牡鹿幹線№9~№10の電線が落下し, 牡鹿幹線が停電する。 2. 牡鹿幹線№9~№10の電線が, 鮎川線№26~№27の電線と接触し, 鮎川線及び塚浜支線が停電する。 3. 牡鹿幹線№10は, 水平角度による張力方向が松島幹線と逆方向のため, 松島幹線とは接触しない。 4. 松島幹線の2回線が残り, 女川原子力発電所に電力供給が可能である。	
		○想定状況3/4 (交差) 1. 松島幹線№9の鉄塔が倒壊, 松島幹線№9~№10の電線が落下し, 松島幹線№9~№10の電線が, 鮎川線№25~№26の電線と接触し, 鮎川線及び塚浜支線が停電する。 3. 松島幹線№9~№10の電線も含め牡鹿幹線側に倒れたとしても松島幹線№9~№10の電線も含め牡鹿幹線とは離隔があり接触せず, 牡鹿幹線の2回線が残り, 女川原子力発電所に電力供給が可能である。	
		○想定状況4/4 (交差) 1. 牡鹿幹線№ 9の鉄塔が倒壊, 牡鹿幹線№ 9~№ 10の電線が落下し, 牡鹿幹線№ 9~№ 10の電線が, 鮎川線№ 26~№ 27の電線と接触し, 鮎川線及び塚浜支線が停電する。 3. 松島幹線の2回線が残り, 女川原子力発電所に電力供給が可能である。	

第33条 保安電源設備

か 寸

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由

2.1.3.2.2 送電線の近接区間について

500kV大飯幹線、500kV第二大飯幹線及び77kV大 飯支線については、鉄塔敷地周辺の地盤変状による鉄塔基礎の安 定性への影響評価を行い、問題がないことを確認しており、共倒 れリスクは極めて低いと判断している。(地盤変状の影響評価に ついては、「2.1.3.5 鉄塔基礎の安定性評価」にて記載)

大飯発電所3/4号炉

さらに、万一の斜面崩壊を仮定した場合でも、3ルートある送 電線の各鉄塔が同一斜面に位置する箇所はなく共倒れとならな いことを確認している。



(1) 近接区間概要



(2) 近接区間① (500kV大飯幹線と500kV第二大飯幹線)



(3) 近接区間② (500k V大飯幹線と500k V第二大飯幹線)



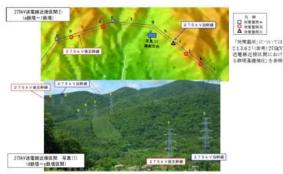
(4) 近接区間回 (500kV第二大飯幹線と77kV大飯支線)

2.1.3.2.2 送電線の近接区間について

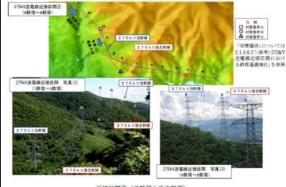
275kV 送電線(泊幹線及び後志幹線),66kV 送電線(茅沼線及び泊支線)については、鉄塔敷地周辺の地盤変状による鉄塔基礎の安定性への影響評価を行い、問題がないことを確認している(地盤変状の影響評価については、「2.1.3.5 鉄塔基礎の安定性評価」にて記載)。

近接区間①及び②については、泊幹線と後志幹線が近接している 状況にあるものの、万が一、事故が発生した場合でも約 19km 離 れている国富変電所から 66kV 送電線より供給が可能である。近 接区間①及び②については、地形・地質評価、表層評価、気象状 況から共倒れが発生するリスクは極めて低いと評価している。

以上のことから、3ルートある送電線の共倒れの発生リスクは極めて低いと判断している。



近接区間①(泊幹線と後志幹線)



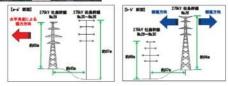
近接区間②(泊幹線と後志幹線)

③接近箇所の状況

第2.2.3-5 図に 275kV 送電線(松島幹線)と 275kV 送電線(牡 鹿幹線)の接近筒所の現地状況を示す。







第2.2.3-5 図 母接近箇所の現地状況

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません

○想定状況1/2 (接近)

- 1. 松島幹線No.26 (水平角度による電線張力の影響なし) の鉄塔 が倒壊し、松島幹線が停電する。
- 2. 松島幹線Na.26の鉄塔が牡鹿幹線Na.29~Na.30の電線に接触し、 牡鹿幹線が停電する。
- 3. 塚浜支線の1回線が残り,女川原子力発電所に電力供給が可能である。

○想定状況2/2 (接近)

- 1. 牡鹿幹線Na29の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊し, 牡 鹿幹線が停電する。
- 2. 牡鹿幹線No.29は水平角度による張力方向が松島幹線と逆方向 のため、松島幹線とは接触しない。
- 3. 松島幹線の2回線及び塚浜支線の1回線が残り,女川原子力 発電所に電力供給が可能である。

設備構成の相違(3) 設備設計等の相違(4) 記載表現の相違

	大飯発電所3/4号炉			泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由			
								④接近箇所の状況 第 2. 2. 3 - 6 図に 275kV 送電線(松島幹線)と 66kV 送電線(万石線)の接近箇所の現地状況を示す。	
回線維全)	大飯	英	0	0	0	×			
〇:2回線键全(大飯支線については1回線键全)※:送電不可	第二大	飯幹線	×	×	×	×			
全 (大飯支	大飯	幹	×	×	×	0		THE RANGEST STATE OF THE PARTY STATES OF THE P	
	機出監機		49.0m	28.0m	83.0m	65.0m		TOTAL A STATE	
A.PH	近接する送電線	径間 No	大飯幹線 No.1~No.2	第二大飯幹線 No.1~No.2	第二大飯幹線 No.8~No.9	大飯支線 No.18~No.19		770.7 (1980) 770.7 (1980) 170.7 (1980) 18.27 (1980) 18.	
		制田	500kV	500kV	500kV	77kV		1. 松島幹線No.27の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊し、松 島幹線が停電する。	
	鉄塔 No.	(鉄塔高さ) 第二大飯幹線 No.2	(81.4m)		大飯幹線 No.7 (113.1m)	第二大飯幹線 No.12 (97.8m)		 松島幹線No.27は水平角度による張力方向が万石線と逆方向のため,万石線とは接触しない。また,松島幹線No.27は松島幹線No.26~No.28の電線も含め牡鹿幹線とは離隔があり接触しない。 牡鹿幹線の2回線及び塚浜支線の1回線が残り,女川原子力発電所に電力供給が可能である。 	
	出態	1	500kV	500kV	500kV	500kV			
	近接	区画	Θ	Θ	0	@			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載基本用、設備を称の知道(宝質的な知道な)

33条 保安電源設備	旧発電所 3 号炉 DB 基準	國合門 比較衣 r.4.0 線字:記載表現、設備名利	下の相違 (実質的な相違な
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		⑤接近・交差箇所の状況	
		第 2. 2. 3-7 図に 275kV 送電線 (松島幹線), 275kV 送電線 (牡	
		鹿幹線), 66kV 送電線(万石線)の接近・交差箇所の現地状況を	
		示す。	
		THE BANKS THE SERVICE	
		BEAUCH BE	
		A AMPLATI	
		\$200000° \$200000° \$100.00°	
		THE RESIDENCE OF THE PARTY OF T	
		THE REAL PROPERTY AND THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NAMED IN COL	
		ESSENSION AND ACCOUNTS AND ACCO	
		IN MILE THE STATE OF MILE THE SAME	
		- W 232	
		The same of the sa	
		第2.2.3-7図 ⑤接近・交差箇所の現地状況	
		特別みの内容は商業機舶の鍵点から公開できません。	
		○想定状況1/5 (接近・交差)	
		1. 松島幹線Na.28の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊, 松島	
		幹線No.27~No.29の電線が落下し、松島幹線が停電する。	
		2. 松島幹線Na.28~Na.29の電線が万石線Na.75~Na.76の電線と接触	
		し、万石線、鮎川線及び塚浜支線が停電する。	
		3. 松島幹線No.28は水平角度による張力方向が牡鹿幹線と逆方向	
		のため、松島幹線No.27~No.29の電線も含め牡鹿幹線とは接触	
		しない。	
		4. 牡鹿幹線の2回線が残り, 女川原子力発電所に電力供給が可	
		能である。	

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.1.3.2.3 500kV大飯幹線と500kV第二大飯幹線4回		○想定状況2/5 (接近・交差)	設備設計等の相違(4)
線同時停止した場合		1. 松島幹線No.29の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊, 松島	設備設計等の相違(5)
500kV大飯幹線、500kV第二大飯幹線4回線が同時停		幹線No.28~No.29の電線が落下し、松島幹線が停電する。	
止した場合は、下図に示すとおり77kV大飯支線からの電力供		2. 松島幹線No.28~No.29の電線が万石線No.75~No.76の電線と接触	
給が可能である。		し、万石線、鮎川線及び塚浜支線が停電する。	
77kV大飯支線からの電力は、No. 1予備変圧器を通して		3. 松島幹線No.29は水平角度による張力方向が牡鹿幹線と逆方向	
非常用母線に給電することが可能である。		のため、牡鹿幹線とは接触しない。	
[ARIN] (2000) [AB]		4. 牡鹿幹線の2回線が残り, 女川原子力発電所に電力供給が可	
(((((((((((((((((((能である。	
77NU人投資資金 通程 ・		○想定状況3/5 (接近)	
EACH SET		 1. 牡鹿幹線№31の鉄塔が倒壊、牡鹿幹線№30~№32の電線が落 	
24		下し、牡鹿幹線が停電する。	
THE		2. 牡鹿幹線No.31の鉄塔が松島幹線側に倒れたとしても牡鹿幹線	
(A)		No.30~No.32の電線も含め松島幹線及び万石線とは離隔があり	
X sweezes		接触しない。	
### #### #############################		3. 松島幹線の2回線, 万石線の2回線, 鮎川線の2回線及び塚	
第27 第45		浜支線の1回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能	
(日本) 大会社 本会社 不会社 不会社 大会社		である。	
#2 #AE			
文·日报 (○想定状況4/5(交差)	
東大阪 TAN		1. 牡鹿幹線No.32の鉄塔が倒壊, 牡鹿幹線No.31~No.33の電線が落	
		下し、牡鹿幹線が停電する。	
受電優先順位については、以下の通りである。①~③について		2. 牡鹿幹線No.32~No.33の電線が万石線No.73~No.74と接触し、万	
は自動切替、④については手動切替で給電可能である。 ①500kV第二大飯幹線からNo.2予備変圧器を通した給電		石線, 鮎川線及び塚浜支線が停電する。 3. 牡鹿幹線Na32の鉄塔が松島幹線側に倒れたとしても牡鹿幹線	
②500kV第二人版幹線から100.27備変圧器を通じた給電		No.31~No.33の電線を含め松島幹線とは離隔があり接触しな	
③ディーゼル発電機からの給電		い。松島幹線の2回線が残り、女川原子力発電所に電力供給	
④77kV大飯支線からNo. 1予備変圧器を通した給電		が可能である。	
O I I I I MAXIMUM SITO. I I MAXIMUM CALOUTINE		7 The Co. 20	
大阪幹線 第二大版幹線 大阪支線		○想定状況5/5 (接近・交差)	
500kV系統 77kV系統 (2回線) (2回線)		1. 牡鹿幹線Na33の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊, 牡鹿	
サード ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		幹線Na32~Na33の電線が落下し、牡鹿幹線が停電する。	
500kV特高開閉所 2~② 用数更高切数		2. 牡鹿幹線No.32~No.33の電線が万石線No.73~No.74と接触し, 万	
② 手動電源切留		石線、鮎川線及び塚浜支線が停電する。	
主要圧器 26.2		3. 牡鹿幹線No.33は水平角度による張力方向が松島幹線と逆方向	
(1号,2号,3号) (1号,2G,2G) (1号,2G,2G) (1号,2G) (1G)		のため、松島幹線とは接触しない。	
無理機 我所開閉線型 類正審 (G138) (2 13年(4)		4. 松島幹線の2回線が残り,女川原子力発電所に電力供給が可	
3G		能である。	
常用母線 6.0kV ♪ □ 非常用母線 6.0kV			
(a)			

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		⑥接近・交差箇所の状況	
		第 2. 2. 3-8 図に 275kV 送電線 (松島幹線) と 275kV 送電線 (牡	
		鹿幹線)の接近・交差箇所の現地状況を示す。	
		TIM CANALITY	
		COMPANIES SANCE	
		Territoria (m. 1947)	
		THE REAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PERSON	
		E CAMPA DE C	
		and defined the pro-particular designation of the particular that the particular designation of	
		(ref 1920) 270 MANUE AN A T	
		27400.46 TRANSPORT	
		<u> </u>	
		▼ 青 爲	
		B A	
		第2.2.3-8 図 ⑥核近・交差箇所の現地状況	
		韓国みの内容は商業機密の概点から公開できません。	
		○想定状況1/2(接近)	
		1. 牡鹿幹線No.72の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊し、牡	
		鹿幹線が停電する。	
		2. 牡鹿幹線No.72は水平角度による張力方向が松島幹線と逆方向	
		のため、松島幹線とは接触しない。	
		3. 松島幹線の2回線及び塚浜支線の1回線が残り、女川原子力	
		発電所に電力供給が可能である。	
		○#	
		○想定状況2/2 (交差)	
		1. 松島幹線Na.75又はNa.76の鉄塔が倒壊, 松島幹線Na.75~Na.76の 電線が蒸下し、松島幹線が原電する	
		電線が落下し、松島幹線が停電する。	
		2. 松島幹線No.75~No.76の電線が牡鹿幹線No.71~No.72またはNo.72	
		~No.73の電線と接触し、牡鹿幹線が停電する。 3. 塚浜支線の1回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可	
		能である。	

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉	
	第 2 2 3 - 9 図に 275kV 送電線 (松島幹線) と 66kl 石線) の併架箇所の現地状況を示す。 275kV 表	出了(Linko) 20 (Tripiao) 6)

泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

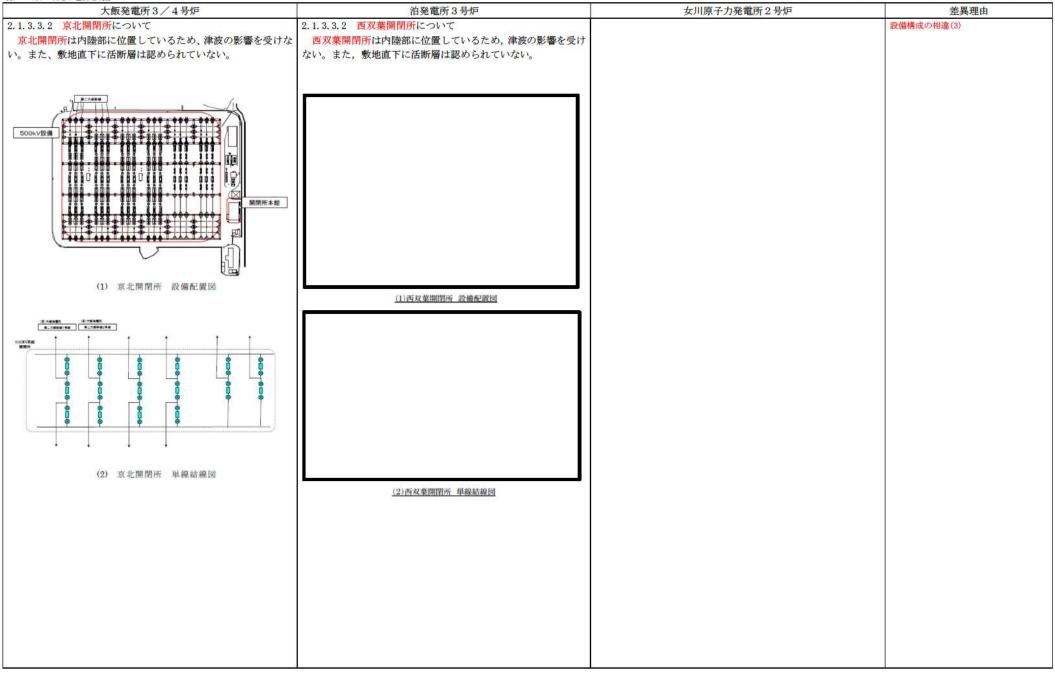
赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備	Charles and Charle		
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.1.3.3 変電所等と活断層の位置	2.1.3.3 変電所等と活断層の位置		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
西京都変電所及び京北開閉所は、直線距離で約 18km 離れた場	西野変電所及び西双葉開閉所は,直線距離で約 41km 離れた場		設備構成の相違(3)
所に位置している。西京都変電所及び京北開閉所は、標高が約	所に位置している。西野変電所及び西双葉開閉所は標高が約300m		
400m であり、津波の影響を受けない内陸に位置している。 西京都	であり、津波の影響を受けない内陸に位置している。 敷地周辺の		記載表現の相違
変電所及び京北開閉所は、概ね直下には活断層が認められていな	活断層分布によると、近傍に活断層は認められていない。		_
V'0	The second secon		
小浜変電所は標高約 4.8m であり、海岸から比較的近い場所に	また、国富変電所は、泊発電所より約 19km 離れた場所に位置		設備設計等の相違(4)
位置しているが、福井県における津波シミュレーション結果によ			
	ない内陸に位置している。敷地周辺の活断層分布によると、近傍		
活断層は認められていない。	に活断層は認められていない。		
	E-1		
北緯 (度) 36 (
36 : 法新層のトレースの近似	MF MF		
大阪発電所 小原皮電子 小原皮電子	1100		
京主集開発			
7 () () () () () () () () () (r_cum regardings		
35	で		
西京都支電板 27	(1975年) 東京の一郎 国富安電子 (1975年)		
72 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/	泊免電所 ,ABAREARANI 西 双葉制閉所		
S C S C S C S C S C S C S C S C S C S C	5. 何(DREID neingblag) 単土 米 1 		
Kiloesters	() () () () () () () () () ()		
34 4 3 3 3	Mariana Contraction		
134 135 136 137 東経 (度)	2007 1007 (417 1007		
変電所等と活断層の位置	泊発電所周辺の活断層分布		
	「活断層研究会編 (1991):[新編] 日本の活断層 分布図と資料。東京大学出版会」に一部		
「東南海、南海地震等に関する専門調査会」中部圏・近畿圏の内陸地震に	加筆		
関する報告書(平成20年12月5日 中央防災会議)抜粋より			

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所 2 号炉 差異理由 2.1.3.3.1 西京都変電所について 2.1.3.3.1 西野変電所について 設備構成の相違(3) 西京都変電所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受け 西野変電所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けな ない。また、敷地直下に活断層は認められていない。 い。また、敷地直下に活断層は認められていない。 (至)西双葉開閉所 (至)泊発電所 (至)西当別変電所 大阪幹線 道央西幹線 泊幹線 道央北幹線 275kV 設備 調相設備 ※ 皇 皇 主要変圧器 主要変圧器 275kVR(#) - 154kV設備 (1) 西野変電所 設備配置図 (1) 西京都変電所 設備配置図 (2)西野変電所 単線結線図

(2) 西京都変電所 単線結線図

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



第 30 宋 保安电源欧洲 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.1.3.3.3 小浜変電所について	2.1.3.3.3 国富変電所について		設備設計等の相達(4)
小浜変電所は、福井県における津波シミュレーション結果によ	国富変電所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けな		
ると津波による浸水がない場所となっている。また、敷地直下に	い。また、敷地直下に活断層は認められていない。		
活断層は認められていない。			
「日本海における大規模地震に関する調査検討会 報告書」			
(平成26年9月)においては、小浜市の平地*1における津波高			
は平均で 1.0m、最大で 1.8m (福井県の朔望平均満潮位			
T.P.+0.47m) との報告があり、小浜変電所内の 77kV 設備の浸水			
の恐れはない。			
(*1:海岸線から 200m 程度以内の標高が 8m を超えない海岸			
線)			
津波高想定図(嶺南西部)			
(2月五(TP:n) (2017年)			
10 - 100 miles 10 - 10 miles 1			
The second of the last of the			
SEE THE EDIT			
小浜変電所			
7			
第重集(TP/m)			
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
(1) 福井県における津波シミュレーション結果について			
(平成24年9月3日 福井県ホームページ) 抜粋より			

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所 2 号炉 差異理由 設備設計等の相違(4) (1)国富変電所 設備配置図 撤南小浜線 ► 77kV 設備 (2) 小浜変電所 設備配置図 小洪線 小川崎 復案小浜館 構商小浜線 - 77kV### (2)国富变電所 単線結線図 JHVØ# 6.64V四線 66V@# (3) 小浜変電所 単線結線図

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	2.1.3.3.4 66kV 送電線の津波影響について 66kV 送電線に連系している変電所のうち、もっとも標高が低く海岸に近い北海道電力ネットワーク株式会社岩内変電所(以下「岩内変電所」という。)の付近の津波高さは、北海道の検討結果によると岩内港における最大遡上高さは約7mであり、岩内変電所は標高 10mに設置されていることから津波による浸水の恐れはない。 また、66kV 送電線のうちの茅沼線の送電線鉄塔1本が北海道の検討結果による津波の浸水予測範囲内となるが、当該送電線鉄塔については基礎の周囲を構造物で囲うことにより津波の浸水による影響を受けないようにしている。		設備設計等の相達(4)
	(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)		

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉 差異理由 泊発電所3号炉 女川原子力発電所 2号炉 2.2.3.2 送電線の信頼性向上対策 送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜地 の崩壊による被害の最小化を図るため、鉄塔基礎の安定性を確保 することで, 鉄塔の倒壊を防止する設計とする。 過去に発生した設備の被害状況を踏まえて、電気設備の技術基 準 (第32条) への適合に加え、台風等による強風発生時又は冬 期の着氷雪による事故防止対策を図ることにより,外部電源系か らの電力供給が同時に停止することのない設計とする。 2.1.3.4 鉄塔基礎の安定性 2.1.3.4 鉄塔基礎の安定性 2.2.3.2.1 鉄塔基礎の安定性 大飯発電所の外部電源線の送電鉄塔について、敷地周辺の地盤 泊発電所に接続する送電線の送電鉄塔について、敷地周辺の 一般に、送電線ルートはルート選定の段階から地すべり地域等 記載表現の相違 変状の影響による二次的被害の要因である盛土崩壊や地すべり、 地盤形状の影響による二次的被害の要因である盛土の崩壊や地 ▼を極力回避しており、地震による鉄塔敷地周辺の影響による被害 □ 設備構成の相違(3) 急傾斜地の土砂崩壊の影響を評価し、必要な対策を実施した。 すべり、急傾斜地の土砂崩壊の影響を評価した。 の最小化を図っている。また、やむを得ずこのような地域を選定 B備設計等の相違(4) 鉄塔周辺の地盤変状の影響による被害の要因として「①盛土の 鉄塔周辺の地盤変状の影響による被害の要因として、「①盛土 する場合には個別に詳細調査を実施し、基礎の安定性を検討して 崩壊」、「②地すべり」及び「③急傾斜地の土砂崩壊」の3項目(次 の崩壊」、「②地すべり」及び「③急傾斜地の土砂崩壊」の3項目 基礎型を選定する等の対策を実施している。 図参照)としており、それぞれの評価を行った。 (下図参照)としており、それぞれの評価を行った。 さらに、女川原子力発電所2号炉に接続する275kV 送電線4回 線及び 66kV 送電線1回線については、鉄塔敷地周辺で基礎の安 定性に影響を与える盛土の崩壊、地すべり、急傾斜地の土砂崩壊 について、図面等を用いた机上調査及び地質専門家による現地踏 査を実施し、鉄塔基礎の安定性が確保されていることを確認して いる。評価対象となる鉄塔基数を第2.2.3-3表に、評価対象線 路を第2.2.3-10図に示す。 第2.2.3-3表 基礎の安定性評価対象 送電線区分 对象裸路 供虾基数 **杂雷所** 275kV 松島幹線 233 基 86 基 女川原子力発電所 外部電源線 66kV 塚燕支樺 10 基 2.長仰 66kV 鮎 川 滁 66kV 万 石 線 27587 位為財務 第2.2.3-10図 基礎の安定性評価対象線路

第 55 宋 保女电源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
(1)評価内容 ①盛土の崩壊 対象鉄塔周辺に基礎の安定性に影響を与えるような盛土 は存在しないこと	(1)評価内容 ①盛土の崩壊 対象鉄塔周辺に基礎の安定性に影響を与えるような盛土 は存在しないこと	(1)評価内容 ①盛土の崩壊 【リスク】盛土の崩壊に伴う土 塊の流れ込みによる鉄塔傾 斜、倒壊 →送電鉄塔近傍に大規模な盛土 がある箇所を抽出し、リスク 評価する。 虚土の崩壊	
②地すべり 地すべり付近の地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、 地表面の変状有無等を確認し基礎の安定性に影響がないこ と	②地すべり 地すべり付近の地形状況,露岩分布状況,移動土塊の状況,地表面の変状有無等を確認し基礎の安定性に影響がないこと	2 / /	
③急傾斜地の土砂崩壊 斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を確認し基礎の安定性に影響がないこと	③急傾斜地の土砂崩壊 斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を確認し基礎の安定性に影響がないこと - 次的被害の想定 - ○ 沈馬によって盛土が帰業する現象 [リスク] ・ 参考周辺の盛土が帰業する現象 (リスク] ・ 参考周辺の盛土が帰業による 参考情観辺の盛土が帰業による	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
基礎の安定性評価対象線路	②地中ペリ ○地盤内の地下水穿に起因して滑ったり、移動する現象 【リスク】 ・ 鉄塔周辺での大規模な地すべりによる ・ 鉄塔横斜、倒藤 地すべり ・ 鉄塔周辺の地盤が崩壊し。 ・ 鉄塔側列の地盤が崩壊し。 ・ 鉄塔側列の地盤が崩壊し。		

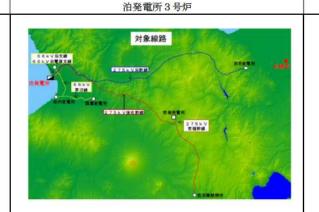
(2)確認結果

第33条 保安電源設備

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川原子力発電所 2号炉



(2)対象鉄塔の抽出

対象線路全鉄塔について、鉄塔敷地周辺で、盛土崩壊や地すべ り、急傾斜地の土砂崩壊が想定される箇所を図面等を用いた机上 調査や現場の状況を確認し、現場踏査が必要な箇所を抽出した。

大飯発電所3/4号炉

(3)評価結果

抽出した鉄塔について、地質の専門家による現場踏査結果を踏まえ、基礎の安定性に影響がないことを確認した。

ただし、過去の巡視、点検において鉄塔敷地の一部に表層崩壊が 認められた鉄塔3基については、すでに応急対策を実施済みであったが、長期的な安定性の観点から恒久対策としてのり面保護工 等の対策工事を実施した。

【現地踏査基数と対策必要箇所】

練路名 鉄塔基数			現地踏音基準	t l	対策線所	対策完了月
M M O	M-San	盛土	地すべり	急傾斜地	NAME IN	NATE I H
500kV 大販幹線	169基	02	12基	68	1基	H24年9月
500kV 第二大版幹額	115基	026	926	49≛	0.8	-
77kV 大艇支鞭	342	0.5	5.	25♣	0.	-
77kV 小浜線	151基	18	11基	128	2 %	H24年9月
合計	469基	18	37基	270	38	-

■恒久対策実施結果■



(2) 対象鉄塔の抽出

対象線路全鉄塔について,鉄塔敷地周辺で,盛土崩壊や地すべり,急傾斜地の土砂崩壊が想定される箇所を図面などを用いた机上調査や現地の状況を確認し,現地踏査が必要な箇所を抽出した。

(3) 評価結果

抽出した鉄塔について, 地質の専門家による現地踏査結果を踏まえ, 基礎の安定性に影響がないことを確認した。

【現地路査基数と対策必要箇所】

41.00.00.00	44 100 100 00		現地踏査基款		
対象線路 1	鉄塔基数	盛土	地すべり	急艇斜地	対策箇所
275kV 泊幹線	182 基	0 基	52 基	1 분	0 基
275kV 後志幹線	169 基	0 基	50 基	10 基	0 基
275kV 京極幹線	5 差	0 基	2 基	0 差	0 基
66kV 茅沼縣	69 基	0 基	4 基	1 基	0 基
66kV 岩内支線	7 基	0基	0 基	0 基	0 基
66kV 泊支線	7 基	0基	3 基	0 基	0 基
66kV 泊電源支線	2基	0 差	2基	0基	0 基
66kV 芋羽線 (No. 9 鉄塔建裝)	1 集	0 集	0 基	0 差	0 生
(合計)	442 基	0 基	113 基	12 基	0 基

設備構成の相違(3) 設備設計等の相違(4)

差異理由

記載表現の相違

設備構成の相違(3) 設備設計等の相違(4) 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条	保安電源設備

第 33 条	保安電源設備			HARAMA TO THE POPULATION OF TH	AA	稼子:記載表現、設備名称の相違(美質的な相違)	(150)
	大飯発電	直所3/4号炉		泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号	差異理由	
2, 1, 3, 5	鉄塔基礎の安定性語	评価	2.1.3.5 鉄塔	基礎の安定性評価			
【大衡等	電所外部電源線にお	ける送電鉄塔基礎の安定性評価】	【泊拏雷所外	部電源線における送電鉄塔基礎の安定性評価】		記載表現の相違	
		安院指示文書「原子力発電所の外部		原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所の外部		Hardway of a large	
1000		指示)」(平成 23 · 04 · 15 原院第 3		確保について(指示)」(平成 23・04・15 原院第 3			
STEED STORY							
		変状の影響による二次的被害の要因		敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の要			
		急傾斜地の土砂崩壊の影響を評価		の崩壊や地すべり、急傾斜地の土砂崩壊の影響を評			
		地質の専門家による現場踏査結果を		た鉄塔について, 地質の専門家による現地踏査結果			
踏まえ、	基礎の安定性に影響	がないことを確認した。	を踏まえ、基	礎の安定性に影響がないことを確認した。			
【地質の	の専門家による現場踏	査の評価項目と方法】	【地質専門家	による現地踏査の評価項目】			
大飯草	全線、第二大飯幹線及	び大飯支線の近接区間を含む対象鉄	評価対象鉄	塔について, 地質の専門家による現地踏査で下記項		設備構成の相違(3)	
塔につい	いて、地質の専門家に	よる現場踏査で下記項目に基づき、	目に基づき、	基礎の安定性評価を行った。		設備設計等の相違(4)	
0.00	安定性評価を行った。			The state of the s		記載表現の相違	
aswc-25						Manager and American	
評価項目	******	群領方法		and Aller Courters			
## 10 4 11	主な評価項目 豊土の授権(罪さ、権、勾配)			調査項目 (要素) - 周辺斜面形状 (斜面權断方向)			
成土市場	盟工の規模(準2、報、句配) 盛土変状(産土薬、の4重、基礎地響、排水)	『道路土工 盛土工指針(社)日本道路協会 平成22年度版計に配載され		· 周辺斜面形状 (斜面上下方向)			
1.5904/00251	盛土材料、鉄塔付近の変状、対策工	ている対応が実施されているか等を確認し、健全性を評価した。	地 形	・周辺斜面の勾配変化 (遷急線、遷級線)			
	地すべり地形(位置関係、明確度、変状、再活 動の可能性)	・提地踏査に関しては、可能な限り見通しのよい正面または側面から全体の地形、勾配、傾斜支強線の位置等を確認し、地すべり地の搭載を	200	・地すべり土塊や崩壊物の堆積状況 (崖錐地形) ・崩壊地の状況			
地すべり	地質状況(無難厚さ、治質、検査、影理) 地表水、地下水の状況	把握した。 ・その後、地すべり地内を詳細に踏査し、地形状況、露出分布状況、移		・崖地形の有無や状況、地表面の亀裂の有無			
	地表水、地下水の状況 植生状況、横造物の変状、露岩状況	動土塊の状況、機造物の変状有無などを配の評価内容を確認し、健全性を評価した。		・侵食に弱い土質、水を含むと強度低下しやすい土質			
	何重状況(傾斜、変状)	在を評価した。 ・現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状有無。	土質・岩質	・割れ目・剥暑の密度が高い、侵食に弱い軟岩、			
急爆料地の	表層状況(厚き、主質)	・就理解室に押しては、時間当配号の理形が行、時間上の変化有機。 植生状況、地下水や表流水の集水条件など、左配の評価内容を確認し、 値全性を評価した。	544000 37400	風化が早い岩質・その他 ・岩盤の磨理面の傾斜方向 (流れ盤構造など)			
原塘	基整状況(地質、地質、模造、制札目) 原導理型、湯水状況、植生状況	mattermore.	10.00 the reserve	・開口亀裂の規模(大・小)			
			崩壊・亀裂	連続する水平系亀製の目の方向・小崩落、落石			
			の状況	・ 小朋格, 第4 ・硬岩, 軟岩における亀裂の状況 (規則性・間隔)			
				・植生状况			
			表層の状況	・樹木異常(樹幹曲がり・倒木)			
				・ 湧水状況 (有無や痕跡) ・ 鉄塔部村			
			設備の状況	· 基礎周辺			
				・その他			
			1				

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
(1)盛土の崩壊に対する基礎の安定性評価結果 【現場踏査対象の抽出】	(1) 盛土の崩壊に対する基礎の安定性評価結果 【現地踏査対象の抽出】 (大飯の記載箇所で比較(5)) 盛土箇所の抽出にあたっては、今回の検討の発端となった東京 電力(株)の66kV 夜の森線周辺で発生した盛土崩壊箇所と同程 度の盛土規模を対象とし、更なる安全性向上の観点から、それよりも小規模な盛土についても対象とした。	①盛土の崩壊リスク	記載箇所の相違
変が加えられた箇所を抽出した。 また、送電線周辺で発生した盛土に関する送電線の保守記録も確認するとともに、車両、ヘリコプター巡視で直接現場状況を確認し、漏れの無いよう盛土箇所を抽出した。	況が記載されている実測平面図や送電線路周辺の保守記録を使用して、人工的に土地の改変が加えられた箇所がないか机上で確認した。 更に、机上で確認した箇所を含め、送電線周辺の現地状況を徒歩・ヘリコプター巡視で確認し、漏れがないように盛土箇所を抽出した。	地の改変が加えられた箇所を抽出	記載表現の相違
東京電力の「夜の森線」周辺で発生した盛土崩壊箇所と同程度の	その結果、評価対象鉄塔 442 基について、鉄塔付近や鉄塔敷地の斜面上方に盛土箇所がないことを確認した。 〈内容比較のため再掲(5)〉 盛土箇所の抽出にあたっては、今回の検討の発端となった東京電力(株)の 66kV 夜の森線周辺で発生した盛土崩壊箇所と同程度の盛土規模を対象とし、更なる安全性向上の観点から、それよりも小規模な盛土についても対象とした。		設備構成の相違(3) 設備設計等の相違(4) 記載箇所の相違 記載表現の相違
【現場踏査結果】 対象鉄塔1基について現場踏査を実施した結果、盛土について は、小規模なものであり、仮に当該盛土が崩壊しても鉄塔まで土 砂が到達する可能性は極めて低いことから、鉄塔基礎の安定性に 影響がないものと判断した。		→275kV 送電線(牡鹿幹線) 4 基, 66kV 送電線(万石線) 1 基 →抽出された 5 基について現地踏査等により, 現時点では基礎 の安定性に問題ないことを確認(第 2.2.3-4 表参照, 詳細は 別添 1 を参照)	

第33条 保安電源設備		林子:記載衣先、政	偏名杯の相違 (美質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
(2)地すべりに対する基礎の安定性評価結果 【現場踏査対象の抽出】 地すべり防止区域(地すべり防止法)、地すべり危険箇所(地方自治体指定)、地すべり地形分布図((独)防災科学技術研究所)に示される範囲及びその近傍に設置している鉄塔を選定し、さらに空中写真判読により、鉄塔との位置関係等を確認した結果、鉄塔 469 基のうち 37 基が該当した。	(2) 地すべりに対する基礎の安定性評価結果 【現地踏査対象の抽出】 地すべりについては、地すべり防止区域(地すべり等防止法)、 地すべり危険箇所(地方自治体指定)及び地すべり地形分布図 ((独)防災科学技術研究所)から対象鉄塔を抽出した後、さらに	②地すべりリスク 地すべり防止区域、地すべり危険箇所、地すべり地形分布図から対象鉄塔を抽出した後、空中写真判読により地すべり地形近傍の鉄塔を抽出 →275kV 送電線(松島幹線) 14 基、275kV 送電線(牡鹿幹線) 3 基、66kV 送電線(鮎川線) 5 基、66kV 送電線(万石線) 2	記載表現の相違 記載方針の相違(4) ・泊は送電鉄塔基礎の安定性評価にて参考とした「道路土工 切土工・斜面安定工 指針」の内容を補足1に記載している。 設備構成の相違(3)
【現場踏査結果】 対象鉄塔 37 基については、既に静止した地すべり土塊であることや、地すべり土塊から離れていること等を確認し、将来的にも鉄塔斜面の安定性が損なわれる危険性は低いと評価し、対策不要と判断した。	【現地踏査結果】 抽出した 113 基について,地質,地盤,斜面崩壊等の知識とと もに土質調査や土木施工など,地質に関する様々な経験を有する	基 →抽出された 24 基について現地踏査等により、現時点では基礎の安定性に問題ないことを確認 (第 2.2.3-4 表参照、詳細は別添 1 を参照)	設備構成の相違(3)

第33条 保安電源設備		17.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.	WE HIT !! - INCE !! > O O !!
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
(3)急傾斜地の土砂崩壊に対する基礎の安定性評価結果	(3) 急傾斜地の土砂崩壊に対する基礎の安定性評価結果	③急傾斜地リスク	
【現場踏査対象の抽出】	【現地踏査対象の抽出】		記載表現の相違
急傾斜地の土砂崩壊については、鉄塔周辺の斜面の最大傾斜角	急傾斜地については, 送電線とその周辺の地形状況が記載され	国土地理院発行の地形図等を使用し、急傾斜を有する斜面が近	記載方針の相違(4)
が 30 度以上かつ逆T字基礎かつ建設時に詳細な地質調査を実施	ている実測平面図や国土地理院発行の地形図等を使用し、『道路	傍にある鉄塔を抽出	
していないものを抽出した結果、鉄塔 469 基のうち 270 基が該当	土工切土工・斜面安定工指針』に示されている「斜面崩壊が発生		設備構成の相違(3)
した。	した勾配の分布 (P.314)」を参考に、以下の条件に該当する鉄塔	→275kV 送電線(松島幹線)41 基,275kV 送電線(牡鹿幹線)	設備設計等の相違(4)
	12 基を抽出した。	21 基,66kV 送電線(塚浜支線) 4 基,66kV 送電線(鮎川線)	
	①鉄塔近傍に30度以上の傾斜を有する斜面がある場合	35 基, 66kV 送電線(万石線)17 基	
	②万が一、土砂崩壊があった場合、杭基礎と違い根入れが浅く		
	影響を受け易い逆T字基礎(かつ建設時にボーリング調査を		
	実施しておらず地質状態が不明確なもの)の鉄塔		
【相相 吹 木休用】	[四 以 D M 大 公 +		の
【現場踏査結果】	【現地踏査結果】		設備構成の相違(3)
対象鉄塔 270 基について斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状	抽出した12基について、地質、地盤、斜面崩壊等の知識とと	→抽出された 118 基について現地踏査等により、現時点では基	政備設計寺の相逢(4)
有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を現場踏査結果を	もに土質調査や土木施工など様々な経験を有する地質専門家に	礎の安定性に問題ないことを確認 (第 2.2.3-4 表参照, 詳細 は別添 1 を参照)	
踏まえて評価し、健全性を確認した。 上記、270基のうち26基については、いずれも、鉄塔基礎近傍	より現地踏査を実施し、詳細な地形、地質、変状の情報等を収集 した。踏査にあたっては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状	は別称1を参照)	
に遷急線(地盤の傾斜角が緩傾斜から急傾斜に変化する境界のこ	の有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を調査した。		記載方針の相違(4)
と)があり、比較的遷急線に近い下方の斜面に小規模な崩壊跡が	安定度の評価にあたっては、安定度区分に応じた評価基準と対		記載のまでが担逢(4)
認められた。	応方針を示す必要があるが、「道路土工 切土工・斜面安定工指		
これら 26 基については、鉄塔基礎の安定性に直接的に影響を	針」における「表層崩壊と落石の安定性評価の目安 (P. 68)」、「9-		
及ぼすものではないが、長期的な安定性確保の観点から貫入試験	2 斜面崩壊対策の調査 (P. 312~318)」等を参考に地質専門家の意		
により軟弱な表層部分の厚さを確認し、鉄塔基礎の安定性に影響	見を踏まえて設定した。		
を及ぼさないことを再確認した。	上述の現地踏査で収集した地形、地質、変状の情報等と評価基		
a Alacia California Orco	準に基づき、各鉄塔を評価した結果、鉄塔基礎の安定性は問題な		
	いことを確認した。		
鉄塔蘭	50.000 V. 1.000 V. 1		
一种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种种			
是是是是一个"是"。 第二章			
and the second			
遷急線			
遊心稼		第 2. 2. 3ー4 表 基礎の安定性評価結果 現地構査基数	
		対象線路 対象基数 盛土の崩壊 地すべり 急傾斜地 が振防止対策等の 適加対策が必要な基数	
		275kV 松島幹線 233基 0基 14基 41基 0基 275kV 牡鹿幹線 86基 4基 3基 21基 0基	
		275以 北北町柳 86 基 4 基 3 基 21 集 0 集 66以 泉田支韓 10 萬 0 基 0 基 66以 射 川 線 70 基 0 基 5 基 35 基 0 基	
		66kV 万 石 碑 77 基 1 基 2 基 17 基 0 基	
		5 線 路 476基 5基 24基 118基 0基 *基礎の安定性評価以降も巡視及び点検を実施しており、基礎の安定を脅かす	
		兆候(亀裂等)がないことを確認している。	

第33条	保安電源設備

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
7 10074 - 477	(補足1) 送電鉄塔の基礎安定性評価内容	20 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	記載方針の相違(4)
	1. 地すべりに対する基礎の安定性評価結果		
	【現地踏査対象の抽出】		
	【33条 保安電源設備 記載内容(抜粋)】		
	地すべりについては、地すべり防止区域(地すべり防止法)、		
	地すべり危険箇所(地方自治体指定)及び地すべり地形分布図		
	((独) 防災科学技術研究所) から対象鉄塔を抽出した後, さら		
	に『道路土工 切土工・斜面安定工指針((社)日本道路協会 平		
	成21年6月)』に示されている「地すべり型による地形図及び		
	写真判読のポイント (P.377)」を参考にした空中写真判読ある		
	いは送電線とその周辺の地形状況が記載されている実測平面		
	図等を用いて、地形勾配、地形形状、地形状況を確認し、113 基		
	を抽出した。		
	12770111071 CONTROL OF STREET OF STREET		
	抽出に当たり参考とした「地すべり型による地形図及び写真		
	判読のポイント (P. 377)」を以下に示す。地すべり地形分布図		
	から対象鉄塔を抽出した後,空中写真判読で周辺地形をさらに		
	詳細確認する際に、ここに記載されている定性的な事項を参考		
	とした。		
	地すべり型による地形図及び写真判聴のポイント		
	1 (4)		
	対 対 対 対 対 対 対 対 対 対		
	日 (地表面平均) 地形形状 (リニアメン 地形状況 (地すべり性変状) 模 様 地 質		
	₩		
	一般に疑傾斜地 谷型地形 主として紙 ・馬蹄形状の潰落痛。山腹鮮逝で 曲線状の 主として 地表面平均勾配 すべり頭部。 の路役及び沼・池・湿地帯の存 篠篠様 脱籍土が		
	勝 5~25° 谷状及び あるいは側 在 (千枚田) 地すべり 地球ペリ ・ 横斜変換点 (急斜面から緩斜面 土塊を形		
	土 最多額度値 地 で製連 への移行)及び分離小丘の存在 成 ついで液		
	粘質 不明の場合 面 (台地)及び落設状地形 風化岩 も多々あり - 斜面末端部での急斜面及び縁起		
	地 または認識状押出し ・ 初川の異常な順曲		
	で 9 頭部 - 末端部にかけての無数の 亀製、頭部亀製の勾配:比較的		
	に緩緩料		
	比較的急傾斜地 尾掛型地 地十ペリ頭 ・山頂あるいは山腹横斜における 直藤状の 主として		
	地表近平均勾配 形 - 部状協設 (藤状構造と開連) 編模様 強度化労		
	盤 尾根状及 関連 土柱状の直立岩柱の存在 化・破砕 ・ 最多頻度値 び凸地状 ・ 山腹斜面における直線状の傾斜 岩が地す		
	選 20~30° 台地 不明の場合 変換点、及びそれに伴う台地 べり土塊 と形成 は、姿盤地・斜面末端部での急斜面及び水平		
	治 は、		
	(予知不可 ・頭部階後亀製顕著にて、ほぼ垂 節) のいで末端額での水平的な		
	押出しと圧縮亀要、中間節では 変状なし		

保安電源設備	泊発電所 3 号炉 DB基準適合性 比較表 r.4	青字:記載	箇所又は記載内容の相違 (記載方針 表現、設備名称の相違 (実質的な相
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
大飯発電所 3 / 4 号炉	「現地踏査および安定性評価]	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由 記載方針の相違(4)

Α	小削線等が発生しているもの、路面や練 壁、水路等に地すべり性の亀裂や極起等 が発生しているもの、あるいは選まに地 すべり等の災害が発生した記録や確かな 伝来があり、地すべり対策工が施工され ていないもの等。今後人為的な改変がな くても直路等に直接の被害を及ぼす可能 性の大きいもの	変動 1	
В	明瞭な地十ペリ活動は認められないが、 清潔虚分分布する等、明らかな地すべり 地形 脱精生、風化影地すべりのを示し、 地形的にも地すべり発生の樂団を有する もので、人為的な環境変化を直接の新聞 として下ペリ出す可能性が大きいもの。 または地十ペリ災害発生後、地すべり対 策工を実施したもの		地すべり頭部の盛土や末端部の切っ をなるべく選打るために、路線の 形の修正及び対策工の実施を検討 る。やむを得ない場合はその安全 を一時的に5%まで低下させること ができる。
С	地すべり地形を示すが、滑落崖等の微地 形が不明確なもの	変動 。 を生じ 能性あ	5可 Bに使ずる

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	2. 急傾斜地の土砂崩襲に対する基礎の安定性評価 【現地路査対象の抽出】 【3 3条 保安電源設備 記載内容(抜粋)】 急傾斜地については、送電線とその周辺の地形状況が記載されている実測平面図や国土地理院発行の地形図等を使用し、『道路土工 切土工・斜面安定工指針』に示されている「斜面崩壊が発生した勾配の分布(P. 314)」を参考に、以下の条件に該当する鉄塔12 基を抽出した。 ①鉄塔近傍に30 度以上の傾斜を有する斜面がある場合 ②万が一、土砂崩壊があった場合、抗基礎と違い根入れが浅く影響を受け易い逆丁字基礎(かつ建設時にボーリング調査を実施しておらず地質状態が不明確なもの)の鉄塔 抽出にあたり参考とした「斜面崩壊が発生した勾配の分布(P. 314)」を以下に示す。本図は過去(昭和 47 年~平成 9 年)に人家、人命、公共施設等の被害にあった崩壊実績(10,686 例)をまとめたものであり、全体の約 95%が勾配 30°以上の斜面で発生している。 4000 第面崩壊が発生した勾配の分布		記載方針の相違(4)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	【現地踏査および安定性評価】		記載方針の相違(4)
	【33条 保安電源設備 記載內容(抜粋)】		
	安定度の評価にあたっては、安定度区分に応じた評価基準と		
	対応方針を示す必要があるが、『道路土工 切土工・斜面安定工		
	指針』における「表層崩壊と落石の安定性評価の目安 (P. 68)」,		
	「9-2 斜面崩壊対策の調査 (P.312~318)」等を参考に地質専		
	門家の意見を踏まえて設定した。		
	急傾斜地の崩壊評価基準は、地質専門家による現地踏査結果		
	を踏まえ以下のとおり設定した。		
	急键斜地の崩壊評価基準		
	評 伍 判断基準		
	や法面等がない。		
	・鉄塔基礎裏辺の下方および横方において崩落の可能性が認められるが、 十分な解漏影響があり、小規模で基礎に影響はない。		
	影響あり 崩落する危 ・鉄塔基礎の東状はなく、鉄塔敷地および周辺に亀裂等が確認されるが、 連行性のものでない。もしくは急候斜によるものではない。		
	 ・供塔基側の変状はなく、鉄塔基礁周辺の下方および側方において小規模な崩落が認められるが、基準より削縮があり、かつ扇落循所に緩みや風 		
	化の連行は認められない。 - 病幕する危 ・ 鉄棉基礁周辺の上方や近接した下方および側方の急進や法面に進行性の		
	酸性が高い ・鉄塔基機関辺に亀裂や納落があり、鉄塔および基礎に変状が認められる。		
	「9-2 斜面崩壊対策の調査 (P. 512~318)」の記載のうち要点を抜粋して以下に示す。現地踏査はこ		
	の内容を熱知している地質専門家が実施し、麻婆の進行性等を評価するための重点調査項目とした。 「〇種者の基本的考え方		
	新田原連の詳細調査および対策は、斜道原連の可能性が顕在化し、かつ対策の行調を合理的に決定できる場所、すなわち。表層の亀頭・原差・せり出し、明瞭な線みゾーン。表層クリープによるはち		
	み状の地形等、崩壊範囲をある程度推定できる様な顕著な変状を示す斜面で実施するのが一般的であ		
	6.		
	○調査項目 斜面に関する調査項目の詳細について以下に示す。		
	表層痕痕の主な調査項目 調査項目 調査項目		
	 斜面上の変状調査(亀型や段差、表層クリーブ、微細な四凸地形、 地表轄査 小硫液地、根曲り、パイピンダ孔、橋木、高含水道所等) 		
	・土質調査、地表路査 斜面崩壊の調査においては、以下に記載する項目について特徴を明らかにする。		
	①斜面勾配等の地形条件		
	一般的に要用による斜面崩壊は30°以上の勾配に多く、斜面傾斜と密陸な関係がある。また、地形図による模糾区分や傾斜変換点、比高、斜面力位等の区分を行い、傾斜分布斜面		
	の形状について明らかにする。 ②斜面上の変状の音解		
	県業に関係する斜面上の亀裂や段差。四凸や湯木、湯去の柴油跡や、道路の路面や切土・ 盛土のり面、斜面近伸の構造物の変状について空中写真あるいは現地での地表路査により		
	調査する。 ①権生状況		
	○極王の影響。分布、密度等を調査する。様生の状況は、その斜面の患形・地質的な特徴 を確定する影響になる。例えば、竹、おは地下水等水気を好む植物であり、松、ヒノキは		
	で発生するからになる。同人は、1、5014地でかずかれませび情報であり、44。加入イン 比較的透木性の食い地質があるなどである。また、角配が同様な斜面で横木が乗入してい るのに、種生が草本のからなる斜面がある場合には地薄機型がある可能性がある。		
	ののに、領土が果本の外からなる新田がある書言には帰還模型があるり報託がある。 技程跡については、一般的に伐接後の根系は確全して、数年から10年後で最も地差の状		
	整が悪くなるとされており、伏野蘇地の状況について調査を行う。風術木が発生した場合、 地貌れによる肝木の浸透等により崩壊しやすくなる傾向にある。		
	以上の状況については、空中写真や現地での地表踏査により分布を明らかにする。 ②地下本や支援水の集水条件		
	崩壊の誘因である地下木や表流木について、空中写真や現地での地表基査により、斜面上		
	の構木、バイビング等の分布を把握する。また、斜面及び周辺の地形から表流水、地下水 が衰まりやすい地形であるかどうかの状況についても調査を行う。		
	次に、斜面を地形的にみると、表層崩壊の発生しやすい斜面形態は次のように区分される。		
	・ 谷間部斜面(0次谷)・ 沢の原理部や携木部		
	山坡料面の遷急線付近や崩壊跡地の上部台地の繰辺部や扱丘屋		
	しかし、これらの斜面形態が直ちに危険という訳でなく、斜面上の変状の有無、斜面数層の土質 や地質の形状、植生状況、地下木や表流木の浸透・集木条件等によって安定性に大きく異なるため、		
	調査にあたってはこれらを観察し、崩壊危険性の高い利率かどうかを識別する必要がある。		

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	(補足2) 北海道電力ネットワーク株式会社の送電鉄塔の設計及		記載方針の相違
	び耐震性		・泊は送電鉄塔の設計及び耐震性につい
	STEEL COMPANY AND ADDRESS OF THE PERSON OF		て補足2に記載している。
	1. 送電鉄塔の設計について		
	送電鉄塔の設計では、鉄塔の種類などを決めた後、電気設備		
	の技術基準(電気設備に関する技術基準を定める省令)の規定		
	に基づく想定荷重によって、鉄塔の各部材に生ずる応力に対し		
	て、耐えうる強度の部材を選定している。また、北海道電力ネ		
	ットワーク株式会社の場合,着雪時を考慮した北海道電力ネットワーク株式会社独自の規定に基づく想定荷重によって,鉄塔		
	の各部材に生ずる応力に対しても、耐えうる強度の部材を選定		
	の合命材に生する心力に対しても、耐えりる強度の部材を選定している。		
	C CVO.		
	(1) 送電鉄塔に加わる荷重		
	送電鉄塔に加わる荷重の主なものは、風圧荷重および電線張		
	力による荷重であり、これに鉄塔自体および電線などの重量が		
	荷重として加わる。		
	それらの送電鉄塔に加わる荷重は、垂直荷重、水平縦荷重お		
	よび水平横荷重の3種類に分類できる。それぞれの想定する荷		
	重の要素は下表のとおりである。		
	無直荷重 水平横荷重 水平縦荷重		
	・数塔重量 ・数塔展圧 ・数塔展圧 ・電線・がいし等に加わる原圧 ・不平均振力		
	・電線等の被水 (着智) の重量 ・電線張力等の水平分力 ・断線による不平均張力		
	・電線張力等の垂直分力 ・断線によるねじり力 ・断線によるねじり力		
	塔体		
	院金		
	塔体 水平緩 荷里方向		
	ME THE		
	電線		
	※直荷重方向		
	水平横 垂直荷重		
	荷里方向		
	平面図 (鉄塔を上から見た図)		
	#4		

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	1	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	(2) 風圧荷重 電気設備の技術基準	準に規定されている風	圧荷重は、高温季と		記載方針の相違 ・泊は送電鉄塔の設計及び耐震性につい
	低温季の2種類であり 社では着雪時の風圧荷 いる。それぞれに適用),さらに北海道電力 苛重 (着雪時風圧荷重	ネットワーク株式会) を独自に規定して		て補足2に記載している。
	es	適用する進圧所重	横定		
	表版字	平種地圧術量			
	任但李	建 度圧労電災は乙種産圧労重の いずれか大きいもの	難な設備の技術基準		
	老祖10	着雷特斯正持宣	北海連電力率クトワーク 株式会社領目		
	● 乙種風圧荷重 架 0. 日本 0. 日	大きい方の荷重を考 過地及び気象観測所の の最大風速 (10 分間平 過去の平均風速の最大 で下回るため、令和24 の風圧荷重を考慮する	たものであり、平均 囲に厚さ 6mm, 比重 供態に対し、甲種風 供態に対し、甲種風よ (電線等)の周囲に 円状に1mあたり 5kg ・平均風速 15m/sの 算したもの 釈の改正により、送り ・域は 40m/s と地直し の関連の最大値)を はは 29.7m/s であ 年8月の改正いる。こ		最新知見の反映、記載方針の相違 ・送電鉄塔の設計に係る風圧荷重に係る 記載の明確化のため、令和2年8月の電気 設備の技術基準の解釈の改正に係る内容 の記述を2.1.3 (補足2) に追記した。 ・泊発電所に接続する送電線等の経過地 周辺における過去の気象データから平均 風速 40m/s を超えた実績がないことを確 認した旨の記載の明確化のため、女川まと め資料別添6と同様の記述を2.1.3 (補足 2) に追記した。

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号類	F	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	寿都 中部 という 可喜茂別 真花 真花 大き	MACHE MARK MARK MACHE MARK MACHE MACHE		記載方針の相違 ・泊は送電鉄塔の設計及び耐震性について補足2に記載している。 最新知見の反映,記載方針の相違 ・泊発電所に接続する送電線等の経過地 周辺における過去の気象データから平均 風速 40m/s を超えた実績がないことを確 認した旨の記載の明確化のため、女川まと め資料別添6と同様の記述を2.1.3 (補足 2) に追記した。
	各気象観測所における過去の最大順連及び			
	気象観測所 (返連計高さ) 最大返連,(観測日) (返連計高さ) 【統計期間】	(単位: m/s) 最大風速 [®] (地上高 10m 換算値)		
	神應内 24.5 (2012/12/6) (10m) 【1977年10月~2021年4月】	24.5		
	余市 17 (2004/9/8) (10m) 【1977年10月~2021年4月】 小樽 27.9 (1954/9/27)	17		
	(13.6m) 【1943年1月~2021年4月】 11日 19.3 (2016/3/1)	26.9		
	(10m) 【1977年10月~2021年4月】 共和 25.5 (2016/3/1) (10m) 【1977年10月~2021年4月】	25. 5		
	機知安 34.1 (1954/9/27) (30.8m) 【1944年1月~2021年4月】	29. 7		
	幕茂明 14.3 (2016/3/1) (10m) 【1977 年 10 月 ∼ 2008 年 11 月】 大権 12 (1987/9/1)	14.3		
	(10m) 【1977年10月~2021年4月】 ※観測風速を「送電用支持物設計標準」の手法に基づき、上笠			
	2. 送電鉄塔の耐震性評価について (1) 送電設備の耐震性確保に関する。 送電鉄塔を含む送電設備の耐震性 方については、兵庫県南部地震後の平 議において「防災基本計画」が決定さ 気設備防災対策検討会」の報告書(別 とおり示されている。 【電気設備(送電設備)の確保すべき形 A. 一般的な地震動に際し、個々の 支障を生じないこと B. 高レベルの地震動に際しても、 囲で)電力の供給に支障が生じるの確保、多重化等により総合的に ること	基本的な考え方 確保に関する基本的考え 元成7年7月の中央防災会され、それに基づいた「電 以下、報告書)に、以下の 耐震性】 の設備ごとの機能に重大な 著しい(長期的かつ広範 5ことのないよう、代替性		

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	(2) 現行の耐震基準 (風圧荷重基準) の妥当性の評価		記載方針の相違
	報告書では、兵庫県南部地震(以下、本地震)における被害		・泊は送電鉄塔の設計及び耐震性につい
	状況を分析するとともに、理論的および実証的検討を行い、現		て補足2に記載している。
	行の耐震基準(風圧荷重基準)が、一般的な地震動及び高レベ		
	ルの地震動に対して妥当なものと評価されている。		
	以下に、その概要を示す。		
	a. 理論的妥当性		
	一般的な地震動に関しては、現行の基準による鉄塔は、建		
	築基準法の震度法によって地震荷重により解析した結果, 地		
	震荷重と鉄塔の応力比(地震荷重/風圧荷重)が1以下とな		
	り,200~300gal に対する耐震性を有すると評価されている。		
	また、高レベルの地震動に対しては、本地震にて観測され		
	た地震波形 (水平方向 818gal および 585gal) を入力して動		
	的解析を行った結果, 鉄塔の各部材は弾性限界内にとどまり		
	変形も発生しないことが確認されていることから、高レベル		
	の地震動に対しても耐震性を有していることが評価されて		
	いる。		
	b. 実証的妥当性		
	現行の基準による鉄塔は、本地震より過去の14回の大き		
	な地震の震度6以上の地域において地震動による直接的な		
	被害がなかったことから、一般的な地震動に対して十分な耐 震性を有していると評価されている。		
	展性を有していると計画されている。 また、高レベルの地震動に対しても、本地震の地震動に対		
	して鉄塔が倒壊し、送電不能となったものは特殊な構造※の		
	1基のみであったことから、十分な耐震性を有していると評		
	価されている。		
	IIII C 10 C 7 S 0.		
	※特殊な構造:一般的な鉄塔部材を交差させた構造(プライ		
	ヒ構造)ではない構造。		
	The second secon		
	(3) 東北地方太平洋沖地震による被害を踏まえた耐震性の検討		
	電気設備地震対策ワーキンググループ報告書(原子力安全・		
	保安部会電力安全小委員会, 平成24年3月) において, 平成		
	23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、倒壊・		
	折損等の鉄塔被害が無かったこと,電力の供給支障を1週間程		
	度でほぼ解消したことを踏まえ、現行の耐震性の考え方につい		
	て変更の必要はないと評価されている。		

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備		禄子:記載 衣現、	設備名称の相違(美質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.1.3.6 近接区間の共倒れリスクの評価	2.1.3.6 近接区間の共倒れリスクの評価 泊発電所に接続する送電線の送電鉄塔については、敷地周辺 の地盤変状による鉄塔基礎の安定性への影響を評価し、盛土の 崩壊や地すべり、急傾斜地の崩壊に対して、鉄塔基礎の安定性 に影響がないことを確認している。		設備構成の相違(3) 設備設計等の相違(4)

3ルートが近接した区間はない。さらに、地形及び地質評価に加え、送電線相互の近接状況、気象状況から3ルート共倒れのリスクは極めて低いと判断している。

近接区間①及び②については、近接している状況であること から、泊幹線・後志幹線の近接区間の鉄塔全基を対象として、 新たに専門家による現地踏査と下記項目に基づく基礎安定性評価を行った。また、近接区間付近の気象状況について、専門家 による文献調査および気象データの分析を行った。

調査・分析の結果は下表のとおりであり、地形影響による鉄 搭倒壊・共倒れが発生するリスクは極めて低いと評価された。

斜面形状 (尾椎、破貨品など) 数塔のほとんどは安定した気格の物理上にあり、製油設備の適因とされる

される原理な他盤下に供送基礎を設置している。

満木や幅生に異常はなく、また鉄塔部材の変形や基礎の極弱なども見られ

地質評価 土質 (現食に対する強度低下) 主に或紋剣、安山岩および石英間緑樹といった製練な大成岩が分布してお

気象状況 気象範囲形による降水量データ 四級地域は『風層病器""」が発生しやすい地域になく。『庭陽病器』が発 生しやすいとされる液硬時間差 400m2"の実備はない ※1 出典: 深層前勝推定頻度マップ (独立行政法人 土木研究所・国土交通省砂防部監修)

評価項目 主な評価内容

学務れ跡、地面の象型や行名

岩質(風化のしやすさ) 地層の傾斜方向(崖下方向か)

鉄塔の変形。基礎の傾斜

※2 出典・関土交通省ホームページ

去糖評価 植生状況・樹木の曲がり

送電線の接近・交差・併架箇所(第2.2.3-2図)に記載のとおり、女川原子力発電所に接続する送電線等には接近・交差・併架箇所が7箇所あるが、地形評価に加え、送電線相互の位置関係、気象状況から3ルートが共倒れするリスクは極めて低いと判断している。

記載表現の相違

(1) 地形及び地質評価

下表の評価より、急傾斜地の崩壊、地すべり等、将来的にも 鉄塔斜面の安定性が損なわれる可能性は低い。また、鉄塔基礎 近傍に遷急線がある鉄塔については、長期的な安定性確保の観 点から改めて地質調査を行い、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼ さないことを再確認した。

評価項目	主な評価内容	評価結果
地形評值	斜面状況(傾斜、変状) 地すべり地形との位置関係 崩壊履歴、湧水状況、植生状況	鉄塔の殆どは安定した尾根の稜線上に位置しており、 斜面には崩壊を誘発する構造がないなど、安定した地 形に位置している。
地質評価	表層状況(厚さ、土質) 基盤状況(地質、岩質、構造、割れ目)	主に流載岩、安山岩といった整硬な火山岩・火成岩が 分布しており、これら整硬な地盤上に位置している。

(2)3 ルートの送電線及び鉄塔の位置関係の評価

万一の斜面崩壊を仮定した場合でも、3線路の各鉄塔が同一斜 面に位置している箇所はないため、共倒れとはならない。

(3) 気象状況の評価

台風の影響について、当該地域は地域別の50年再現風速の期間値が特に高い地域ではない。また、雪の影響については、経 過地に応じて電線への着雪厚さを個別に評価し対策を実施して いる。

(1)地形評価

第2.2.3-5表の評価より,盛土崩壊,急傾斜地の崩壊,地すべり等,将来的にも鉄塔斜面の安定性が損なわれる可能性は低い。

第 2. 2. 3-5 表 地形評価結果

評価項件	主な評価項目	評価結果
盛土の崩壊	・築土の状況 ・鉄塔と盛土の距離 ・崩壊跡の有無	図面等を用いた机上調査の結果抽出さ れた5基を対象に、現地路査による評 価の結果、基礎の安定性に影響はない。
地十ペリ	・地十ペり地形(地形・地質・変状) ・放塔と地十ペり地形の頂雕 解背分布 ・移動土塊の状況 ・地表面の変状の有無 ・地十ペリ世形の明確度	図面等を用いた机上騰麦の結果抽出された24基を対象に、現地略変による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。
急種斜地の 崩壊	・急斜面地形(地質・斜度・斜面変状) ・新地上な研制地の振線 ・崩壊路の有無	図面等を用いた机上調査の結果抽出された118 基を対象に、現地踏査による 評価の結果。基礎の安定性に影響はない。

(2) 送電線相互の位置関係の評価

275kV送電線(松島幹線), 275kV送電線(牡鹿幹線), 66kV送電線(塚浜支線), 66kV送電線(鮎川線), 66kV送電線(万石線)の各線路において, 地形評価で基礎の安定性が損なわれる可能性が低いことを確認しているが, 万一, 斜面崩壊を仮定した場合でも, 3ルートが共倒れとなる箇所はないことを確認している。

(3) 気象状況の評価

台風の影響について、当該地区は、JEC-127-1979「送電用支持物設計標準」における基準速度圧の地域区分が高温季、低温季共に、第2.2.3-6表に示す地域区分VIの地域であり、地域別の50年再現期間風速値が特に高い地域ではない。また、雪の影響については、経過地に応じて電線への着雪厚さを個別に評価し対策を実施している。

なお、女川原子力発電所に接続する送電線等が設置されている 地域の気象観測所において、現在まで「送電用支持物設計標準」 で定める基準速度圧を超えた記録は存在しない。(別添6参照)

第 2. 2. 3-6 表	基準速度圧地域区分
地域区分	基準速度圧
1	240 kgf/m²
11	200 kgf/m ²
Ш	175 kgf/m²
IV	150 kgf/m ²
V	125 kgf / m ²
VI	100 kgf/m²

条 保安電源設備	汨充電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r	林子; 記載	緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相談	
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由	
	2.1.3.6.1 (参考) 泊支線からの分岐によるルート確保(更なる信頼性向上対策1) 現状の沿発電所3号炉に対する電力供給は275kV 送電線2ルートであるが、更なる信頼性向上対策として、66kV 泊支線を活用した電力供給ルートを常時確保した。 <対策1-① 泊支線からの分岐によるルート確保>		設備設計等の相逢(4) 設備設計等の相逢(5)	

第 33 条 保安電源設備 大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	<対策1-① 泊支線からの分岐によるルート確保> コロップの対象機 コロッツの対象 コローリュ ユーロー・スープ		設備設計等の相違(4) 設備設計等の相違(5)
	の公子位文章 の公子位文章 の公子位文章 の公子位文章 の公子位文章 の公子位文章 の公子位文章 の公子位文章 の公子の音 の公子の音 のの子の子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の音 のの子の のの子の のの子の のの子の のの子 のの子		
	単級結論図		
	< 対策 1 一② 後備変圧器からめルート確保> 甲機結確認 (後備変圧器を介した治発電所3 号炉への接続工事光丁後)		

第33条 保安電源設備

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 縁字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	2.1.3.6.2 (参考)275kV 送電線近接区間における鉄塔基礎強化		設備構成の相違(3)
	(更なる信頼性向上対策2)		
	送電線近接区間については、共倒れリスクは極めて低いこと		
	から、現状において対策の必要性は無いと判断しているが、更		
	なる信頼性向上対策として、鉄塔基礎の強化対策を実施した		
	(平成 26 年 11 月工事完了)。		
	【対策箇所の選定条件】		
	斜面崩壊は尾根稜線方向には発生しないが、急斜面から徐々		
	に斜面が崩落すると仮定し, 尾根稜線の直角方向にある斜面の		
	下方に、急斜面※3が存在している箇所を抽出。抽出にあたって		
	は斜面崩壊が発生しやすいとされる勾配 30° **4よりも安全側		
	とし、斜面勾配 25°以上を抽出。		
	【対策箇所の区分】		
	対策箇所A:選定条件を満たし斜面崩壊方向および鉄塔へ作		
	用する電線張力方向から、他送電線側への倒壊		
	が想定される箇所		
	対策箇所B:選定条件を満たし電線張力方向および同一斜面		
	の崩壊によって2基同時倒壊が想定される箇		
	の朋級によって2室间時国級が忍足される箇所		
	が策箇所 C: 選定条件を満たし斜面崩壊による倒壊が想定さ		
	対東面所し、選定末件を個だし計画崩壊による関数が忍足さ れる箇所		
	※3 出典:「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」		
	定義第2条『「急斜面」とは傾斜度が30度以上である土地を		
	100 J		
	※4 出典:日本道路協会編『道路土工 切土工·斜面安定工指		
	針 (平成 21 年度版)』 P. 313 によれば、斜面崩壊の約 95%		
	が30°以上の斜面で発生しているとされる。		
	【対策施所選定結集】・・対策服所数 全11箇所		
	様報25 未満により (水が) (水が) (水が) (水が) (水が) (水が) (水が) (水が)		
	対策施所点:電線張力から ※位置は「2.1.3.2.2 275AV法電線近接器間について」系参照		
	[対策方法]		
	などを放止		
	少事事業		
	V最高以来上は日本語		

第33条 保安電源設備

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

記載表現の相違

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由

2.1.3.7 送電線の信頼性向上対策

過去に発生した設備の被害状況を踏まえて、技術基準への適合 に加え、強風、着雪対策等により、さらに信頼性を高めている。

(1)強風対策

技術基準への適合に加え、一部の鉄塔については、地形要因等 (強風が局地的に強められる特殊箇所)を考慮して風速を割り増 す設計とした。また、台風時の強風によるジャンパ線横振れ事故 の対策としてジャンパV吊装置を設置した。

(2) 着雪対策

過去の豪雪被害による対応として、技術基準への適合に加え、 地域ごとに定めた着雪厚さ、湿型着雪による荷重を考慮する設計 とした。局所的な異常積雪を考慮し、雪の移動圧及び沈降圧を設 計に考慮した。(積雪深設計)また、着氷雪及び強風によるギャロ 荷重を考慮して設計されている。 ッピング事故対策としてルーズスペーサを設置した。



送電線の信頼性向上対策概要

2.1.3.7 送電線の信頼性向上対策

送電鉄塔については、電気設備の技術基準に基づく風圧荷重 等、各種設定荷重に対し、所定の強度を有するよう施設している。 また、過去に発生した設備の被害状況を踏まえて、更に着雪荷重 も考慮することにより強風時も含め信頼性を高めている。

(1) 強風対策

送電鉄塔の設計にあたっては、電気設備の技術基準に定められ ている風圧荷重 (平均風速 40m/s) を鉄塔規模 (高さ) に応じた 設計風圧値の逓増を考慮し設定している。また、風圧荷重よりも 大きな着雪荷重にも耐えうるよう設計を行うことにより、電気設 備の技術基準に定められている風圧荷重を上回る強風にも耐え うる設計としている。

(2) 着雪対策

昭和 47 年に発生した電線着雪による稚内線での鉄塔倒壊を踏 まえ、北海道電力ネットワーク株式会社独自の着雪荷重も考慮す ることとしている。泊発電所へ接続される送電鉄塔は以下の着雪

- · 風速 15m/s
- ・送電線の周囲に比重 0.7 の雪が同心円状に 1 m あたり 5 kg 付着 また、電線に対しては以下の着雪対策を実施している。

▶ 難着雷リング

電線に一定の等間隔で取り付けることにより、着雪の 電線のより方向への回転成長を途中で寸断し、筒雪・ 重着雪への発達を抑制させる。



難着雪リング

(1) 設備対策面

a. 風に対する設備対策

2.2.3.2.3 送電線の風雪対策について

電気設備の技術基準(解釈)に基づく甲種風圧荷重(風速 40m/s) | 設備構成の相違(3) 及び乙種風圧荷重(架渉線の周囲に厚さ6mm 又は9mm, 比重0.9 設備設計等の相違(4) の氷雪が付着した状態に対し、甲種風圧荷重の0.5倍を基礎とし て計算したもの)を考慮している。

設備構成の相違(3)

設備設計等の相違(4)

b. 雪に対する設備対策

上記の荷重に加えて、275kV 送電線(牡鹿幹線及び松島幹線) の全区間及び 66kV 送電線 (塚浜支線、鮎川線及び万石線) の一 部区間については、これまでの雪害事故実績を踏まえ耐雪強化対 策として、電線への湿型着雪荷重(経過地により架渉線の周囲に 厚さ 20mm~40mm, 密度 0.6g/cm³の雪) を考慮している。

更に、重着雪、ギャロッピングを防止するため、雪害防止対策品 を設置し、信頼性向上を図っている。女川原子力発電所に接続す る送電線等に採用している雪害防止対策品とその役割は第2.2.3 -11図のとおり。





第33条	保安電源設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉			太川原子力	発電所2号	炉		差異理由
	▶ 相間スペーサ	○雪害防」	止対策品の	泉路別採用	状況			設備構成の相違(3)
	ギャロッピングによる短絡事故の防止を目的として	女川原-	子力発電所	に接続する	送電線等	への線路別	リの雪害防止	設備設計等の相違(4)
	適用されているが、電線の捻れ剛性(捻れにくさ)を			The second second		DUDGE - CAROLOGICA		and the second of the second o
	増加させる効果もあり、着雪による電線の捻れを防止	7-12/KHH2/K/	II PADEIS A					
	することで、同一方向に着雪させて自重で落下させる		第 2.	2.3-7表 雪	事防止対策品	採用状況		
		1			雪害防止対策			
	もの。電線の回転による着雪成長の抑制効果がある。	線路名	N 200 200	1	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH	相関		
	▶ 素導体スペーサ		y >			スペーサ	スペーサ	
	多導体送電線において、導体同士の接触による損傷を	275kV 松馬 275kV 牡果		_	0	_	0	
	防止するために、スペーサを一定間隔で取り付けてい	275kV 年 66kV 家部		_	0	0	0	
	るが、スペーサの取付部により導体が固定されるた	66kV 船	and the second s		0	0	_	
	め、電線の捻れ剛性を増加させる効果もあり、相間ス	66kV 万			0	0	-	
	ペーサと同様電線の回転による着雪成長の抑制効果	※電線若し	くは地線への	採用状況を示	t.			
	がある。	A. C.						
	,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,							
	A I							
	相関スペーサ 素様体スペーサ							
		0						4

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備		林子: 記載衣切
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉
送電線におけるさらなる信頼性向上の取組みは、以下のとおりである。	2.1.3.7.1 (参考) 送電線における信頼性向上の取組み 送電線における更なる信頼性向上の取組みは,以下のとおり である。 (1) 設備対策面	
項目 電気設備の技術基準 (解釈) さらなる信頼性向上の取組み 備 考 支持物の倒薬防止として平均 ○鉄塔基礎の安定性評価及び長期 ・東北地方太平洋 服連 40m/s が連続している場 的な安定性の確認 (追加の地質 沖地賞を受けて	項目 電気影像の技術系像 (解釈) 更なる情報作向上の恋劇 像 考 支持物の何楽的なとして写真連単心	

►対象署水雪···照米 (厚点 6 mm)

病毒 0.3e/ef/

22

〇技術医療の適合に加え

帯質数計を取り入れ場れ

48年以降の飲事設計に

〇電器の職者開化など者 智力党の導入 〇巻管、保証対策として、 職者管リング、数単体スペ ーサ、和能スペーサの設備

自主保安として北海道電 総著作による指内部での カネットワーク株式会社 数等後線

項目	電気設備の技術基準 (解釈)	さらなる信頼性向上の取組み	備考
地震	支持物の倒線防止として平均 原連 40m/s が連続している場合の風圧荷重を考慮すれば、 地震による振動・衝撃荷重に 対して安全性が確保できると されている。	調査) ○長幹支持がいしの免疫対策	・東北地方太平洋 沖地震を受けて の対策
91,	10 分間級大平均風速 40m/s の風圧荷重を考慮	○合風による強風が局地的に強め られる特殊箇所に施設する鉄塔 の強風時荷重を考慮(45m/s・ 50m/s) ○合風時の強風によるジャンパ線 横振れ事故の対策としてジャン パV吊装置を設置	・H3 年台県 19 号 の被害による対 応
	の被氷を考慮	○電線への復型者等(著雪厚き) による荷重を考慮 一対象着米等・・・ 樹木 (厚き 30mm・35mm、密度 0.6g/m³) ○局所的な異常積等を考慮し、等 の移動圧及び沈降圧を設計に反 映 ○着米雪及び強展によるギャロッ ビング事故対策としてルーズス ペーサーを設置	 S61 年の豪雪被害による対応 S59 年の豪雪被害による対応 H17 年ギャロッピング事故対策

(2)保守管理面

基礎の安定性評価結果を基に鉄塔基別のカルテを作成して おり、定期的な巡視・点検時にこのカルテを基に、地形の変化 や支持物の変位を詳細に確認している。また、台風の前後、大 雨後、地震発生後には、事故発生の未然防止のため、巡視(予 防巡視)を実施している。

【巡視】

普通巡視 (ヘリコプター):1回/3ヶ月、普通巡視(徒歩):1回 /年

予防巡視(台風前後、大雨後、地震後等):必要の都度

【点検】

定期点検:1回/5年、臨時点検:必要の都度

(2)保守管理面

電気工作物が常に技術基準に適合するよう維持すること及 び事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備実 態等に応じて計画を作成し、以下の頻度による巡視、点検を実 施している。また、送電線事故発生時、風雪害、雷害、洪水な どの異常気象が発生又は発生が予想される場合、事故発生の未 然防止のため, 臨時巡視を実施している。

普通巡視 (ヘリコプター又は徒歩): 2回/年 (年1回以上、徒歩 により巡視点検を行う)

臨時巡視 (送電線事故時・異常気象など):必要の都度

【点検】

定期点検:1回/10年 臨時点検:必要の都度

(2)保守管理面

発電所に接続するすべての送電線に対し、送電設備全般を対象 設備構成の相違(3) とした定期的な普通巡視を実施し設備の異常兆候の把握に努め 設備設計等の相違(4) ている。また,大雨・地震後等に必要に応じて行う予防巡視によ り、送電鉄塔の安定性に影響がないことを確認している(第2.2.3 -8表参照)。

第2.2.3-8 表 巡視・点検の頻度

	保守管理	頻度	
巡視	普通巡视	2回/年	
視	予防巡視	必要の都度(大雨・地震後等)	
在	定期点檢	1回/10年	
<u>水</u>	臨時点検	必要の都度	

設備構成の相違(3) 設備設計等の相違(4)

差異理由

記載表現の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

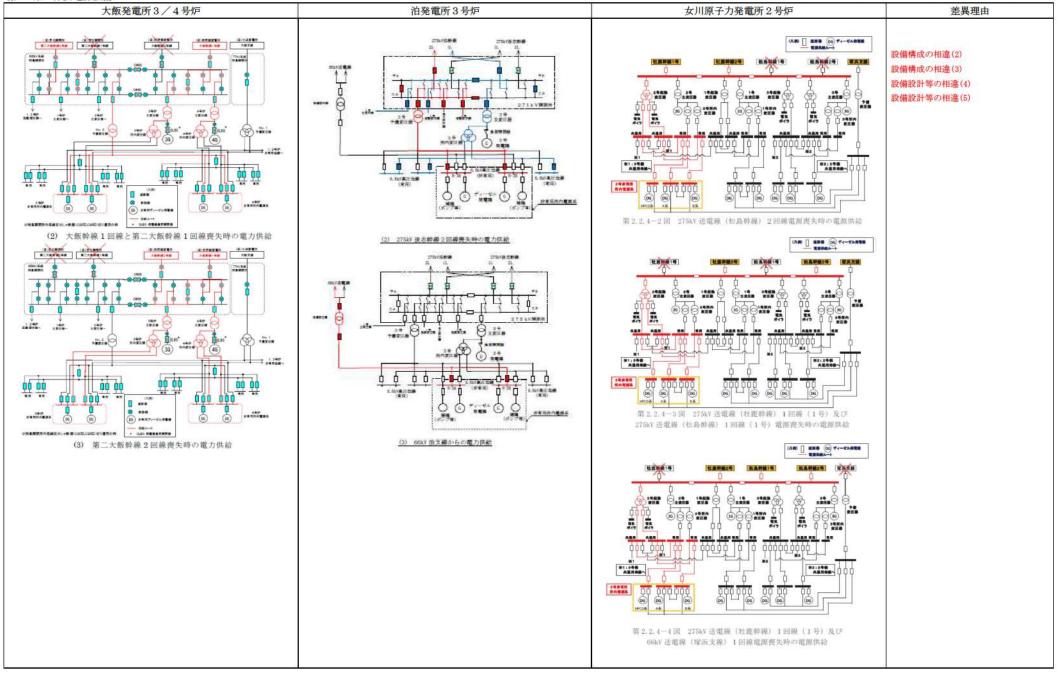
第33条 保安電源設備 大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		(補足) 《ギャロッピングによる電気事故発生状況> 電線への着米雪が裏状に形成された時、その形状と強黒条件が重なることで電線が動揺するギャロッピングが発生し、その接幅が非常に大きくなると電線が取いに接近・接触して電気事故が発生する。 平成21年2月に万石線N.57~M.58及びN.65~N.66においてギャロッピングによる電気事故が発生しており、対策として平成21年5月に相間スペーサを設置、それ以降は万石線でのギャロッピングによる電気事故は発生していない。 また、過去20年間、他の逆電線でギャロッピングによる電気事故は発生していないが、ギャロッピングの未然防止のため、相間スペーサやルーズスペーサによる設備対策を図っている。	

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.1.3.7.2 (参考) 送変電設備の碍子及び遮断器等の耐震性	2.1.3.7.2 (参考)送変電設備の碍子及び遮断器等の耐震性		
(1)送電鉄塔の長幹支持碍子の免震対策について	(1) 送電線の碍子の耐震性		medical and otherwise and othe
東日本大震災の被害状況を踏まえ、7 7 k V 送電線の長幹支	泊発電所につながる送電線のうち支持碍子が設置されてい		設備構成の相違(3)
持碍子については免震対策としてロックピン式の免震金具等	た鉄塔については、可とう性を有する碍子へ取り替えを実施し		設備設計等の相違(4)
を設置済み(対策鉄塔 83 基 H24 年 3 月対策完了) なお、送電	た。		
線(500kV、77kV)の碍子は、耐震性の高い可とう性			
のある懸垂碍子を使用している。	可とう性のある懸無碍子		
(2)変電所及び開閉所の遮断器等の耐震性について	(2)変電所及び開閉所の遮断器等の耐震性について		
「変電所等における電気機器の耐震設計指針(JEAG5003)」に	「変電所等における電気機器の耐震設計指針(JEAG5003)」に		
基づいて設計を行っている。	基づいて設計を行っている。		
製造会員 「東京の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	西野安電所		
長幹支持碍子の免農対策			
			1

第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由 泊発電所3号炉 2.1.4 複数号炉を設置する場合における電源の確保 2.1.4 複数号炉を設置する場合における電源の確保 2.2.4 複数号炉を設置する場合における電力供給確保 2.1.4.1 2回線喪失時の電力供給継続 2.1.4.1 2回線喪失時の電力供給継続 2.2.4.1 電線路が2回線喪失した場合の電力の供給 大飯発電所に接続する500kV送電線で3号炉及び4号炉 女川原子力発電所に接続する 275kV 送電線及び 66kV 送電線は、 泊発電所に接続する 275kV 送電線及び 66kV 送電線は1回線 記載表現の相違 の停止に必要な電力を受電し得る容量があり、500kV送電線 で3号炉の原子炉の停止に必要な電力を受電し得る容量があ 1回線で2号炉の停止に必要な電力を供給できる容量があり, 設備構成の相違(2) 4回線は連絡ラインで接続されていることから、いかなる2回線が り、275kV 送電線 4 回線はタイラインで接続されていることか 275kV 送電線4回線はタイラインで接続されていることから、い 設備構成の相違(3) 喪失しても、原子炉を安全に停止するための電力を他の500k ら、いかなる2回線が喪失しても、原子炉を安全に停止するた かなる2回線が喪失しても、発電用原子炉を安全に停止するため 設備設計等の相違(4) V送電線から受電できる構成としている。 めの電力を他の 275kV 送電線及び 66kV 送電線から受電できる の電力を他の 275kV 送電線及び 66kV 送電線から受電できる設計 設備設計等の相違(5) 構成とする。 とする。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】 2.2.4.1.1 2回線喪失時の電力供給継続 第2.2.4-1 図~第2.2.4-4 図に、いずれかの2回線が喪失し た場合における非常用母線への電力供給を示す。 TTTL/ / (0) 65:38 2TSkV後志齢者 (八田) 日本田田 (DG) ディーゼル会覧機 社直報報1号 社直報報2等 位高報報1等 82 *** O ***** 66 9 3 THE 2 主党圧器 1500 1868 () + in G 39 6.61V高压负值 6. 68V基环奇線 2年計算所 作内整理系 φþ 00 イーゼル 発電機 非常用用內電腦系 *** (36) 非常用で一切の発電機 第2.2.4-1 図 275kV 送電線(牡鹿幹線)2回線電源喪失時の電源供給 - 0.21 --※新車開開用内容製造 9L ○新華(CSS),CD60/UV連用の係 (1) 大飯幹線2回線喪失時の電力供給 (1) 275kV 泊幹線2回線喪失時の電力供給

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2号炉 差異理由 泊発電所3号炉 2.1.4.2 変圧器多重故障時の電力供給継続 2.1.4.2 変圧器多重故障時の電力供給継続 2.2.4.1.2 変圧器多重故障時の電力供給 変圧器多重故障等により500kV送電線4回線が喪失した場 変圧器多重故障などにより 275kV 送電線 4 回線が喪失した場 変圧器多重故障等により、275kV 送電線4回線及び 66kV 送電 設備構成の相違(2) 合は、原子炉を安全に停止するために必要な所内電力は、ディー 合は、原子炉を安全に停止するために必要な所内電力は、ディー 線1回線から受電できない場合は、非常用高圧母線が常用高圧母 設備構成の相違(3) ゼル発電機から受電する。さらに、ディーゼル発電機からの受電 ゼル発電機から受電する。また、66kV 送電線が健全であれば、 線から受電できなくなるため, 発電用原子炉を安全に停止するた 設備設計等の相違(4) に失敗した場合には、77kV送電線1回線から受電する。 66kV 送電線からも受電できる。 めに必要な所内電力は非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレ 設備設計等の相違(5) イ系ディーゼル発電機を含む。) から受電する。 第2.2.4-5 図に、変圧器多重故障時の非常用高圧母線への電 力供給を示す。 27567年出籍報 (八田) 直接等 (20) ディーゼル会会会 **化放射線2等** 275kV開閉所 (P) MERN 0-0-1 6.6kV高圧母線 (常用) 非常用恶内电源系 第2.2.4-5図 所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器故障時の電力供給 CHARGE STREET, SERVICES CONTRIBUTED. 変圧器多重故障による外部電源喪失時の電力供給 変圧器多重故障による外部電源喪失時の電力供給

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第33条 保安電源設備		林子; : 記載衣児、欧	偏名杯の相違 (美質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
主に送電目的として設置されている500kV系統は、発電所 事故時等において外部受電も可能である。非常用母線の受電は、 No.2予備変圧器からの受電、又は、発電機負荷開閉装置を開	2.1.4.3 外部電源受電設備の設備容量について 主に送電目的として設置されている 275kV 系統は、発電所事故 時等において外部受電も可能である。非常用母線の受電は、予備 変圧器からの受電、又は発電機負荷開閉装置を開放し主変圧器を 経由し所内変圧器からの受電を行うことができる。		設備構成の相違(3) 設備名称の相違(2)
受電専用の回線として設置されている 7 7 k V 系統は、No. 1 予備変圧器から大飯 3 号炉及び 4 号炉非常用母線に受電を行うことができる。 それぞれの送電線及び変圧器は、原子炉を安全に停止するために必要な電力を受電し得る容量を有している。	受電を目的として設置されている 66kV 系統は、後備変圧器から非常用母線に受電を行うことができる設計とする。 それぞれの送電線及び変圧器は、原子炉を安全に停止するため に必要な電力を受電し得る容量を有している。	非常用高圧母線は、以下の方法にて受電可能である。 ① 通常時、所内変圧器から受電する。 ② 所内変圧器から受電できない場合、起動変圧器へ自動切替が可能。275kV開閉所にあるガス絶縁開閉装置を介し、起動変圧器にて6.9kVへ降圧し、受電する。 ③ 所内変圧器及び起動変圧器から受電できない場合、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)からの受電に自動切替。 ④ 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)が使用できない場合、予備変圧器からの受電に切替え。66kVガス絶縁開閉装置を介し、予備変圧器にて6.9kVに降圧し、受電する。それぞれの送電線及び変圧器は、第2.2.4-1表に示す発電用原子炉を安全に停止するために必要な電力を受電し得る容量を有している(第2.2.4-2表参照)。【設置許可基準規則第33条第4項】	記載表現の相違 設備設計等の相違(4) 設備設計等の相違(5)
(必要容量) (単位:MVA) 500kV系統 77kV系統 大飯幹線 大飯支藤 (2回線) (2回線) (1回線) ディーゼル 発電機容量 分野 3号炉 4号炉 3号炉 4号炉 1号炉 2号炉 3号炉 4号炉 月系 容量 18875 8.875 8.875 6.875 6.875 6.875 8.875 8.875 8.875 8.875 8.875	(必要容量) 275M 系統 (2回線) (単位:MA)	第2.2.4-1 表 発電用原子炉を安全に停止するために必要となる電力 275W 社島幹羅 (2回報) 275W 社島幹羅 (2回報) 275W 社農快羅 (2回報) (66W 採泉支羅 (1回報) 非常用 ディーゼル 受定機容量 1 行分容量 5. 925WA 7. 925WA 7. 925WA 必要容量 20. 875WA 第2.2.4-2表 透電線及び変圧器の設備容量 性我幹察 (2回席) 収点大線 (1回席)	設備構成の相違(2)

(1回線)
* 03 67770
59MW®1
(62)
₩ No.1
子備変圧器

※1. 設置許可添付人で MW 表記、力率 0.95 で MVA に換算した。

(1号46, 2号46及び3号40共和⁴⁶) (1号46, 2号46及び3号40共用⁴⁶) (1号46, 2号46及び3号40共用⁴⁶) **予偿灾注**群 2月炉接動業所間 (1号钟, 2号师执び3号师共用等) 容量

25MVA (~20, 875MVA)

- ※1 力率 0.95 で MVA に換算した。
- ※2 共用:安全施設(重要安全設備は除く。)については、電気事故の波及的影 響を訪止する観点から遮断器を設けており、電気的分離を実施し、発電用車 子炉施設の安全性を排なわないものとしている。

40MVA (>7, 625MVA)

第33条 保安電源設備			
大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
2.1.4.4 特高開閉所	2. 1. 4. 4 開閉所	2.2.4.2 受送電設備の信頼性 275kV 開閉所,66kV 開閉所及びケーブル洞道等は十分な支持性 能を持つ地盤に設置した上で,遮断器等の機器については耐震性 の高い機器を使用する設計とする。 275kV 開閉所及び 66kV 開閉所は防潮堤等を設置することで津 波の影響を受けない設計とするとともに,塩害を考慮する設計と する。	記載表現の相違
500kV特高開閉所は、盛土上に設置してあり、べた基礎構造である。なお、1.0Ciの地震力(Kh=0.16)に対し十分な安全性を確保しており、耐震クラスCを満足している。77kV特高開閉所は、岩盤上に設置してあり、べた基礎構造である。なお、地震力(Kh=0.89)に対し十分な安全性を確保しており、耐震クラスCを満足している。また、500kV特高開閉所及び77kV特高開閉所の基礎コンクリート及び周辺斜面の擁壁・法面等について、日常点検及び定期点検を行い、有害な欠陥がないことを確認している。		2.2.4.2.1 開閉所設備等の耐震性評価について 275kV 開閉所, 66kV 開閉所及びケーブル洞道等の基礎構造は, 直接基礎構造又は杭基礎構造であり, 1.0Ci の地震力に対し不等 沈下, 傾斜又はすべりがおきないような地盤に設置していること から, 十分な支持性能を確保しており, 耐震クラスCを満足している。	設備構成の相違(2) 記載表現の相違
	津波による影響に対しては、275kV開閉所の設置高さが標高約85mであるため問題ない。また、塩害を受けにくいよう、ブッシング	発電所内の開閉所の遮断器は耐震クラスCを満足するガス絶縁開閉装置及びガス遮断器を使用している(第2.2.4-6図参照)。	設備構成の相違(2) 記載表現の相違 設備設計等の相違(8)
		開閉所の電気設備及び変圧器については、経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について(指示)」(平成23・06・07 原院第1号)に基づき、JEAG5003-2010「変電所等における電気設備の耐震設計指針」による耐震評価を実施することにより、耐震裕度を有する設計とする。(平成23年7月7日報告)【設置許可基準規則第33条第6項解釈6】	・開閉所設備等の耐震性評価に係る記載 の明確化のため、女川まとめ資料 (2.2.4.2.1(1)含む)と同様の記述を
500kV特高開閉所 ガス絶縁開閉装置	期閉所 275kV ガス絶縁期閉装置	第 2. 2. 4-6 図 開開所設備外親	